

2022 DISCLOSURE

JA共済連の現状

ひと・いえ・くるまの総合保障



JA共済

協同組合による共済事業を実現した「JA共済の父」
賀川豊彦

原点

農業を母に。 助け合いを父に。

私たちJA共済の成り立ちと使命。
それは、すべての産業の出発点である農業を母に、
人類普遍の道徳性のひとつである助け合いの理念を父とし、
地域に生きる一人ひとりの組合員の皆さまとともに、
一つひとつのくらしの安心や幸せを追求することです。
そして、70年以上にわたるJA共済の歴史は、
組合員の皆さまとJA共済との深い絆の歴史でもあります。
時代や社会がどれだけ変わっても、その絆が変わることはありません。
これからも、地域の皆さまとともに、
くらしの安心や幸せを追求していく、ひたむきに絆を深めていく。
農業を母に、助け合いを父に持つ、私たちだからこそ
いまそのことにますますの誇りを持ちたいと思うのです。

ずっとつづく、絆をつくろう。



JA共済の原点

「一人は万人のために、万人は一人のために」
人々が助け合い、支え合って生きてゆける社会の実現という
「相互扶助」の理念のもと、JA共済は、
農協の共済事業として昭和23年にはじまりました。
事業開始以来70年以上にわたり、相互扶助の理念のもと、
地域に「しあわせの輪」を広げ、豊かで安心して暮らすことのできる
地域社会づくりに取り組んでいます。

使命

JA共済事業の使命

一、JA共済は、農業協同組合が理念とする「相互扶助」を事業活動の原点とし、
常に組合員・利用者の信頼と期待に応え、「安心」と「満足」を提供します。

一、JA共済は、最良の保障・価格・サービスによる「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、
組合員・利用者の豊かな生活づくりに努めます。

一、JA共済は、事業活動の積極的な取組みを通じて、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献します。





JA共済連の概要（令和4年3月末現在）

名 称 全国共済農業協同組合連合会(略称:全共連/愛称:JA共済連)

創 立 昭和26年(1951年)1月31日

所 在 地 〒102-8630 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル
TEL.03-5215-9100(代表)

会 員 数 710会員(正会員662、准会員48)
※正会員の内訳は、JA 574、県信連 32、県経済連 8、県厚生連 33、
その他連合会 13、全国連 2

総代定数 202 都道府県の区域ごとに正会員たるJAおよび連合会から選挙される
総代定数 200、正会員たる全国連から選挙される総代定数 2

役 員 数 経営管理委員 24名、監事 6名、理事 10名(令和4年7月28日現在)

職 員 数 6,826名 一般職員：男子 3,702名、女子 1,809名
常勤嘱託：1,315名

資 産 状 況	総資産	58兆 1,926億円
負 債 状 況	共済契約準備金	51兆 7,943億円
純 資 産 状 況	出資金	7,565億円
保 有 契 約 高	生命総合共済	91兆 1,021億円
	建物更生共済	140兆 3,483億円

目次

- 4 トップメッセージ
- 6 JA共済について(協同組合、JAグループの一員として)
- 8 事業活動のご報告(令和3年度以降の事業トピックス)
- 12 相互扶助を原点としたJA共済のあゆみ
- 14 JA共済の事業展開の基本的考え方

I 17 2021年度の業績

- 18 事業概況(令和3年度の業績ハイライト)
- 22 資産の運用状況(令和3年度の運用ハイライト)
- 24 資産・負債等の状況
- 25 収支の状況
- 26 健全性を表す指標

II 29 事業活動

- 30 「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供
- 37 農業者の皆さまへの取り組み
- 41 ご契約者の皆さまへの取り組み
- 44 サポート体制
- 48 国内外の協同組合と連携した取り組み

III 49 地域貢献活動

- 50 地域貢献の取り組み
- 51 地域貢献活動トピックス
- 52 くらし・営農
(農業振興／文化支援／生活支援／環境保全)
- 54 ひと(健康管理・増進／介護・福祉)
- 56 いえ(災害救援／防災・防火対策／復興支援)
- 58 くるま(交通事故未然防止／交通事故被害者支援)

IV 61 JA共済連の運営について

- 62 JA共済連の経営体制(ガバナンス)
- 63 内部統制システム構築の取り組み
- 64 コンプライアンス・リスク管理の取り組み
- 65 コンプライアンス(法令等遵守)の徹底
- 66 個人情報保護の取り組み
- 67 反社会的勢力への対応
- 67 利益相反管理方針の概要
- 68 リスク管理の取り組み
- 71 仕組開発・引受・支払体制の強化
- 73 組合員・利用者の皆さまの声を活かす取り組み
- 76 ディスクロージャーの充実

V 77 組織概要

- 78 JA共済連の組織概要
- 82 JA共済連の組織機構図
- 84 JA共済連および子会社等の概況
- 86 沿革
- 90 JA共済Q&A

VI 93 JA共済連データ編

- 94 業績
- 105 経営諸指標
- 110 財務諸表
- 130 運用資産諸表
- 147 その他諸表
- 153 JA共済連および子会社の状況(連結)
- 170 JA共済連 都道府県本部・全国本部の概要
- 172 <参考>JA共済事業実績の概要
- 174 共済用語の解説
- 176 農業協同組合法施行規則に基づく索引

トップメッセージ

農業協同組合が理念とする『相互扶助』 もっと安心、もっと信頼されるJA共済をめざす

刊行のごあいさつ

日頃よりJA共済事業をご利用いただき、厚くお礼申しあげます。

JA共済は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という「相互扶助(助け合い)」を事業理念に、「ひとりえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、組合員・利用者の皆さまが豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざした取り組みを行って

います。

このたび、私どもの経営方針、事業概況、財務状況などを皆さまにわかりやすくお知らせするために、ディスクロージャー誌「JA共済連の現状2022」を作成いたしました。

本誌をご覧いただき、JA共済事業に対する一層のご理解を賜りますようお願い申しあげます。

はじめに

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、および生活に多大なる影響を受けておられる皆さまに対しまして、心よりお見舞いを申しあげます。

JA共済連では、いかなる状況下にあろうとも、

組合員・利用者の皆さまに対してJA共済事業の使命を果たし、一日も早い事態の終息に向けてお役に立てるよう、引き続き事業の総力をあげて取り組んでまいります。

農業を取り巻く環境

日本の農業を取り巻く環境は、農村部における人口減少と農業者の高齢化が顕著となる一方、法人経営体が増加する等、農業経営の大規模化・法人化が進んでいます。

このような状況のなか、政府は「食料・農業・農村基本計画」において、食料自給率の向上と食料安全保障の確立に向けて、輸出促進や農村振興、先端技術を活用したスマート農業の加速化等を推進しています。また、「みどりの食料システム戦略」では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを掲げ、革新的な技術・生産体系の開発等を推進しています。

さらに、近年のTPP11、欧州連合とのEPA、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定の発効に加え、直近では、令和4年1月に地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が発効する等、各との広域連携が進んでいます。

また、新型コロナウイルスによる米・生乳等の需要減などに加え、ウクライナ情勢による生産資材のさらなる高騰の見通し等により、農業経営の厳しさは増大し、食料や資材の多くを海外に依存する日本の食料安定供給について、リスクが現実のものになりつつあります。

令和3年度の事業概況

令和3年度は、「令和元年度から3年度 JA共済3か年計画」の最終年度として、同計画の基本方針を踏まえて策定した令和3年度事業計画に基づき、次のこととに取り組みました。

ひと分野における保障・サービスの提供・契約者フォロー活動の徹底に向けては、令和3年4月に仕組改訂を実施した医療共済およびげんきなカラダ

プロジェクトのご案内等を契機とした3Q訪問活動、ひと保障あんしんチェックを展開しました。また、オミクロン株をはじめとした新型コロナウイルスの急速な拡大を踏まえ、令和4年2～3月には共済金の請求忘れの確認等を契機とした医療共済のご案内活動およびメール配信の実施等によりライフアドバイザー(LA)の活動を支援しました。

を事業活動の原点に、 していきます。

デジタル技術等を活用した新たな接点構築・活動環境の整備の取り組みとしては、令和3年4月に、JA共済アプリ、Webマイページをリリースし、お役立ちコンテンツや各種サービスをいつでもWeb上で組合員・利用者の皆さまへ提供できる環境を構築しました。また、令和3年4月から、共済契約等の利用者情報やWebマイページ・JA共済アプリ等から得られた情報等を一元管理する担当者共通支援システ

ム（コロンブス）を展開し、契約者対応およびJA内の情報共有時に活用しました。

組合員・利用者本位の活動の徹底に向けては、「電話等による親族等への確認」等、高齢者に配慮した推進活動に取り組みました。

適正な事務手続きの定着・実行に向けては、令和3年4月から、共済金・返戻金等の連合会直接払、共済証書等の契約者直送を全量実施しました。

むすび

JA共済は、共済事業開始以来70年以上にわたり、相互扶助の理念のもと、地域に「しあわせの輪」を広げ、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに取り組んでまいりました。

コロナ禍であっても前述のような着実な事業活動を実施できましたのも、これまでの地域に根ざした活動により築いた組合員・利用者の皆さまとの深い絆の賜物と心より感謝申しあげます。

JA共済は、今後いかなる環境下であっても、永続的に組合員・利用者の皆さまに「安心」と「満足」を提供できるよう、これまで以上に強い使命感と情熱をもって、よりよい保障・サービスの実現と健全な経営による誠実な事業活動を行ってまいります。

引き続きご支援を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

令和4年8月



経営管理委員会会長 | 青江 伯夫

代表理事理事長 | 柳井 二三夫

JA共済について(協同組合、JAグループの一員として)

JAは、相互扶助の精神のもとに農家の営農と生活を守り高め、よりよい地域社会を築くことを目的に、組合員の運営参画により組織された協同組合です。JA共済は、JAグループの一員として、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供(共済事業)を中心とした活動を通じて組合員・利用者の皆さまの生活を支えています。

JA(農業協同組合)とは

JAは、営農指導のほか、生産資材の共同購入や農畜産物の共同販売、貯金の受け入れ、農業生産資金や生活資金の貸し付け、農業生産や生活に必要な共同利用施設の設置、および万一の場合に備える共済等の事業や活動を行っています。

JAは、農家・地域住民が組合員となって組織され、運営されています。



JA綱領　わたしたちJAのめざすもの

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

協同組合とは(協同組合としてのJA)

協同組合とは、生活をよりよくしたいと願う人たちが共通する目的のために自主的に集まり、その事業の利用を中心としながら民主的な運営を行う、営利を目的としない組織です。

JAは、農業協同組合として、組合員の営農と生活全般を守り豊かにすることを目的に活動しています。

なお、平成28年11月に「協同組合の理念と実践」はユネスコ無形文化遺産に登録されています。

協同組合原則(世界各国の協同組合共通の運営原則)

■ 定義 協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体である。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを満たすことを目的にしている。

■ 価値 協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値に基づいている。正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条とする。

■ 原則

第1原則　自主的で開かれた組合員制

加入・脱退が自由。組合の活動に参加し、事業を利用したいと組合に加入を希望するものは加入を拒まず、強制的に脱退させることはない。

第2原則　組合員による民主的な管理

組合員それぞれが1人1票の選挙権や議決権行使して、民主的な方法で組合を管理する。

第3原則　組合財政への参加

組合員は公平に出資して、組合の事業を利用する。

第4原則　自主・自立

組合員による民主的な管理を確保し、組合の自主性を保持する。

第5原則　教育・研修、広報

組合員ひとりひとりの参加意欲を高める。

第6原則　協同組合間の協同

地域・全国・近隣諸国、国際的に相互に協同する。

第7原則　地域社会への関わり

魅力的な地域づくりや地域社会の持続的な発展に取り組む。

※ 上記の協同組合原則は、国際協同組合同盟(ICA)全体総会で採択された「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」です。

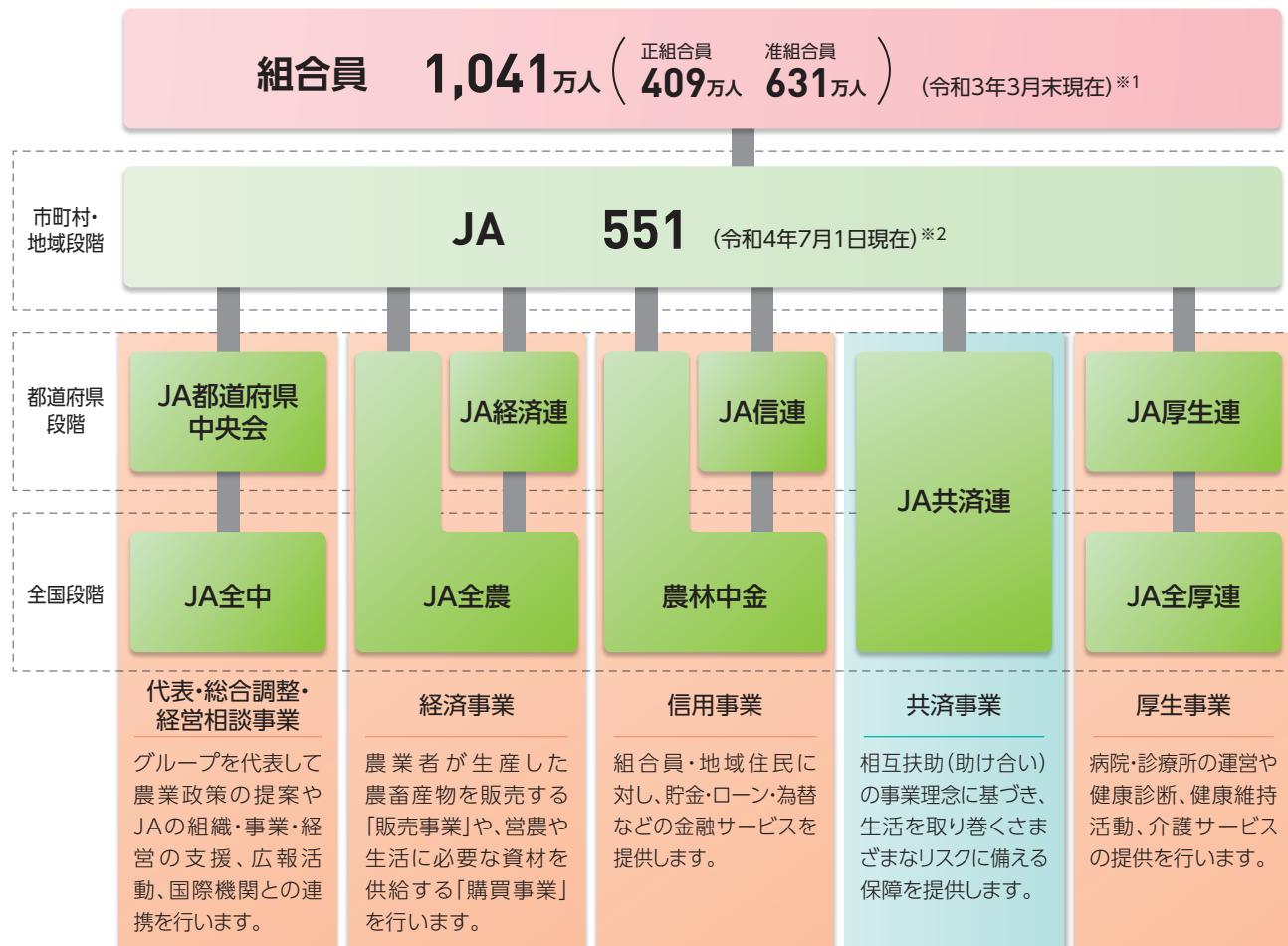
JAグループとは

JAグループは、組合員の営農と生活全般にかかる総合事業を展開する市町村・地域段階の「JA」と、JAが行う各事業を効率的に実施するために組織された都道府県・全国段階の「連合会・中央会」等が連携して事業展開しています。



JAマークの大きな三角形は「自然」「大地」、小さな三角形は「人間」を表しています。左端の円は「農業の豊かさ」「実り」、さらには協同の精神に基づく「人の和」を象徴しています。

► JAグループの組織図



※1 組合員数は、「令和2事業年度総合農協統計表」(農林水産省)によるものです。

※2 JA数は、JA全中調査によるものです。

JA共済が行う共済事業とは

共済とは、生活を取り巻くさまざまなリスク(ケガ・病気、火災・自然災害、交通事故など)に対して、組合員があらかじめ一定の「共済掛金」を拠出して協同の財産を準備し、不測の事故などが生じた場合に「共済金」として支払うことによって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助(助け合い)の保障制度です。

JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さんに「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。



JA

- JA共済の窓口です。
- 組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

JA
共済連

- JAと一体となって、JA共済事業を運営しています。
- 各種の企画、仕組開発、資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

事業活動のご報告(令和3年度以降の事業トピックス)

地域密着の事業推進の実践

JA共済では、組合員・利用者の皆さまのお宅への訪問や電話により、コミュニケーションの強化を図ることで、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズにあった保障を提供するとともに、共済金をもれなくご請求いただくため、3Q活動を展開しています。

令和3年度は、オンライン面談の環境を整備し、オンライン面談や電話にて契約内容の確認や生活の変化などを伺う「3Qコール」に積極的に取り組み、組合員・利用者の皆さまとのさらなるつながりの強化を図りました。



契約者・利用者の皆さまへの対応力の強化

ライフアドバイザー(LA)は、組合員・利用者の皆さまの幅広いニーズに対応できる知識を持つスタッフで、全国で19,134名が活動しています(令和4年3月末現在)。また、スマイルセンターは、窓口対応や電話応対などを通じて、組合員・利用者の皆さまへさまざまな情報提供、提案を行っています。

自動車損害調査サービスについては、全国で約2,560か所のサービス拠点(事故対応窓口)と約5,130名の損害調査サービス担当者を配置するほか

(令和3年4月1日現在)、フリーダイヤルによる事故受付の24時間・365日対応など、契約者・利用者の皆さまへのサービスの充実を図っています。

JA共済では、これらのスタッフの高度な知識の修得、能力向上を図るための各種研修会を実施するとともに、契約者・利用者満足度調査を踏まえた改善活動に取り組むことで、契約者・利用者対応力の強化を図っています。

組合員・利用者の皆さまのニーズを反映した仕組みの開発

JA共済では、組合員・利用者の皆さま一人ひとりのニーズにあった「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供するため、毎年、組合員・利用者の皆さまや日頃推進活動を行っているライフアドバイザー(LA)等を対象とした生活保障に関するアンケート等を実施し、より的確にニーズを反映した仕組みの開発を行っています。

【令和3年4月】

- 入院日数の短期化や通院・在宅医療の増加等の医療環境の変化に対する保障ニーズにお応えするため、所定の入院日数に達するごとに、まとめた額の共済金をお支払いする「医療共済メディフル」の仕組改訂を実施しました。
- 組合員・利用者の皆さまの健康増進に資する取り組みの一環として、所定の期間中に入院をされなかつた場合に祝金をお支払いする「健康祝金支払特則」を新設しました。

【令和4年4月】

- 認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見をサポートする「認知症共済」を新設しました。あわせて、認知症の予防・早期発見、発症後をサポートする各種サービスを追加しました。
- 農業においては「生産」から「出荷・販売後」までにさまざまな賠償リスクが想定されることから、農業者に共通するさまざまな賠償リスクについて一體的に保障する「農業者賠償責任共済ファーマスト」を新設しました。



組合員・利用者・地域住民の皆さまの健康増進に向けた取り組み

JA共済では、組合員・利用者・地域住民の皆さまの「げんきなカラダ」づくりを総合的にサポートする取り組み「げんきなカラダプロジェクト」を展開しています。「げんきなカラダプロジェクト」では「げんきを一緒につくる」をコンセプトに、専用ホームページやWebマイページ、JA共済アプリなどを活用し、JAグループ各団体やヘルスケア関連企業とも協業して、健康増進に関する幅広いサービスを提供しています。



農業に貢献する取り組み

農業を取り巻くリスクが増大・多様化している状況を踏まえ、JAグループ各団体と連携し、農業者の皆さんに農業を取り巻くリスクをお知らせする「農業リスク診断」を実施しています。

また、「事故が起こった際の保障の提供」だけでなく、「農作業事故の未然防止」をリスク対策の両輪と位置付け、「農作業事故体験VR」を活用した学習プログラムなどを通じ、農業者の皆さんの安全確保、リスク軽減・回避につながる活動に取り組んでいます。



VR映像

地域に貢献する取り組み

JA共済では、地域・農業の活性化に貢献するため、食育イベントや農業体験の開催・支援など地域の実情に応じた活動に取り組んでいます。

また、元気な生活を送るために役立つ健康管理・増進活動をはじめ、介護・福祉活動、防災・防火対策活動のほか、自然災害などの被害にあわれた際の救援活動から復興支援に至るまで、さまざまな活動に取り組んでいます。



食育イベントの開催

JJAの事務負荷軽減に向けた取り組み

組合員・利用者の皆さまのさらなる利便性向上と、JJAの事務負荷軽減の取り組みを一層進めることを目的に、令和3年4月から、いつでも・どこでもJJA共済のインターネットサービスをご利用いただけるご契約者さま向け専用「Webマイページ」および健康や子育てなどの日常に役立つコンテンツをどなたでも利用できるスマートフォン向け「JJA共済アプリ」の2種類のサービスを開発しています。

Webマイページ



JJA共済アプリ



デジタル技術の活用による契約者対応力の強化

JJA共済は、組合員・利用者の皆さま一人ひとりに寄り添った安心と満足をお届けするため、デジタル技術を活用した取り組みを積極的に推進しています。

令和3年4月から「担当者共通支援システム(コロンブス)」を導入し、組合員・利用者の皆さまの共済のご加入状況や各種お手続きの状況などをJJA職員が漏れなく確認できるようにすることで、さらなるサービスの向上に繋げています。加えて、皆さまのご事情に

あわせて、保障やライフプランに関するご相談を承れるように「オンライン面談システム」を導入しました。

また、自然災害が頻発する現状に対応するため、組合員・利用者の皆さまにお住まいの地域の自然災害リスクなどのお役立ち情報を提供するとともに、自然災害発生時には、地図データ上にご契約情報を表示し、効率的な損害調査・査定計画の策定などを可能とする地図システムを開発しました。

国内外の協同組合との連携

JJA共済連は、国内では「日本協同組合連携機構(JCA)」に、海外では「国際協同組合同盟(ICA)」や「国際協同組合保険連合(ICMIF)」およびその地域協会である「ICMIFアジア・オセアニア協会(AOA)」にそれぞれ加盟しています。

これらの団体はいずれも、協同組合運動や協同組合保険・共済事業の持続的な発展を通して、組合員・利用者の皆さまの生活の安定や向上に寄与していくための活動に取り組んでおり、JJA共済連は、国内外の協同組合と連携したさまざまな活動にも積極的に参画しています。



国際協同組合保険連合(ICMIF)は国連防災機関(UNDRR)と災害リスクの軽減という喫緊の課題について協力関係にあり、左記の報告書「保障から予防へ：災害リスクの軽減における協同組合・相互扶助保険の役割(邦題)」を2021年4月に共著で発行しました。同報告書にはJJA共済連の取り組みも代表的な事例として掲載されています。

JJA共済事業における自己改革の取り組み

JJAグループでは、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」としての社会的役割を果たすため、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標に、営農・経済事業の強化等の取り組みを中心に自己改革を進めしており、JJA共済では、平成28年度からJJAの自己改革をサポートするため、「農業者の所得増大をサポートする取り組み」「地域・農業の活性化に向けた取り組み」「JJAの事務負荷軽減に向けた取り組み」について着実に実践しています。

SDGsへの取り組み

JA共済は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という「相互扶助(助け合い)」を事業理念に、「ひとり・いえ・くるまの総合保障」や農業者の皆さまへの保障の提供およびさまざまな地域貢献活動を通じ、組合員・地域住民の皆さまが豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざしてきました。このような取り組みの一つひとつが、SDGs(持続可能な開発目標)の実践そのものと考えています。

これからもJA共済は、以下の取組方針のもと積極的に事業活動を行うことで、SDGsがめざす社会の実現に貢献し、地域社会を構成する一員としての社会的役割を果たしていきます。

▶ JA共済SDGs取組方針

保障・サービスの提供や地域貢献活動等の事業活動を実践し、JA共済の事業基盤である農業と地域社会の持続可能性を確保します。

対応方向	貢献する主なSDGs目標	主な取り組み
健康で豊かな生活への貢献	  	<p>共済事業</p> <ul style="list-style-type: none">病気、ケガ、老後などに備える保障の提供健康増進に役立つ各種サービスメニュー等の提供(食事管理アプリや脳トレ、運動トレーニング、各種検査の優待提供など)元気な生活を送るために役立つ健康管理・増進活動、介護・福祉活動(レインボ一体操、ちょいムズチャレンジなど) <p>くるま</p> <ul style="list-style-type: none">交通事故被害者の社会復帰支援に向けた取り組み(介助犬の育成支援、リハビリテーションセンターによる社会復帰支援など)
安全・安心を実感できる地域社会づくり	   	<p>共済事業</p> <ul style="list-style-type: none">地震や台風などさまざまな自然災害に備える保障の提供万が一に備える防災・減災対策活動(ザブトン教授の防災教室)や自然災害にあわれた際の救援活動(災害シート・災害キットの無償配布) <p>くるま</p> <ul style="list-style-type: none">交通事故のない社会をめざす交通事故未然防止活動(JA共済アンパンマン交通安全キャラバン、自転車交通安全教室など)
持続可能な農業への貢献	   	<p>共済事業</p> <ul style="list-style-type: none">農業者の皆さまの事業・生活基盤の安定化に向けた保障の提供農業経営を取り巻くリスクとその備えの確認を行う農業リスク診断 <p>くらし・営農</p> <ul style="list-style-type: none">農業者の皆さまの安全確保に向けた農作業事故未然防止活動(農作業事故体験VRを活用した学習プログラムの展開など)
地球環境への貢献	   	<p>資産運用</p> <ul style="list-style-type: none">気候変動対策を目的とした債券等へのESG投資紙使用量削減の取り組み(約款のWeb化、契約手続きのペーパーレス化など)フード・マイレージ低減に向けた「地産地消」支援の取り組み(それいけ!アンパンマンミニショー&握手会、食育イベント・農業体験など)

相互扶助を原点としたJA共済のあゆみ

JA共済は、農協の共済事業として昭和23年にはじまりました。人びとが助け合い、支え合って生きてゆける社会の実現という、高い理想からはじまったJA共済は、数多くの組合員・利用者の皆さまをはじめとする地域の皆さまのご理解・ご賛同を得て、大きく成長することができました。

はじまり

広がり

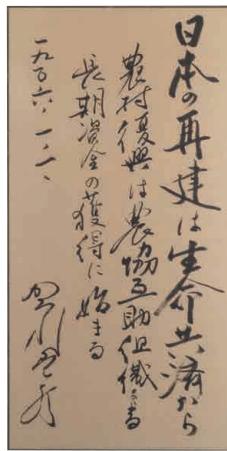
「相互扶助」の理念のもと 誕生したJA共済

JA共済の原点は、JA共済の父といわれる賀川豊彦にあります。自然とともに歩み、予期せぬ困難に直面する農家にとって、医療費だけでなく、不意にやってくる病や経済的な困窮に備えるための制度が必要だと考えた賀川は、農村の貧しい家庭でも安い掛け金で加入でき、営利を目的としない協同組合が運営する保障制度の確立に向けて奔走します。

こうした精力的な活動を続けた結果、1947年(昭和22年)に農業協同組合法が施行され、農協による共済事業の実施が認められました。1948年(昭和23年)から北海道を皮切りに農協の共済を各県で開始し、1951年(昭和26年)1月、共済事業を全国展開すべく、全国共済農業協同組合連合会(現:JA共済連全国本部)を設立しました。



賀川豊彦ポートレイト



賀川豊彦の揮毫

助け合いの輪が全国へ

1957年度(昭和32年度)には沖縄県を除く全都道府県に共済連を設置し、同時に全国各地の農協で共済事業を本格的に実施するようになりました。そして、農協の役職員や青年部、婦人部など組織一体となった共済普及運動が全国各地ではじりました。各地の農村で開催された勉強会や座談会は組合員相互で保障を点検する場となり、助け合いの輪が広がっていきました。

戦後の混乱が続くなか、全国の農家組合員に役立つ保障を提供したいという想いから生命共済(現:養老生命共済)を開始しました。その想いはやがて建物更生共済、自動車共済など社会環境の変化や組合員のニーズに応じて、幅広い保障のラインナップへと広がっていき、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を組合員・利用者の皆さまへ提供してまいりました。

その結果、1991年度(平成3年度)には、長期共済保有契約高が300兆円を超えるまでになりました。



普及推進の様子

寄り添い

これからも

より身近な存在として さらなる安心と満足を提供

1994年(平成6年)には、保障の提案やアドバイスを行う専門スタッフによるサポート体制「ライフアドバイザー(LA)制度」がスタートし、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズにお応えできるようになりました。

2000年(平成12年)4月、47都道府県共済連と全共連は一斉統合し、現在のJA共済連となりました。一斉統合により、JAとの結びつきを一層深め、組合員・利用者の皆さまにさらなる「安心」と「満足」をお届けできるようになりました。

たとえば、自然災害が発生した際には、全国本部と都道府県本部から自然災害広域損害査定員を派遣し、JAと一丸となって迅速かつ適正な損害調査を行うことにより、被災された組合員・利用者の皆さまにいち早く共済金をお支払いすることが可能となりました。

これからも 地域の皆さんとともに

時は流れ、農家やJA共済利用者の生活は向上し、安定していきました。JA共済も成長し、しあわせの輪も大きくなりました。一方で人びとのライフスタイルは変化し、ニーズや願いも様変わりしています。農業、農村や地域社会のあり方も変化し、組合員の高齢化や世代交代が進展する中、次世代との新たな絆づくりや地域社会の中でのコミュニケーションが重要な時代を迎えています。

JA共済は、大きな環境変化のなかにあっても、組合員・利用者の皆さんに変わらぬ「安心」と「満足」を提供し続け、「農」や「暮らし」の未来に向けて、地域とともに支えていくことを目指し、これまでの「対面」に加えて、「非対面」による契約者フォロー活動や農業を取り巻くリスクの増大・多様化に備える保障の提供などのさまざまな活動に取り組んでいます。

JA共済は、これからもJA共済の原点である相互扶助の理念のもと、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに取り組んでまいります。



自然災害時の損害調査の様子



契約者フォロー活動の様子

JA共済の事業展開の基本的考え方

JA共済は、令和4年度から6年度における「JA共済3か年計画」に基づき、JAとJA共済連の一体的な事業運営を強固にしつつ、将来にわたって、事業環境の変化に適切に対応した事業活動を展開することにより、組合員・利用者の皆さまのくらしを守り、農業と地域社会づくりに貢献し続けていきます。

今次3か年計画について

スローガン

新たな時代に、変わらぬ安心を

基本的考え方

組合員・利用者に寄り添った安心と満足の提供

組合員・利用者に「寄り添い」、包括的な安心を「届け」、

重点取組事項

重点取組事項1 新たな生活様式への対応の加速

1 仕組み・サービス

- 保障・サービスの一体的展開
- ニーズを捉えた仕組開発
- ひと保障の取組強化

2 接点・手続き

- デジタル化による手続き整備
- 対面・非対面の融合

3 農業・地域への貢献

- 農業保障の取組強化
- 組合員・地域住民との繋がり強化、SDGsへの取組強化

重点取組事項3 長期にわたり契約者が安心できる土台・スキームづくり

JA共済SDGs取組方針

キーワード

ひと

いえ・くるま

優先課題・貢献する
主なSDGs目標



- 健康の増進
- 予防・治療の促進
- 福祉の促進



- 災害による被害の抑制
- 交通の安全性改善



対応方向

健康で豊かな生活への貢献

保障提供をはじめ、健康管理・増進や介護・福祉に資するサービスおよび地域貢献活動の取り組みにより、健康で豊かな生活づくりに貢献します

安全・安心を実感できる地域社会づくり

保障提供をはじめ、防災・減災・事故防止に資するサービスおよび地域貢献活動の取り組みにより、安全で安心を実感できる地域社会づくりに貢献します

～地域とともに、農とくらしの未来を支えるJA共済～

持続可能なJA経営基盤の確立・強化

農業・地域社会とより広く・より深く「繋がる」ことを実践

重点取組事項2 共済事業の長期安定的な展開

1 “寄り添う”活動

- 3Q・はじまる活動の実践
- LA等の育成機能強化
- 事業実施体制の整備

2 事務負荷軽減

- 事務手続きの簡素化、
固有事務削減
- 審査・査定業務等の効率化

3 PDCA実践支援

- JAの経営管理・
改善(PDCA)の実践支援

1 JA指導・サポート強化

- 連合会の事業実施体制
の整備

2 リスク管理

- 統合リスク管理態勢の
高度化・強化

3 信頼性の向上

- 組合員等の声を活かしたCS向上
- コンプライアンス態勢の強化

農業

環境



- 自然災害への適応能力の向上
- 農業生産性・所得の向上



- 気候変動への対応



持続可能な農業への貢献

農業振興・農業者所得増大・農業リスク軽減に
資する保障・サービスや地域貢献活動の取り
組みにより、持続可能な農業に貢献します

地球環境への貢献

温暖化防止や環境保護に資する取り組みによ
り、気候変動に代表される地球環境問題の解
決に貢献します

SDGsへの貢献

持続可能な
農業と地域社会
の実現

令和4年度の計画について(今次3か年計画達成に向けた取り組み)

令和4年度は、今次3か年計画の初年度にあたることから、今次3か年計画の重点取組事項・柱立てと連動した計画とし、これを着実に実践していくための取組施策を展開します。

▶ 取組施策

新たな生活様式への対応の加速

① 新たなニーズを捉えた保障・サービスの一体的展開

- (1) 保障・サービスの一体的展開による「ひと保障」の取組強化
- (2) 「いえ」「くるま」分野の保障提供の強化
- (3) 共済を補完する共栄火災の活用

② デジタル活用による手続き整備と利便性の高い接点の構築

- (1) 非対面手続きの拡充による利便性向上
- (2) 対面と非対面の融合による組合員・利用者との接点強化
- (3) Webマイページの登録促進

③ 農業保障の取組強化と農業・地域への貢献

- (1) 「ひと・いえ・くるま」に続く第4の柱に向けた農業保障の取組強化
- (2) JAの事業活動を通じた農業・地域への貢献によるJAファンの拡大

共済事業の長期安定的な展開

① 全契約者・組合員に“寄り添う”活動の実践

- (1) 全契約者への3Q活動・未加入組合員等へのはじまる活動の実践
- (2) LA・スマイルサポート一 個々の課題に応じた育成機能強化
- (3) 全契約者・組合員に“寄り添う”活動の実践に向けた体制整備

② デジタル活用等による業務効率化・抜本的な事務の簡素化

- (1) 契約者の利便性向上およびJAのさらなる事務負荷軽減に向けた取組強化
- (2) 建物共済における損害調査・支払査定態勢の強化

③ JAの共済事業のPDCA実践支援

- (1) 将来見通しを踏まえた経営管理・経営改善の実践
- (2) JAの計画策定等にかかる連合会の支援強化

長期にわたり契約者が安心できる土台・スキームづくり

① JA指導・サポート機能の強化に向けた連合会組織の整備

- (1) 高品質なJA指導・サポートの実践・展開
- (2) 連合会職員のさらなる育成強化

② 新たな健全性規制を見据えた統合リスク管理態勢の高度化・強化

- (1) リスクコントロールおよび経営体力の積み上げによる健全性の確保
- (2) 海外資産等の取り組みによる運用収益の上積み

③ CS向上への取り組みおよびコンプライアンス態勢強化等による信頼性の向上

- (1) 組合員・利用者の「声」を活かしたCS向上への取り組みの実践
- (2) 組合員・利用者に選ばれ続けるためのコンプライアンス態勢の強化

CHAPTER

I

2021年度の業績

「安心」と「満足」を提供するための
取り組みをより一層強化していきます。

事業概況(令和3年度の業績ハイライト)	18
資産の運用状況(令和3年度の運用ハイライト)	22
資産・負債等の状況	24
収支の状況	25
健全性を表す指標	26

事業概況(令和3年度の業績ハイライト)

事業環境は、日本における低金利環境が継続するなかで、ロシアによるウクライナ侵攻による原油価格の高騰や食料供給リスクの顕在化、米国の利上げや急激な円安など、世界経済全体の先行きが不透明な状況の長期化が懸念されています。

また、日本の農業を取り巻く環境は、JAが組織基盤とする農村部において人口減少と農業者の高齢化が顕著となるなかで、政府は「食料・農業・農村基本計画」において、食料自給率の向上と食料安全保障の確立に向けて、輸出促進や農村振興、先端技術を活用したスマート農業の加速化等を推進するとともに、「みどりの食料システム戦略」では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを掲げ、革新的な技術・生産体系の開発などを推進しています。

このような状況の中、令和3年度は、「令和元年度から3年度 JA共済3か年計画」の最終年度として、同計画の基本方針を踏まえて策定した令和3年度事業計画に基づいて取り組み、次のとおりの成果を得ることができました。

主要な業務の状況を示す指標

(単位:億円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益		57,952	66,353	61,791	59,878	59,927
経常利益		2,193	1,530	1,438	1,665	1,703
基礎利益		7,463	4,561	4,664	5,426	4,356
当期剰余金		1,149	872	814	1,034	1,029
剰余金の配当の金額 (会員配当額)	出資配当金 事業分量配当金	132 142	132 136	151 98	151 136	151 145
出資金		7,565	7,565	7,565	7,565	7,565
出資口数(千口)		7,565	7,565	7,565	7,565	7,565
純資産額(純資産の部合計)		38,483	39,340	36,660	45,791	44,795
総資産額(資産の部合計)		581,890	580,992	571,883	580,363	581,926
うち特別勘定資産(百万円)		78	77	62	60	63
責任準備金残高		514,250	513,158	506,577	504,593	502,710
貸付金残高		9,965	8,458	7,483	6,653	5,661
有価証券残高		532,074	534,139	528,695	540,453	543,059
支払余力(ソルベンシー・マージン)比率(%)*		1,043.0	1,082.9	1,210.9	1,276.9	1,357.3
職員数(名)		6,382	6,548	6,727	6,798	6,826
保有契約高		2,599,573	2,526,726	2,454,075	2,387,559	2,314,621

*JA共済では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。

JJA共済の主な加入状況

JJA共済は、組合員・利用者の皆さまの暮らしをサポートするため、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しております、数多くの方にご加入いただいています。



生命総合共済(保有契約)

加入件数

2,202万件

保障共済金額

91兆1,021億円



建物更生共済(保有契約)

加入件数

937万件

保障共済金額

140兆3,483億円



自動車共済(保有契約)

加入件数

824万件

自賠責共済(保有契約)

加入台数

657万台

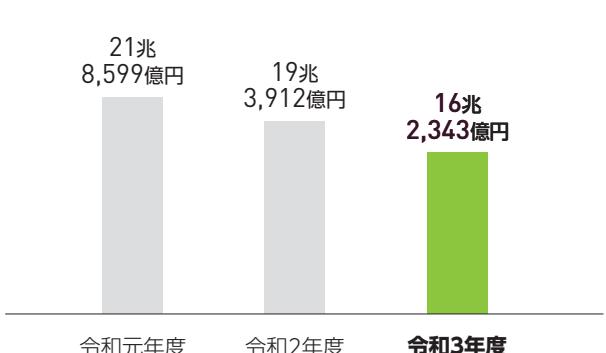
長期共済 新契約高

保障共済金額

16兆2,343億円

長期共済の新契約高は、満期共済金額2兆3,287億円(前年度比92.5%)、保障共済金額16兆2,343億円(前年度比83.7%)となりました。

▶ 長期共済 新契約高の推移



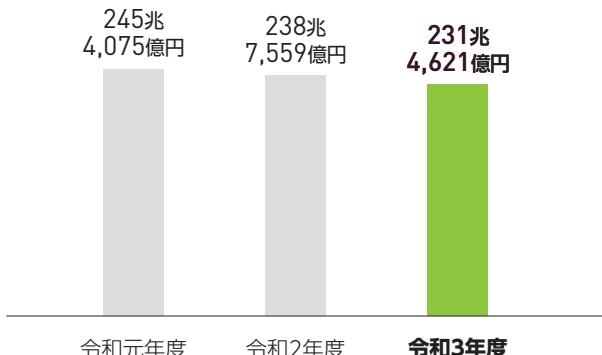
長期共済 保有契約高

保障共済金額

231兆4,621億円

長期共済の保有契約高は、満期共済金額44兆1,468億円(前年度比96.2%)、保障共済金額231兆4,621億円(前年度比96.9%)となりました。

▶ 長期共済 保有契約高の推移



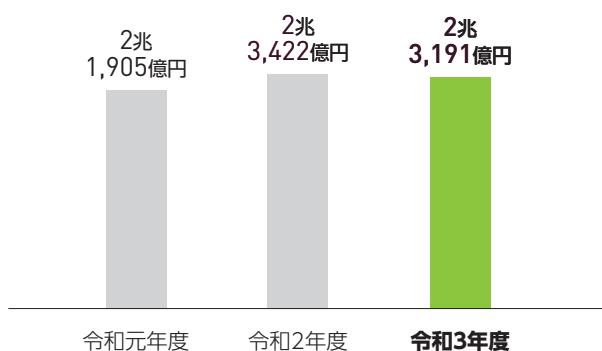
年金共済 保有契約高

年金年額

2兆3,191億円

年金共済の新契約高は、年金年額866億円(前年度比32.9%)、また、保有契約高は年金年額2兆3,191億円(前年度比99.0%)となりました。

▶ 年金共済 保有契約高の推移



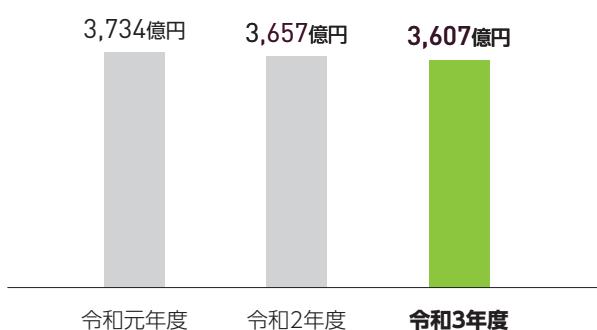
短期共済 新契約高

共済掛金

3,607億円

短期共済の新契約高は、契約件数1,847万件(前年度比100.8%)、JA共済連が収納した共済掛金は3,607億円(前年度比98.6%)となりました。

▶ 短期共済 新契約高の推移

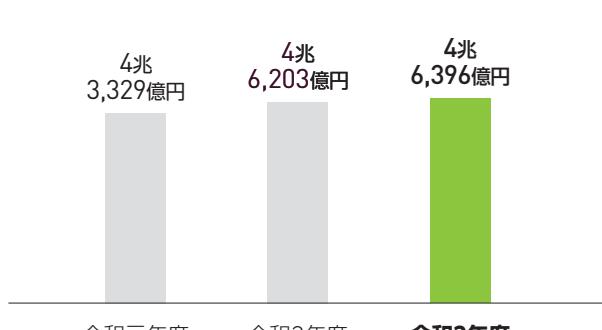


共済掛金

4兆6,396億円

JA共済連が収納した共済掛金は、4兆6,396億円(前年度比100.4%)となりました。

▶ 共済掛金の推移

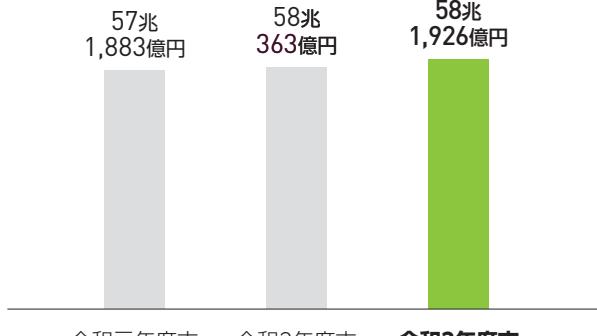


総資産

58兆1,926億円

総資産は、58兆1,926億円(前年度末比100.3%)となりました。なお、ご契約者の皆さまへの共済金等の支払いに備え、積み立てている共済契約準備金は51兆7,943億円(前年度末比99.6%)となりました。

▶ 総資産の推移



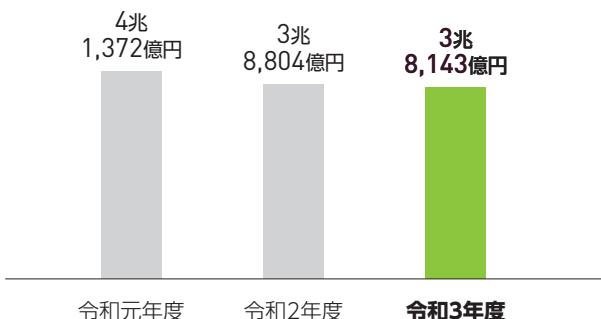
共済金支払額

3兆8,143億円

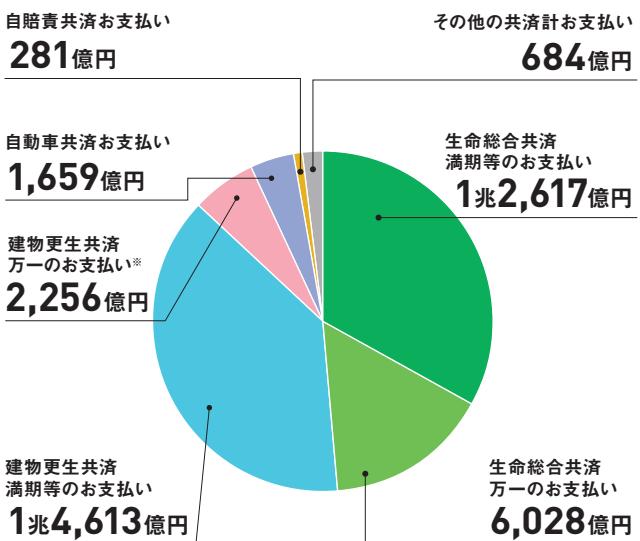
共済金支払額は、総額で3兆8,143億円(前年度比98.2%)となりました。

内訳は、満期共済金2兆7,581億円(前年度比94.9%)、事故共済金1兆561億円(前年度比108.1%)となっています。

▶ 共済金支払額の推移



▶ 共済金支払額の内訳



*建物更生共済における万一のお支払いのうち、自然災害に対するお支払いは1,839億円です。

▶ 建物更生共済における自然災害に対する共済金支払状況

令和3年度の主なお支払い

① 令和3年2月

福島県沖地震(福島・宮城・栃木ほか)

132,899件 / **1,096億円** (令和2年度の
お支払額を含む)

② 令和3年3月

令和3年3月宮城県沖地震(宮城・岩手・山形ほか)

8,045件 / **70億円** (令和2年度のお支払額を含む)

③ 令和3年5月

令和3年5月宮城県沖地震(宮城・岩手・山形ほか)

15,280件 / **132億円**

④ 令和3年8月

令和3年8月豪雨(佐賀・福岡・長崎ほか)

7,651件 / **87億円**



過去の主なお支払い*

① 平成7年1月

阪神・淡路大震災(兵庫・大阪・京都ほか)

101,535件 / **1,188億円**

② 平成16年9月

台風18号(山口・熊本・福岡ほか)

284,564件 / **1,083億円**

③ 平成23年3月

東日本大震災(宮城・福島・岩手ほか)

684,734件 / **9,376億円**

④ 平成28年4月

熊本地震(熊本・大分・福岡ほか)

94,195件 / **1,487億円**

⑤ 平成30年9月

台風21号(大阪・愛知・和歌山ほか)

231,212件 / **1,172億円**

*平成7年以降に発生した、支払共済金額が1,000億円以上の自然災害を掲載しています。

資産の運用状況(令和3年度の運用ハイライト)

資金運用環境

国内長期金利(10年国債利回り)は、景気回復期待と変異型コロナウイルスの影響などから横ばいで推移しました。年明け以降、米国金利の上昇を受けて国内長期金利も上昇し、0.210%で期末を迎えました。

国内株式相場(日経平均株価)は、世界景気の回復期待を受けて上昇する局面もみられましたが、国内景

気の回復の遅れなどから横ばいでの推移となり、27,821.43円で期末を迎えました。

為替相場(円/ドル)は、日本が緩和的な金融政策を継続する一方、米国では大幅利上げ観測の高まりを受けて日米金融政策格差の拡大が意識されたことから、円安基調で推移し、122.39円で期末を迎えました。

	令和2年度末	令和3年度末
長期金利(10年国債利回り)	0.120%	0.210%
株式相場(日経平均株価)	29,178.80円	27,821.43円
為替相場(円／ドルレート)	110.71円	122.39円

運用方針

JA共済連は、生命・損害両分野の共済事業を行っており、長期の予定利率固定型仕組みを主力としていることから、責任準備金が長期の固定金利資金として負債の大部分を占めています。

この負債特性を考慮し、共済金や返れい金等の

支払いを将来にわたって確実に実行するため、円貨建の確定利付資産(公社債等)を主体とした運用を行うなか、収益性向上に向けた外国証券運用等にも取り組んでいます。

ESG投資への取り組み

豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献するというJA共済事業の使命や、地球的共通課題(環境問題等)への対応を掲げる「JAグループSDGs取組方針」に基づき、環境課題の解決やその他SDGsの達成に貢献するため、資金運用におけるESG投資*を進めています。

*ESG投資とは、財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)の非財務情報も考慮した投資のことを指します。

ESG投資は、①投資分析と投資プロセスへのESG課題の組込み(ESGインテグレーション)、②ESG課題に対する投資先との対話(エンゲージメント)、③SDGsの課題解決を目的とした投資(テーマ型投資)、④ネガティブ・スクリーニングにより行います。

また、スチュワードシップ活動については、平成27年5月に『責任ある機関投資家』の諸原則『日本版スチュワードシップ・コード』の受け入れを表明し、令和2年3月に内容を更新しました。

これまでの主な取組事例

	関連するSDGs項目		
気候変動テーマ型ETF 気候変動テーマ型投資信託			
神戸市「神戸市SDGs債」			
東京都「東京グリーンボンド」			
アンデス開発公社「ニュートリション・ボンド」(栄養改善支援債)			

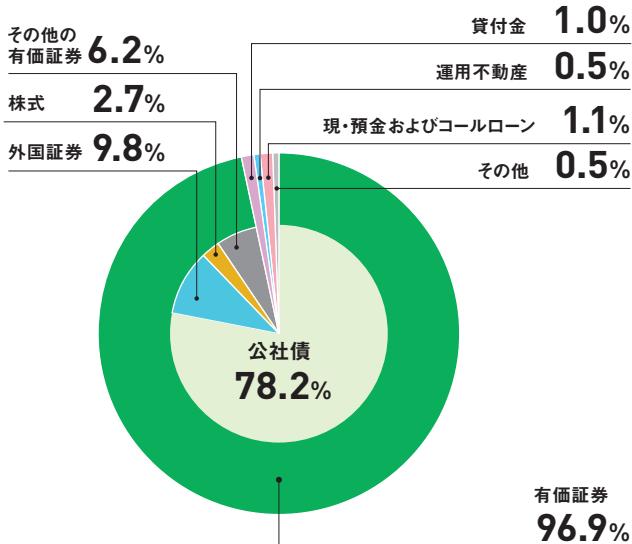
運用実績の概要

長期安定的な収益基盤の維持・強化に向けて、円貨建の確定利付資産(公社債等)を主体とした運用に取り組みました。また、外国証券等の運用については、市場動向や価格変動リスクを踏まえた取得・売却に取り組みました。

運用資産

56兆292億円

▶ 運用資産の内訳



▶ 公社債

負債特性を考慮しつつ、長期的な収益基盤の維持・強化に向けて国債を主体に取得しました。令和3年度末の保有額は43兆8,290億円、運用資産に対する構成比は78.2%となっております。

▶ 株式(国内株式)

個別銘柄の調査・分析に基づき、中長期的に成長が期待される銘柄を取得する一方、企業の成長性が期待できないと判断した銘柄や割高と判断した銘柄を売却しました。令和3年度末の保有額は1兆5,269億円、運用資産に対する構成比は2.7%となっております。

▶ 外国証券

円建外債と外貨建債券・外国投資信託があり、投資環境の変動に応じて機動的に残高調整を行うなかで、主に米欧の社債に投資する外国投資信託の残高を拡大し、収益の上積みに取り組みました。令和3年度末の保有額は5兆4,708億円、運用資産に対する構成比は9.8%となっております。

資産・負債等の状況

資産

総資産は、前年度末より1,563億円増加し、58兆1,926億円となりました。このうち有価証券は54兆3,059億円(総資産に占める割合93.3%)、貸付金は5,661億円(同1.0%)、運用不動産は2,918億円(同0.5%)となりました。

貸借対照表

(単位:億円)

科 目	令和2年度末	令和3年度末
資産の部	現・預金	8,917
	金銭の信託	2,305
	金銭債権	201
	有価証券	540,453
	貸付金	6,653
	運用不動産	2,954
	未収共済掛金	2,184
	未収再保険勘定	128
	その他資産	1,629
	業務用固定資産	1,402
	資本貸付金	2,000
	外部出資	1,088
	繰延税金資産	10,480
	貸倒引当金	△ 28
	外部出資等損失引当金	△ 7
資産の部合計		580,363
581,926		

負債・純資産

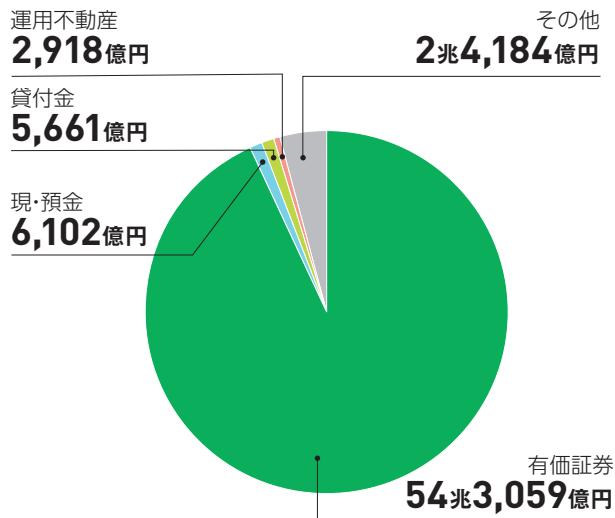
負債の合計は、前年度末より2,559億円増加し、53兆7,131億円となり、このうち責任準備金は、前年度より1,882億円減少し、50兆2,710億円となりました。

純資産の合計は、4兆4,795億円となりました。

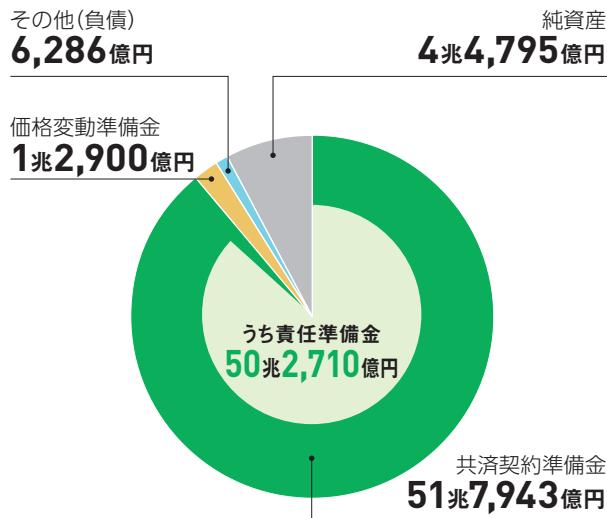
(単位:億円)

科 目	令和2年度末	令和3年度末
負債の部	共済契約準備金	519,965
	うち責任準備金	504,593
	未払再保険勘定	127
	代理店勘定	1
	共済資金	65
	その他負債	1,958
	諸引当金	425
	価格変動準備金	12,027
	負債の部合計	534,571
純資産の部	出資金	7,565
	利益剰余金	23,143
	利益準備金	4,303
	その他利益剰余金	18,840
	会員資本合計	30,709
	その他有価証券評価差額金	15,082
	評価・換算差額等合計	15,082
	純資産の部合計	45,791
	負債及び純資産の部合計	580,363
581,926		

▶ 資産の内訳(令和3年度末)



▶ 負債・純資産の内訳(令和3年度末)



収支の状況

経常損益

経常収益は、前年度より48億円増加し、5兆9,927億円となりました。

このうち直接事業収益は、受入共済掛金の増加等にともない、前年度より199億円増加し、4兆6,526億円となりました。財産運用収益は、前年度より67億円減少し、1兆797億円となりました。

経常費用は、前年度より11億円増加し、5兆8,224億円となりました。

このうち直接事業費用は、前年度より286億円増加し、5兆3,193億円となりました。また、共済契約準備金繰入額は、支払備金繰入額の減少等にともない、前年度より853億円減少し、137億円となりました。

これらの結果、経常利益は、前年度より37億円増加し、1,703億円となりました。

特別損益

特別利益は、前年度より8億円減少し、20億円となり、特別損失は、前年度より29億円減少し、20億円となりました。

当期剰余金

当期剰余金は、前年度より4億円減少し、1,029億円となりました。

剰余金処分額

当期末処分剰余金2,243億円のうち、各会員に対して151億円を出資配当金として(出資配当率は年2.00%)、145億円を事業分量配当金として配当しています。さらに、共済契約特別積立金、経営基盤整備積立金および地域・農業活性化積立金などの任意積立金への積み立てが1,266億円となっています。

損益計算書

(単位:億円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経常収益	59,878	59,927
直接事業収益	46,326	46,526
共済契約準備金戻入額	2,590	2,466
財産運用収益	10,865	10,797
その他経常収益	94	136
経常費用	58,213	58,224
直接事業費用	52,906	53,193
共済契約準備金繰入額	991	137
財産運用費用	1,694	1,841
価格変動準備金繰入額	390	873
事業普及費	242	221
事業管理費	1,134	1,166
その他経常費用	853	789
経常利益	1,665	1,703
特別利益	29	20
特別損失	50	20
税引前当期剰余	1,644	1,703
法人税等合計	275	301
法人税、住民税及び事業税	954	979
法人税等調整額	△ 679	△ 677
契約者割戻準備金繰入額	334	372
当期剰余金	1,034	1,029
当期首繰越剰余金	425	454
災害救援積立金取崩額	26	10
交通事故対策基金取崩額	13	13
経営基盤整備積立金取崩額	721	618
地域・農業活性化積立金取崩額	72	116
当期末処分剰余金	2,294	2,243

剰余金処分計算書

(単位:億円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	2,294	2,243
剰余金処分額	1,839	1,769
利益準備金	206	205
任意積立金	1,344	1,266
出資配当金	151	151
事業分量配当金	136	145
次期繰越剰余金	454	473

健全性を表す指標

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率の状況

令和3年度末のJA共済連の支払余力(ソルベンシー・マージン)比率は1,357.3%となっており、十分な支払余力を確保しています。

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

1,357.3%

(単位:億円)

	令和2年度末	令和3年度末	増減
支払余力(ソルベンシー・マージン)総額(A)	123,455	126,161	2,706
リスクの合計額(B)	19,336	18,590	△746
支払余力 (ソルベンシー・マージン)比率 $\frac{(A)}{(B) \times \frac{1}{2}} \times 100$	1,276.9%	1,357.3%	80.4%

▶ 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率とは、通常の予測を超えて発生する諸リスク(大規模自然災害など)に対応するため、どのくらいの支払余力を備えているかを判断するための経営指標のひとつです。

JA共済では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。

なお、この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命令等の対象となります。

実質純資産額

令和3年度末のJA共済連の実質純資産額は16兆7,187億円、対総資産比率は28.7%となっており、高水準を確保しています。

実質純資産額

16兆7,187億円

(単位:億円)

	令和2年度末	令和3年度末	増減
実質純資産額	181,351	167,187	△14,163
対総資産比率	31.2%	28.7%	△2.5%

▶ 実質純資産額

実質純資産額とは、実質的な債務超過かどうかを判定するための基準です。

具体的には、「時価評価した資産の額」から「負債から自己資本とみなされるもの(異常危険準備金、価格変動準備金など)を除いた額」を控除して算出します。

基礎利益

令和3年度のJA共済連の基礎利益は、費差損益、利差損益、危険差損益ともに減少し、4,356億円となっています。

基礎利益

4,356 億円

	令和2年度	令和3年度	増減
基礎利益	5,426	4,356	△1,070
費差損益	901	877	△23
利差損益	945	290	△654
危険差損益	3,578	3,187	△391

▶ 基礎利益

基礎利益とは、共済事業本来の期間損益を示す指標で、具体的には、損益計算書の「経常利益」から、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」および異常危険準備金取崩額などの「臨時損益」を除いて算出されます。

共済事業は、長期間にわたってご契約者の皆さまへの保障を確実に履行するために、共済掛金(予定事業費率、予定利率、予定死亡・予定危険率)の設定にあたって、あらかじめ将来のリスクに備えて適度の安全性を確保しています。このため、この予定の率と決算による実績との差額が発生することになります。

資産の自己査定

資産の自己査定とは、保有する資産について自らそれぞれのリスクを検証・分析し、そのリスクの度合と回収可能性に応じて償却・引当を行い、経営の健全性・透明性を確保していくためのルールです。

JA共済連では、農林水産省が公表している「共済

事業実施機関に係る検査マニュアル」に準拠した「資産査定規程」「償却・引当規程」を設定しています。この規程に基づき、資産全体(仮払・繰延消費税、繰延税金資産などを除きます。)に対して適正な自己査定と厳格な償却・引当を実施しています。

▶ 分類区分の定義および分類区分ごとの償却・引当の概要

分類区分	定 義	償却・引当の概要
非分類	回収の危険性または価値の毀損(きそん)の危険性について問題のない資産	貸付金などについて、一般貸倒引当金(貸付金残高等×予想損失率)を計上 ※予想損失率は、貸倒実績率に基づき、債務者の区分に応じて算出
Ⅱ分類	債権確保上の諸条件が十分に満たされないため、あるいは、信用上疑義がある等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権などの資産	貸付金などについて、個別貸倒引当金等(債務者の区分に応じた必要額)を計上
Ⅲ分類	最終の回収または価値について重大な懸念があり、従って、損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推測が困難な資産	個別貸倒引当金を計上または直接償却
Ⅳ分類	回収不可能または無価値と判定される資産	

▶ 令和3年度決算における自己査定結果

査定対象資産62兆8,080億円のうち、非分類資産については62兆7,825億円(構成比99.96%)となっています。一方、分類資産は255億円であり、うちⅡ分類は241億円、Ⅲ分類は13億円、Ⅳ分類は0.7億円となっています。

▶ 令和3年度決算における償却・引当結果

非分類およびⅡ分類資産に対する引当額として、一般貸倒引当金を21億円、Ⅲ分類資産に対する引当額として、個別貸倒引当金等を10億円計上しています。Ⅳ分類資産については、その全額(0.7億円)を直接償却により処理しています。

責任準備金の十分な積み増し

JA共済連では、将来の共済金の支払いに備え、法令等で定められている積立方式のうち最も積立水準が高い方式(平準純共済掛金式)による責任準備金の積み立てを行っています。

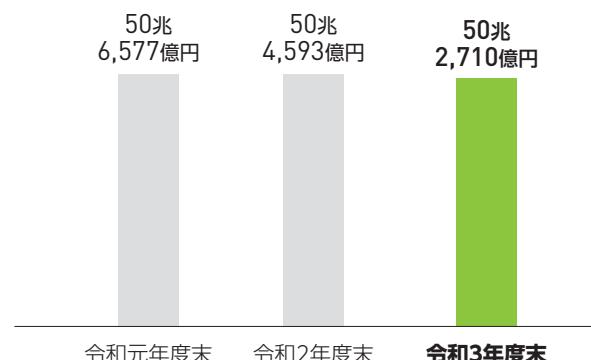
さらに、「逆ざや」に対応し、一層の健全性を確保するために、一部の生命総合共済契約および建物更生共済契約を対象に責任準備金を追加して積み立てています。

責任準備金

50兆2,710億円

また、責任準備金として毎年、異常危険準備金の積み増しを行うとともに、再保険も実施し、大規模自然災害などに備えています。

▶ 責任準備金の推移



資金調達の取り組み

JA共済連では、財務基盤を充実させ、経営基盤をより一層強固なものとするため、円建劣後ローンによる資金調達を実施しています。

▶ 格付けの状況

JA共済連は、日本格付研究所(JCR)と格付投資情報センター(R&I)から格付けを取得しており、極めて高い信用力を有していると評価されています。

(令和4年7月28日現在)

格付会社	格付内容	格付	見通し
日本格付研究所(JCR)	長期発行体格付	AA+	安定的
格付投資情報センター(R&I)	発行体格付	AA	安定的

(注) 格付会社の判断により、将来的に変更となることがあります。

再保険の取り組み

再保険とは、共済団体や保険会社が引き受けている共済・保険契約上の責任(リスク)の一部(または全部)を、国内外の他の保険会社等に移転する保険取引のことといいます。

JA共済連では、大規模自然災害が発生した場合でも健全な経営が維持できるよう、リスク分散の一環として再保険を実施しています。

なお、再保険先の選定については、第三者機関による信用力(格付け)に関する情報を総合的に評価・判断し、契約条件等も考慮したうえで慎重に選定しています。

また、再保険契約締結後も、再保険先の格付け等を継続的にモニタリングし、信用リスクを管理しています。

CHAPTER

II

事業活動

皆さんに満足していただけるよう、
充実したサービスの提供に努めています。

「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供	30
農業者の皆さんへの取り組み	37
ご契約者の皆さんへの取り組み	41
サポート体制	44
国内外の協同組合と連携した取り組み	48

「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供

JA共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活を取り巻くさまざまなリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。

万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える「いえ」の保障。そして自動車事故による賠償やケガ、修理に備える「くるま」の保障。この「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、皆さまの毎日の暮らしをバックアップしていきます。

▶ 主な保障ラインナップ

	保障の目的	社会人スタート		結婚	お子さまの誕生	住宅購入	お子さまの進学	お子さまの結婚・独立	セカンドライフ
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代			
	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方	一生涯の 万一保障					終身共済		
	貯蓄しながら万一のときにも備えたい方	万一保障と貯蓄					養老生命共済		
	お手頃な共済掛金で万一のときに備えたい方	共済期間が選べる 万一保障					定期生命共済		
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい 万一保障					引受緩和型終身共済		
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の 万一保障					生存給付特則付一時払終身共済(平28.10)		
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい 医療保障					引受緩和型医療共済		
	病気やケガに備える医療保障がほしい方	充実の 医療保障					医療共済 メディフル		
	がんに手厚く備えたい方	充実の がん保障					がん共済		
	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方	就労不能の 保障					生活障害共済 働くわたしのささエール		
	身近な生活習慣病のリスクに備えたい方	特定疾患の 保障					特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール		
	一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方	一生涯の 認知症保障						認知症共済	
	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	一生涯の 介護保障						介護共済	
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の 介護保障						一時払介護共済	
	老後の生活資金の準備を始めたい方	老後の保障					予定利率変動型年金共済 ライフロード		
	お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	お子さま・ お孫さまの保障						こども共済	
	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方	建物や家財の 保障					建物更生共済 むてきプラス・My家財プラス		
	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方	くるまの保障					自動車共済 クルマスター		
	農業において発生するさまざまなリスクに備えたい方	農業における 賠償リスクを保障					農業者賠償責任共済 ファーマスト		

*ほかにも「一時払終身共済(平28.10)」「傷害共済」「火災共済」「自賠責共済」「賠償責任共済」等をご用意しています。

*農業者の皆さまへの取り組みについては、P.37以降に記載しています。



一人ひとりにあった保障で、ご自身やご家族の暮らしをサポートします

生命総合共済 なないろデザイン

年齢、性別、家族構成などによって、不安や心配事も人それぞれ。そこで、ご自身に必要な7つの“保障分野”を組み合わせて一人ひとりに合った安心をご提供するのが、「生命総合共済 なないろデザイン」です。さまざまなリスクにトータルに備えられ、ライフステージの変化に応じて保障の組み合わせも見直せます。



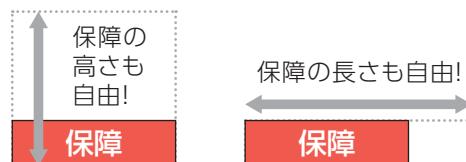
- 7つの“保障分野”を自由に組み合わせ、あなたにぴったりの保障がデザインできます。



病気やケガ、老後の資金などにも、バランスよく備えられました!



- 保障の高さ(保障金額)・長さ(保障期間)を自由に設定できるためライフステージや備えの目的に応じて最適な保障を準備できます。



- ライフステージの変化に応じて保障内容を見直すことができます。



結婚して
子どもも生まれたので
家族のために
保障内容を充実させました!



▶ げんきなカラダプロジェクト

JA共済では、組合員・利用者・地域住民の皆さまの「げんきなカラダ」づくりを総合的にサポートする取り組み「げんきなカラダプロジェクト」を令和3年4月から開始しています。

「げんきなカラダプロジェクト」は、“げんきを一緒につくる”をコンセプトに、地域の暮らしを支えるJAの総合事業の強みを最大限に活かせるよう、JAやJAグループ各団体と連携した取り組みを進めるほか、ヘルスケアに関する有用なサービスを展開する各企業・団体とも協業した活動を展開しています。

- 「げんきなカラダプロジェクト」のホームページで、JAグループの医療分野の取り組みなどを掲載したコラムや健康づくりに役立つ情報を発信します。

げんきなカラダプロジェクト ホームページ
<https://genkara.ja-kyosai.or.jp/>



- JAの農畜産物販売サイト「JAタウン」の特設ページで旬の農畜産物、特産品やレシピを紹介しています。
(JA全農との連携)

JAタウン「げんきなカラダプロジェクト」特設ページ
<https://www.ja-town.com/shop/e/ekaradapj/>



- 健康診断や人間ドックの受診先を紹介します。(JA全厚連・JA厚生連との連携)

健康診断・人間ドック受診先紹介ページ
<https://genkara.ja-kyosai.or.jp/checkup/>



- 簡単な入力でご自分の脳年齢を確認できる「JA共済の脳年齢チェック」を提供しています。どなたでも、JA共済アプリから無料でご利用いただけます。



万一の備え

死亡のリスクに備えるための共済

終身共済

一生涯にわたる万一の保障を確保できます。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。

- 一生涯にわたって万一の保障を確保できます。
- 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただけません。



養老生命共済

万一に備えるとともに、資金形成ニーズにも応えることができます。

- 貯蓄しながら備えられる万一の保障です。
- 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただけません。



定期生命共済

お手頃な共済掛金で万一保障をしっかり準備できます。

- お手頃な共済掛金で、ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。
- 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただけません。



生存給付特則付一時払終身共済(平28.10)

生前贈与の機能を備えた一生涯の万一保障です。加入のしやすさも魅力です。

- 生存給付金を生前贈与としてご活用いただけます。
- 死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。
- 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申し込みいただけます。



医療の備え

入院・手術のリスクに備えるための共済

医療共済 メディフル

日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。

- 日帰り入院*からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。
※日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。
- 一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。
- 健康を維持した場合に健康祝金が受け取れます。
※健康祝金支払特則を付加した場合で、契約日以降3年ごと(共済期間が10年更新の場合は5年ごと)に治療共済金が支払われた入院をしなかった場合。



がんの備え

がんのリスクに備えるための共済

がん共済

がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。

- 上皮内がんを含むさまざまな“がん”や脳腫瘍の診断時や再発時、入院・手術などを幅広く保障します。
- がんの長期化や再発時にがん治療共済金を受け取れます。
- 入院1日目から保障し、長期入院も日数無制限で保障しますので、安心です。
- ご意向にあわせて、保障内容を選べます。



就労不能の備え

身体の障害による収入の減少や支出の増加に備えるための共済

生活障害共済 働くわたしのささエール

病気やケガにより身体に障害が残ったときの、収入の減少や支出の増加に備えられます。

- 公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。
- 身体障害状態を幅広く保障します。原因が病気かケガかを問わず保障します。
- 一時的な支出に備えられる「一時金型」、収入の減少や支出の増加に備えられる「定期年金型」のプランを選べます。



特定疾病の備え

身近な生活習慣病のリスクに備えるための共済

特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール

三大疾病やその他生活習慣病などに備える保障です。

- 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
- 4つの疾病区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大で4回共済金をお支払いします。
- 繙続的な治療によるさまざまな経済的負担に備えられるよう、まとめた一時金で受け取れます。



認知症の備え

認知症のリスクに備えるための共済

認知症共済

認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見をサポートする保障です。

- 認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障します。
- 認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスをご利用いただけます。
- 簡単な告知でご加入いただけます。



介護の備え

介護のリスクに備えるための共済

介護共済

所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。

- 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- 介護共済金(一時金)はご自宅の改修などの初期費用に役立てられます。
※「共済年金支払特約」の付加により年金方式でお受け取りいただくことも可能です。
- 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。



老後の備え

老後の生活資金に備えるための共済

予定利率変動型年金共済 ライフロード

老後の生活資金に備えることができます。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。

- 毎年(毎月)の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。また、年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。
※予定利率の推移によっては、年金額が増加しない場合があります。
- 個人年金保険料控除が受けられます。
※所定の条件を満たし、税制適格特約付契約の場合
(令和4年1月末現在の法令等に基づき記載しています。)
- 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申し込みいただけます。
- 加入年齢・払込終了年齢・年金支払開始年齢に応じた柔軟な保障設計ができます。



学資金の備え

教育資金を準備しつつ、万一にも備えるための共済

こども共済

お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。

- 学資金のお受け取りは、進学時期に合わせた中学・高校・大学プランからお選びいただけます。
- 高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっていて、効率的に資金準備できます。
- ご契約者(親族)がもしものとき※、その後の共済掛金はいただきません。
※「もしものとき」とは、死亡、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態または災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態になられたときをいいます。
※ 共済掛金払込免除不担保特則を付加する場合を除きます。



*「生命総合共済 なないろデザイン」には、ほかにも「引受緩和型終身共済」「引受緩和型医療共済」「一時払終身共済(平28.10)」「一時払介護共済」があります。

I

2021年度の業績

II

事業活動

III

地域貢献活動

IV

JA共済運の運営について

V

組織概要

VI

JA共済運データ編



火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も幅広く保障します
建物更生共済 むてきプラス・My家財プラス

- 火災や盗難などの事故はもちろん、台風や地震などの自然災害による損害も、しっかりと保障します。
- 掛捨てではありません。保障期間満了時に、満期共済金をお支払いします。
- ご契約された建物や家財について発生した火災や自然災害によって、ケガをされたり、死亡されたりしたときには、傷害共済金をお支払いします。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします
自動車共済 クルマスター

- 自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を過失割合に関係なく保障。さらに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障します。
- JAの自賠責共済とセットでご加入の場合に、対人賠償保障の共済掛金が割引になる自賠責共済セット割引や、農業用利用の貨物車の場合に、共済掛金が割引になる農業用貨物車割引もあります。
- 無事故を継続すると最大20等級までの無事故割引等級が適用され、共済掛金が最高63%まで割り引かれます。また、保険会社等から乗りかえた場合についても、等級を引き継ぐことができます。
- 24時間・365日、フリーダイヤルで自動車事故の受付やアドバイスを行うほか、故障時の応急対応やレッカー移動も24時間体制で実施しています。
- 自動車事故によりお車の修理が必要となったご契約者さまに対し、JA共済では全国約1,700工場(令和4年6月末時点)が加盟する指定工場ネットワーク(愛称:JARIC)を有しており、質の高いさまざまなサービスをご提供しています。



農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します
農業者賠償責任共済 ファーマスト

- 農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。
- 農地面積と支払限度額に基づく、わかりやすい共済掛金設定です。
- 自動継続のため、継続手続き不要です。



農業者の皆さまへの取り組み

JA共済では、「農業リスク診断」を通じて、農業経営を取り巻くリスクの“見える化”を図るとともに、リスクの回避・軽減に向けた対策をご提案しています。

農業リスク診断

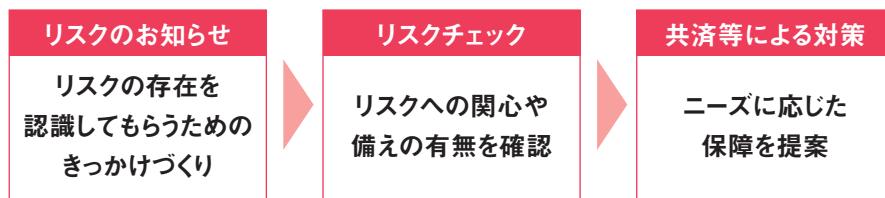
農業経営の大規模化・法人化、6次産業化による多角化などの農業構造の変化にともない、農業を取り巻くリスクは増大・多様化しています。

このような農業環境の変化を踏まえ、JA共済では、農業者の方々に対して、農業経営を取り巻くリスクの点検と、それらのリスクへの対策状況の確認を行う「農業リスク診断」をJAの営農部門とも連携して展開しています。

「農業リスク診断」を通じて明らかになったリスクに対しては、JA共済と共栄火災が一体となって対策のご提案を行っています。

また、JA共済ホームページ上の「農業リスク診断サイト」でも簡易的な農業リスク診断ができます。

〈農業リスク診断のイメージ〉



リスクMAPで全体像を見てみましょう。

リスクMAPへ

農業リスク診断システム画面



農業リスク診断サイト画面

農業者の皆さまに対する保障

JA共済と共栄火災では、農業者の皆さまが安心して農業経営に専念し、安定的な事業・生活基盤を築いていただけるよう、一体的に保障提供を行っています。

▶ 主な保障ラインナップ

(個)個人農家 (法)農業法人 (集)集落営農組織 (活)活動組織等

経営者が万一のときの、運転資金・事業承継資金の確保が心配だ。	定期生命共済 (90・99歳満了型) 定期生命共済 (更新型)	ご自身の退職金の準備や、万一のときの事業承継をスムーズに行えます。 (法)
退職金財源の確保が心配だ。	養老生命共済 (福利厚生プラン)	役員・従業員一人ひとりの退職金財源等の資金準備をスムーズに行えます。 (法)
病気やケガによる身体障害で、これまでのよう働くことができなくなったときの生活が心配だ。	生活障害共済 働くわたしのささエール	病気やケガによる身体障害が残るとき、収入の減少や治療費等の支出の増加に備えられます。 ※ただし、(法)は一時金型タイプに限ります。 (個) (法)
農作業中のケガが心配だ。	農作業中傷害共済 特定農機具傷害共済	農作業中のケガや農機具使用中のケガを保障します。 (個) (法) (集)
活動組織等の農地維持活動・資源向上活動中におけるケガや事故が心配だ。	イベント共済 (環境保全プラン)	「多面的機能支払交付金」事業に基づく活動組織等の活動中におけるケガや賠償事故を保障します。 (活)
台風や火事による倉庫、畜舎、堆肥舎などの損害が心配だ。	建物更生共済 むてきプラス <small>建物 特定建築物</small>	倉庫や畜舎、堆肥舎等が台風等の自然災害や火災等により壊れてしまった場合に保障します。 (個) (法) (集)
空き巣等による通貨や預貯金証書の盗難が心配だ。	建物更生共済 むてきプラス <small>家財</small>	住宅内の家財が自然災害や火災等により壊れた場合に保障することに加えて、生活用の通貨や預貯金証書の盗難の場合に保障します。 (個)
事故によるトラクター等の農業用の自動車の損害が心配だ。	建物更生共済 むてきプラス <small>営業用什器備品</small>	事務所や店舗の営業用什器備品が自然災害や火災等により壊れた場合に保障することに加えて、営業用の通貨や預貯金証書の盗難の場合に保障します。 (個) (法) (集)
農業にともなう賠償事故が心配だ。	自動車共済	トラクター等の農業用の自動車や軽トラック等の自動車による賠償事故、運転者等のケガ、衝突・接触・盗難等によるご契約のお車の損害を保障します。 (個) (法) (集)
農業経営の大規模化や法人化、6次産業化にともなうリスクが心配だ。	農業者賠償責任共済 ファーマスト	農作業中の農薬飛散等の施設リスクをはじめ、食中毒等の生産物リスクや預かった農機具等に対する保管物リスクへの賠償事故を包括的に保障します。 (個) (法) (集)
	農業応援隊 <small>(共栄火災による保障のご提供)</small>	農業にともなう賠償事故への保障に加えて、加工品の回収リスク、労務管理リスク、休業リスク等、農業経営の大規模化や法人化、6次産業化にともなうリスクを包括的に保障します。 (個) (法) (集)

農産物輸出にともなうリスクが心配だ。

(共栄火災による保障のご提供)
海外PL保険

輸出される農産物について、食中毒・異物混入等の賠償事故を保障します。

個 法 集

(共栄火災による保障のご提供)
外航貨物海上保険

輸出される農産物について、輸送中の火災や衝突・転覆等による損害を保障します。

個 法 集

(日本貿易保険による保障のご提供)
中小企業・農林水産業輸出代金保険

輸出される農産物について、海外取引先の財務状況悪化や輸出先国における政情不安・輸入制限によって、代金を回収することができずに被った損害を保障します。

個 法 集

■ 株式会社日本貿易保険との業務提携について

JA共済連は、農産物輸出を行う農業者の皆さまへの支援を強化する観点から、平成29年3月より日本貿易保険と業務提携しています。JAの組合員の皆さまは、JA共済連の紹介を受けて、中小企業・農林水産業輸出代金保険に加入する場合、保険料が10%割引となります。(事前にJA共済連から日本貿易保険への連絡が必要です。)

農作業事故の未然防止活動

JA共済では、「事故が起こった際の保障の提供」だけでなく、「農作業事故の未然防止」をリスク対策の両輪と位置付け、農業者の皆さまの安全確保、リスク軽減・回避につながる活動に取り組んでいます。

具体的には、事故の発生実態を紹介する動画「明日も農業をつづけるために。」や安全対策をお知らせする資材「安全対策 これだけは」を制作し、情報発信を行っています。

また、平成29年度、令和3年度に共済金支払データに基づく農作業事故の要因・傾向の分析を行い、その

分析結果をJA共済ホームページにて公開しています。あわせて、当該データを農作業安全対策に取り組む行政機関や関係団体に提供し、共同利用を行っています。

さらに、令和2年度からは、農作業事故の未然防止を目的に、当事者の視点から農作業中の事故を疑似体験できる「農作業事故体験VR」を活用した学習プログラムを全国のJAにおける研修会やイベント、農業関連団体による講習会などで展開しています。



動画「明日も農業をつづけるために。」



(YouTube
にて公開)



資料「安全対策 これだけは」

農業者の皆さまへの情報提供

農業者の皆さまへ、JA共済のホームページ(農業者へのお役立ち情報サイト <https://www.ja-kyosai.or.jp/agri/>)において、「農業リスク診断」や「農業者の皆さまに対する保障」のご案内のほか、次のような情報提供を行っています。

▶ 異常気象等に対する各種対策事例

農業経営に大きな影響を及ぼす恐れのある異常気象について、そのリスクを回避・軽減するための各種情報・対策をご紹介します。

▶ 農作業事故に関する各種情報

多発する農作業事故について、JA共済連の共済金支払データに基づく要因・分析結果や安全対策等にかかる各種情報をご紹介します。

▶ 農産物輸出に関する各種情報

「農産物輸出固有のリスク」をご説明するとともに、農産物輸出に関する各種情報をご紹介します。

▶ 活動組織などの皆さまに対する保障

活動組織、広域活動組織の皆さまに対する保障についてご紹介します。

ご契約者の皆さまへの取り組み

JA共済では、組合員・利用者の皆さまの理解および満足度を高め、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズにあった保障を提供するとともに、共済金をもれなくご請求いただくための取り組みを行っています。

お申し込みからご契約締結までの手続き

■ 意向把握・確認の実施

JA共済では、一人ひとりのニーズに合った共済にご加入いただけます。共済・保険のご加入状況やご意向を把握したうえで、ライフアドバイザー(LA)が最適なプランを作成し、ご説明するとともに、ご契約者さまのご意向に沿ったお申し込み内容であるかなどについて、お申し込みの前に改めてタブレット型端末機「Tablet's(タブレット)」にてご確認いただきます。



Tablet's 画面イメージ

■ ご契約に関する重要な事項等の説明

JA共済では、「農業協同組合法」「消費者契約法」「金融サービスの提供に関する法律」などの法令に基づき、ご契約に関する重要な事項をご理解いただくために、「重要事項説明書(契約概要)」^{※1}、「重要事項説明書(注意喚起情報)」^{※2}、「ご契約のしおり・約款」^{※3}等をお渡しして、説明を行っています。

生命総合共済および建物更生共済の重要な事項説明書(注意喚起情報)について、ご覧になる方にとってわかりやすいものとなるよう改善を図っており、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会[®]の認証を取得しています。



生命総合共済
重要事項説明書
(注意喚起情報)



自動車共済
重要事項説明書
(契約概要)



ご契約のしおり・約款
旅身共済



ご契約のしおり・約款
JIDZIA

- ※1 「重要事項説明書(契約概要)」には、ご契約内容に関する重要な事項のうち、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- ※2 「重要事項説明書(注意喚起情報)」には、ご契約に際してご契約者さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- ※3 「ご契約のしおり・約款」は、冊子のお渡しに加えて、Web約款を選択することができます。「ご契約のしおり・約款」は次の2つの部分で構成されています。
 - ご契約のしおり: 約款の内容を読みやすく整理し、ご契約上の重要な事項や共済金等の請求、手続き等について、わかりやすく説明しています。
 - 約款: ご契約のご加入からお支払いまでのいろいろなことをとりまとめたものです。

■ 本人確認の実施

JA共済では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、新規に共済にご加入されるとき、年金・満期共済金などをお受け取りになるときなどのお取引に際して本人確認を行っています。

■ ご高齢の組合員・利用者の皆さまへ配慮した取り組み

ご契約者さま・被共済者さま(所定の場合)がご高齢の場合は、ご提案時およびご契約の手続きを行った際に、ご親族の方に同席いただく対応を基本としております。

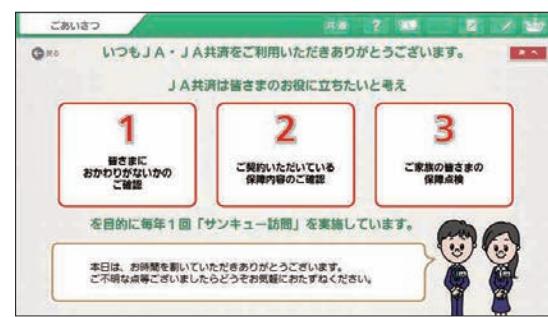
また、ご親族の方に同席いただくことが困難な場合は、ご親族の方へ電話等により契約の内容を説明させていただくななど、ご高齢のご契約者さま・被共済者さま(所定の場合)に対して、より丁寧な対応を行っています。

さらに、ご自身によるお手続きが困難になった場合に備えて、「指定代理請求人」をご指定いただくようご案内しています。

ご契約期間中の情報提供

■ 3Q活動

JA共済では、一人ひとりに寄り添った保障の提供とアフターフォローの実現に向けて、組合員・利用者の皆さまに、これまでのJA共済のご利用に対して「感謝の気持ち(サンキュー)」をお伝えするとともに、3つの質問(Question)(「Q1ご家族の皆さまに病気やケガによる入院・手術などはありませんでしたか?」「Q2建物・家財などの被害はありませんでしたか?」「Q3ご家族の皆さまにおかわりありませんか?」)をさせていただいています。



■ 郵送によるご契約内容などのご案内

「自分が加入している共済契約の現在の内容を知りたい」というニーズにお応えするために、JA共済フォルダーに登録いただいたご契約者さまへ、毎年5月頃にご契約内容などを記載した「フォルダー契約案内書」をお送りします。そのほかにも、ご契約内容により「共済掛金払込証明書」「満期のご案内」「生存給付金のお支払のご案内」など各種通知をお届けします。いずれも大切な内容ですので、必ずご確認いただきますようお願いします。

*Webマイページにご登録いただき、各種案内書のご連絡方法を「メールによるご案内のみを希望する。」としていただいた場合には、電子メールによりご案内いたします。

ご契約期間中

■ インターネットやアプリによるご契約内容などの確認

ホームページに各種共済の「ご契約のしおり・約款」を掲載しているほか、共済金をご請求いただく場合の手続きの流れなどを掲載しています。

また、Webマイページにご登録いただいたご契約者さまは、インターネットおよびJA共済アプリ上でご契約内容の確認、住所、電話番号の変更や各種ご案内書の閲覧などができます。



JA共済ホームページ

Webマイページでご利用いただける主なサービス

- ご契約内容の確認
- 住所、電話番号、振替口座の変更
- 各種ご案内書の閲覧
- ご家族連絡先登録・第二連絡先登録
- Web受付

共済金のご請求

■ 共済金のお支払い事由が発生した場合

共済金のお支払い事由が発生した場合には、ご加入先のJAにご連絡ください。共済金のご請求に必要な書類などをJAよりご案内します。

■ 共済金のご請求に関するご案内

共済金をもれなくご請求いただくため、ご加入時にお渡しする「ご契約のしおり」に、共済金のご請求に関する留意事項を掲載しています。

■ 自動車共済の事故などのご連絡

共済金のご請求

[※JAの営業時間内は、
ご加入先のJAまでご連絡ください。]

自動車事故等の場合には

■ JA共済事故受付センター

 0120-258-931
24時間365日対応

[※JAの営業時間内でも
下記の番号までご連絡ください。]

<日常生活賠償責任特約ご加入の皆さまへ>
日常生活での事故等の場合には

■ JA共済日常生活事故対応センター

 0120-628-931
[受付時間]9時～17時 土・日曜日、祝日および
12月29日～1月3日を除きます。

■ JA共済アプリやインターネットを通じた被災や事故のご連絡(24時間・365日受付)

ご加入いただいている建物・家財などの被災のご連絡および自動車の事故や故障のご連絡は、JA共済アプリからも行っていただけます。また、建物・家財などの被災については、ホームページの建物事故通知Webフォームからもご連絡いただけます。

サポート体制

JA共済では、組合員・利用者の皆さまの多様化するニーズに確実にお応えするため、専門的な知識を持つスタッフを養成しています。保障のご提案やアドバイスを行う「ライフアドバイザー(LA)」や窓口業務を行う「スマイルソポーター」が、皆さまのさまざまなご要望にお応えできるよう知識やスキルの向上を図っています。

ライフアドバイザー(LA)

ライフアドバイザーは、組合員・利用者の皆さまとJAをつなぐ重要なパイプ役です。JAの顔として、さまざまなお相談にお応えするとともに、各種ご提案やアドバイス活動を行っています。

JA共済ではこれからも、皆さまのご要望にきめ細かく対応できるよう、研修・教育などによるライフアドバイザーの育成とレベルアップに努めています。



〈研修体系（全国標準モデル）〉



○新任LA研修 推進基本編 ○新任LA研修 活動基本編

- ▶推進活動に必要な共済知識の習得
- ▶基本的な3Q活動にかかるスキルの習得

○公的保障研修 ○共済契約税務研修 (個人編) など

- ▶組合員・利用者の皆さまからの加入内容にかかる相談等に応じられる基本的な知識・スキルの習得

○LAステップアップ研修

- ▶LAとしてさらにステップアップするための知識・スキルの習得

2年目以降

○共済契約税務研修 (法人編)

など

- ▶組合員・利用者の皆さまのライフプランを意識した問題解決型推進活動を行うための知識・スキルの習得

組合員・利用者の皆さまからのお相談にお応えし、頼りにしていただける活動を行っています。

近年、組合員・利用者の皆さまから専門的かつ広範囲なご相談が寄せられるようになってきています。

それにお応えするため、JA共済では、ファイナンシャルプランナー(FP)の資格の取得など、社会保険・税務・相続などの専門的知識の習得を促進しています。さらに健康・安全などに関するさまざまな情報を組合員・利用者の皆さまにご提供することにより、ライフプランニングのお役に立てるよう努めています。

ラブレッツ ▶タブレット型端末機 (Tablet's) の活用

ライフアドバイザーが組合員・利用者の皆さまのお宅を訪問する際には、タブレット型端末機(Tablet's)を使い、視覚的にわかりやすく、ご契約状況のご説明や各種情報提供を行っています。

また、あわせてTablet'sによる契約手続き等についても、平成28年度から段階的に展開しています。

Tablet'sの活用により、より一層組合員・利用者の皆さまのご要望にお応えできるよう努めています。



スマイルサポーター

スマイルサポーターは、住所変更や名義変更などの各種お手続き、入院時や罹災時の共済金のご請求、保障のご相談などについて、JA窓口を中心に対応しています。

JA共済では、満足度の向上をめざし、組合員・利用者の皆さまからのさまざまなお要望に窓口対応や電話応対などでお応えできるよう、スマイルサポーターの育成に努めています。

〈研修体系（全国標準モデル）〉



▶ より高いレベルの専門能力を持つ職員を養成するために

JA共済では、組合員・利用者の皆さまの多様化するニーズに確実にお応えするため、より高いレベルの専門能力を持つ職員の養成に取り組んでいます。

■ 人材育成支援システム「CAREERSHIP【キャリアシップ】」

オンライン研修と集合研修の融合を可能とする人材育成支援システム「CAREERSHIP」を活用し、職員の専門知識習得やスキルのさらなる定着を図っています。

■ JA共済幕張研修センター

JA共済幕張研修センターは、千葉県千葉市にある幕張新都心の文教地区において、快適な研修受講環境を備えた研修施設として運営しています。一般研修のほか自動車研修、建物研修、医療費研修などJA共済事業としての総合的な研修が行える施設です。

少人数でのグループ討議や大人数での座学研修など、さまざまな研修スタイルに対応可能な教室と、生命総合共済、建物更生共済、自動車共済等にかかる専門的な知識・技法を効果的に学ぶことができる教室や展示室を備えています。



医療器具などを展示した医療展示室



建物更生共済の損害査定実習のための研修室



自動車共済の損害査定実習のための研修室



インターネット・電話相談によるサービス

JA共済では、契約者・利用者の皆さまが、ご自身のご都合にあわせて各種相談・お問い合わせができるようさまざまなサービスを実施しています。

JA共済ホームページ <https://www.ja-kyosai.or.jp/> でご利用いただけるサービス



JJA共済に関する相談サービス

JJA共済相談受付センター(JJA共済連全国本部)

JJA共済の契約に関するご相談は、ご加入のJAでお受けしています。JJA共済相談受付センターでは、JJA共済全般に関するご相談・お問い合わせをお電話およびインターネット(<https://www.ja-kyosai.or.jp/contact/>)でお受けしています。苦情などのお申し出があった場合には、お申出者のご了解を得たうえで、ご加入先のJAに対して解決を依頼します。

 **0120-536-093**
コンサルタントはクミアイ
フリーダイヤル

[受付時間]9時～18時(月～金曜日)、9時～17時(土曜日)
日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

ご加入先のJAおよび「JJA共済相談受付センター」にお申しだしても、ご納得いただけない場合は、JJA共済連が会員となっている一般社団法人 日本共済協会共済相談所においても、ご相談などをお受けしています(ただし、自動車共済・自賠責共済の賠償案件については、お取り扱いしていません)。

TEL 03-5368-5757

[受付時間]9時～17時
土・日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。

自動車共済にご契約のお車の事故や故障に関するフリーダイヤル安心サービス

[※JAの営業時間内は、ご加入先のJAまでご連絡ください。]

自動車事故等の場合には

JJA共済事故受付センター

 **0120-258-931**
ジコはクミアイ
フリーダイヤル

24時間365日対応

レッカーカー移動や故障時の応急対応が必要な場合には

JJA共済サポートセンター

 **0120-063-931**
レッカーロードサービスはクミアイ
フリーダイヤル

24時間365日対応

[※JAの営業時間内でも
下記の番号までご連絡ください。]

<日常生活賠償責任特約ご加入の皆さまへ>

日常生活での事故等の場合には

JJA共済日常生活事故対応センター

 **0120-628-931**
ニチヨウバイショウはクミアイ
フリーダイヤル

[受付時間]9時～17時 土・日曜日、祝日および
12月29日～1月3日を除きます。

夜間休日現場急行サービス

[受付時間]平日：0時～8時、17時～24時
土日・祝日：終日

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへご連絡いただいた事故について、ALSOKの対応員が事故現場に急行し、事故状況の聞き取りなどを行います。

- 事故現場からお電話いただき、ご利用者さまが現場急行をご希望された事故が対象となります。
- 原則として、対応員の出動拠点から事故現場まで30分程度で到着できることが条件となります。ただし、高速道路上、離島、山間部など一部の場所は本サービスの対象外となります。
- JA共済より業務委託を受けたALSOKの対応員が急行します。

夜間休日初期対応サービス

[受付時間]平日：17時～21時(対応は22時まで)
土日・祝日：9時～21時(対応は22時まで)

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへご連絡いただいた事故について、初期対応専任のスタッフがご利用者さまからの相談対応や相手方への迅速な対応(事故受付の連絡・修理工場への連絡・代車の手配など)を行います。

- 対人賠償事故(人身傷害事故含む)、対物賠償事故、車両諸費用保障特約の付いた車両単独事故が対象となります。
- ご契約内容が確認できない場合、すでにご加入先のJAの損害調査サービス担当者が対応中である場合等、本サービスを実施できない場合があります。

休日契約者面談サービス

[受付時間]
金曜・祝前日：17時～24時
土曜：終日
日曜・祝日：0時～17時

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへご連絡いただいた事故について、休日面談専任のスタッフがご利用者さまを訪問し、事故に関するご質問・ご相談に親身にお応えします。

- 対人賠償事故で、事故の相手方が入院または死亡された場合が対象となります。
- JA共済より業務委託を受けた休日面談専任のスタッフが対応します。



レッカーサービス

24時間

事故または故障により自力走行不能となった場合について、レッカーカーで現場へ急行し、最寄りの修理工場等までお車をけん引します。

- 現場から100kmまでのけん引に要する費用が無料となります。



ロードサービス

24時間

故障・トラブルにより自力走行不能となった場合について、対応業者が現場へ急行し、お車の応急対応を行います。

- 30分程度で対応可能な応急対応に要する費用が無料となります。

●事前にJAまたはJA共済サポートセンター(JJA共済事故受付センター)に要請された場合に本サービスの対象となります(ご自身で手配された場合は本サービスの対象外となります)。

- トラブルの状況や手配内容によっては、ご利用者さまに費用のご負担が発生する場合があります。また、JAF会員であるご利用者さまについては、ご利用者さまのご了承のもと、JA共済サポートセンターからJAFを手配する場合があります。その場合、レッカーサービスのけん引距離、ロードサービスの作業時間について、上記のサービス範囲を拡大します。

※夜間休日現場急行サービス、レッカーサービス、ロードサービスについて、交通事情、気象状況等により、対応業者の到着に時間がかかる場合、またはサービスのご提供ができない場合があります。

※本資料はフリーダイヤル安心サービスに関するすべての内容を記載しているものではありません。サービスのご利用条件・範囲など、詳細については自動車共済の「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

国内外の協同組合と連携した取り組み

JA共済連は、協同組合の価値や役割などを広く伝えるとともに、国内外の協同組合間の連携により新たな価値を生み出し、協同組合運動を促進する取り組みを進めています。

国内の協同組合との連携

JA共済連は、日本協同組合連携機構(JCA)の会員団体として国内のさまざまな業種の協同組合と連携を図り、協同組合運動を促進する取り組みに参画しています。

「協同組合は、力を合わせて、コロナ後の社会の再建に貢献します(Rebuild Better Together)」をテーマに開催された第99回国際協同組合デー記念中央集会(令和3年7月、Web開催)では、労働者協同組合法についての特別報告、コロナ禍における協同組合の取り組み事例報告、事例報告者によるコロナ後における協同組合の役割についてのパネルディス

カッションが行われました。

また、JCAでは、地域の課題解決や自然災害等による被災地を支援する活動のほか、協同組合に関する教育の機会の拡大や協同組合の認知度向上を図る活動に取り組んでおり、JA共済連でもこれらの取り組みに積極的に参画しています。



協同組合統計表ポスター
(一社)日本協同組合連携機構
(JCA)ウェブサイトより

世界の協同組合との連携

JA共済連は、世界のさまざまな協同組合とも連携して、協同組合運動の振興に取り組んでいます。

協同組合の国際機関である国際協同組合同盟(ICA)、およびその共済・保険部門である国際協同組合保険連合(ICMIF)の会員として総会や各種委員会を通じて活動に参画する一方、ICMIFの地域協会であるICMIFアジア・オセアニア協会(AOA)ではJA共済連の理事長が会長を務めるなど、協同組合国際機関で中心的な役割を果たしています。

これらの協同組合国際機関では、加盟各国の会員が連携して、貧富の格差拡大や気候変動といった世界共通のさまざまな課題の解消に向けた活動を展開していますが、共済・保険分野においては、開発途上国で貧困の連鎖を断ち切る手段のひとつとして注目されている、低価格で加入可能なマイクロ・インシュアランスの

普及活動に取り組んでいます。

この取り組みに対してJA共済連は、ICMIFのマイクロ・インシュアランス普及プロジェクトへの参画を通じて、開発途上国の協同組合による共済・保険事業を支援するとともに、AOA事務局と協力しアジア・オセアニア地区におけるマイクロ・インシュアランスの理解深耕に向けた取り組みを継続しております。

また、世界共通の課題であるSDGsの達成に向けたJA共済連の取り組み、例えば、さまざまなりスクから人びとの健康や暮らし・農業を守る「予防」への取り組みやESG投資について、ICMIFやAOAによる情報発信サイトやウェビナーへの参加を通じて世界の協同組合等と共有しています。

▶ ICA(国際協同組合同盟)

世界の協同組合運動を発展させることを目的に1895年に設立されました。組合員約10億人を擁する世界最大のNGOで、国連の経済社会理事会やILO等の諮問機関に登録されています(令和4年3月現在、107か国309組織)。

▶ ICMIF(国際協同組合保険連合)

ICAの専門機関のひとつとして、協同組合保険の発展に貢献することを目的に1922年に設立されました(令和4年3月現在、61か国200組織)。

▶ AOA(ICMIFアジア・オセアニア協会)

ICMIFの地域協会のひとつとして、アジア・オセアニア地域の協同組合保険運動の推進等を目的に、1984年に設立されました(令和4年3月現在、12か国44組織)。

CHAPTER

III

地域貢献活動

地域社会との共生をめざして、
さまざまな活動に取り組んでいます。

JA共済地域貢献活動のホームページ
<https://social.ja-kyosai.or.jp/>

地域貢献の取り組み	50
地域貢献活動トピックス	51
くらし・営農(農業振興／文化支援／生活支援／環境保全)	52
ひと(健康管理・増進／介護・福祉)	54
いえ(災害救援／防災・防火対策／復興支援)	56
くるま(交通事故未然防止／交通事故被害者支援)	58

地域貢献の取り組み

～地域に暮らす皆さまが、健康で安心して暮らせるために～

JA共済が実施する保障の提供と地域貢献活動(病気や事故等の未然防止と万一の際の事後支援)は車の両輪の関係にあり、相互に機能することにより「安全・安心」の輪を広げてきました。

平成28年度からは「地域・農業活性化積立金」を創設し、従来から行っていた健康管理・増進活動や災害救援、交通事故対策活動などの「ひと」「いえ」「くるま」分野の地域貢献活動に加え、地域の実情に応じた「くらしや営農」に関するさまざまな活動に、JAと一緒に取り組んできました。平成28年度から令和3年度における各県域の活動実績は約2万8,000件にのぼり、イベントなどの活動には約1,200万人(のべ)の方々に参加していただきました。

これからも保障の提供と地域貢献活動を通じて地域との絆を強化し、組合員・地域住民の皆さまが住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる豊かな環境づくりに貢献していきます。

▶ JA共済の取り組み



くらし・営農

心の豊かさや絆の大切さを次世代へ伝えるための文化支援活動や生活支援活動、環境保全活動、農業経営に貢献するための農業振興活動に取り組んでいます。

- 農業振興活動
- 文化支援活動
- 生活支援活動
- 環境保全活動



ひと

元気な生活を送るために役立つ健康管理・増進活動をはじめ、介護・福祉活動など、助け合いの精神でさまざまな活動に取り組んでいます。

- 健康管理・増進活動
- 介護・福祉活動



いえ

万が一に備える防災・防火対策活動のほか、自然災害などの被害にあわれた際の救援活動から復興支援に至るまで、さまざまな活動に取り組んでいます。

- 災害救援活動
- 防災・防火対策活動
- 復興支援活動



くるま

交通事故のない社会をめざして交通事故の未然防止や交通事故被害者支援など、さまざまな活動に取り組んでいます。

- 交通事故未然防止活動
- 交通事故被害者支援活動

地域貢献活動トピックス

組合員・地域住民の皆さまが豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざし、さまざまな取り組みを行っています。

■ 農作業事故の未然防止に向けた取り組み

農業における死亡事故の発生率は、他の産業に比べて高水準で推移しており、危険業種と言われる建設業を大きく上回る発生率となっています。

こうした状況を踏まえ、平成29年から令和2年までの共済金支払データを用いて、農作業事故の発生要因や事故傾向について分析し、JA共済ホームページ上に公開しました。

また、農作業事故の未然防止の取り組みをさらに強化するため、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構と共同で、農作業事故を当事者の視点から疑似体験する体験学習型プログラム「農作業事故体験VR」に、新たに「脚立 転落編」、「農用運搬機 転倒・積み降ろし作業編」の2つのコンテンツを開発しました。



「脚立 転落編」のVR映像



「農用運搬機 転倒・積み降ろし作業編」のVR映像

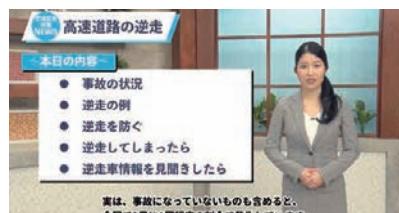
■ 高齢ドライバーの交通事故未然防止を支援

交通事故の発生件数が減少傾向にある一方で、交通事故全体に占める高齢ドライバーの割合は依然として高い傾向にあることから、高齢ドライバーが安全に運転を継続できるよう、ドライビングミュレーター搭載車両「きずな号」の「運転能力診断」と「安全運転診断」の機能を拡充しました。

また、近年、危険運転として社会問題化する「高速道路の逆走」と「ペダル踏み間違い」に対する注意を呼びかけるWeb動画「交通安全対策NEWS」を制作し、JA共済ホームページ上に公開しました。



「運転能力診断」高速道路走行シーン



Web動画「交通安全対策NEWS」

■ コロナ禍に応じた地域貢献活動の展開

これまでに取り組んできた医療機関等へのマスク寄贈やレンインボーダ操を紹介する動画の公開などのほか、コロナ禍においても継続して取り組みを展開できるよう、交通事故未然防止を目的とした親と子の交通安全ミュージカル「魔法園児マモルワタル」において、幼稚園・保育園単位で実施可能な小規模型プログラムを導入しました。



「Rainbow Action With You」イメージ



交通安全ミュージカルの様子



くらし・営農(農業振興／文化支援／生活支援／環境保全)

農業経営に貢献するために、農作業事故の未然防止活動、食育イベントや農業体験の開催支援、新たな担い手のための支援をはじめ、さまざまな農業振興活動に取り組んでいます。

また、心の豊かさ、地域社会との絆づくりを大切にするとともに、JA共済の理念である相互扶助(助け合い)の精神を伝えるための文化支援活動や生活支援活動、環境保全活動に取り組んでいます。

農作業中の事故を防ぐために

■ 農作業事故体験VRを活用した学習プログラムの展開

農作業事故の未然防止を目的に、当事者の視点から農作業中の事故を疑似体験できる「農作業事故体験VR」を活用した学習プログラムを全国のJAにおける研修会やイベント、農業関連団体による講習会などで展開しています。

「農作業事故体験VR」は、公益財団法人日本デザイン振興会が運営する「2020年度グッドデザイン賞」を受賞しました。



VR体験の様子

地域住民・次世代の子どもたちの文化・生活支援のために

■ 小・中学生 書道・交通安全ポスターコンクールの開催

次世代を担う小・中学生の皆さんに、「相互扶助」と思いやりの大切さを伝えるとともに、書写教育に貢献することを目的に書道コンクールを、交通安全への意識を高め幅広く社会に呼びかけることを目的に交通安全ポスターコンクールを全国ならびに各都道府県にて開催しています。

令和3年度の第65回書道コンクール、第50回交通安全ポスターコンクールにはあわせて110万点を超える応募があり、歴史・規模・質どれをとっても日本を代表する大きなコンクールとなっています。



農林水産大臣賞
中1 吉満 優菜さん



内閣府特命担当大臣賞
小6 清水 結梨さん

■ JA共済プレゼンツ それいけ!アンパンマンミニショー&握手会の開催

「JA共済プレゼンツ それいけ!アンパンマンミニショー&握手会」では、一部のコーナーで食育をテーマとしたJA共済オリジナル絵本の配布や地元特産品の展示を行い、ミニショーへご来場いただいた親子に、楽しみながら地域の「食」と「農業」について考えるきっかけを提供しています。



ミニショー&握手会の様子

■ 早稲田大学への寄附講座の設置

次世代を担う学生に対し、農業の可能性や地域の課題、さらには地域におけるSDGsや農福連携の取り組み等について学ぶ機会を設けることで、農業、地域、ひいてはJAグループに対する関心を高めることを目的として、平成24年度から早稲田大学に寄附講座を設置しています。

※平成30年度～令和3年度は聖心女子大学にも寄附講座を設置。



フィールドワークの様子

県域での主な取り組み

■ 食育イベント・農業体験の開催支援

健全な食生活を実現するために食農教育活動に取り組んでいます。

農業体験学習や親子料理教室は、小学校と連携した取り組みも多く、多様な組織と連携して実施することから、地域とのつながり強化にも貢献しています。



農業体験の様子

■ 農作業効率化の支援

農作業の軽労化・効率化支援を目的に、先進機器等(ドローンなど)を寄贈しています。

農作業時の負担軽減や作業時間の短縮を図ることで、農業者の所得増大・農業生産の拡大に貢献しています。



農薬散布用ドローンの操作の様子

■ 農業高校等への支援

農業の担い手育成支援を目的に、農業大学や農業高校等に対し実習用の農業機械・機具などを寄贈しています。

学習環境の整備を図ることで、将来の農業後継者的人材育成に貢献しています。



農業高校等への実習用農業機械の寄贈



ひと(健康管理・増進／介護・福祉)

元気な生活を送るために役立つ健康管理・増進活動をはじめ、介護・福祉活動など、助け合いの精神でさまざまな活動に取り組んでいます。

元気な生活を送るために

■ レインボーボディ操の普及

JA共済オリジナルの健康体操です。

心臓に負担をかけないやさしい動きで、全身の血液の流れをよくする体操です。立っても、座っても、寝ていてもできますので、体力に自信のない方、お年を召した方にも安全に行っていただけます。いろいろな音楽にあわせて楽しく体を動かしながら、病気予防・健康づくりを推進しています。



レインボーボディ操の様子

■ 笑いと健康教室の開催

「笑い」が心や体によいということは医学的にも証明されつつあり、最近では病気の予防や治療においても注目されています。

健康増進活動のひとつとして「笑いと健康」の関係に着目したプログラムを開発し、「笑い」の効果とその仕組みについて学び、実際に体験する「笑いと健康教室」を開催しています。



笑いと健康教室の様子

■ 健康・介護ほっとラインの開設

生活習慣病予防や肥満などの健康相談、医療機関の情報提供、育児・介護などのご相談を専門スタッフがフリーダイヤルでお受けしています。

健康・介護電話相談



シワセイチバン コンサルタント
0120-481-536



無料 受付時間 24時間・365日 (ほっとちゃん)
看護師・介護支援専門員(ケアマネジャー)・医師
(精神科・心療内科を除く)・栄養士による親身な応対
●お名前は伺いませんので安心してご利用ください。

■ ちょいムズチャレンジの開催

親子で体を動かす楽しさを体験していただく運動プログラムです。「幼児期運動指針」(文部科学省)に基づく「幼少期に身につけたい36の基本動作」のうち「なげる」「うつ」「ける」の3つの動作を中心に、ゲーム形式で遊びながら体験することができます。



ちょいムズチャレンジの様子

県域での主な取り組み

■ 介護・医療機器等の寄贈

介護・医療機器や検診車等を寄贈しています。

組合員や地域住民の皆さまの健康管理の意識付けや健康寿命の延伸、介護環境の改善に貢献しています。



車いすの寄贈

■ 介護イベント等の開催支援

認知症予防の講演や介護相談を行うなど、介護イベント等の開催を支援しています。

高齢化社会においても、組合員・地域住民の皆さまが、健康に安心して暮らせる地域社会づくりに貢献しています。



家族介護教室の様子

■ JA共済の宿泊保養施設の運営

「契約者サービス」および「組合員に対する健康管理・増進活動への支援機能」として、全国9か所の宿泊保養施設を運営しています。

①福島県・奥飯坂「摺上亭大鳥」*

〒960-0201 福島県福島市飯坂町字中ノ内24-3
TEL.024-542-4184 客室数:59室

②富山県・雨晴温泉「磯はなび」*

〒933-0133 富山県高岡市太田88-1
TEL.0766-44-6161 客室数:50室

③石川県・柴山温泉「ホテル翠湖」*

〒922-0402 石川県加賀市柴山町し50
TEL.0761-74-5588 客室数:21室

④兵庫県・城崎温泉「あさぎり荘」*

〒669-6101 兵庫県豊岡市城崎町湯島876
TEL.0796-32-2921 客室数:35室

⑤和歌山県・南紀白浜温泉「癒しの宿クアハウス白浜」*

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町3102
TEL.0739-42-4175 客室数:42室

⑥鳥取県・鳥取温泉「ホテルモナーク鳥取」*

〒680-0834 鳥取県鳥取市永楽温泉町403
TEL.0857-20-0101 客室数:108室

⑦島根県・玉造温泉「ホテル玉泉」*

〒699-0201 島根県松江市玉湯町玉造53-2
TEL.0852-62-0021 客室数:120室

⑧佐賀県・武雄温泉「ホテル春慶屋」*

〒843-0022 佐賀県武雄市武雄町大字武雄7407
TEL.0954-22-2101 客室数:24室

⑨宮崎県・日南海岸青島温泉「ホテル青島サンクマール」*

〒889-2164 宮崎県宮崎市大字折生迫7408
TEL.0985-55-4390 客室数:40室



* JA共済連の子会社において営まれている宿泊保養施設です。



いえ (災害救援／防災・防火対策／復興支援)

万が一に備える防災・防火対策活動のほか、自然災害などの被害にあわれた際の救援活動から復興支援に至るまで、さまざまな活動に取り組んでいます。

災害救援、防災・防火のために

■ ザブトン教授の防災教室の開催

イス型の地震動体験装置「地震ザブトン」で過去に起きた地震のリアルな揺れを体験し、家具固定など日頃から地震に備えることの必要性を再認識していただく体験学習型プログラムを開催しています。



地震ザブトン体験の様子

■ 災害シートの無償配布*

自然災害などでお住まいが壊れてしまった方に、JAを通じて災害シートを無償で配布しています。

東日本大震災、熊本地震などでも災害シートをお配りし、災害からの復興に向けたサポートをしました。



災害シート 大きさ:3.6m×5.4m(12畳)

■ 災害キットの無償配布*

自然災害などで被害を受けられた方に、JAを通じて災害キットを無償で配布しています。

九州地方で発生した令和2年7月豪雨などでも災害キットをお配りしました。



災害キット(マスク・軍手・タオル)

■ 仮設住宅の無償貸与*

火災などでご自宅に居住できなくなった方に、仮設住宅を8か月間無料でお貸ししています。住宅だけでなくキッチン・トイレ・お風呂など、暮らしに必要な設備をあらかじめ備えています。



仮設住宅

*JA共済のご契約者さまで一定の要件を満たす場合に限ります。

県域での主な取り組み

■ 防災用品等の寄贈

災害時に必要とされる給水タンクや携帯トイレ、テントなどの防災用品等を自治体などに寄贈しています。予期せぬ災害に平時から備えることで、安心して暮らせる地域社会づくりに貢献しています。



防災用テント



給水タンク



携帯トイレ

■ 緊急車両等の寄贈

広く地域住民の方々を守るために、消防自動車などの緊急車両等を寄贈しています。

有事の際に備えることで、安心して暮らせる地域社会づくりに貢献しています。



緊急車両の寄贈

震災からの復興を支援するために

■ 東北ユースオーケストラへの活動支援

東北ユースオーケストラ(代表・監督:音楽家の坂本龍一氏)は、東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県・宮城県・福島県出身の子どもたちで構成されています。

東北ユースオーケストラの「震災からの心の復興」という活動趣旨に賛同し、震災を乗り越えて成長する子どもたちから生まれた「強くて美しい音楽」を、東北から全国、そして世界へ届ける活動を支援しています。



東北ユースオーケストラの活動の様子



くるま(交通事故未然防止／交通事故被害者支援)

交通事故のない社会をめざして交通事故の未然防止や交通事故被害者支援など、さまざまな活動に取り組んでいます。

交通事故を防ぐために

<幼児向け>

■ JA共済アンパンマン交通安全キャラバンの開催

「JA共済アンパンマン交通安全キャラバン」が全国を巡回し、歌や踊りを通じて幼児に交通ルールを伝えます。

小さなお子さまに人気のJA共済のイメージキャラクター「それいけ!アンパンマン」。アンパンマンたちと交通ルールを学び、親子で交通安全について考える時間を提供しています。



交通安全キャラバンの様子

■ 親と子の交通安全ミュージカル 魔法園児マモルワタルの開催

就学前の幼稚園・保育園児と保護者を対象とした、ミュージカル形式の交通安全教室を全国各地で開催しています。

このミュージカルは、舞台の上の横断歩道で園児が実際に体験できるなど、客席の園児、保護者の皆さんと舞台がひとつになって、楽しみながら交通ルールを学べる構成となっています。



交通安全ミュージカルの様子

<生徒向け>

■ 自転車交通安全教室の開催

中学校や高等学校で行われる交通安全教室の際、危険な自転車走行にともなう交通事故の実演(スタントマン)により、危険性を疑似体験させる教育手法(スケアード・ストレイト方式)を警察等と連携し、推進しています。



自転車交通安全教室の様子

<シルバー世代向け>

■ 交通安全教室の開催

高齢者の交通事故を防ぐために、「シルバー世代向け交通安全教室」を開催しています。

JA共済オリジナルの「交通安全落語」で笑いながら交通安全の意識を高め、誰でも楽しく参加できる内容になっています。



交通安全落語の様子

■ 自動車安全運転診断の実施

高齢ドライバーの交通事故を防ぐために、ドライビングシミュレーター搭載車両「きずな号」を全国に4台配置し、巡回型の安全運転診断を行っています。

過去の事例を参考に、事故を起こしやすい場面を再現したドライビングシミュレーターを使い、約5～14分程度の体験で安全運転のアドバイスが受けられる内容となっています。

<全世代向け>

■ 自転車安全運転診断の実施

自転車事故防止を目的として、全世代を対象に、自転車シミュレーター搭載車両「すまいる号」を全国に4台配置し、巡回型の自転車の安全運転診断を行っています。

約5～10分程度の体験で自転車乗用中の交通ルールや危険予測を実践的に学習できます。



自動車安全運転診断の様子



自転車安全運転診断の様子

交通事故被害者の社会復帰のために

■ 介助犬の育成・普及支援

交通事故などにより手足に障がいのある方の日常生活を介助する「介助犬」の育成・普及支援に取り組んでいます。

社会福祉法人日本介助犬協会の事業の支援や、NPO法人日本補助犬情報センターへの研究支援、介助犬によるデモンストレーション「ガンバレ!介助犬!JA共済はたらくワンワンランド!」を開催しています。



はたらくワンワンランドの様子

■ 社会復帰支援のためのリハビリテーションセンターの開設

静岡県の中伊豆と大分県の別府に交通事故等による身体障がい者の社会復帰支援を目的としたリハビリテーションセンターを開設しています。

これら2つのリハビリテーションセンターは、「病院」「福祉施設」「介護施設」の3つの機能を持った全国でも数少ない総合型の施設です。

1973年の設立以来、「身体障がい者のしあわせ」と「福祉社会の建設に寄与すること」を理念として交通事故被害者などの社会復帰をお手伝いしています。



社会福祉法人 農協共済
中伊豆リハビリテーションセンター



社会福祉法人 農協共済
別府リハビリテーションセンター

交通安全に関するその他の取り組み

JA関連医療機関の救急医療およびリハビリ医療の充実を図ることにより、交通事故被害者の救命や交通事故障がい者の社会復帰の支援を行っています。

このほか全国交通安全運動やシートベルト・チャイルドシート着用推進運動など交通事故防止対策活動への協賛を実施しています。

また、交通事故被害者の被害軽減・救命率向上などに寄与するドクターヘリの普及促進への支援も行っています。東日本大震災では、全国から集結したドクターヘリが、孤立した病院の患者の救出など、被災者救援に貢献しました。



全国交通安全運動ポスター

県域での主な取り組み

■ 交通安全資材等の寄贈

地域の交通安全に向けた取り組みとして、交通安全傘・帽子や反射材などの配布を行っています。

また、カーブミラーなどの寄贈を行い、安心安全な地域環境づくりに貢献しています。



JA共済の交通安全の取り組みの一部は、自賠責共済の運用益を活用して実施しています。

▶ JA共済の地域貢献活動ホームページ「ちいきのきずな」



ホームページ「ちいきのきずな」では、JA共済の地域貢献活動にかかるさまざまな情報を紹介しています。

また、ご自宅で「健康で安心して過ごせる」「子どもたちが楽しく交通ルールを学べる」コンテンツなど、各種お役立ち情報も公開しています。

▶ JA共済の地域貢献活動のロゴマーク



日本地図から出ている新芽は、全国各地の活動が、地域に根付くようにという想いを、そして「貢献」の文字が手を取りあっている様子は、地域の皆さんとJA共済が手を取りあって支えあう姿をイメージしたロゴマークです。

農業のために 地域のために 明日のために

JA共済はこれからもさまざまな地域貢献活動に取り組んでいきます。

CHAPTER

IV

JA共済連の運営について

経営の健全性の向上に努め、さらなる安心の提供をめざしています。

JA共済連の経営体制(ガバナンス)	62
内部統制システム構築の取り組み	63
コンプライアンス・リスク管理の取り組み	64
コンプライアンス(法令等遵守)の徹底	65
個人情報保護の取り組み	66
反社会的勢力への対応	67
利益相反管理方針の概要	67
リスク管理の取り組み	68
仕組開発・引受・支払体制の強化	71
組合員・利用者の皆さまの声を活かす取り組み	73
ディスクロージャーの充実	76

JA共済連の経営体制(ガバナンス)

JA共済連では、事業環境の変化に機動的に対応できる業務執行体制を確立するため、「経営管理委員会制度」などを導入しています。なお、経営管理態勢の強化を図るため、「コンプライアンス委員会」「統合リスクマネジメント(ERM)委員会」「共済金支払管理委員会」などを設置しています。

総会・総代会

総会は、正会員により構成される最高の意思決定機関であり、定款変更、事業運営に関する中長期計画の設定・変更、毎事業年度の事業計画の設定・変更、事業報告書・剩余金処分案・損失処理案などの機関決定

を行います。

総代会は、総会外の選挙にて選任された総代による、総会に代わる意思決定機関です。

経営管理委員会

経営管理委員会は、JA共済連の事業運営に会員JAの意思を反映するための機関として、業務の基本方針や重要事項を決定します。また、経営管理委員会は、理事を選任するとともに、経営管理委員会に理事

を出席させて必要な説明を求める能够性を有するなど、理事の業務執行を監督しています。経営管理委員会は、正会員の代表による推薦会議による推薦を受け、総会・総代会において選任されます。

理事会

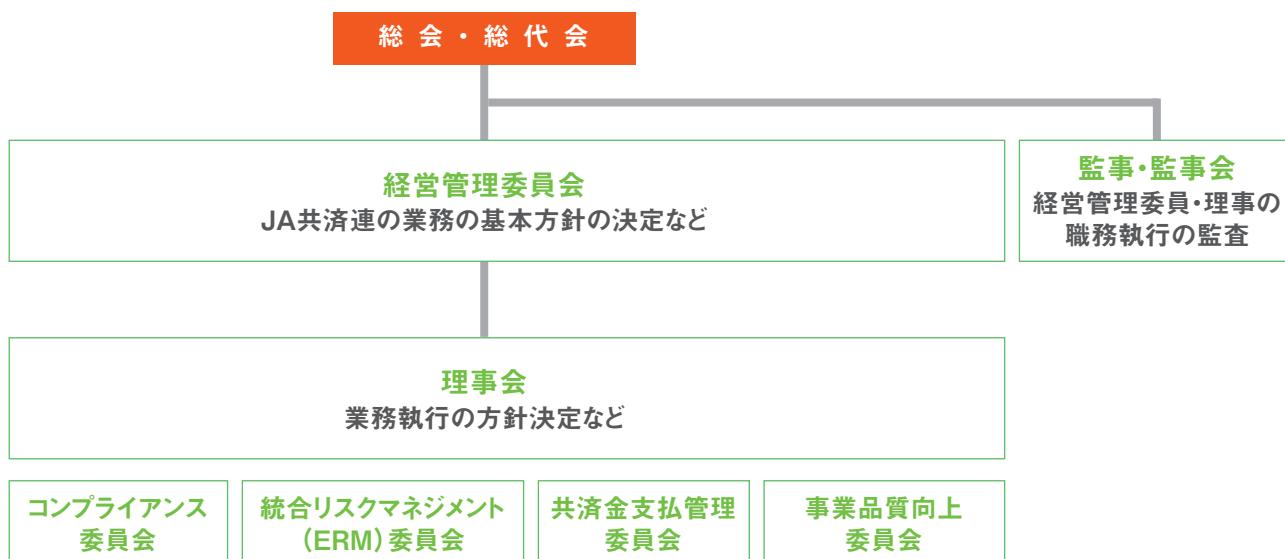
理事会は、実務専任体制による迅速・的確な業務執行のための機関として、経営管理委員会で決定された基本方針に従い、業務執行にかかる方針決定や理

事の職務執行の監督を行います。理事は、経営管理委員会において選任されます。

監事・監事会

監事は、経営管理委員および理事の職務執行を監査しています。監事は正会員の代表による推薦会議による推薦を受け、総会・総代会において選任されま

す。また、監査に関する重要事項について報告・協議・決定するため、監事會を設置しています。



内部統制システム構築の取り組み

JA共済は、相互扶助の理念を事業活動の原点とし、常に組合員・利用者の皆さまの信頼と期待に応え、「安心」と「満足」を提供することを使命としています。JA共済連は、この使命の達成に向けて、法令・定款等を遵守することを経営姿勢の基本に置いて業務の適正を確保するため、経営管理委員会において「JA共済連 内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、この方針に従って内部統制システムを適切に構築・運用しています。

▶ JA共済連 内部統制システム構築に関する基本方針

① 経営管理委員、理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) JA共済連は、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス重視の組織風土を醸成するとともに、コンプライアンスを円滑かつ効果的に実施するための組織体制および運営方法を定めます。
- (2) JA共済連は、コンプライアンス態勢を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項を協議するとともに、コンプライアンスを統括する部署がコンプライアンスに関する取り組みを企画・立案・調整・推進します。また、内部通報の仕組みとしてコンプライアンス・ホットラインを整備します。
- (3) JA共済連は、被監査部門から独立した内部監査部門により、実効性のある内部監査を実施し、適宜理事に報告するとともに、内部監査の実施状況やその結果を経営管理委員会に報告します。
- (4) JA共済連は、反社会的勢力排除の基本方針を制定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力への対応体制を整備するとともに、警察・弁護士等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に取引を含めた関係遮断を徹底します。

② 経営管理委員および理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

JA共済連は、文書管理規則その他文書管理に関する規程類を制定し、経営管理委員および理事の職務執行にかかる情報を適切に保存・管理します。

③ 損失の危険の管理(リスク管理)に関する規程およびその他の体制

- (1) JA共済連は、リスク管理基本方針を制定し、各種リスクを体系的・組織的に管理します。
- (2) JA共済連は、リスク管理基本方針のもと、保有するリスクを各種リスクに区分し、リスク区分毎の管理を行うとともに、すべてのリスクを統合的に管理する統合リスク管理を行います。また、それぞれの管理方針・管理規程・管理担当部門を定め、適切なリスクの把握やコントロールを行います。

④ 経営管理委員および理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) JA共済連は、経営管理委員会において業務執行上の基本方針や重要事項の決定を行うとともに、理事会において業務執行方針の決定や日常業務を迅速・的確に執行します。
- (2) JA共済連は、経営管理委員会規程および理事会規程を制定し、各々の議決事項や報告事項を定めるとともに、組織規程を制定し、業務組織、分掌業務および職務権限を明確にすることで、業務の組織的かつ能率的運営を図ります。
- (3) JA共済連は、中長期の事業計画および毎事業年度の事業計画を策定するとともに、これらの計画の達成状況の検証を行い、その結果を経営管理委員会および理事会に報告します。

⑤ 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

JA共済連は、法令等に定める情報開示に関して、財務報告の適正性および信頼性を確保するために必要な体制を整備します。

⑥ 子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) JA共済連は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社管理規程を制定し、子会社に関する設立、出資および管理の基本原則ならびに管理体制を明確にします。

(2) JA共済連は、子会社管理規程に基づき、子会社取締役の職務の執行状況等について、子会社に報告を求めるとともに、子会社の経営状況等について経営管理委員会および理事会に報告します。

(3) JA共済連は、子会社管理規程に基づき、子会社において、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制ならびに取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制が整備されるよう、子会社に対し必要な助言・指導等を行います。

⑦ 監事の職務を補助すべき職員に関する体制ならびに当該職員の経営管理委員および理事からの独立性ならびに監事の当該職員に対する指示の実効性の確保に関する体制

- (1) JA共済連は、監事の職務を補助するため、监事会事務局を設置します。
- (2) 监事會事務局に配置された職員は、監事の指示に従い業務を遂行します。
- (3) 监事會事務局に配置する職員の人事異動および人事考課については、あらかじめ監事の意見を聴取し、当該意見を尊重します。

⑧ 監事への報告に関する体制および報告をした者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 経営管理委員、理事および職員は、監事の求めに応じて、いつでも事業の報告を行います。
- (2) 経営管理委員、理事および職員は、JA共済連に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、または、JA共済連および子会社について重大な法令・定款違反その他著しく不当な事実があることを把握したときは、当該事実を監事に報告します。
- (3) JA共済連の子会社役職員は、子会社において重大な法令・定款違反その他著しく不当な事実があることを把握したときは、JA共済連のコンプライアンスを統括する部署を通じ、当該事実をJA共済連の監事に報告します。
- (4) コンプライアンスを統括する部署は、内部通報制度の運用状況および相談・照会事項について定期的に監事に報告します。
- (5) 監事への報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いをしてはならないこととします。

⑨ 監事の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針

JA共済連は、監事の職務の執行にかかる費用等について、JA共済連が監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを支払うこととします。

⑩ その他監事監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、経営管理委員会および理事会に出席するほか重要な会議に出席して、意見を述べることができます。
- (2) 経営管理委員会会長および代表理事等は、監事との定期的会合をもち、意見交換を行います。
- (3) 経営管理委員、理事および職員は、監事からの調査に協力します。
- (4) その他、経営管理委員、理事および職員は、監事監査規程に定めのある事項を尊重します。

▶ 内部統制システム構築に関する基本方針の運用状況の概要

JA共済連は「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備、運用しております。令和3年度においても、JA共済連の内部統制システムが「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき適切に整備・運用されていることを確認するとともに、その確認結果について経営管理委員会および理事会に報告しています。

令和3年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス体制

職員がコンプライアンスを正しく理解・実践していくための手引書として制定しているコンプライアンスマニュアルを全職員に配付するとともに、全職員を対象とした研修会を実施する等によりコンプライアンス重視の組織風土の醸成に努めました。また、コンプライアンス態勢を推進するため、理事等を構成員としたコンプライアンス委員会を定期的に開催し、連合会役職員向けコンプライアンス研修にかかる今年度の取り組みなど、コンプライアンスに関する重要事項について協議・報告を行い、コンプライアンスに関する取り組みを進めました。内部監査においては、被監査部門から独立した内部監査部を設置し、理事会の承認を受けた内部監査計画に基づいて、内部監査を実施し、その結果を経営管理委員会および理事会に報告しました。反社会的勢力への対応等については、全国暴追センター等の情報を活用した共済契約等の審査を実施し、取引の未然防止等を図ることで、反社会的勢力との関係遮断に取り組むとともに、マネー・ローンダーリング等が疑われる取引の速やかな行政庁への届出等、マネー・ローンダーリング等対策に取り組みました。

② リスク管理体制

リスク管理基本方針のもと、各種リスクを体系的・組織的に管理し、適切なリスクの把握やコントロールに努めました。各種リスク管理の状況については、定期的に経営管理委員会、理事会および統合リスクマネジメント(ERM)委員会に報告しました。事業を取り巻くさまざまなリスクに対応し、永続的に共済責任を全うするため、新たな健全性規制の導入を見据え、継続的に健全性の向上に向けたリスク管理の高度化およびリスク対応力の強化の取り組みを進めるなか、経営体力のさらなる拡充に向けて、特別目的会社(SPC)を活用した証券化スキームによる劣後ローンの借り入れを実施しました。また、「JA共済連CSIRT(Computer Security Incident Response Team)」の取り組みの一環としてサイバー攻撃による情報漏洩対応訓練等を実施するなど、サイバーセキュリティ対策の高度化を図りました。

③ 監事監査の実効性確保体制

監事の職務執行を補助するため監事會事務局を設置し、監事會事務局に配置された職員は監事の指示・監督のもと業務を遂行しています。また、監事が経営管理委員会および理事会のほか重要な会議において意見を述べることができる体制を整備し、経営管理委員会会長・代表理事と監事の定期協議会等による意見交換を行うなど、監事監査の実効性の確保に努めました。

コンプライアンス・リスク管理の取り組み

JA共済連では、全国のJAと連携し、JA共済として統一的な対応を実現するために「JA共済コンプライアンス・リスク管理方針」を定め、JA共済コンプライアンス点検などを実施しています。

JA共済事業に携わるすべての役職員が、この方針をもとに、JA共済の信頼性の維持・向上を図り、組合員・利用者の皆さんに、さらに「安心」と「満足」をご提供できるよう努めています。

▶ JA共済コンプライアンス・リスク管理方針による他事業との連携

① JAの役割

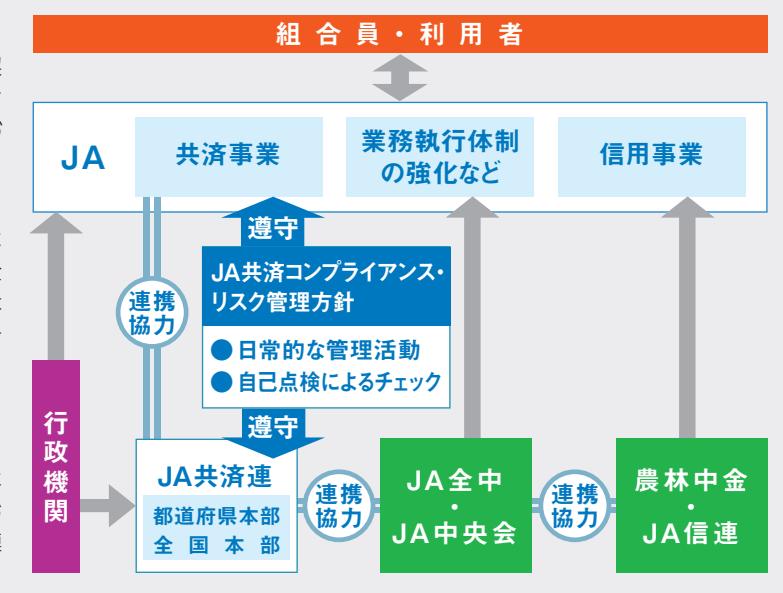
JAは、JA共済の推進、引き受け、掛金収納、契約保全、共済金支払いなど共済事業を実施するうえで本方針を遵守し、また、本方針に基づくJA共済連の指導を遵守します。

② JA共済連の役割

JA共済連は、JA共済のコンプライアンスおよびリスク管理に関する総合的な取組施策を企画するとともに、共済事業を実施するうえで本方針を遵守し、また、本方針に基づくJAにおけるコンプライアンスおよびリスク管理の取り組みを支援・指導します。

③ 農協中央会およびJAバンクとの連携

JA共済連は、JA共済連の役割を的確に果たすために、農協中央会（JA全中・JA中央会）およびJAバンク（農林中金・JA信連）と密接な連携を図っています。



コンプライアンス(法令等遵守)の徹底

JA共済事業は社会性の強い事業であり、組合員・利用者の皆さまをはじめ地域社会との信頼関係を維持・強化するため、コンプライアンスを重視した業務運営に努めています。

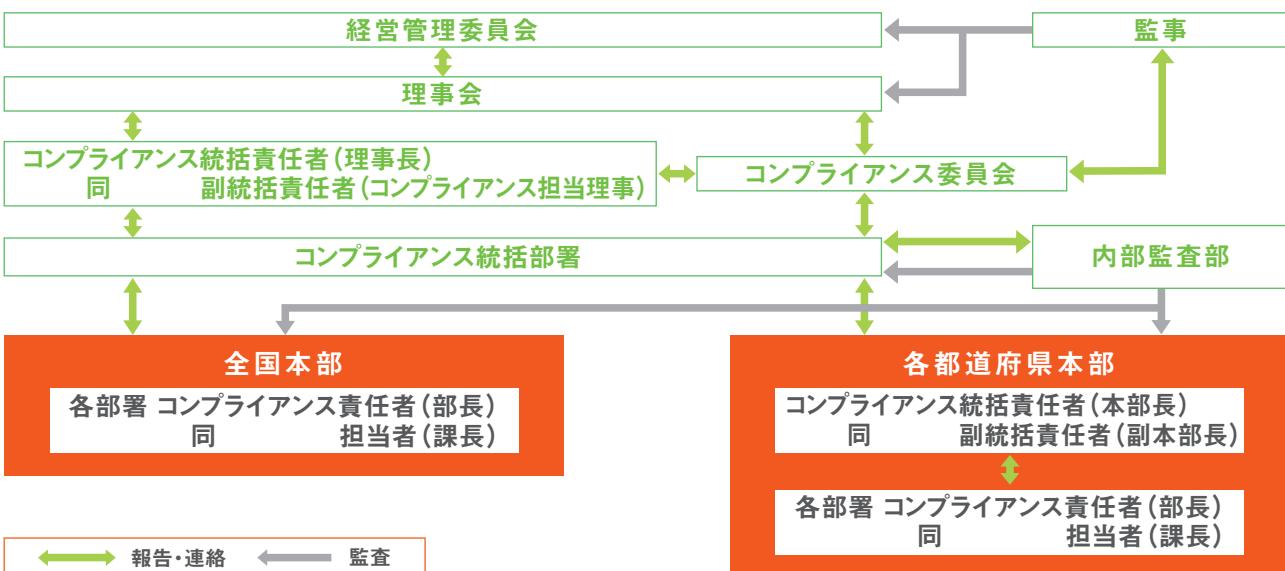
また、JA共済連では、コンプライアンスに関する重要事項については経営管理委員会の承認を受けるなど、経営管理委員会が具体的・積極的に関与する体制をとっています。

JA共済連におけるコンプライアンス態勢

コンプライアンス態勢を推進するため、コンプライアンス統括責任者(理事長)を置くとともに、コンプライアンス全般にわたる取り組みの企画から推進までを担う専任のコンプライアンス統括部署を設置しています。

さらに、各都道府県本部には県本部コンプライアン

ス統括責任者(県本部長)を置き、各部署単位にコンプライアンス責任者(部長)と担当者(課長)を配置しています。各職場の日常業務において、役職員一人ひとりが法令等にのっとった業務を実施するよう努めています。



勧誘方針の策定・公表

JA共済連では、組合員・利用者の皆さまからより一層の信頼をいただけるよう、JA共済の勧誘にあたっての方針を定め、公表しています。

▶ 金融商品の勧誘方針

JA共済連は、共済の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- ① 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な共済の勧誘と情報の提供を行います。
- ② 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- ④ 電話や訪問等による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤ 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう、関係法令を遵守するとともに、役職員の研修の充実に努めます。

※JAにおける金融商品の勧誘方針については、JAごとに定めていますので、お近くのJAにご確認ください。

コンプライアンスの実践に向けて

コンプライアンスの実践にあたって独自の『コンプライアンス・マニュアル』を作成し、全役職員に配付しています。これは、全役職員がコンプライアンスを正しく理解し、実践していくための手引書であり、全職員

を対象とした研修もこれに基づいて実施しています。

また、共済推進のコンプライアンスについては、『共済推進コンプライアンス・ハンドブック』を作成し、JAでの共済推進研修会などを通じて、周知徹底を図っています。

個人情報保護の取り組み

JA共済連では、共済契約に関する組合員・利用者等の皆さまの個人情報を預かりています。

情報の取り扱いに関しては、「個人情報保護方針」を定め、漏えい防止などを含む厳格な管理を実施しています。

守秘義務遵守の徹底

JA共済連では、全役職員に『コンプライアンスマニュアル』を配付するとともに、組合員・利用者等の皆さまのプライバシーに関する情報の守秘義務を遵守するよう周知徹底を図っています。

さらに、組合員・利用者等の皆さまからより一層のご信頼をいただけるよう、以下の「個人情報保護方針」を定め、公表しています。

▶ 個人情報保護方針

JA共済連では、個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律ならびにそれらに関する関係法令を遵守し、組合員・利用者等の皆さまからご信頼をいただけるよう、組合員・利用者等の皆さまに関する情報の適正な管理・利用と保護に努め、目的以外の利用を行いません。

1 ご契約内容、申込書記載事項やその他の取得させていただいた組合員・利用者等の皆さまの個人情報については、共済契約引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービス・商品の提供・充実・開発・研究を行うために利用します。

なお、以下の情報については、上記にかかわらず、それぞれ次の各号のとおり取り扱います。

(1)保健医療等の情報(要配慮個人情報、機微(センシティブ)情報)

共済事業の適切な業務運営の確保に必要な範囲で取り扱います。

(2)個人番号を含む個人情報(特定個人情報)

法令により認められる範囲を超えた利用は行いません。

2 共済契約等に必要な情報として組合員・利用者等の皆さまの住所・氏名・生年月日の他、健康状態、職業等について取得します。

3 組合員・利用者等の皆さまの情報を取得するにあたっては、主に共済契約申込書やアンケートによるほか、インターネット・はがき等の適正かつ適法な手段によります。

4 組合員・利用者等の皆さまの情報を正確かつ最新なものにするために、適切な措置を講じます。また、組合員・利用者等の皆さまの情報への不正なアクセス等が行われることを防止するため、必要と考えられる対策を講じます。

5 あらかじめ組合員・利用者等の皆さまの同意がある場合、共済事業の健全な運営のために必要な場合、情報の利用目的のために業務を委託する場合、各種サービスを提供するにあたり必要と考えられる場合、法令により必要と判断される場合、公共または組合員・利用者等の皆さまの利益のために必要と考えられる場合および再保険取引のために必要な場合において、必要な範囲で組合員・利用者等の皆さまの情報を第三者*に提供することがあります。

なお、上記にかかわらず、法令により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

*共済金支払査定に用いる診断書の電子化業務を委託する場合などにおける外国にある第三者を含みます。

6 組合員・利用者等の皆さまからご自身に関する情報の開示・訂正などの依頼があった場合は、ご本人であることを確認したうえで、法令に基づき対応します。

7 個人情報および特定個人情報の取り扱いについての苦情への適切な対応を行い、問題の解決に努めます。なお、個人情報および特定個人情報の取り扱いや開示等の手続き等に関する質問、苦情に関しての受付窓口は以下のとおりです。

- 全国共済農業協同組合連合会 全国本部
JA共済相談受付センター(☎ 0120-536-093)

*個人情報および保有個人データの利用目的は上記**1**のとおりです。なお、JAの個人情報保護方針等については、ご利用のJAにてご確認ください。
※JA共済連は、EEA(欧州経済領域)域内所在の利用者等の皆さまの個人情報を、EU一般データ保護規則に基づき、適切に取り扱います。

反社会的勢力への対応

JA共済連は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、以下の「反社会的勢力への対応について」により、断固とした姿勢で臨んでいます。

▶ 反社会的勢力への対応について

① 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せるとではなく、組織全体で対応します。

② 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築します。

③ 取引を含めた関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

※関係遮断の取り組みの一環として、各共済約款に暴力団排除条項を導入しています。

④ 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力の不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、積極的に被害届けを出すなど、刑事事件化も躊躇しません。

⑤ 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行いません。

⑥ JA共済連の組織体制

JA共済連は、この方針を実現するために、コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス組織体制に基づき対応します。

利益相反管理方針の概要

JA共済連は、ご利用者さまとのお取引に際して、ご利用者さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等に基づき適正に業務を遂行します。

▶ 利益相反管理方針

① 対象となる組織と取引

JA共済連または子金融機関等がご利用者さまと行う取引のうち、ご利用者さまの利益が不当に害されるおそれのある取引（対象取引）を対象として利益相反管理を行います。なお、対象となる子金融機関等は、共栄火災海上保険株式会社、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社です。

② 対象取引の類型および特定

JA共済連は、ご利用者さまの利益が不当に害されるおそれのある取引として以下に該当する取引を利益相反管理の対象とします。

- ①ご利用者さまの不利益のもと、JA共済連または子金融機関等が利益を得る可能性がある場合
- ②ご利用者さまよりも他のご利用者さまの利益を優先する経済的その他の誘因がある場合
- ③ご利用者さまとの関係を通じて入手した情報を、JA共済連または子金融機関等が不当に利用して利益を得る可能性がある場合
- ④その他ご利用者さまの利益が不当に害されるおそれのある場合

なお、対象取引に該当するか否かの特定においては、JA共済連および子金融機関等の業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、個別具体的な事情に応じて決定します。

③ 対象取引の管理方法

JA共済連は、利益相反管理の方法として、以下に掲げる方法を適宜選択し組み合わせることにより管理を行います。

- ①対象取引を行う部門と当該ご利用者さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引または当該ご利用者さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- ③対象取引にともない、当該ご利用者さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該ご利用者さまに適切に開示する方法（JA共済連または子金融機関等が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- ④その他対象取引を適切に管理するための方法

④ 利益相反管理体制の整備

JA共済連は、適正な利益相反管理の遂行のため、推進部門から独立した利益相反管理統括部署の設置を行い、JA共済連および子金融機関等の情報を含めて集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行います。また、これらの管理体制を定期的に検証するとともに、役職員に対して研修を実施し利益相反の防止に努めます。

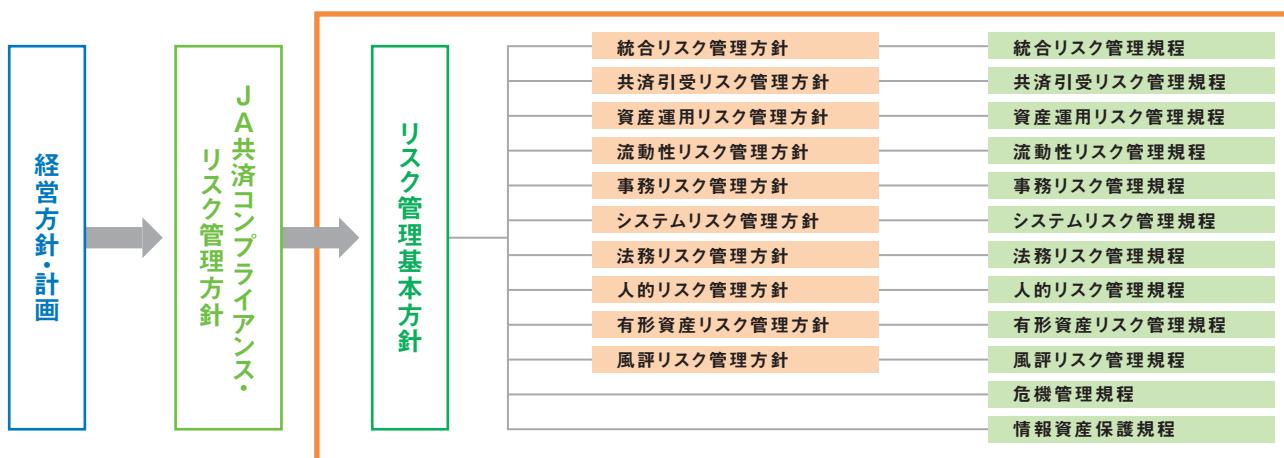
リスク管理の取り組み

JA共済連では、各種リスクを組織的に管理するため、「リスク管理基本方針」を制定し、この基本方針のもと、保有するリスクを「共済引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」に区分し、リスクごとの管理を実施するとともにすべてのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合リスク管理を実施しています。

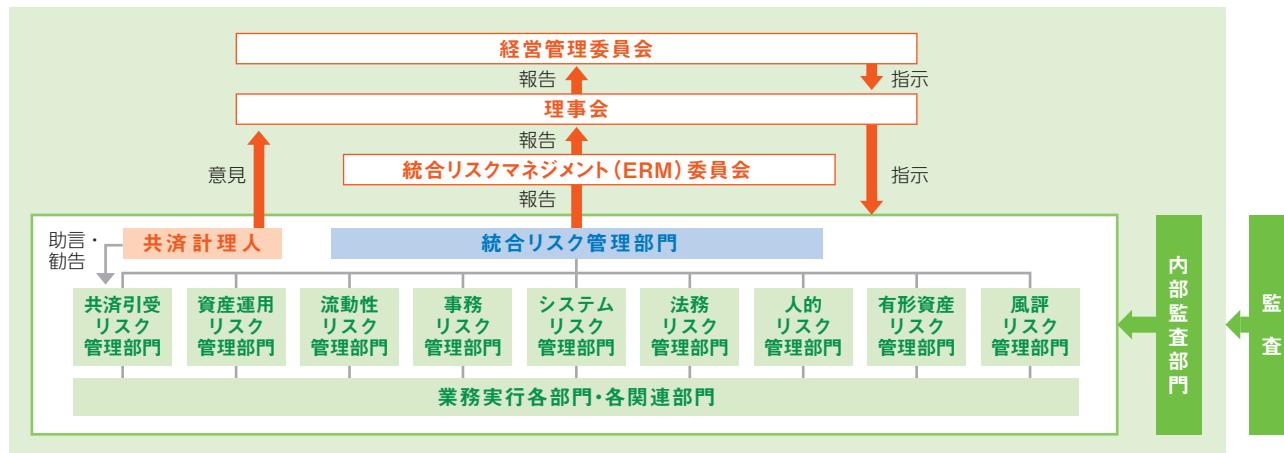
体制面では、「統合リスク管理部門」としてリスク管理部を設置し、保有するリスクを総合的に管理するとともに、リスクごとに担当部門を定め、リスクの把握やコントロールを適切に行ってています。

また、「統合リスクマネジメント(ERM)委員会」を設置し、経営・事業運営全般のリスクなどに関する事項の審議を行うなど、統合リスク管理の高度化に向けた取り組みを進めています。

リスク管理にかかる内部基準体系



リスク管理体制



統合リスク管理

JA共済連では、保有するさまざまなりスクについて、リスク特性を踏まえて定量的または定性的に評価し、すべてのリスクを総体的に捉え一元的に管理を行い、事業全体でコントロールする統合リスク管理を実施しています。

リスクの定量的な評価においては、さまざまなりスクを統計的な手法などにより統一した尺度で計量化した統合リスク量を計測し、経営体力(自己資本等)と対

比することにより資本十分性の評価・検証を行っています。

また、低頻度ではあるものの、経営に重大な影響を与える可能性のある巨大災害の発生や市場環境の大幅悪化のシナリオなどを想定して、損失の程度や健全性に与える影響を分析するため、定期的にストレステストを実施し、統合リスクマネジメント(ERM)委員会等に、その結果を報告しています。

共済引受リスク管理

共済引受リスクとは、経済情勢や共済事故の発生率などが、共済掛金率設定時の予測に反して変動することなどによって損失を被るリスクのことです。

JA共済連では、共済契約について、統計的な手法などにより共済引受リスク量を計測し、経営体力を踏まえたリスク量の上限を設定した管理を行っています。

さらに、共済仕組み、共済引受、共済推進、共済契約準備金の積み立て、自己資本状況、出再保険状況な

デュレーション

デュレーションとは、資産や負債をキャッシュフロー面で見た平均の回収(満期)期間(年)を示す指標です。また、この指標は金利の変化に対する資産・負債の価格弾力性という金利感応度の意味合いもあわせ持っています。

資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する運用資産の価値が変動することなどによって損失を被るリスクのことと、市場リスク・信用リスク・不動産運用リスクに分類されます。

JA共済連では、運用資産について、統計的な手法などにより資産運用リスク量を計測し、経営体力を踏まえ

■ 市場リスク

市場リスクとは、金利・株価・為替などの市場価格の変動によって運用資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

JA共済連では、市場リスク管理として、想定以上の

市場VaR (市場バリュー・アット・リスク)

市場VaRとは、保有する有価証券などのポートフォリオについて、市場環境の変動により、今後発生する可能性のある最大損失額を計測したものです。

■ 信用リスク

信用リスクとは、貸付金や社債などについて、信用供与先の財務状況の悪化などによって運用資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクのことです。

JA共済連では、信用リスク管理として、貸付先の信用度に応じて信用格付を付与するとともに、案件ごとに厳正な審査を実施しています。

信用VaR (信用バリュー・アット・リスク)

信用VaRとは、保有する貸付金や社債などのポートフォリオについて、信用状況の悪化などにより、今後発生する可能性のある最大損失額を計測したものです。

■ 不動産運用リスク

不動産運用リスクとは、賃料等の変動などにより収益が減少する、あるいは市況変動により不動産価値が下落して損失を被るリスクです。

JA共済連では、不動産運用リスクの管理として、

ど、さまざまな面からリスクを把握し、関連部門が連携して管理を行う体制をとっています。

また、共済引受リスクの管理は資産運用リスクの管理と密接な関係があることを踏まえ、責任準備金(負債)と責任準備金対応債券(資産)のデュレーションが一定の幅のなかで一致しているかなど資産運用リスク管理部門と連携しながら管理を行っています。

たリスク量の上限を設定した管理を行っています。

また、共済契約の万全な履行を確保するため、負債特性を考慮したリスク管理を行い、長期にわたる収益の安定化・向上を図るとともに、過度なリスク負担の抑制に努めています。

損失の発生を未然に防止するために、評価損益の一元的な管理や限度枠の設定等を行うとともに、市場VaRを用いて運用資産のリスク量を計測し、許容範囲内に収まるように適切な管理を行っています。

また、特定の企業または企業グループに与信が集中することの回避を目的とした与信限度額の設定などによる管理を行っています。

さらに、信用VaRを用いて運用資産のリスク量を計測し、許容範囲内に収まるように適切な管理を行っています。

運用利回りや含み損率にかかる警戒域を設定し、該当物件を要管理不動産として重点的に管理するほか、賃貸先などについて個別案件ごとに厳正な審査を実施しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、解約返れい金の一時的な増加や大規模自然災害による資金流出などで必要となる資金の確保ができなくなることや、市場の混乱などで取り引きができなくなることにより、通常よりも

■ 資金繰りリスク

JA共済連では、日々の資金繰りの状況を「平常時」「要注意時」「懸念時」「危機時」「巨大災害時」に区分し、資金繰りの状況に応じて迅速かつ適切な対応ができるよう管理を行っています。

著しく低い価格で資産売却を余儀なくされることで損失を被るリスクのことです。

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクに分類して管理しています。

■ 市場流動性リスク

JA共済連では、短期間のうちに現金化が容易な資産などを一定額以上保有するように限度額を設定し、管理を行っています。

事務リスク管理

事務リスクとは、内部管理体制の不備や役職員の不適正な事務処理、役職員が起こした事故・不正などにより損失を被るリスクのことです。

JA共済連では、事務リスクについて、発生原因を

「内部プロセス要因」「人的要因」「システム要因」「外生的要因」に区分し、その管理を、事務リスク管理部門を中心となり、統合リスク管理部門、システムリスク管理部門などと連携しながら行っています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動・不備、および不正に使用されることなどによって損失を被るリスクのことです。

JA共済連では、**情報資産**をさまざまなものから適

切に保護するために、情報システムの企画・開発・運用、利用にあたって必要な安全対策の基準を定め、システムリスク管理体制の充実ならびに適切な管理を行っています。

情報資産

情報資産とは、情報および情報システムのことをいいます。情報とは、JA共済連が保有する一切のデータなどをいい、情報システムとは、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、各種データファイルおよびシステム開発・運用のために必要な仕様書などをいいます。

法務リスク管理、人的リスク管理、有形資産リスク管理、風評リスク管理

JA共済連では、法務リスク管理、人的リスク管理、有形資産リスク管理および風評リスク管理にかかる基本事項およびこれを行う際の手続きを定め、リスク管理態勢の充実ならびに適切な管理を行っています。

■ 法務リスク

法務リスクとは、業務運営上、法令等に違反することや法的紛争等により損失を被るリスクのことです。

■ 有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害により有形資産に損失を被るリスクのことです。

■ 人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正、ハラスメント等による差別的行為、就労環境の悪化等により損失を被るリスクのことです。

■ 風評リスク

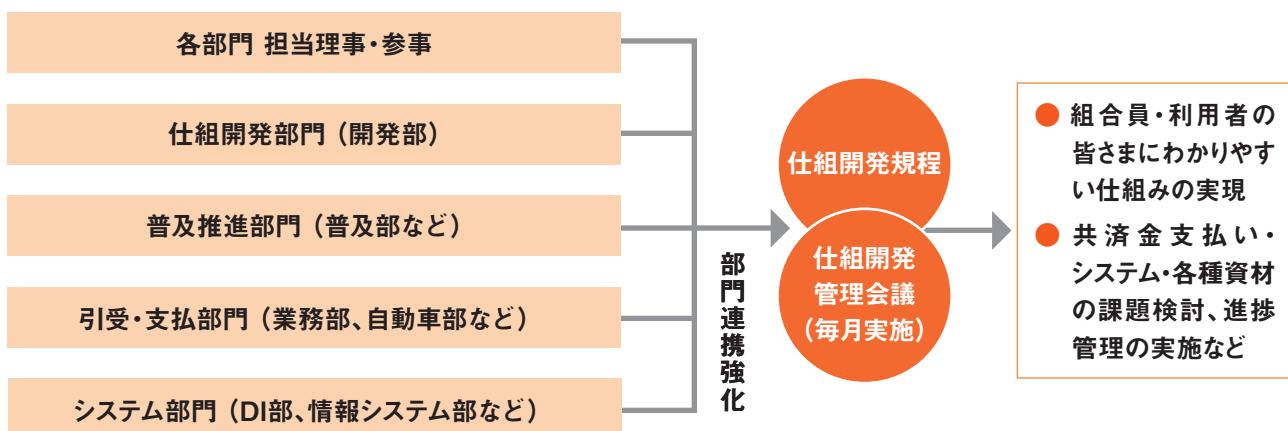
風評リスクとは、この会に関する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下することから生じる損失を被るリスクのことです。

仕組開発・引受・支払体制の強化

JA共済では、組合員・利用者の皆さんに最良の「安心」と「満足」を提供するため、わかりやすい仕組みの提供や適正かつ公平なお引き受け・お支払いに努めるほか、ご契約者・利用者の皆さんへの適切な情報提供など、さらなる信頼性の向上に取り組んでいます。

仕組開発管理会議の開催

JA共済連では、仕組開発部門、普及推進部門、引受・支払部門およびシステム部門の担当理事・参事・部長をメンバーとした「仕組開発管理会議」を開催し、仕組開発段階から共済金支払いの適正化などに向けた取り組みを行っています。

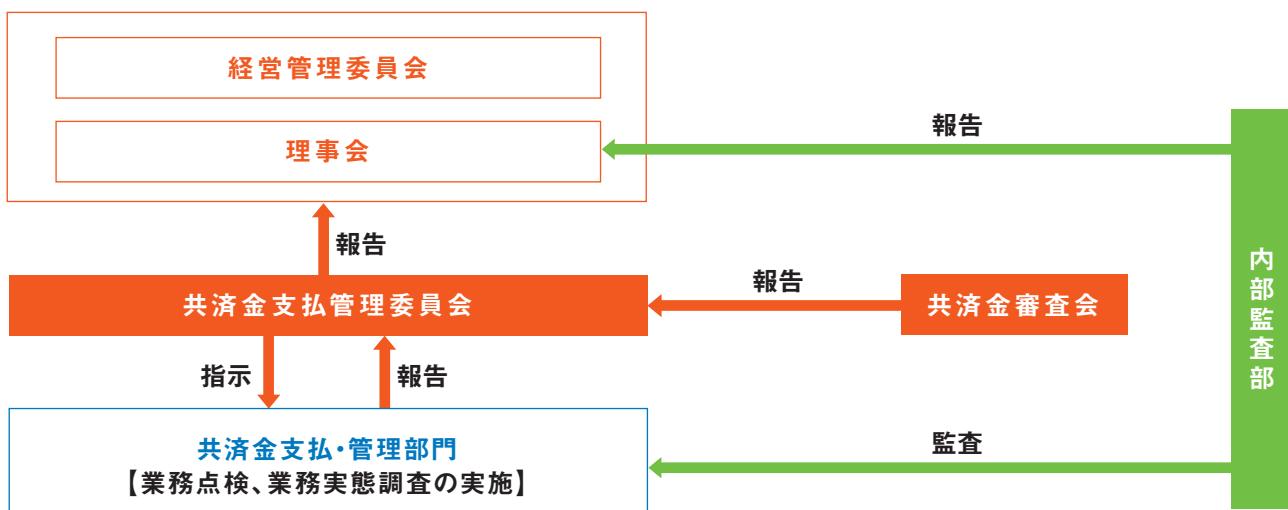


共済金支払管理態勢の構築

共済金支払いの適切性を確保するために、医師および弁護士で構成する「共済金審査会」を設置しています。共済金審査会では、高度な医学的判断や法令・約款解釈を要するご請求事案などの審査を行っています。

また、共済金支払いの適正化にかかる取組状況を管理するために担当役員で構成する「共済金支払

管理委員会」を設置しています。共済金支払管理委員会では、共済金支払い後の検証結果や共済金審査会の審査結果等の審議・報告を行っています。共済金支払管理委員会における審議結果については、都度、理事会および経営管理委員会に報告する態勢を構築しています。



組合員・利用者の皆さまへの説明態勢の整備

■ 情報提供と意向把握・確認

- 組合員・利用者の皆さまがご加入をご検討する際に必要な情報を提供し(情報提供)、また、提案内容の説明においてご加入される方のご意向を把握・確認すること(意向把握・確認)等で、共済契約の提案からご契約締結に至るまでの一連の流れにおいて、よりきめ細かな対応を行います。
- ご契約者さま・被共済者さま(所定の場合)がご高齢の場合は、ご提案時およびご契約の手続きを行う際に、ご親族の方に同席いただくなど、より丁寧な対応を行っています。
- 生命総合共済および建物更生共済の重要事項説明書(注意喚起情報)について、ご覧になる方にとってわかりやすいものとなるよう改善を図っており、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会[®]の認証を取得しています。

■ 共済金をもれなくご請求いただくために

- 共済金をもれなくご請求いただくため、ご加入時に交付する「ご契約のしおり」に、共済金のご請求に関する留意事項を掲載しています。
- 共済金をもれなくご請求いただくため、共済金請求時にお渡しする「共済金請求のご案内」(生命・傷害・建物共済)、「安心パンフレット」(自動車共済)に共済金の支払内容とお支払いまでの流れを掲載しています。
- JA共済ホームページに共済金をご請求いただく場合の手続きの流れなどを公開しています。

■ 共済金等をお支払いできない場合の診断書取扱費用相当額の取り扱い(生命・傷害共済)

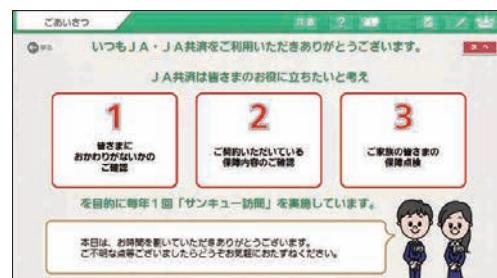
- ご請求いただいたにもかかわらず、共済金のお支払い対象外となった場合には、ご請求者さまに「診断書取得費用相当額」をお支払いします(所定の要件を満たす必要があります)。

■ 組合員・利用者の皆さまへの3Q活動

- 「3Q活動」などによって、組合員・利用者の皆さまのお宅を訪問した際に、共済金をもれなくご請求いただいているかの確認や、現在のご契約内容の説明を行っています。

【3Q活動】

組合員・利用者の皆さまに、これまでのJA共済のご利用に対して「感謝の気持ち(サンキュー)」をお伝えするとともに、3つの質問(Question)(「Q1ご家族の皆さまに病気やケガによる入院・手術などはありませんでしたか?」「Q2建物・家財などの被害はありませんでしたか?」「Q3ご家族の皆さまにおかわりありませんか?」)をさせていただいているいます。

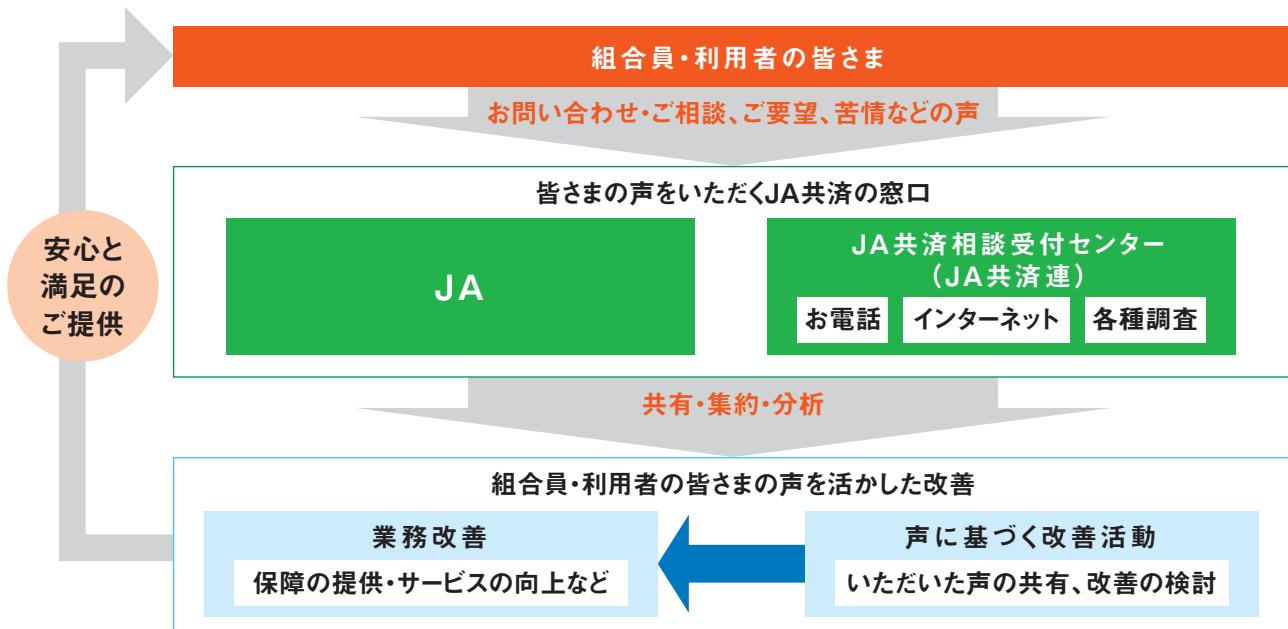


タブレット型端末機(Labell's)の3Q活動画面

組合員・利用者の皆さまの声を活かす取り組み

J A共済の組合員・利用者の皆さまの声を活かす仕組み

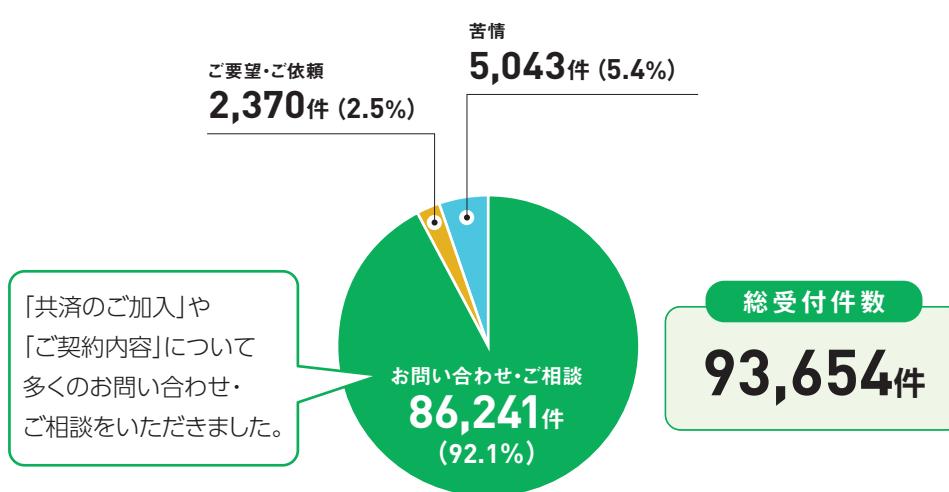
J A共済は、組合員・利用者の皆さんに、「安心」と「満足」を提供するために、皆さんからいただいた声(お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など)を誠実に受け止め、それらに迅速・適切に対応するとともに、いただいた声を保障の提供・サービスのさらなる向上に活かすよう努めています。



組合員・利用者の皆さまから寄せられた声（令和3年度）

J A共済は、組合員・利用者の皆さんからいただいた声(お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など)を集約し、組織としての改善に活かすため分析を行っています。

令和3年度に寄せられた声の総受付件数は93,654件で、「お問い合わせ・ご相談」が86,241件(92.1%)、「苦情」が5,043件(5.4%)、「ご要望・ご依頼」が2,370件(2.5%)でした。今後も、皆さまの声を真摯に受け止め、業務改善やサービスの向上に努めています。



※令和3年4月1日～令和4年3月31日に受け付けた件数合計

声の内訳

お問い合わせ ・ ご相談	年金共済の加入を考えているが、仕組みについて教えてほしい。	●共済のご加入に関するもの ●ご契約の内容に関するもの ●お手続きに関するもの ●共済金のお支払に関するもの ●その他	24,429件 7,407件 19,546件 12,727件 4,914件
	入院をしたが、請求手続きはどうのようにしたらよいのか。	●共済掛金の試算に関するもの ●各種リーフレット等のご請求 ●要望	1,555件 757件 58件
ご要望 ・ ご依頼	こども共済を検討しているが、掛金について教えてほしい。 様式を改善してほしい。	●共済金のお支払に関するもの ●ご契約の保全に関するもの ●共済推進活動に関するもの ●その他	3,562件 603件 507件 371件
	自動車事故の処理にかかる経過連絡がないまますすめられた。 新しい保障について提案してほしい。		

※お問い合わせ・ご相談は1回で複数のお問い合わせ・ご相談があるため、前記の件数と上表の合計数は一致しません。

皆さまの声に基づく改善事例

組合員・利用者の皆さまからいただいた声(お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など)は専用システムに登録し関係部署に情報連携・対応依頼するとともに、集約・分析を行い、集約・分析の結果に基づき業務改善やサービスの向上に努めていきます。

改善事例 1

契約している共済の内容を確認するのに、JAに問い合わせたり共済証書を取り出すのが面倒。もっと手軽に確認できるようにしてほしい。

どなたでもご利用いただけるスマートフォン向け「JA共済アプリ」の提供を令和3年4月から開始しました。

改善事例 2

健康が大切なのはわかっているけれど、具体的に何をすれば良いのかわからない。健康について意識し続けるためのきっかけが欲しい…

令和3年4月から、組合員・利用者・地域住民の皆さまの健康増進をサポートする「げんきなカラダプロジェクト」をスタートしました。

改善事例 3

自動車の事故だけじゃなくて、家族の日常生活の中でのトラブルにも備えておきたい。

自転車事故をはじめとする日常生活のさまざまな損害賠償責任を保障する「日常生活賠償責任特約」を自動車共済の特約として令和3年1月に新設しました。

金融ADR制度への対応

JA共済では、法令に定められている苦情処理措置および紛争解決措置を講じ、組合員・利用者の皆さまからのご相談・苦情に真摯に向き合い、迅速・適正な措置を図るよう努めています。

① 苦情処理措置の内容

JA共済にかかるご相談・苦情等は、ご加入先のJAの本・支所（JA共済相談・苦情等受付窓口）でお受けします。JAでは規則の制定などご相談・苦情等に對処する態勢を整備し、迅速かつ適切に対応し、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。また、JA共済相談受付センターでは、JA共済全般に関するお問い合わせのほか、ご相談・苦情等もお電話およびインターネットで受け付けており、お申出者のご了解を得たうえで、ご加入先のJAに対して解決を依頼します。JA共済連は、JAと連携し解決に向けた対応を支援します。

② 紛争解決措置の内容

ご利用者さまからのご相談・苦情等については、JAが対応を行いますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、右記の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。

なお、JA・JA共済連は右記外部機関をご紹介し、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報を提供します。

JA共済に関するご相談・苦情窓口

【JA共済相談受付センター】

JA共済全般に関するお問い合わせ・ご相談・苦情等を電話でお受けしています。電話が混み合ってつながりにくい場合や受付時間外には、インターネットによる受付 (<https://www.ja-kyosai.or.jp/contact/>)をご利用ください。



0120-536-093

コンサルタントはクミアイ

【受付時間】

●フリーダイヤル

9時～18時(月～金曜日)、9時～17時(土曜日)

※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかげ間違いのないようご注意ください。

●インターネット

インターネットによる受付については、翌営業日以降の対応となります。

ご利用可能な外部機関

① 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

共済全般に関するお問い合わせのほか、ご利用の皆さまからのご相談・苦情等について、JAとの間で解決できない場合は、中立的な外部機関である「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」にご相談いただくこともできます。

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

TEL 03-5368-5757

【受付時間】9時～17時

(土・日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。)

ただし、自動車共済・自賠責共済の賠償案件については、お取り扱いしていません。

② 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

③ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

④ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

⑤ 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

※②～⑤の連絡先については、上記ホームページをご覧いただきか、ご加入先のJAまでお問い合わせください。

ディスクロージャーの充実

JA共済の事業概要や経営状況などについて、多くの皆さんにご理解いただけるよう、各種ディスクロージャー(情報開示)の充実に努めています。

ディスクロージャー資料の作成・公開

JA共済では、各種ディスクロージャー資料を作成し、事業概要や各種業績、支払担保力などの経営状況ならびに財務状況などの情報を公開しています。

農協法等に基づき作成しているディスクロージャー誌「JA共済連の現状」をはじめ、より多くの皆さんにJA共済についてお知りいただくため、ディスクロージャー誌の内容をコンパクトにまとめたダイジェスト版「JA共済連のごあんない」や英文版「Annual Report」などを作成しています。

今後とも、「積極的な情報開示」を基本姿勢に、開示内容の改善・充実を図っていきます。

● JA共済連の現状



農業協同組合法第54条の3に基づき作成している
ディスクロージャー誌

● JA共済連のごあんない



「JA共済連の現状」
のダイジェスト版

● JA共済安心めっせーじ



ディスクロージャー誌
の刊行前に発行する
JA共済の事業概要報告資料

● Annual Report



英文ディスクロージャー誌

ホームページによる情報発信

ホームページにて、タイムリーに情報発信しています。

ニュースリリースやお知らせなどを随時更新しているほか、ご加入をご検討中の皆さまやご契約者の皆さま向けに保障内容や共済掛金のお見積りなど、各種情報を掲載しています。

また、ディスクロージャー資料の閲覧やダウンロードも可能です。

The screenshot shows the JA Kyosei homepage with a large image of people working in a field. A blue banner at the bottom right contains the Japanese text "糸が、命になる。". Below the banner, there's a section titled "大切なお知らせ" (Important Information) with several news items listed.

2022年6月17日 × 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する感染拡大の影響について（更新）
2022年6月20日 × 農業生産者地代を改定する方針は、何を予めされたべきか
2022年6月20日 × 第二回定期会員総選挙（個人選挙）における投票権付与の問題について
2022年5月31日 × 脚踏車乗用車を所有する場合の運転免許証
2022年5月31日 × 市町村の連携協定に関するトピックなど重要な点
2022年5月30日 × 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、農業生産者会員が抱える問題について
2022年5月30日 × 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、農業生産者会員が抱える問題について
2022年5月17日 × 農業者が抱える新たな課題に対する実効対策を学ぶ会について
2022年5月17日 × 農業者が抱える新たな課題により困窮を受けられた皆さまへ
2022年5月17日 × 農業機械本部機械クリーニング費用にかかる手数料を改めてお伝えします

JA共済ホームページ

CHAPTER V

組織概要

皆さまの生活を守り続けていくため、
地域づくりの一員として活動しています。

JA共済連の組織概要	78
JA共済連の組織機構図	82
JA共済連および子会社等の概況	84
沿革	86
JA共済Q&A	90

JA共済連の組織概要

組織の名称

全国共済農業協同組合連合会 略称:全共連 愛称:JA共済連

JA共済連の主要な業務の内容

- ① 共済に関する施設
- ② 自動車損害賠償保障法第77条第1項の規定に基づく政府からの業務の受託
- ③ 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行
- ④ 前3号の事業に付帯する事業

※「全国共済農業協同組合連合会定款」より

▶ JAとJA共済連の機能分担

JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さんに「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。



- JA共済の窓口です。
- 組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。



- JAと一緒に事業を運営しています。
- 各種の企画、仕組開発、資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

会員（令和4年3月31日現在）

(単位:会員)

正会員	662
准会員	48
計	710

※正会員の内訳は、JA574、県信連32、県経済連8、県厚生連33、その他連合会13、全国連2

総代（令和4年3月31日現在）

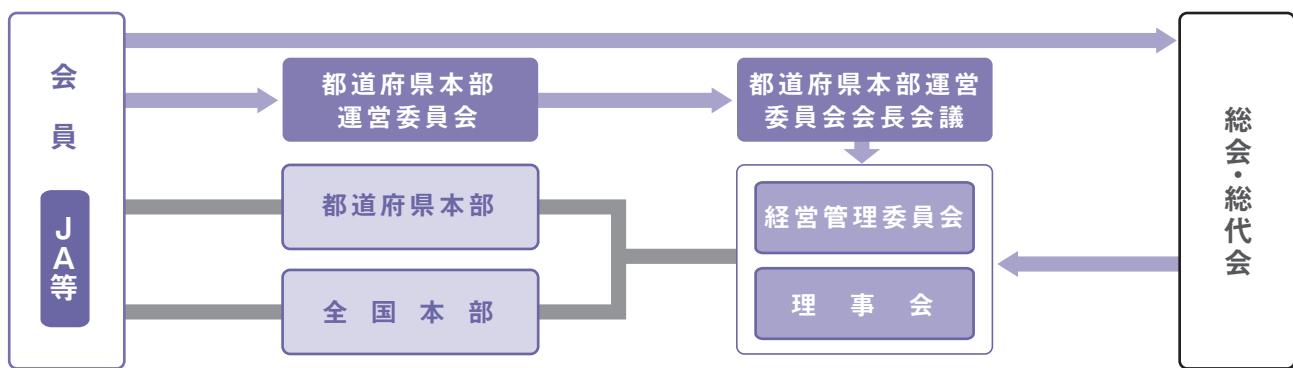
総代定数 **202**

※1 都道府県の区域ごとに正会員たるJAおよび連合会から選挙される総代定数200
※2 正会員たる全国連から選挙される総代定数2

会員による民主的運営

JA共済連の意思決定は、総代会制による運営を基本としています。

→ 矢印が意思反映の流れ



総会・総代会の開催状況

JA共済連が開催した総代会は、次のとおりです。

● 通常総代会(令和3年7月29日開催)

重要な議事および決議事項

- 第1号議案 第71年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)事業報告および剰余金処分案の承認について
- 第2号議案 監事の補欠選任について
- 第3号議案 役員に対する退職慰労金の支出について
- 第4号議案 定款の一部変更について

● 臨時総代会(令和4年3月28日開催)

重要な議事および決議事項

- 第1号議案 令和4年度から令和6年度 JA共済3か年計画について
- 第2号議案 第73年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)事業計画について
- 第3号議案 役員に対する令和4年度の報酬について

● 通常総代会(令和4年7月28日開催)

重要な議事および決議事項

- 第1号議案 第72年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)事業報告および剰余金処分案の承認について
- 第2号議案 経営管理委員の補欠選任および選任について
- 第3号議案 監事の補欠選任について
- 第4号議案 役員に対する退職慰労金の支出について
- 第5号議案 定款の一部変更について

役員（令和4年7月28日現在）

■ 経営管理委員会(24名)

夫一宏省徹志透雄壽一一和敏郎之博弘隆幸吉徹雄久男
伯耕泰一富茂良勇吉浩三博克義重雄康和邦
江沢川瀬田藤澤本川田山川下本井岡川村野数井藤
青西中中雪斎唐坂林大富青長寺福影港久山壁山嘉徳内
谷

■ 监事会(6名)

常常常監	勤	監	事	代	田	治
監	勤	監	事	佐	藤	二
監	勤	監	事	後	藤	英
監	勤	監	事	甘	利	人
監	勤	監	事	小	松	男
監	勤	監	事	石	井	雄
							忠

※監事甘利公人、監事小松初男および監事石井忠雄は、農業協同組合法第30条第14項に定める監事です。

■ 理事会(10名)

職員

■ 在籍数（令和4年3月31日現在）

(单位:名)

区分	一般職員		常勤嘱託	計
	男子	女子		
在籍数	3,702	1,809	1,315	6,826

*常勤嘱託には、非常勤、臨時雇用員を含みません。

■ 採用者数(各年度ともに4月1日時点)

(单位:名)

(単位・石)
令和元年度 352 令和2年度 340 令和3年度 310

※各年度ともに一般職員と常勤嘱託(非常勤、臨時雇用員を含みません)の合計です。

■ 教育·研修制度

JA共済連では、職員が、組合員・利用者の皆さまのくらしを守り、農業と地域社会づくりに貢献し続けるために、「事業理念と高度な専門性を兼ね備えた職員の育成」に向けた実践的かつ効果的な人材育成に取り組んでいます。

1. 理念浸透・實踐活動

職員一人ひとりが、担当業務とJA共済の事業理念・使命とのつながりを意識し、日常業務において実践していく活動（「私たちの道しるべ」）をJA共済連全体で取り組んでいます。

2. 現地研修

JAGグループの一員として、営農と生活全般にかかる総合事業を展開するJAでの共済事業の位置付けやJAと組合員・利用者の皆さまとのかかわりを正しく理解するために、若手職員をJAに派遣し、JAにおける事業全般や共済推進実務を体験する

現地研修を実施しています。

3. 集合研修

世代別に設定したキャリアアップ研修を基軸に、成長課題に応じた選択型研修と役職別研修を加えた研修体系により、職員の自律的な成長を支援しています。

4. OJT

業務上必要とされる能力・知識の習得のため、職場での実務を通じた育成制度・仕組み(実績評定制

度、新入職員指導員制度等)により、実務的かつ実践的な人材育成を行っています。

また、集合研修と連動した職場実習により、研修で習得した能力・知識の定着化に取り組んでいます。

5. 自己啓発支援(資格取得・通信教育)

多様な外部資格の取得、通信教育・外部研修の受講に対する助成・奨励制度を設けることにより、業務遂行に有用な資格や能力・知識を取得する職員を積極的に支援しています。

事務所（令和4年7月28日現在）

JA共済ビル

〒102-8630 東京都千代田区平河町2-7-9
TEL. 03-5215-9100

川崎センター

〒212-8561 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2
TEL. 044-543-3500

大阪センター

〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原4-6-3
TEL. 06-6395-5600

石岡センター

〒315-0035 茨城県石岡市南台4-10-1
TEL. 0299-26-9000

幕張研修センター

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-2-8
TEL. 050-5541-1000

豊洲センター

〒135-8155 東京都江東区豊洲6-4-34
TEL. 03-6381-2100

都道府県本部

所在地・電話番号などの詳細は、P.171をご覧ください。

● 川崎センター



● 大阪センター



● 石岡センター



● 幕張研修センター



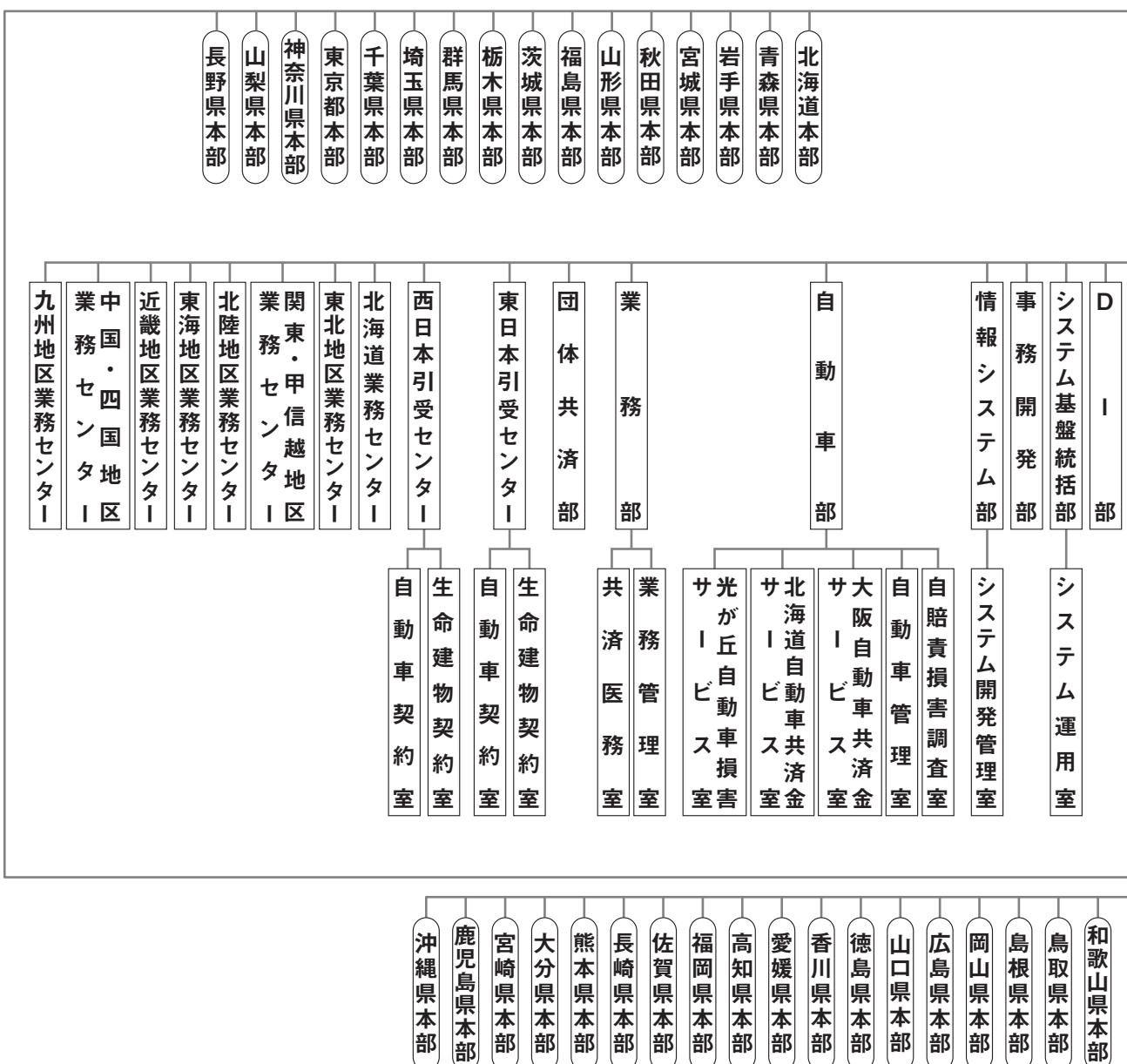
● 豊洲センター

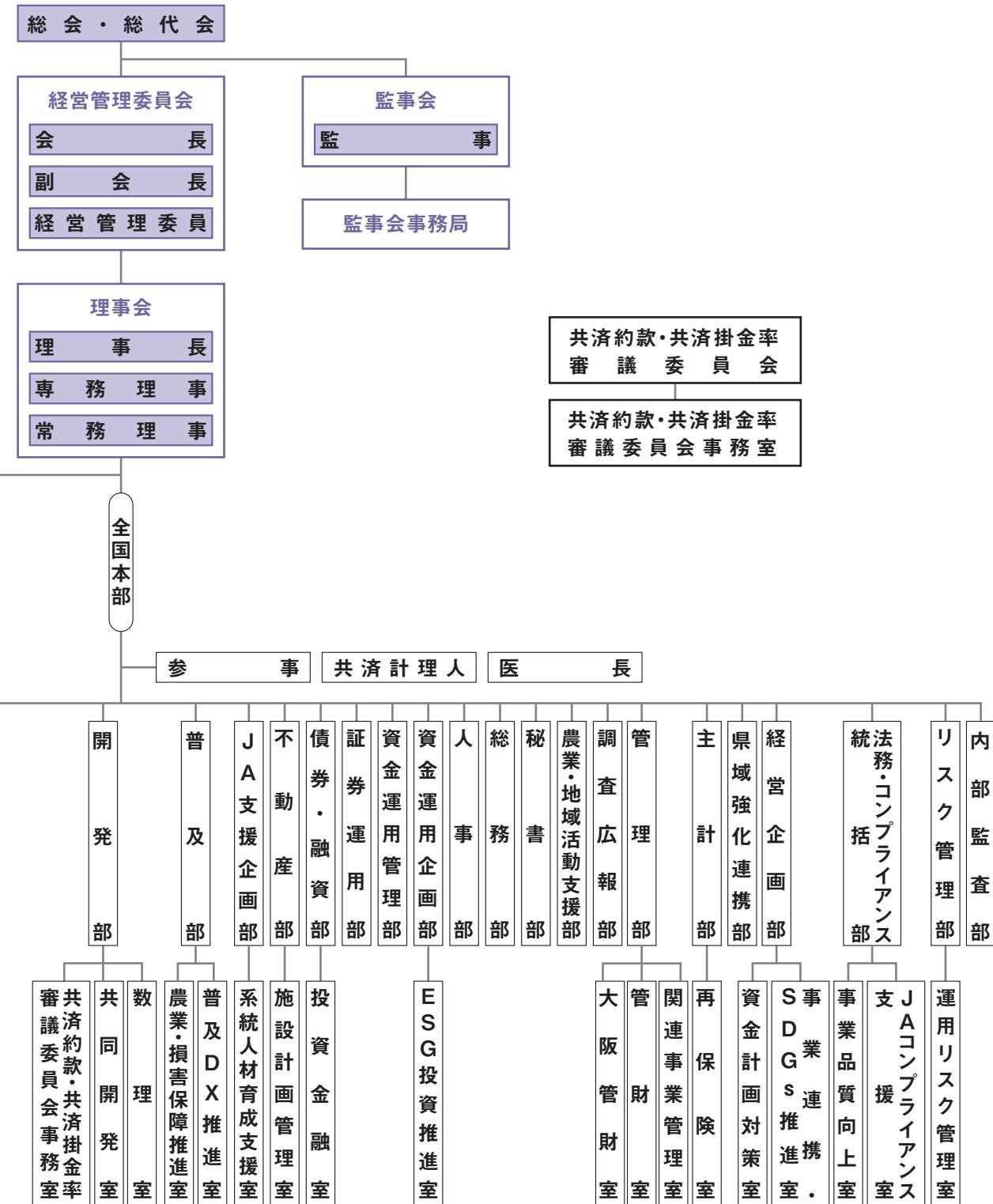


● JA共済ビル



JA共済連の組織機構図





都道府県本部内の組織機構の標準例



(令和4年7月28日現在)

JA共済連および子会社等の概況

■ 主要な事業の内容および組織の構成（令和4年3月31日現在）

JA共済連の子会社(33社)において営まれている主な事業の内容と各子会社の当該事業の位置づけは、次のとおりです。

■ 事業の内容

① 保険および共済・保険関連事業

損害保険、損害調査および保険代理店など、共済および保険と密接に関連する事業を行っています。

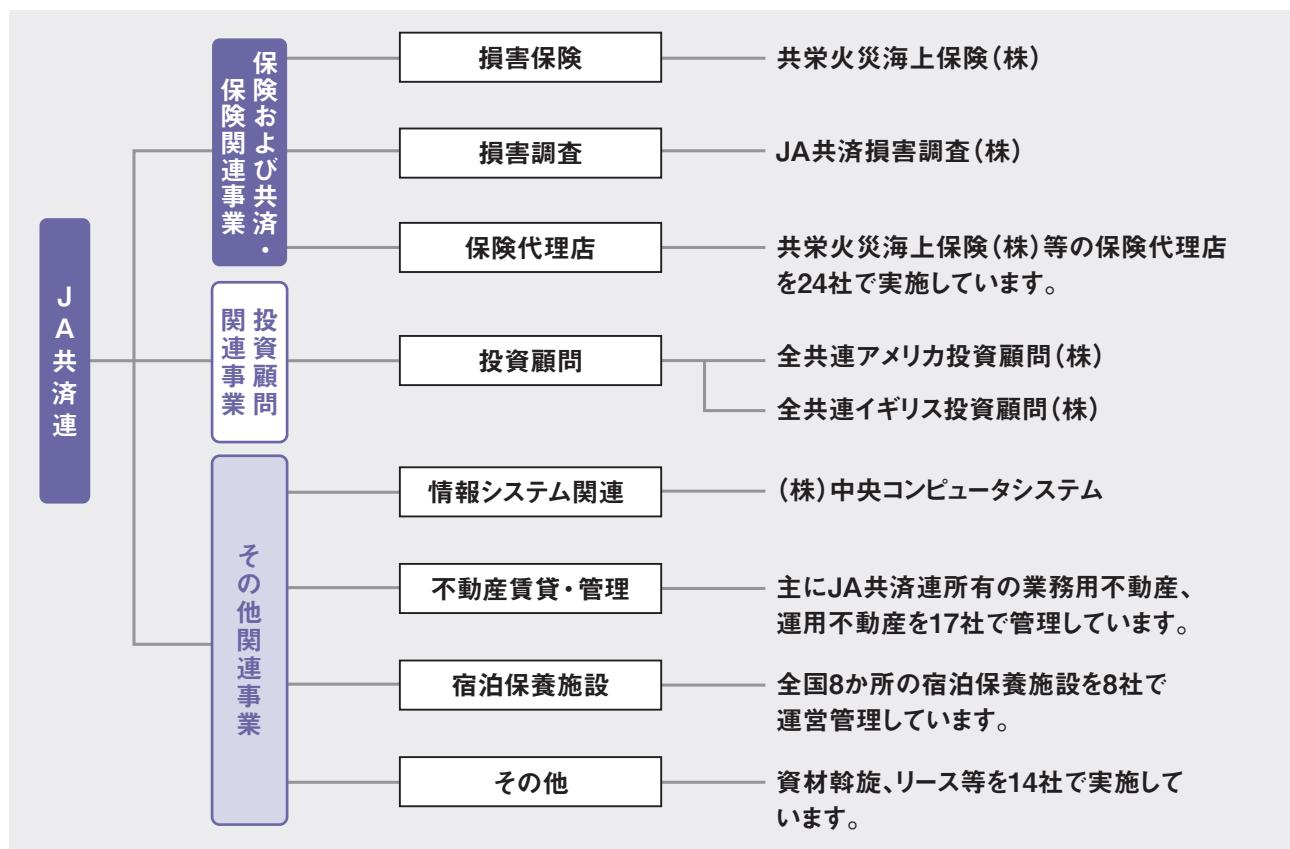
② 投資顧問関連事業

海外において、投資顧問などを行っています。

③ その他関連事業

情報システム関連、不動産賃貸・管理および宿泊保養施設など、JA共済連が共済事業を遂行していくうえで必要な事業(上記①および②以外の事業)を行っています。

▶ 概要図



※1 保険代理店、不動産賃貸・管理、宿泊保養施設およびその他の会社数は、当該事業を営んでいる会社数をそれぞれ記載していますので、重複して計上されている会社があります。

※2 宿泊保養施設については、P.55をご覧ください。

子会社等の状況（令和4年3月31日現在）

子会社等は37社（子会社33社、関連法人等4社）あります。

連結される子会社および持分法が適用される関連法人等の状況は、次のとおりです（合計2社）。

会社名		所在地・連絡先	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当連合会の議決権比率	当連合会子会社等の議決権比率
子会社	共栄火災海上保険株式会社	〒105-8604 東京都港区 新橋1-18-6 TEL. 03-3504-0131	損害保険業	昭和17年7月1日	52,500百万円	74.2%	0.5%
関連法人等	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社	〒102-0093 東京都千代田区 平河町2-7-9 JA共済ビル12階 TEL. 03-5210-8500	投資運用・助言業	昭和60年10月1日	1,466百万円	33.3%	—

共栄火災との連携の強化

JA共済は、組合員・利用者の皆さまへの優れた保障の提供とサービスの向上を図るために、引き続き、共栄火災との連携を強化していきます。

● 優れた保障やサービスの提供と強固な組織基盤の確立をめざして

JA共済が提供する「ひと・いえ・くるま」、農業の保障を共栄火災の保険商品で補完することにより、組合員・利用者の皆さまの変化する保障ニーズに迅速に対応するとともに、未保障分野の解消とサービスの向上を図っていきます。これにより、JA共済グループとして強固な組織基盤の確立をめざしていきます。

● 共栄火災の経営基盤の強化に向けて

JA共済連は親会社として、共栄火災が経営基盤の強化に向けた取り組みを着実に実践し、これまで以上に協同組合組織・組合員に貢献し、組合員・利用者の皆さまのお役に立つ保険会社となるよう指導・支援に努めていきます。

主な関係団体（令和4年3月31日現在）

関係団体名	所在地・連絡先	
一般社団法人 JA共済総合研究所	〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル	TEL. 03-3262-9684
社会福祉法人 農協共済 中伊豆リハビリテーションセンター	〒410-2507 静岡県伊豆市冷川1523-108	TEL. 0558-83-2111
社会福祉法人 農協共済 別府リハビリテーションセンター	〒874-8611 大分県別府市鶴見1026-10	TEL. 0977-67-1711

沿革

JA共済は、農協の共済事業として昭和23年にはじまりました。人びとが助け合い、支え合って生きてゆける社会の実現という、高い理想からはじまったJA共済は、数多くの組合員・利用者の皆さまをはじめとする地域の皆さまのご理解・ご賛同を得て、大きく成長することができました。

賀川豊彦とJA共済～協同組合による共済事業を実現した「JA共済の父」～

▶ JA共済の父

JA共済の原点は、JA共済の父といわれる賀川豊彦にあります。

大恐慌後のアメリカで、友愛互助による協同組合の必要性を説き、その熱意と高い理想から多くのアメリカ市民に親しまれた賀川豊彦は、日本人初のノーベル文学賞・平和賞候補になり、欧米ではガンジー、シュバイツァーとともに、三大聖人として並び称され、最もよく知られていた日本人の一人です。

▶ 生涯を人びとのために

賀川豊彦は明治21年、神戸に生まれました。その生き立ちは決して幸福なものではありませんでした。

幼くして両親と死別し、徳島の親類に引き取られましたが、不治の病と恐れられていた結核に感染してしまいます。しかし病に負けることなく、14歳で英語を学ぶために教会に通い、そこで信仰の道に入りました。

結核で生死の境をさまよった賀川は、生涯を人びとのために尽くすことを決意、神戸のスラム街での救貧・伝道活動に身を投じましたが「社会の仕組みが変わらない限り、貧しい人びとの暮らしは少しも良くならない」と感じます。

26歳になった賀川はアメリカ・プリンストン神学校に入学、大学の聴講生となります。そこで労働者デモを目撃し「一人ひとりは弱くても、手を取り合って結びつけば強い力になる」との思いに駆られ、29歳で帰国すると労働運動、消費者組合運動に身を投じ、現在のコープこうべのもととなる神戸購買組合や灘購買組合の設立に奔走します。



賀川豊彦ポートレイト

▶ 困窮した人、貧しい人のために

賀川の目は、厳しい状況にあった農村にも向けられ、労働者としての農業者を組織した「日本農民組合」の設立のために活動、また農村の医療状況改善のため、新渡戸稻造らとともに東京医療利用組合を設立し、医師会からの強硬な反対と闘いながら医療生協の原型となる形をつくりました。昭和8年には東京医療利用購買組合中野組合病院(現・新渡戸記念中野総合病院)を設立し、だれもが手軽に医療を利用できる環境への大きな一歩となりました。

また、当時、健康保険が工場と鉱山の労働者に限られ、農民や一般市民がその恩恵を受けられなかたことにも着目、政府に健康保険制度の重要性を訴えました。その結果、昭和13年に国民健康保険制度が開始され、農民も加入できるようになりました。

関東大震災の際には、募金や救援物資を集めるとともに、無料診療所の開設などの救援活動を行いました。このように、その目は、常に困窮した人、貧しい人に向けられていました。

▶ 保険事業なくして協同組合なし

賀川は昭和11年に『保険制度の協同化を主張す』という論文を発表します。その要旨は「保険事業なくして日本の協同組合は発展しない」というもので、協同組合における保険事業の重要性を強く訴えています。協同組合が共済・保険事業を実施することにより、人びとの暮らしは安定し、また事業によって得られた資金は組合員の生活を支えるために有効利用できる、それを基盤に協同組合はさらに充実し大きく発展していくと考えたのです。

そして、この実現に向けて、保険会社を買い取って産業組合によって運営する仕組づくりを進めましたが、労働者資本の集結を恐れた反対勢力や保険業界などの反発により、最終的には農林大臣の中止命令を受け、結実することなく戦争の時代に向かってしまいました。

▶ 農協の共済の誕生

終戦からわずか3か月、賀川は「日本協同組合同盟」を結成し、再び協同組合保険の創設に尽力します。

焦土と化した日本で精力的に活動する中で「協同組合運動こそ復興のカギ」として発表されたのが、昭和22年の「新協同組合要論」です。賀川は「保険とは、もともと互助的なもの。人間の隣人愛的な思いから生まれ、それを形にしたもの」と述べて、協同組合保険の設立にまい進しました。

昭和22年、農業協同組合法が定められて農協が誕生、同時に農協による共済事業の実施も認められ、ここに賀川の願いが実現することとなりました。

▶ 全共連の誕生と発展

農協の共済が北海道を皮切りに各県で開始され、昭和26年には全共連が誕生しました。また賀川が共済に先んじて設立に寄与した相互扶助のための損害保険会社、共栄火災も、全共連の普及活動に力を貸すことを約束しました。

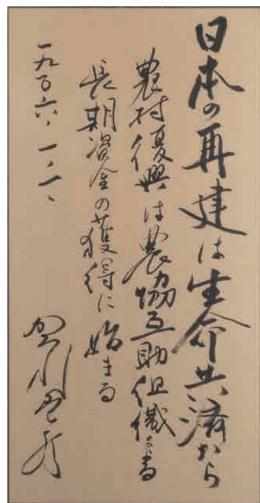
賀川は、ビルの一室に数人のスタッフでスタートした全共連の顧問となり、全国推進大会に出席するなど、共済の普及に大きく寄与しました。戦前のアメリカでの活動と同様、賀川は自らの足で全国を回り、農協が共済事業をすることの必要性を情熱的に訴え続け、大きな感動を呼び起こし、こうした中で現在のJA共済の基礎ができあがってきました。その想いは、昭和23年、賀川が自らの還暦祝賀会で“遺言”として語った「協同組合保険(共済)を実現せよ!」という言葉にも表れています。



関東大震災での救援活動にあたる賀川豊彦(中央)

▶ 相互扶助の精神を貴ぶ

教育、救済、労働・社会運動、農民運動、協同組合運動、共済・保険事業、平和運動…若き日に決意したように、人びとのために尽くした賀川豊彦は、昭和35年、人びとに惜しまれつつ逝去しました。晩年、自らの“遺言”が実現するのを見た賀川は大いに喜ぶと同時に、単に事業の発展のみならず、その原点となる相互扶助の精神が貴ばれることを強く願っていました。



全共連の昭和31年度からの5か年計画に際する賀川豊彦の揮毫

▶ 今こそ、共済の果たすべき役割を

時は流れ、農家やJA共済利用者の生活は向上し、安定していきました。JA共済も成長し、しあわせの輪も大きくなりました。一方で人びとのライフスタイルは変化し、ニーズや願いも様変わりしています。農業、農村や地域社会のあり方も変化し、組合員の高齢化や世代交代が進展する中、次世代との新たな絆づくりや地域社会の中でのコミュニケーションが重要な時代を迎えています。

また、平成23年の東日本大震災では、豊かで幸福な生活が一瞬にして失われてしまうのを目の当たりにし、同時に「絆」や「助け合い」がどれほど大切かをあらためて考えさせられることになりました。大規模自然災害が多発する近年、もし賀川がここにいれば「JA共済の果たすべき役割が、今ほど求められている時はないよ」と、被災して困っている人たちの渦中に真っ先に飛び込むに違いありません。

賀川豊彦がめざしたもの、それは万人が幸福で豊かに暮らす社会の実現でした。そのために共済事業が必要であり、その発展を望んでいたのです。JA共済は、この理想を高く掲げ、これからも地域や生活に「安心」と「満足」をお届けしていきます。

- 1947年 農業協同組合法制定**
- 1948年 北海道で農協共済事業開始**
- 1951年 全国共済農業協同組合連合会(全共連)設立／建物共済(現行の団体建物火災共済)を開始**
- 1952年 生命共済(現行の養老生命共済)を開始**
- 1953年 家屋更生共済(現行の建物更生共済)を開始**
- 1954年 農業協同組合法の一部改正(現在のJA共済事業の法的基盤が確立)**
- 1955年 農家建物火災共済(現行の火災共済)を開始**
- 1958年 46都道府県に共済連合会の設立が完了**
- 1961年 長期共済保有契約高1兆円を達成／こども共済を開始**
- 1962年 定期生命共済(現行の団体定期生命共済)を開始**
- 1963年 全共連ビル落成／自動車共済を開始**
- 1966年 自賠責共済を開始**
- 1967年 養老生命共済2型・3型〈みのり共済〉を開始**
- 1969年 厚木センター開設／傷害共済、住宅建築共済を開始**
- 1970年 長期共済保有契約高10兆円を達成**
- 1972年 沖縄本土復帰により、沖縄県共済連設立／
養老生命共済5型〈みのり共済大地〉・〈みのり共済ヤング〉を開始**
- 1973年 中伊豆・別府リハビリテーションセンター開設／建物更生共済2型〈建更まもり〉を開始**
- 1974年 県共連・全共連間のオンラインシステムが本格的に稼動／長期定期生命共済を開始**
- 1975年 養老生命共済10型〈みのり共済大地20〉・15型〈みのり共済大地30〉を開始**
- 1976年 財産形成貯蓄共済、財産形成給付金共済を開始**
- 1978年 農協の全共連加入後、初の臨時総代会開催／建物更生共済5型〈建更まもり5型〉を開始**
- 1979年 長期共済保有契約高100兆円達成**
- 1980年 農機具損害共済、農機具更新共済を開始**
- 1981年 全共連創立30周年／年金共済〈いきがい〉を開始**
- 1982年 退職年金共済を開始**
- 1983年 終身共済〈ちとせ〉を開始**
- 1984年 自動車研修センター開設／定額定期生命共済〈ふれあい〉を開始**
- 1985年 長期共済保有契約高200兆円達成／大阪センター開設**
- 1986年 建物更生共済の動産主契約〈My家財〉を開始**
- 1987年 第三次オンラインシステムを稼動**
- 1988年 終身共済を〈よろこびライフ〉に改称／(株)自動車研修センター設立／
アメリカ投資顧問(株)設立**
- 1989年 組合オンライン開始／賠償責任共済を開始／全共連ビル別館落成／
イギリス投資顧問(株)設立**
- 1990年 団体生存共済を開始**
- 1991年 長期共済保有契約高300兆円達成／(社)農協共済総合研究所設立／
全国農業みどり国民年金基金設立**
- 1992年 農協の愛称・ロゴマークの変更にともない愛称を「JA共済」に変更／
(社)日本共済協会設立／ICA東京大会・ICMIF東京総会開催**
- 1993年 ボランティア活動共済を開始／全共連ビル新館取得**
- 1994年 生命総合共済を開始／JA共済の健康ほっとラインを開始／
ライフアドバイザー(LA)制度を開始／示談代行制度を開始／石岡センター開設**

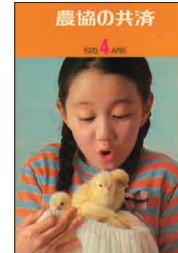
●1955年度
「農協の共済(JA共済)」
誌創刊号



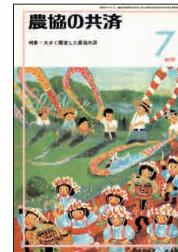
●1961年度



●1970年度



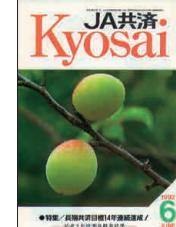
●1979年度



●1985年度

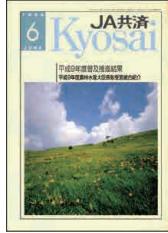


●1992年度

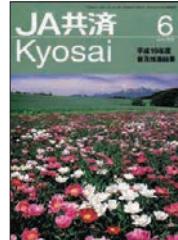


- 1995年** 終身共済・養老生命共済25倍保障を開始
- 1996年** こども共済〈えがお〉を開始／在宅介護モデル施設2か所を認定
- 1997年** 総資産30兆円突破／満期専用入院保障付終身共済〈花満ち〉を開始／終身共済・養老生命共済30倍保障を開始／クーリング・オフ制度を開始
- 1998年** JA共済50周年／JA共済の健康・介護ほっとラインを開始／終身共済〈愛のかたち〉を開始／こども共済〈えがおプラス〉を開始
- 1999年** 終身共済〈ゆとりプラス〉・〈マイケア10〉を開始／建物更生共済10型〈建更まもり10型〉を開始／自動車共済〈大安心パック〉・〈超安心パック〉を開始
- 2000年** 47都道府県共済連と全共連が一斉統合／積立型終身共済を開始／高額契約掛金優遇制度を開始
- 2001年** JA共済ネットシステム2000(Kinds'00)を稼動／共栄火災との提携／JA共済eサービスを開始
- 2002年** JA共済あわせ夢くらぶを開始／がん共済を開始／確定拠出年金共済を開始／新退職年金共済を開始／経営管理委員会制度を導入／自動車共済の割引制度を拡充
- 2003年** 総資産40兆円突破／LA用携帯端末機(LActive)を導入／共栄火災を子会社化／定期医療共済〈せるふけあ〉を開始
- 2004年** 医療共済〈べすとけあ〉を開始／予定利率変動型年金共済〈ライフロード〉を開始／建物更生共済〈むてき〉を開始／自動車共済〈あんしんDX〉を開始／川崎センター開設
- 2005年** 農業協同組合法の一部改正(JA共済事業の法制度の抜本的整備)／JAとJA共済連が共済契約を共同で引き受け方針に変更／自動車・自賠責共済における共済代理店制度を導入／東日本引受センター・西日本引受センター開設
- 2006年** JA共済ネットシステム2006(Kinds'06)を稼動／医療共済〈べすとけあ120〉を開始／幕張研修センター開設／健康祝金支払特則付定期医療共済〈がんばるけあ〉を開始／特定損傷特約付定期医療共済〈せるふけあ はなこ/わんぱくマン〉を開始
- 2007年** 3Q訪問プロジェクトを開始
- 2008年** 一時払生存型養老生命共済〈たくわエール〉を開始／引受緩和型定期医療共済〈がんばるけあスマイル〉を開始／家庭用自動車共済〈クルマスター〉を開始
- 2009年** 養老生命共済〈みらいのきずな〉を開始
- 2010年** 保険法の施行(保険法に則した約款・手続きへの変更)／新・医療共済を開始／JA共済ビル落成
- 2011年** こども共済〈すてっぷ〉を開始
- 2012年** 総資産50兆円突破／新・がん共済を開始／国際協同組合年
- 2013年** JA共済ネットシステム2012(Kinds'12)を稼動／介護共済、一時払介護共済を開始／一時払終身共済を開始／一時払養老生命共済を開始
- 2014年** タブレット型端末機(Tablet's)を導入／北陸地区業務センター、東海地区業務センター開設
- 2015年** 北海道業務センター、東北地区業務センター、関東・甲信越地区業務センター、近畿地区業務センター、中国・四国地区業務センター、九州地区業務センター開設／自動車共済(家庭用自動車共済、一般用自動車共済)の統合
- 2016年** 引受緩和型終身共済を開始／引受緩和型医療共済を開始／一時払終身共済(平28.10)を開始／ペーパーレス・キャッシュレス手続きを導入
- 2017年** こども共済〈学資応援隊〉を開始／建物更生共済〈むてきプラス〉を開始
- 2018年** 生活障害共済〈働くわたしのささエール〉を開始
- 2019年** 生存給付特則付一時払終身共済(平28.10)を開始
- 2020年** 特定重度疾病共済〈身近なリスクにそなエール〉を開始
- 2021年** 医療共済〈メディフル〉を開始／健康増進支援活動(げんきなカラダプロジェクト)を開始／〈Webマイページ〉、〈JA共済アプリ〉を開始
- 2022年** 認知症共済を開始／農業者賠償責任共済(ファーマスト)を開始

●1998年度



●2008年度



●2022年度



JA共済Q&A

日頃皆さまからいただいている、主なお問い合わせにお答えします。

Q

JA共済の契約者保護はどうなっているのですか？

A

JAおよびJA共済連は、健全な事業運営を行うとともに、ご契約者さまに不利益が生じることのないよう努めています。

万一、窓口となっているJAの経営が困難に陥った場合には、他のJAとJA共済連が共同して、またはJA共済連が単独でご契約をお引き受けすることにより、保障を継続します。

▶ 共済契約は、JAとJA共済連が共同でお引き受けしています。



Q

JA共済には農家組合員以外の人でも加入できるのですか？

A

組合員には「正組合員（農家組合員）」と「准組合員」の2種類あり、農家組合員以外の方のご利用に際しては「准組合員」になる方法と「員外利用（組合員にならずに利用）」する方法があります。

准組合員になるには、JAの協同組合運動にご賛同いただいたうえで、出資金をお支払いいただくことが必要となります。准組合員になられた方は、JA共済だけでなく、JAの他の事業も農家組合員と同様にご利用いただくことができます。

また、員外利用とは、農協法により、組合員以外の事業利用が一定の範囲内で認められているものであり、JAごとに組合員の利用高の2割まで、組合員以外の皆さんにも出資金不要でご利用いただけます。

詳しくは、お近くのJAにお問い合わせください。

■ 農協法 農業協同組合法。昭和22年11月19日公布。JAや連合会などが事業を行う根拠となる法律。



JA共済の割戻金の仕組みはどのようにになっているのですか?

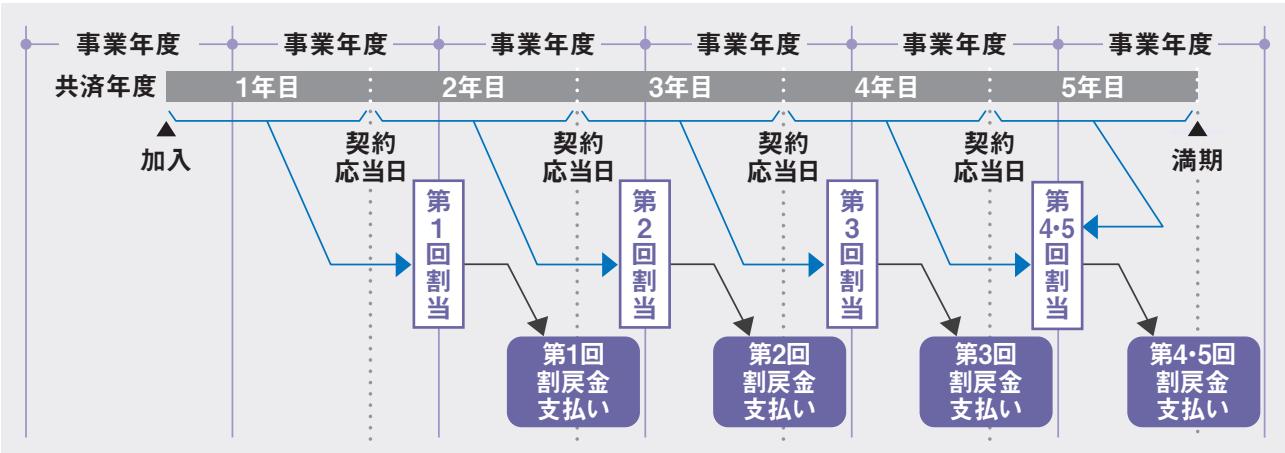


A 生命総合共済、建物更生共済などの長期間にわたって保障提供を行う共済(長期共済)の共済掛金は、あらかじめ見込んだ計算基礎に基づいて設定しています。

この計算基礎は、統計上の危険率に基づき算定した「予定危険率」、満期などに向けて積み立てる積立金の運用をあらかじめ見込んだ「予定期率」、共済事業運営に必要な経費に充てるための「予定事業費率」から成り立っています。

「割戻金」は、上記の計算基礎による予定の率と決算による実績との差(危険差損益・利差損益・費差損益)を精算し、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて公平にご契約者の皆さんにお返しするものです。

▶ 割戻金の支払時期(5年満期の場合)*3年目割り戻しの例



*ご契約の共済種類によっては、割戻金の支払時期が上図と異なるものがあります。

■ 共済掛金の構成と三利源

共済掛金は、純共済掛金(積立部分+危険部分)と付加共済掛金(事業費部分)で構成されます。

① 積立部分 将来の共済金の支払いに備えて毎年積み立てられる部分。

積立金は運用され、予定期率に基づく運用益と、実際の運用益の差を「利差」といいます。

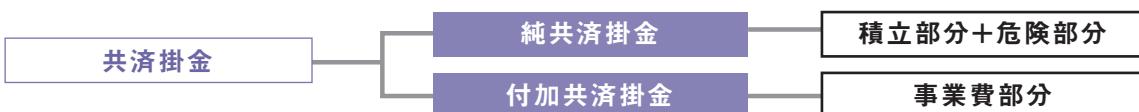
② 危険部分 危険にかかる共済金の支払財源となる部分。統計から算出した危険率に基づいて決められます。

統計上の危険率に基づき予定していた支払共済金と実際の支払共済金の差を「危険差」といいます。

③ 事業費部分 共済事業を行ううえでの経費部分。

予定していた経費と実際にかかった経費の差を「費差」といいます。

ご契約者への割戻金は、これら3つの部分(三利源)の剰余から支払われます。



■ 三利源の剰余と割戻金

J.A.共済では、三利源から生じた利益から、将来の共済金支払を確実に行うために必要な異常危険準備金等の準備金を積み立てた後の剰余については、共済約款・共済掛金率審議委員会*により定められた基準に従い、利差・危険差の100%、費差の20%以上を契約者割戻準備金に積み立て、ここから割戻金をお支払いしています。

*共済約款・共済掛金率審議委員会とは、共済契約者の代表、JAの代表および学識経験者で構成され、共済契約者の利益保護を目的に共済約款および共済掛金に関する事項の審議等を行う委員会です。

Q

JAグループにおける自己改革について、JA共済ではどのように取り組んでいるのですか？

A

JAグループでは、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」としての社会的役割を果たすため、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標に、営農・経済事業の強化等の取り組みを中心に自己改革を進めており、JA共済では、平成28年度からJAの自己改革をサポートするため、「農業者の所得増大をサポートする取り組み」「地域・農業の活性化に向けた取り組み」「JAの事務負荷軽減に向けた取り組み」について着実に実践しています。

(1) 農業者の所得増大をサポートする取り組み

- 農業リスク診断

農業経営の大規模化・法人化等にともない増大・多様化するリスクに対応するため、JAグループと連携しながら、農業を取り巻くリスクをお知らせし、リスクに対する備えの確認を行う「農業リスク診断」を展開しています。



- 農作業事故の未然防止活動

JA共済では、「事故が起った際の保障の提供」だけでなく、「農作業事故の未然防止」をリスク対策の両輪と位置付け、農業者の皆さまの安全確保、リスク軽減・回避につながる活動に取り組んでいます。

- 農業者の皆さまに対する保障の提供

「農業リスク診断」や「農作業事故の未然防止活動」を通じて明らかになったリスクに対しては、その備えとして、JA共済の保障仕組みと共に火災の保険商品を提供することにより、農業者の皆さまの事業・生活基盤の安定化に取り組んでいます。

(2) 地域・農業活性化に向けた取り組み

これまで取り組んできた健康管理・増進活動や災害救援、交通事故対策活動などの地域貢献活動に加え、地域・農業の活性化に貢献する取り組みを強化するため、地域・農業活性化積立金を活用し、地域の実情に応じて県域ごとに「暮らしや営農」に関する活動に取り組んでいます。



農業体験の様子

具体的には、食育イベントや農業体験の開催支援、JAまつりやファーマーズマーケットの開催支援、先進機器等（ローンなど）の寄贈による農作業効率化の支援や農業高校への農機具の寄贈など、地域農業の特性を活かした活動が活発に行われています。

(3) JAの事務負荷軽減に向けた取り組み

- ペーパーレス・キャッシュレス手続きの展開

タブレット型端末機（Tablet's）を活用した契約申込手続きなどのペーパーレス化やクレジットカード等による共済掛金のキャッシュレス化を実施しています。

Webマイページ JA共済アプリ



WebマイページとJA共済アプリのトップ画面

(4) JAとJA共済連の業務分担の見直し

JAの業務負担の軽減と契約者対応力の強化に向けて、JAと協議のうえ自動車損害調査業務におけるJAとJA共済連の業務分担の見直しを行いました。

これにより、JAにて契約者対応を担い、JA共済連にて損害調査を行う運営体制を構築しています。

(5) JA共済連組織の再編によるJA支援機能の強化

専門性向上や効率的な体制の確立に向けて、平成27年10月までに生命査定機能を、平成28年10月までに引受審査機能を全国8か所の業務センターへ集約するなど、県域を超えた連合会機能の再編に取り組んでいます。

これにより、JA支援機能を担う体制を強化し、JAの状況に応じた指導・サポートを実施する体制を構築しています。

CHAPTER VI

JA共済連データ編

業績

1. 長期共済〈新契約高〉	94
2. 退職年金共済・国民年金基金共済・確定拠出年金共済〈新契約高〉	95
3. 短期共済〈新契約高〉	95
4. 建物短期再共済〈新契約高〉	95
5. 長期共済〈保有契約高〉	96
6. 退職年金共済・国民年金基金共済・確定拠出年金共済〈保有契約高〉	97
7. 長期共済〈特約別保有契約高〉	97
8. 保障機能別保有契約高	98
9. 長期共済〈支払共済金〉	99
10. 短期共済〈支払共済金〉	99
11. 長期共済・短期共済〈支払共済金合計〉	99
12. 契約増減額	100
13. 主な自然災害に対する建物更生共済の共済金支払状況	102
14. 契約者割り戻しの状況	103

経営諸指標

1. 保有契約高増加率	105
2. 新契約(平均共済金額)	106
3. 新契約率(長期共済)	106
4. 保有契約(平均共済金額)	106
5. 解約・失効率(長期共済)	107
6. 月払契約の新契約平均共済掛金	107
7. 生命総合共済〈死亡率〉	107
8. 建物更生共済〈罹災損害率〉	107
9. 短期共済〈損害率〉	107
10. 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率	108
11. 実質純資産額	109
12. 基礎利益	109
13. 再保険実施状況	109

財務諸表

1. 貸借対照表	110
2. 損益計算書	112
3. 剰余金処分計算書	113
4. 注記表	114
5. 勘定科目解説	126
6. 会計監査人の氏名又は名称	128
7. 農業協同組合法に基づく会計監査人の監査	128
8. 財務諸表等の適正性にかかる確認	129

運用資産諸表

1. 資産運用に関する指標(一般勘定)	130
(1) 運用資産明細	130
(2) 運用資産種類別平均残高・運用利回り	130
(3) 財産運用収益明細	131
(4) 財産運用費用明細	131
(5) 有価証券明細	132
(6) 有価証券残存期間別内訳	133
(7) 地方債地域別内訳	134
(8) 公社債および外債期末残高利回り	134
(9) 株式業種別内訳	135
(10) 貸付金明細	136

※端数処理について

●件数・金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しています。 ●構成比・前年度比については、表示単位未満を四捨五入して表示しています。

(11) 貸付金残存期間別内訳	136
(12) 貸付金企業規模別内訳(国内法人貸付)	137
(13) 貸付金業種別内訳(国内法人貸付)	137
(14) 貸付金使途別内訳(国内法人貸付)	138
(15) 貸付金地域別内訳(国内法人貸付)	138
(16) 貸付金担保別内訳(国内法人貸付)	138
(17) 債権の状況	139
(18) 運用不動産明細表	140
(19) 運用不動産处分益および処分損明細	140
(20) 公共関係投融資の状況(新規取得・貸付額)	141
(21) 海外投融資明細	141
(22) 海外投融資運用利回り	141
(23) 外貨建資産通貨別内訳	142
(24) 海外投融資地域別内訳	142
2. 運用資産の時価情報(一般勘定)	143
(1) 有価証券の時価情報	143
(2) 金銭の信託の時価情報	145
(3) デリバティブ取引について	145
(4) デリバティブ取引の時価情報	145
3. 確定拠出年金共済にかかる特別勘定資産の運用概況	146

その他諸表

1. 外部出資明細	147
2. 業務用固定資産明細	147
3. 出資金および積立金明細(剰余金処分前)	148
4. 責任準備金の積立方式および積立率	149
5. 共済契約準備金明細	149
6. 引当金明細表	151
7. 特定の海外債権残高	151
8. 事業費明細表	151
9. 部門別直接事業収益・直接事業費用明細	152

JA共済連および子会社の状況(連結)

1. 直近事業年度における事業の概況	153
2. 主要な業務の状況を示す指標(連結)	153
3. 連結貸借対照表	153
4. 連結損益計算書	154
5. 連結剰余金計算書	154
6. 連結キャッシュ・フロー計算書	155
7. 連結注記表	156
8. 債権の状況(連結)	168
9. 子会社である保険会社のソルベンシー・マージン比率	169
10. セグメント情報	169

JA共済連 都道府県本部・全国本部の概要

1. 都道府県本部・全国本部の概要	170
2. 都道府県本部・全国本部の所在地一覧	171

〈参考〉JA共済事業実績の概要

1. 長期共済〈新契約高〉	172
2. 短期共済〈新契約高〉	172
3. 長期共済〈保有契約高〉	173

業 績

業
績

経営諸指標

財務諸表

運用資産諸表

その他諸表

JA共済連および
子会社の状況(連結)

JA共済連本部・全国本部の概要

(参考)JA共済
事業実績の概要

1 長期共済〈新契約高〉

①長期共済

(単位:件、保障共済金額は億円、共済掛金は百万円)

共済種類	令和2年度			令和3年度		
	契約件数	保障共済金額	共済掛金	契約件数	保障共済金額	共済掛金
生命総合共済	終身共済	308,134	22,521	896,614	306,401	21,458
	定期生命共済	27,618	3,421	476	30,028	3,440
	養老生命共済	122,741	4,367	82,653	99,532	3,488
	こども共済	98,821	2,354	72,576	79,776	1,877
	医療共済	270,313	458 (-)	9,260	740,563	875 (1,089)
	がん共済	59,266	-	1,186	61,978	-
	介護共済	67,479	1,977 (2,348)	195,071	73,713	2,188 (2,581)
	生活障害共済	57,910	3,072 (2,766)	1,502	56,465	3,093 (2,334)
	特定重度疾病共済	151,116	3,028	1,877	104,402	1,842
	年金共済	348,164	(2,627)	143,003	129,080	(866)
	計	1,412,741	32,747	1,331,645	1,602,162	31,452
建物更生共済	1,065,935	161,152	407,493	863,498	130,879	413,431
財産形成貯蓄共済	2,082	13	106	1,900	11	100
長期共済合計	2,480,758	193,912	1,739,245	2,467,560	162,343	1,640,295

- (注) 1. 共済掛金は、初回払込掛金を基本に算出しており、連合会が収納した共済掛金を表示しています。JAが契約者から収納した共済掛金については、P.172をご覧ください。
 2. 終身共済(養老生命共済)の保障共済金額欄は、終身共済金額(満期共済金額)と定期特約、三大疾病前払特約、生存特約、家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計です。
 3. 定期生命共済の保障共済金額欄には、三大疾病前払特約および生存特約の共済金額を含みます。
 4. こども共済は、内書き表示です。なお、共済金割増支払特則付こども共済の保障金額は、共済金額の5倍相当額としています。
 5. 医療共済の保障共済金額欄は、上段に定期特約と家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計を表示し、下段の()内に治療共済金額を表示しています。
 6. がん共済の保障共済金額欄は、がん死亡共済金額(がん入院共済金額の100倍)です。なお、平成24年度以降に契約されたがん共済にはがん死亡共済金額はありません。

7. 介護共済の保障共済金額欄は、上段に一時払介護共済の死亡給付金額、下段の()内に介護共済金額を表示しています。なお、介護共済には死亡給付金額はありません。
 8. 生活障害共済の保障共済金額欄は、上段に一時金型生活障害共済金額、下段の()内に定期年金型生活障害年金原資(年金年額×共済期間×1/2)を表示しています。
 9. 特定重度疾病共済の保障共済金額欄は、特定重度疾病共済金額を表示しています。
 10. 年金共済の保障共済金額欄は、上段に定期特約共済金額、下段の()内に年金年額を表示し、契約件数欄および年金年額には、年金開始された契約の件数・年金年額を含みません。
 11. 「生命総合共済の計」および「長期共済合計」の保障共済金額欄には、医療共済の治療共済金額、介護共済の介護共済金額、生活障害共済の一時金型生活障害共済金額と定期年金型生活障害年金原資(年金年額×共済期間×1/2)、特定重度疾病共済の特定重度疾病共済金額および年金共済の年金年額を含みません。

②医療系共済の入院共済金額(入院日額)

(単位:件、百万円)

共済種類	令和2年度		令和3年度	
	契約件数	入院共済金額	契約件数	入院共済金額
医療共済	270,313	1,508	740,563	49
がん共済	59,266	347	61,978	345
計	329,579	1,856	802,541	394

2 退職年金共済・国民年金基金共済・確定拠出年金共済(新契約高)

(単位:団体、人、百万円)

共済種類	令和2年度			令和3年度		
	団体数	被共済者数	共済掛金	団体数	被共済者数	共済掛金
退職年金共済	3	1,001	3,611	2	661	2,014
国民年金基金共済	0	29	0	0	19	0
確定拠出年金共済	0	2	0	0	7	0

- (注) 1. 退職年金共済は、団体(共済契約者)がその職員に支払う退職金の全部または一部を年金化して支払うことを目的とした共済制度です。
 2. 国民年金基金共済は、農業者を対象とした国民年金の上乗せ年金(全国国民年金基金)制度であり、被共済者数は全国国民年金基金の加入員数です。なお、令和2年度・令和3年度の共済掛金はそれぞれ0.2千円・0.2千円です。
3. 確定拠出年金共済は、確定拠出年金制度に加入した方のための、特別勘定の運用実績により将来の年金給付額が増減する変額年金です。

3 短期共済(新契約高)

(単位:件、百万円)

共済種類	令和2年度		令和3年度	
	契約件数	共済掛金	契約件数	共済掛金
火災共済	1,242,568	10,454	1,216,056	10,258
自動車共済	8,175,031	268,000	8,130,636	266,433
傷害共済	5,013,285	7,771	5,310,696	7,514
団体定期生命共済	178,113	22,183	180,233	23,768
自賠責共済	3,261,114	49,856	3,220,106	45,540
その他短期共済	457,273	7,494	416,907	7,218
短期共済合計	18,327,384	365,760	18,474,634	360,734

- (注) 1. 共済掛金は、初回払込掛金を基本に算出しており、連合会が収納した共済掛金を表示しています。JAが契約者から収納した共済掛金については、P.172をご覧ください。
 2. 「その他短期共済」とは、団体建物火災共済、定期生命共済、賠償責任共済の合計です。
3. 契約件数の集約単位は、次のとおりです。
 ・火災共済、団体建物火災共済 符号(目的)件数
 ・自動車共済、傷害共済(福祉事業就業中・福祉事業利用者)、
 賠償責任共済 証書件数
 ・傷害共済(福祉事業就業中・福祉事業利用者以外)、団体定期生命共済、
 定額定期生命共済 被共済者数
 ・自賠責共済 契約台数

4 建物短期再共済(新契約高)

(単位:件、再共済金額は億円、受入再共済掛金は百万円)

共済種類	令和2年度			令和3年度		
	契約件数	再共済金額	受入再共済掛金	契約件数	再共済金額	受入再共済掛金
建物短期再共済	3,162,479	109,676	12,121	3,061,272	106,190	11,877

(注) 契約件数は契約棟数、再共済金額は地震等以外の再共済金額(元受共済金額の3割)です。

5 長期共済〈保有契約高〉

①長期共済

(単位:件、保障共済金額は億円、共済掛金は百万円)

共済種類	令和2年度			令和3年度		
	契約件数	保障共済金額	共済掛金	契約件数	保障共済金額	共済掛金
生命総合共済	終身共済	7,315,109	687,293	1,298,469	7,372,409	651,750
	定期生命共済	96,021	10,656	5,966	116,771	12,616
	養老生命共済	3,694,082	230,146	368,073	3,438,148	204,661
	こども共済	1,781,822	75,777		1,772,731	71,600
	医療共済	4,637,443	22,680 (-)	252,375	4,749,615	20,017 (1,274)
	がん共済	1,201,152	2,372	39,475	1,218,070	2,280
	定期医療共済	243,515	4,948	12,155	222,701	4,494
	介護共済	600,364	11,344 (16,756)	203,547	654,089	13,253 (18,661)
	生活障害共済	145,590	6,261 (6,659)	4,202	186,701	8,546 (7,783)
	特定重度疾病共済	150,111	2,999	2,276	237,423	4,205
年金共済	年金共済	3,846,527	2,164 (23,422)	581,376	3,826,284	1,945 (23,191)
	計	21,929,914	971,607	2,767,918	22,022,211	911,021
	建物更生共済	9,663,980	1,415,833	1,431,197	9,372,353	1,403,483
財産形成貯蓄共済	財産形成貯蓄共済	10,955	118	2,555	10,809	116
	長期共済合計	31,604,849	2,387,559	4,201,671	31,405,373	2,314,621
						4,227,563

- (注) 1. 共済掛金は、連合会が収納した共済掛金を表示しています。JAが契約者から収納した共済掛金については、P.173をご覧ください。
 2. 平成5年度以前に契約された終身共済、養老生命共済、年金共済については、生命総合共済の終身共済、養老生命共済、年金共済に合算しています。
 3. 終身共済(養老生命共済)の保障共済金額欄は、終身共済金額(満期共済金額)と定期特約、三大疾病前払特約、生存特約、家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計です。
 4. 定期生命共済の保障共済金額欄には、三大疾病前払特約および生存特約の共済金額を含みます。
 5. こども共済は、内書き表示です。なお、共済金割増支払特則付こども共済の保障金額は、共済金額の5倍相当額としています。
 6. 医療共済の保障共済金額欄は、上段に死亡給付金額(入院共済金額の100倍)、定期特約と家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計を表示し、下段の()内に治療共済金額を表示しています。なお、平成22年度以降に契約された医療共済には死亡給付金額はありません。

7. がん共済の保障共済金額欄は、がん死亡共済金額(がん入院共済金額の100倍)です。なお、平成24年度以降に契約されたがん共済にはがん死亡共済金額はありません。
 8. 定期医療共済の保障共済金額欄は、死亡給付金額です。
 9. 介護共済の保障共済金額欄は、上段に一時払介護共済の死亡給付金額、下段の()内に介護共済金額を表示しています。なお、介護共済には死亡給付金額はありません。
 10. 生活障害共済の保障共済金額欄は、上段に一時金型生活障害共済金額、下段の()内に定期年金型生活障害年金原資(年金年額×共済期間×1/2)を表示しています。
 11. 特定重度疾病共済の保障共済金額欄は、特定重度疾病共済金額を表示しています。
 12. 年金共済の保障共済金額欄は、上段に定期特約共済金額、下段の()内に年金年額を表示しています。
 13. 「生命総合共済の計」および「長期共済合計」の保障共済金額欄には、医療共済の治療共済金額、介護共済の介護共済金額、生活障害共済の一時金型生活障害共済金額と定期年金型生活障害年金原資(年金年額×共済期間×1/2)、特定重度疾病共済の特定重度疾病共済金額および年金共済の年金年額を含みません。

②医療系共済の入院共済金額(入院日額)

(単位:件、百万円)

共済種類	令和2年度		令和3年度	
	契約件数	入院共済金額	契約件数	入院共済金額
医療共済	4,637,443	29,635	4,749,615	25,440
がん共済	1,201,152	7,505	1,218,070	7,549
定期医療共済	243,515	1,188	222,701	1,086
計	6,082,110	38,329	6,190,386	34,076

6 退職年金共済・国民年金基金共済・確定拠出年金共済(保有契約高)

(単位:団体、人、百万円)

共済種類	令和2年度			令和3年度		
	団体数	被共済者数	共済掛金	団体数	被共済者数	共済掛金
退職年金共済	339	155,717	35,006	336	153,052	32,345
国民年金基金共済	1	7,948	21	1	7,263	18
確定拠出年金共済	1	84	10	1	84	4

- (注) 1. 退職年金共済は、団体(共済契約者)がその職員に支払う退職金の全部または一部を年金化して支払うことを目的とした共済制度です。
 2. 国民年金基金共済は、農業者を対象とした国民年金の上乗せ年金(全国国民年金基金)制度です。なお、被共済者数は全国国民年金基金の加入員数です。
3. 確定拠出年金共済は、確定拠出年金制度に加入した方のための、特別勘定の運用実績により将来の年金給付額が増減する変額年金です。

7 長期共済(特約別保有契約高)

(単位:件、百万円、入院保障特約および通院特約は万円)

特約の種類	令和2年度		令和3年度			
	件 数	金 額	件 数	金 額		
生命総合共済	災害給付特約	5,361,515	32,114,509	5,081,411	30,477,308	
	災害死亡割増特約	3,173,763	24,864,041	2,974,762	22,504,138	
	がん死亡給付特約	54,831	197,695	52,546	189,315	
	入院保障特約	全入院特約	2,092,017	1,200,334	1,803,554	1,036,703
	入院保障特約	全入院長期保障特約	125,990	74,687	112,588	66,651
	入院保障特約	災害入院特約	278,930	124,645	258,186	115,079
	入院保障特約	その他の入院特約	5,581	2,313	5,241	2,168
	入院保障特約	計	2,502,518	1,401,981	2,179,569	1,220,603
	重度障害年金特約	191,265	103,501	169,973	92,691	
	家族保障特約	3,840	6,238	3,231	5,332	
	通院特約	247,974	72,912	214,552	63,116	
	介護初期給付特約	687	873	664	843	
	介護年金特約	350	136	330	128	
建物更生共済	動産損害担保特約	557,129	2,933,138	511,175	2,699,491	

8 保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

区分		保有金額	
		令和2年度末	令和3年度末
死亡保障	普通死亡	生命総合共済	96,919,877
		年金共済	—
		計	96,919,877
死亡保障	災害死亡	生命総合共済	56,849,329
		年金共済	129,221
		計	56,978,551
死亡保障	その他の条件付死亡	生命総合共済	434,953
		年金共済	33
		計	434,987
生存保障	満期・生存給付	生命総合共済	2,605,249
		年金共済	13,465,887
		計	16,071,136
	年金	生命総合共済	194,844
		年金共済	2,196,048
		計	2,390,893
	その他	生命総合共済	—
		年金共済	3,395,710
		計	3,395,710
入院保障	災害入院	生命総合共済	44,624
		年金共済	195
		計	44,820
	疾病入院	生命総合共済	43,383
		年金共済	190
		計	43,574
	その他の条件付入院	生命総合共済	7,528
		年金共済	0
		計	7,529

(注) 1. 各区分の金額は、該当機能を有する特約の共済金額を含みます。

2. 生存保障欄の年金共済にかかる金額は次のとおりとなっています。

①生存保障の満期・生存給付欄の金額は、年金共済については年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資です。

②生存保障の年金欄の金額は、年金年額です。また、生活障害共済定期年金型の年金支払開始後契約は年金共済に計上しています。

③生存保障のその他欄の金額は、年金(年金支払開始後契約)の責任準備金です。

3. 入院保障欄の金額は入院共済金額(入院日額)です。なお、その他の条件付入院の年金共済の令和2年度・令和3年度の保有金額は0.8百万円・0.8百万円です。

(単位:件)

区分		保有件数	
		令和2年度末	令和3年度末
障がい保障	生命総合共済	5,627,488	5,344,033
	年金共済	10,219	9,840
	計	5,637,707	5,353,873
手術保障	生命総合共済	8,549,196	8,337,607
	年金共済	35,539	32,451
	計	8,584,735	8,370,058

(注) 各区分の件数は、該当機能を有する特約の件数を含みます。

9 長期共済〈支払共済金〉

(単位:百万円)

共済種類	令和2年度			令和3年度		
	事故共済金	満期共済金	計	事故共済金	満期共済金	計
生命総合共済	終身共済	372,116	8,768	380,884	417,105	11,541
	定期生命共済	1,711	3	1,714	1,935	3
	養老生命共済	74,148	856,816	930,964	60,740	664,677
	こども共済	4,289	119,375	123,664	4,266	116,943
	医療共済	69,653		69,653	77,069	
	がん共済	10,977		10,977	11,618	
	定期医療共済	4,510	136	4,647	4,617	382
	介護共済	8,278		8,278	10,455	
	生活障害共済	225		225	372	
	特定重度疾病共済	147		147	660	
	年金共済	17,085	594,705 (年金 594,688)	611,791	18,266	585,168 (年金 585,143)
	計	558,854	1,460,430	2,019,285	602,841	1,261,772
建物更生共済	186,666	1,407,171	1,593,838	225,694	1,461,386	1,687,081
財産形成貯蓄共済	4	1,981	1,986	—	2,074	2,074
長期共済合計	745,525	2,869,583	3,615,109	828,535	2,725,233	3,553,769

(注) 1. 平成5年度以前に契約された終身共済、養老生命共済、年金共済については、生命総合共済の終身共済、養老生命共済、年金共済に合算しています。

2. こども共済は、内書き表示です。

3. 生命総合共済の各種入院特約、通院特約、生前給付特約、重度障害年金特約、三大疾病前払特約、がん死亡給付特約、生活保障特約、家族収入保障特約および満期前払特約等については、それぞれの特約が付されている共済契約の種類に含めて計上しています。

10 短期共済〈支払共済金〉

(単位:百万円)

共済種類	令和2年度			令和3年度		
	事故共済金	満期共済金	計	事故共済金	満期共済金	計
火災共済	4,391		4,391	4,412		4,412
自動車共済	166,265		166,265	165,998		165,998
傷害共済	6,319		6,319	5,878		5,878
団体定期生命共済	13,127		13,127	13,231		13,231
自賠責共済	30,486		30,486	28,192		28,192
その他短期共済	5,440		5,440	4,174		4,174
短期共済合計	226,031		226,031	221,887		221,887

(注)「その他短期共済」とは、団体建物火災共済、定額定期生命共済、賠償責任共済の合計です。

11 長期共済・短期共済〈支払共済金合計〉

(単位:百万円)

共済種類	令和2年度			令和3年度		
	事故共済金	満期共済金	計	事故共済金	満期共済金	計
長期共済・短期共済合計	971,557	2,869,583	3,841,140	1,050,423	2,725,233	3,775,657
その他の共済	4,790	34,496	39,286	5,735	32,918	38,653
合 計	976,347	2,904,079	3,880,427	1,056,159	2,758,151	3,814,311

(注)「その他の共済」とは、退職年金共済、国民年金基金共済、確定拠出年金共済、建物短期再共済の合計です。

12 | 契約増減額

共済種類		令和2年度末		期 末		純 増 額		契 約 の						
								新 契 約 高		転換充当額				
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額			
生命総合共済	保 障		11,105,212	93,026,034	10,927,328	87,097,527	△ 177,884	△ 5,928,506	435,961	2,838,848 (865,853)	63,474	94,712		
	終 身			23,515,999		23,826,416			310,416	1,007,045 (31,939)		92,596		
	満 期			7,749,162		7,116,361			△ 632,801	214,994 (1,874)		2,115		
	医療共済	保 障	4,637,443	2,268,074	4,749,615	2,001,746	112,172	△ 266,327	740,563	87,515 (60,784)	497,665			
		入 院		29,635		25,440			△ 4,194	49 (2)		0		
		治 療		-		127,438			127,438	(108,957) (76,488)		18,952		
	がん共済	保 障	1,201,152	237,291	1,218,070	228,045	16,918	△ 9,246	61,978	-	4,893			
		入 院		7,505		7,549			43		345 (25)	6		
	定期医療共済	保 障	243,515	494,852	222,701	449,459	△ 20,814	△ 45,392	0	-				
		入 院		1,188		1,086			△ 102					
	介護共済	保 障	600,364	1,134,462	654,089	1,325,334	53,725	190,871	73,713	218,876				
		介 護		1,675,600		1,866,149			190,549		258,131			
	生活障害共済	一時金	100,107	626,120	131,905	854,664	31,798	228,544	41,966	309,333				
		定期年金	45,483	665,947	54,796	778,351	9,313	112,403	14,499	233,428				
	特定重度疾病共済	疾病保障	150,111	299,982	237,423	420,594	87,312	120,612	104,402	184,232				
	年金共済	開始前	2,732,364	1,736,151	2,728,608	1,726,793	△ 3,756	△ 9,358	129,080	86,648	0	-		
		開始後	1,114,163	606,092	1,097,676	592,342	△ 16,487	△ 13,750	71,542	45,793				
建物更生共済		保 障	9,663,980	141,583,331	9,372,353	140,348,343	△ 291,627	△ 1,234,987	863,498	13,087,995	1	0		
		満 期				14,573,186		△ 1,380,721			1,105,554	0		
財産形成貯蓄共済			10,955	11,897	10,809	11,646	△ 146	△ 251	1,900	1,161				
合 計	保 障		31,604,849	238,755,943	31,405,373	231,462,103	△ 199,476	△ 7,293,840	2,539,102	16,234,396 (926,638)	566,033	94,712		
	入 院			38,329		34,076			△ 4,253	394 (27)		6		
退職年金共済			155,717 (339)	551,753	153,052 (336)	552,046	△ 2,665 (-3)	292	661 (2)	2,014				
国民年金基金共済			7,948 (1)	1	7,263 (1)	1	△ 685 (0)	0	19 (0)	0				
確定拠出年金共済			84 (1)	85	84 (1)	85	0 (0)	0	7 (0)	0				

(注) 1. 新契約高の金額欄の()内は、転換契約の払込部分および共済掛金積立金以外による充当部分の金額の内書きです。ただし、医療共済については、転換契約の払込部分と乗換契約の払込部分の合計額の内書きです。
2. 転換充当額欄の件数は新契約高欄の内書きです。ただし、医療共済の転換充当額の件数には乗換契約も含みます。
3. 生命総合共済の保障金額欄には、主契約と同一保障の特約共済金額を含みます。
4. 平成5年度以前に契約された終身共済、養老生命共済、年金共済については、生命総合共済に合算しています。
5. 医療共済の保障金額欄は、死亡給付金額、定期特約共済金額、生活保障特約総支払額および家族収入保障特約金額(特約金額×共済期間×1/2)の合計額、入院金額欄は入院共済金額、治療金額欄は治療共済金額です。なお、平成22年度以降に契約された医療共済には死亡給付金額はありません。
6. がん共済の保障金額欄はがん死亡共済金額、入院金額欄は入院共済金額です。なお、平成24年度以降に契約されたがん共済にはがん死亡共済金額はありません。
7. 定期医療共済の保障金額欄は死亡給付金額、入院金額欄は入院共済金額です。
8. 介護共済の保障金額欄は、一時払介護共済の死亡給付金額です。なお、介護共済には死亡給付金額はありません。
9. 介護共済の介護金額欄は、介護共済金額です。
10. 生活障害共済の一時金欄は、一時金型生活障害共済金額です。
11. 生活障害共済の定期年金欄は、定期年金型生活障害年金原資(年金額×共済期間×1/2)です。
12. 特定重度疾病共済の疾病保障欄は、特定重度疾病共済金額です。
13. 年金の開始前の期間貯蓄欄は、年金共済契約、年金給付特則付終身共済契約、共済金年金支払特約および介護保障移行特約の本年度中に支払いを開始した契約です。
14. 年金の開始後の新契約高欄は、年金共済契約(配偶者年金を含みます。)、年金給付特則付終身共済契約、年金支払移行特約、共済金年金支払特約、生活保障特約、家族収入保障特約および介護保障移行特約の本年度中に支払いを開始した契約の合計額です。
15. 財産形成貯蓄共済には、財産形成住宅貯蓄特約付契約および財産形成給付金特約付契約を含みます。
16. 合計の金額欄には介護共済の介護共済金額、生活障害共済の一時金型生活障害共済金額、定期年金型生活障害年金原資(年金額×共済期間×1/2)、特定重度疾病共済の特定重度疾患共済金額および年金共済の年金額を含みません。

(単位:件、百万円)

令和3年度											
増 加		契 約 の 減 少									
復活その他		共済金支払事由発生契約				転換による減少		解 除		失 効	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
590,818	3,929,970	267,946	2,093,294	93,158	435,931	63,008	1,389,930	187,545	2,470,859	2,804	35,786
	1,405,153				304,235		111,109		317,434		2,228
	313,251		662,028		34,740		15,384		127,104		1,174
193,953	73,298	23,492	175	11,745	2,836	440,180	182,309	142,203	109,003	8,581	3,963
	1,110		132		70		3,037		874		48
	2,939		-		57		-		339		77
51,780	9,730			5,263	2,119	5,078	1,370	33,092	5,375	2,026	227
	316				33		36		216		12
	8,435				1,662				11,484		780
24,694	47,493	32		4,315	9,343			15,330	16,728	379	24,658
	69,499		0		12,254				49,174		74,695
	7,512		0		177				9,653		7,482
3,200	40,955	0	-	54	677			4,942	111,834	185	55,186
	9,358		-		80				16,259		3,205
	22,987		-		124				59,024		46,477
105,166	67,932	68,986	43,891	3,995	3,355	0	1	59,244	43,569	600	449
	37,206		53,080		13,849				224		105,177
	651,240		512,499	4,258,175	1,493		18,559	387,075	5,686,438	8,502	72,812
2	9,124,732		1,467,020				1,674		243,079		368
	1,192		1,532		2,074		0		4,019,996		2,870
	1,468				134				318,150		7,482
1,683,364	13,205,831	948,537	6,354,545	135,791	470,407	895,341	7,260,048	723,562	6,648,334	154,129	37,618
	5,891		32,345		10,657		111		3,074		15,941,315
	4		-		12,549				1,146		1,590
					5,373				835 (5)		3,009
					20,364				3,812		-
					5		1		6 (0)		35
					2				0		0

17. 退職年金共済の各欄については次のとおりとなっています。

①件数欄は被共済者数であり、()内は加入団体数です。

②金額欄のうち、期末は責任準備金、新契約高は新契約にかかる受入共済掛金(移管額を含みます。)です。

③復活その他欄について、件数は当期に掛金請求の対象となった追加加入者数、金額は保有契約にかかる受入共済掛金(移管額を含みます。)です。

④共済期間満了欄について、件数は期末の受給者数、金額は年金の支払額です。

⑤事故消滅契約欄について、件数は共済金支払(一時金または年金の一時払)の被共済者数、金額は一時金および年金の一時払の支払額です。

⑥解除欄は解除の被共済者数(団体数)および解除による移管額等の額です。

⑦その他欄の件数は給付のない中途退職者数および年金支払満了者数等です。

18. 国民年金基金共済の各欄については次のとおりとなっています。

①件数欄は全国国民年金基金の加入員数であり、()内は契約団体数です。

②金額欄のうち、期末は責任準備金、新契約高は受入共済掛金です。

③復活その他欄について、件数は全国国民年金基金の再加入員数です。

④共済期間満了欄について、件数は全国国民年金基金の年金受給者数、金額は年金の支払額です。

⑤事故消滅契約欄について、件数は全国国民年金基金の死亡者数、金額は一時金の支払額です。

⑥その他欄について、件数は全国国民年金基金の脱退者数、金額は支払戻金です。

19. 確定拠出年金共済の各欄については次のとおりとなっています。

①件数欄は被共済者数であり、()内は加入団体数です。

②金額欄のうち、期末は責任準備金、新契約高は受入共済掛金です。

③共済期間満了欄について、件数は期末の被共済者数(受給権取得後)、金額は年金の支払額です。

④事故消滅契約欄について、件数は共済金支払(一時金または年金の一括払)の被共済者数、金額は一時金および年金の一括払の支払額です。

⑤解除欄は解除の被共済者数(団体数)および解除による支払戻金の額です。

⑥その他欄の件数は年金支払満了者数です。

13 主な自然災害に対する建物更生共済の共済金支払状況

(単位:件、百万円)

発生年月	災害名(主な被災地域)	支払件数	支払共済金額
元年 7月	伊東市沖群発地震(静岡)	1,510	669
元年 8月	台風11号～13号(東北・関東・九州)	7,135	3,144
2年 7月	7月集中豪雨(佐賀・熊本・福岡他)	9,507	7,728
2年 8月	台風14号(中国・四国)	2,875	1,103
2年 9月	台風19号および秋雨(全国)	16,036	7,485
2年 9月	台風20号(宮崎・鹿児島・神奈川他)	1,730	1,242
3年 6月	雲仙普賢岳噴火(長崎)	299	1,131
3年 7月	台風9号(静岡・佐賀・長崎他)	9,082	2,770
3年 9月	台風17号(佐賀・長崎・福岡・熊本他)	13,165	4,158
3年 9月	台風18号(埼玉・愛知・福島・茨城他)	2,126	1,662
3年 9月	台風19号(全国)	438,406	148,821
3年 10月	台風21号(福島・千葉他)	739	509
4年 8月	台風10号(鹿児島・福岡・大分・熊本他)	14,913	3,851
5年 1月	釧路沖地震(北海道・青森他)	572	1,453
5年 2月	能登半島沖地震(石川他)	1,873	669
5年 4月	雲仙土石流(長崎)	393	2,409
5年 6月	梅雨前線(鹿児島・熊本他)	641	676
5年 6月	雲仙火碎流(長崎)	176	556
5年 6月	雲仙土石流(長崎)	538	2,770
5年 7月	北海道南西沖地震(北海道・青森・秋田他)	1,250	2,169
5年 7月	7月豪雨(鹿児島・宮崎他)	3,893	5,172
5年 8月	台風7号(長崎・福岡・鹿児島他)	13,909	4,415
5年 9月	台風13号(全国)	64,224	21,055
6年 2月	低気圧による強風(福島他)	2,728	627
6年 9月	宮城県集中豪雨(宮城他)	1,630	1,344
6年 9月	台風26号(愛知・三重他)	9,410	2,347
6年 10月	北海道東方沖地震(北海道他)	561	1,241
6年 12月	三陸ほか冲地震(青森・岩手他)	4,566	1,845
7年 1月	阪神・淡路大震災(兵庫・大阪・京都他)	101,535	118,889
7年 4月	新潟県北部地震(新潟)	3,093	1,748
7年 7月	7月豪雨(長野・新潟・愛媛他)	1,773	2,533
7年 8月	8月新潟豪雨(新潟)	586	554
7年 12月	雪害(三重・兵庫・京都他)	7,905	1,070
8年 7月	台風6号(鹿児島・宮崎他)	6,639	1,317
8年 8月	台風12号(鹿児島・福岡・宮崎他)	21,394	4,748
8年 9月	台風17号(千葉・神奈川・茨城他)	8,673	2,847
9年 3月	鹿児島県北西部地震(鹿児島・熊本)	4,498	1,744
9年 9月	台風19号(宮崎・鹿児島・大分他)	8,237	5,229
10年 1月	雪害(山梨・長野他)	31,178	6,891
10年 8月	8月豪雨(福島・栃木・茨城他)	3,517	3,955
10年 9月	台風7号(奈良・三重・和歌山他)	84,757	27,056
10年 9月	大雨(高知他)	4,839	5,235
10年 10月	台風10号(岡山・兵庫他)	7,931	4,871
11年 6月	大雨(広島・福岡他)	2,748	2,582
11年 9月	台風18号(熊本・山口・鹿児島他)	180,030	63,829
12年 5月	ひょう雪(千葉・茨城)	7,045	3,133
12年 6月	三宅島地震・噴火(東京)	1,058	1,961
12年 9月	台風14号・17号に伴う集中豪雨(愛知・三重)	8,800	11,904
12年 10月	鳥取県西部地震(鳥取・島根他)	16,720	7,991
13年 3月	芸予地震(広島・愛媛・山口他)	35,947	15,339
14年 7月	台風6号・7号(岩手・福島・鹿児島他)	3,239	3,111
14年 8月	台風15号(長崎・鹿児島他)	2,178	553
14年 10月	台風21号(千葉・茨城他)	10,586	2,504
15年 5月	三陸地震(岩手・宮城他)	12,690	6,612
15年 7月	7月集中豪雨(福岡・熊本他)	1,598	1,898
15年 7月	宮城県北部を震源とする地震(宮城他)	16,800	20,043
15年 8月	台風10号(鹿児島・高知・和歌山他)	3,446	1,410
15年 9月	十勝沖地震(北海道他)	1,123	4,009
16年 6月	台風6号(愛知・滋賀・三重他)	3,915	827
16年 7月	新潟・福島・福井豪雨(福井・新潟・福島)	4,938	7,496
16年 8月	台風15号と前線に伴う大雨(長崎・秋田他)	2,834	1,060
16年 8月	台風16号(宮崎・鹿児島・兵庫他)	54,977	21,480
16年 9月	台風18号(山口・熊本・福岡他)	284,564	108,333
16年 9月	台風21号と秋雨前線に伴う大雨(鹿児島・愛媛・三重他)	13,531	8,141
16年 10月	台風22号(静岡・神奈川・千葉他)	9,215	4,682
16年 10月	台風23号(兵庫・岡山・京都他)	78,518	40,476
16年 10月	新潟県中越地震(新潟・群馬・福島他)	87,659	77,364
17年 3月	福岡県西方沖地震(福岡・佐賀他)	19,302	14,337
17年 8月	宮城県沖で震源となる地震(宮城・福島他)	3,576	2,180
17年 8月	台風11号(千葉・静岡・千葉他)	2,101	581
17年 9月	台風14号と前線による大雨(宮崎・鹿児島・大分他)	40,007	29,371
17年 12月	平成17年度雪害(岐阜・広島他)	60,344	21,235
18年 7月	豪雨(鹿児島・島根他)	2,949	5,658
18年 9月	台風13号(福岡・長崎・佐賀他)	75,154	26,503
18年 10月	低気圧に伴う暴風雨(北海道・宮城・福島他)	1,942	1,819
19年 1月	低気圧(福島・青森・北海道他)	1,609	704
19年 3月	能登半島地震(石川・富山他)	16,059	13,737
19年 7月	梅雨前線による大雨・台風4号(鹿児島・宮崎他)	4,648	2,258
19年 7月	新潟県中越沖地震(新潟・長野他)	32,335	31,782
19年 8月	台風5号(宮崎・大分他)	5,885	2,648
19年 9月	台風9号(静岡・千葉他)	4,772	1,951
20年 6月	岩手・宮城内陸地震(宮城・岩手他)	8,112	6,171
20年 7月	岩手県沿岸北部地震(岩手・宮城・青森他)	2,115	1,171
20年 8月	8・9月低気圧停滞による集中豪雨(愛知他)	403	698
21年 7月	中国・九州北部豪雨(山口・福岡他)	3,471	3,866
21年 8月	台風9号(兵庫・岡山他)	2,118	4,079
21年 8月	静岡県駿河湾地震(静岡・長野・山梨)	10,793	5,796
21年 10月	台風18号(愛知・三重・静岡他)	21,899	8,815
22年 3月	低気圧による風害(北海道・東京他)	1,642	775
22年 10月	奄美大島豪雨(鹿児島)	239	515

発生年月	災害名(主な被災地域)	支払件数	支払共済金額
22年12月	平成22年度雪害(北海道他)	33,849	16,763
23年 3月	東日本大震災(宮城・福島・岩手他)	684,734	937,623
23年 6月	北海道ひょう雪(北海道)	737	1,224
23年 6月	長野県中部地震(長野)	4,635	4,417
23年 7月	新潟・福島豪雨(新潟・福島・群馬)	2,250	4,609
23年 9月	台風12号(和歌山・三重・兵庫他)	12,847	19,590
23年 9月	台風15号(静岡・神奈川・福島他)	54,114	20,998
23年12月	平成23年度雪害(北海道・山形・青森他)	40,796	22,240
24年 4月	低気圧(秋田・山形・富山他)	46,163	15,336
24年 5月	童話・空飛舞等(茨城・栃木他)	1,241	1,022
24年 6月	台風4号および梅雨前線(福岡・熊本・静岡他)	20,358	16,112
24年 9月	台風15号(鹿児島他)	1,322	626
24年 9月	台風16号と前線による大雨・突風(長崎・鹿児島・福岡他)	5,666	2,718
24年 9月	台風17号(鹿児島・静岡・沖縄他)	13,239	5,998
25年 1月	平成24年度雪害(北海道・青森・秋田他)	21,126	11,589
25年 4月	4月6日以降の低気圧(北海道・福島他)	3,560	1,437
25年 4月	淡路島付近を震源とする地震(兵庫他)	9,961	6,226
25年 7月	7・8月に発生した局地的集中豪雨(山口・島根・岩手他)	3,374	4,619
25年 9月	9月童話・空飛舞等(埼玉・千葉他)	288	653
25年 9月	台風18号(京都・愛知・静岡他)	16,749	9,994
25年 9月	いわきを震源とした地震(福島)	1,041	606
25年10月	台風24号(鹿児島・長崎他)	2,956	2,287
25年10月	台風26号(千葉・茨城他)	12,565	5,306
25年11月	平成25年度雪害(山梨・埼玉・群馬・山形他)	175,643	82,317
26年 7月	台風8号(沖縄・鹿児島他)	2,608	1,190
26年 8月	台風11号・12号(高知・徳島他)	16,211	6,797
26年 8月	8月15日からの大雨(広島・京都・大阪他)	1,316	3,503
26年 8月	福島県ひょう雪(福島)	1,995	2,888
26年 10月	台風18号・19号(静岡・鹿児島・千葉他)	22,641	8,103
26年11月	長野県神城断層地震(長野他)	7,811	7,812
26年12月	平成26年度雪害(北海道・長野他)	22,495	12,355
27年 7月	台風11号(香川・徳島・和歌山他)	8,860	2,542
27年 8月	台風15号(熊本・福岡・鹿児島他)	100,539	38,886
27年 9月	台風18号(茨城・宮城・栃木他)	7,120	8,655
27年10月	低気圧および台風23号(北海道・静岡・青森他)	3,498	2,902
28年 1月	平成27年度雪害(三重・兵庫・鳥取他)	19,761	8,128
28年 4月	熊本地震(熊本・大分・福岡他)	94,195	148,708
28年 4月	低気圧(青森・富山・石川他)	11,086	3,011
28年 6月	梅雨前線発達等に伴う風水害(熊本・広島・長崎他)	1,231	1,485
28年 8月	台風7号(北海道・千葉・千葉他)	664	797
28年 8月	台風9号・11号(千葉・東京・茨城他)	9,101	3,852
28年 8月	台風10号(岩手・北海道・青森他)	2,775	2,905
28年 9月	台風16号(鹿児島・宮崎・愛媛他)	19,253	7,413
28年10月	台風18号(石川・福岡・長崎他)	3,942	1,032
28年10月	鳥取県中部地震(鳥取・岡山・兵庫他)	13,405	9,151
29年 1月	平成28年度雪害(三重・兵庫・鳥取他)	50,276	16,058
29年 4月	低気圧による暴風雨(北海道・福島・青森他)	3,726	1,385
29年 7月	台風3号・九州北部豪雨(福岡・大分・熊本他)	7,475	9,256
29年 7月	秋田豪雨(秋田)	623	843
29年 8月	台風5号(愛知・鹿児島・三重他)	3,959	1,128
29年 9月	台風18号(大分・愛知・香川他)	19,598	7,195
29年10月	台風21号・22号(福井・三重・千葉他)	70,939	23,001
29年12月	平成29年度雪害(北海道・福井・石川・山形他)	57,290	24,558
29年12月	低気圧による暴風雨(北海道・新潟・山形他)	10,120	3,130
30年 4月	島根県西部地震(島根・広島他)	4,655	2,958
30年 6月	大阪府北部を震源とする地震(大阪・京都・兵庫他)	43,654	48,225
30年 7月	台風7号および平成30年7月豪雨(岡山・広島・愛媛他)	31,007	54,303
30年 7月	台風12号(愛知・静岡・三重他)	12,798	4,146
30年 8月	台風19号・20号(岐阜・和歌山・三重他)	13,294	4,795
30年 9月	台風21号(大阪・京都・愛知・和歌山他)	231,212	117,282
30年 9月	北海道胆振東部地震(北海道他)	5,193	8,493
30年 9月	台風24号(静岡・愛媛・宮崎他)	155,656	63,354
30年10月	台風25号(長崎・福岡・佐賀他)	6,177	2,190
30年12月	平成30年度雪害(北海道・山形他)	11,394	6,434
31年 2月	北海道胆振中東部地震(北海道)	1,139	1,288
元年 6月	山形県沖で震源となる地震(山形・新潟他)	2,903	1,746
元年 7月	台風5号(福岡・長崎・佐賀他)	1,286	567
元年 8月	台風8号(宮崎・福岡・大分他)	4,342	1,566
元年 8月	台風10号(愛知・三重・岡山他)	10,095	3,169
元年 8月	九州北部豪雨(佐賀・福岡・長崎他)	1,972	4,276
元年 9月	台風15号(千葉・神奈川・茨城他)	90,892	82,059
元年 9月	台風7号(福岡・長崎・熊本他)	26,489	8,407
元年10月	台風19号(福岡・宮城・長野他)	79,960	97,209
2年 7月	7月豪雨(熊本・福岡・大分他)	12,763	23,640
2年 7月	東北・北陸地区豪雨(山形他)	293	1,026
2年 9月	台風9号・10号(長崎・福岡・鹿児島他)	68,914	25,495
2年12月	令和2年度雪害(宮城・北海道・福井他)	66,326	39,320
3年 1月	冬季低気圧(石川・新潟・北海道他)	12,097	4,494
3年 2月	福島県沖地震(福島・宮城・栃木他)	132,899	109,602
3年 3月	令和3年5月宮城県沖地震(宮城・岩手・山形他)	8,045	7,039
3年 7月	令和3年7月豪雨(静岡・神奈川他)	15,280	13,240
3年 7月	令和3年7月豪雨(静岡・神奈川他)	233	839
3年 7月	令和3年7月中国地方・九州地方豪雨(島根・鹿児島・広島他)	1,017	1,313
3年 8月	令和3年台風9号・10号(島根・宮崎・千葉他)	10,386	3,796
3年 8月	令和3年台風9号・10号(島根・宮崎・千葉他)	7,651	8,707
3年 9月	令和3年台風14号(福岡・長崎・熊本他)	4,491	1,299
3年 9月	令和3年台風14号(福岡・長崎・熊本他)	2,583	1,203
3年 12月	令和3年台風14号(千葉・神奈川・東京他)	9,603	6,434
4年 1月	令和4年1月台風9号(北海道・東京他)	1,894	1,098
4年 3月	令和4年福島県沖で震源となる地震(宮城・福島・岩手他)	2,854	2,278

(注)1. 平成16年度以降成立の建物更生共済契約については、費用共済金を含めた総額で表示しています。

2. 北海道における建物更生共済契約については、費用共済金を含めた総額で表示しています。

14 契約者割り戻しの状況

令和4年度に割り戻す割戻金の概要については以下のとおりとなっています。

なお、契約者割り戻しの仕組みについては、P. 91のJA共済Q&A「JA共済の割戻金の仕組みはどのようにになっているのですか?」をご覧ください。

(1)生命総合共済

①通常割戻金

割戻率は据え置きとしました。

②特別割戻金

割戻率は据え置きとしました。

(2)建物更生共済

①通常割戻金

ア. 平成15年度以前契約(建物更生共済〈まもり〉)

危険差割戻率については火災等にかかる割戻率は引き下げ、自然災害にかかる割戻率は引き上げとしました。費差割戻率および利差割戻率については据え置きとしました。

イ. 平成16年度以後契約(建物更生共済〈むてき・むてきプラス〉)(5年ごと割戻方式)

他の契約とは異なり、5年間の収支実績に基づき、7年目の年応当日以降の「5年ごと」および「満期時」に割り戻します。令和4年度には平成18年度にご加入いただいたご契約、平成23年度にご加入いただいたご契約、平成24年度にご加入いただいたご契約(10年満期契約)、平成28年度にご加入いただいたご契約および平成29年度にご加入いただいたご契約(5年満期契約)が割り戻しの対象となります。

②特別割戻金

割戻率は据え置きとしました。

●令和4年度に割り戻す割戻金(生命総合共済、建物更生共済)

契約者割戻金	費差割戻金	予定事業費によって見込まれた事業費よりも、実際の事業費が下回った場合にお支払いする割戻金
	利差割戻金	予定利率によって見込まれた運用収入よりも、実際の運用収入が上回った場合にお支払いする割戻金
	危険差(死差)割戻金	予定危険率(予定死亡率)によって見込まれた支払共済金よりも、実際の支払共済金が下回った場合にお支払いする割戻金
	積立金比例消滅時特別割戻金 ^(注1)	長期間継続いただいたご契約が、満期・死亡等により消滅する場合にお支払いする割戻金
特別割戻金	定期共済金額比例期間満了時特別割戻金 ^(注2)	共済期間が満了する定期特約等のご契約に対してお支払いする割戻金

(注)1. 令和4年度は割り戻しの対象となる契約がありません。

2. 生命総合共済のみに設定しています。

(3)その他

①退職年金共済

割戻率は据え置きとしました。

②団体定期生命共済

利差割戻率および危険差割戻率については引き上げ、費差割戻率については据え置きとしました。

③財産形成貯蓄共済

割戻率は据え置きとしました。

[令和4年度に割り戻す契約者割戻金(生命総合共済、建物更生共済)]

1. 生命総合共済

(1) 通常割戻金

共済契約ごとに次の①、②および③の合計額(マイナスの場合はゼロとします。)

① 費差割戻金【据え置き】

共済金額に費差割戻率を乗じた額(ただし、割戻回数1回目においては費差割戻率をゼロとします。)

例:終身共済 共済金額1万円当たり

平成9年4月1日以降 平成11年3月31日までの契約	割戻回数11回目以上2.3円
平成11年4月1日以降 平成19年3月31日までの契約	割戻回数11回目以上1.9円

例:定期特約 共済金額1万円当たり

平成9年4月1日以降 平成11年3月31日までの契約	割戻回数11回目以上1.45円
平成11年4月1日以降の契約	割戻回数10回目以下0.90円 割戻回数11回目以上1.00円

例:終身共済に付された全入院特約 入院日額100円当たり

平成19年3月31日までの契約	割戻回数10回目以下4.20円 割戻回数11回目以上4.60円
-----------------	------------------------------------

② 利差割戻金【据え置き】

共済掛金積立金に利差割戻率を乗じた額

例:予定利率1.75%契約

平成23年4月1日以降 平成24年3月31日までの契約 (経過年数:10年)	△ 0.240%
--	----------

③ 危険差割戻金【据え置き】

危険共済金額に被共済者の年齢・性別および契約年度の区分に応じた危険差割戻率を乗じた額

例:平成9年4月1日以降平成19年3月31までの終身共済の死差割戻率

男性 現在年齢40歳 危険共済金額1万円あたり	割戻回数11回目以上 1.7円
----------------------------	-----------------

例:平成6年4月1日以降平成13年3月31までの全入院特約の危険差割戻率

男性 現在年齢40歳 入院日額100円当たり 77円

(2) 特別割戻金

定期共済金額比例期間満了時特別割戻金【据え置き】

定期共済金額に契約年度の区分ごとに経過年数に応じた率を乗じた額

例:経過年数13年の契約(平成21年度の契約) 定期共済金額1万円当たり 3.6円

2. 建物更生共済(平成16年3月31日までの契約)

(1) 通常割戻金

共済契約ごとに次の①、②および③の合計額(マイナスの場合はゼロとします。)

① 費差割戻金【据え置き】

共済金額に費差割戻率を乗じた額(ただし、割戻回数1回目においては費差割戻率をゼロとします。)

例:5型契約、満期共済金額1万円当たり

平成12年4月1日以降 平成16年3月31日までの契約	割戻回数11回目以上6.46円
--------------------------------	-----------------

② 利差割戻金【据え置き】

共済掛金積立金に利差割戻率を乗じた額

例:予定利率1.75%契約

平成15年4月1日以降 平成16年3月31日までの契約 (経過年数:18年)	△ 0.144%
--	----------

③ 危険差割戻金【火災等:引き下げ、自然災害:引き上げ】

危険共済金額に都道府県別の危険差割戻率を乗じた額

例:平成7年4月1日以降平成16年3月31までの契約 木・防火造 住宅物件

危険共済金額1万円当たり 火災等 1.8円(全国平均)、
自然災害 4.0円(全国平均)

[令和4年度に割り戻す契約者割戻金の例示(生命総合共済、建物更生共済)]

(例1) 終身共済

30歳加入、60歳払込終了、
年払、男性、保障共済金額
2,000万円(主契約200万円、
定期特約1,800万円)

加入年度	(経過年数)	契約者割戻金
平成28年度	(5年)	1,510円
平成23年度	(10年)	1,100円

(例2) 建物更生共済

木・防火造、住宅物件、30年
満期、年払、火災共済金額
1,000万円(満期共済金額
100万円)

加入年度	(経過年数)	契約者割戻金
平成15年度	(18年)	6,172円

注:全国平均の割戻率により計算した額を記載しています。

[令和3年度に割り戻す契約者割戻金(生命総合共済、建物更生共済)]

1. 生命総合共済

(1) 通常割戻金

共済契約ごとに次の①、②および③の合計額(マイナスの場合はゼロとします。)

① 費差割戻金【据え置き】

共済金額に費差割戻率を乗じた額(ただし、割戻回数1回目においては費差割戻率をゼロとします。)

例:終身共済 共済金額1万円当たり

平成9年4月1日以降 平成11年3月31日までの契約	割戻回数11回目以上2.3円
平成11年4月1日以降 平成19年3月31日までの契約	割戻回数11回目以上1.9円

例:定期特約 共済金額1万円当たり

平成9年4月1日以降 平成11年3月31日までの契約	割戻回数11回目以上1.45円
平成11年4月1日以降の契約	割戻回数10回目以下0.90円 割戻回数11回目以上1.00円

例:終身共済に付された全入院特約 入院日額100円当たり

平成19年3月31日までの契約	割戻回数10回目以下4.20円 割戻回数11回目以上4.60円
-----------------	------------------------------------

② 利差割戻金【一部引き下げ】

共済掛金積立金に利差割戻率を乗じた額

例:予定利率1.75%契約

平成22年4月1日以降 平成23年3月31日までの契約 (経過年数:10年)	△ 0.240%
--	----------

③ 危険差割戻金【据え置き】

危険共済金額に被共済者の年齢・性別および契約年度の区分に応じた危険差割戻率を乗じた額

例:平成9年4月1日以降平成19年3月31までの終身共済の死差割戻率

男性 現在年齢40歳 危険共済金額1万円あたり	割戻回数11回目以上 1.7円
----------------------------	-----------------

例:平成6年4月1日以降平成13年3月31までの全入院特約の危険差割戻率
男性 現在年齢40歳 入院日額100円当たり 77円

(2) 特別割戻金

定期共済金額比例期間満了時特別割戻金【据え置き】

定期共済金額に契約年度の区分ごとに経過年数に応じた率を乗じた額

例:経過年数13年の契約(平成20年度の契約) 定期共済金額1万円当たり 3.6円

2. 建物更生共済(平成16年3月31日までの契約)

(1) 通常割戻金

共済契約ごとに次の①、②および③の合計額(マイナスの場合はゼロとします。)

① 費差割戻金【据え置き】

共済金額に費差割戻率を乗じた額(ただし、割戻回数1回目においては費差割戻率をゼロとします。)

例:5型契約、満期共済金額1万円当たり

平成12年4月1日以降 平成16年3月31日までの契約	割戻回数11回目以上6.46円
--------------------------------	-----------------

② 利差割戻金【一部引き下げ】

共済掛金積立金に利差割戻率を乗じた額

例:予定利率1.75%契約

平成14年4月1日以降 平成15年3月31日までの契約 (経過年数:18年)	△ 0.144%
--	----------

③ 危険差割戻金【引き上げ】

危険共済金額に都道府県別の危険差割戻率を乗じた額

例:平成7年4月1日以降平成16年3月31までの契約 木・防火造 住宅物件

危険共済金額1万円当たり 火災等 2.2円(全国平均)、
自然災害 2.7円(全国平均)

[令和3年度に割り戻す契約者割戻金の例示(生命総合共済、建物更生共済)]

(例1) 終身共済

30歳加入、60歳払込終了、
年払、男性、保障共済金額
2,000万円(主契約200万円、
定期特約1,800万円)

加入年度	(経過年数)	契約者割戻金
平成27年度	(5年)	1,510円
平成22年度	(10年)	1,100円

(例2) 建物更生共済

木・防火造、住宅物件、30年
満期、年払、火災共済金額
1,000万円(満期共済金額
100万円)

加入年度	(経過年数)	契約者割戻金
平成14年度	(18年)	5,266円

注:全国平均の割戻率により計算した額を記載しています。

経営諸指標

業
績

経営諸指標

財務諸表

運用資産諸表

その他諸表

JA共済連および
子会社の状況(連結)JA共済連
本部・全国本部の概要JA共済連
事業実績の概要
(参考)JA共済連

1 保有契約高増加率

①契約件数

(単位:件、%)

生命 総 合 共 済	共済種類	令和2年度末	増加率	令和3年度末	増加率
				令和3年度末	
生命 総 合 共 済	終身共済	7,315,109	1.2	7,372,409	0.8
	定期生命共済	96,021	27.5	116,771	21.6
	養老生命共済	3,694,082	△ 7.8	3,438,148	△ 6.9
	こども共済	1,781,822	0.5	1,772,731	△ 0.5
	医療共済	4,637,443	1.2	4,749,615	2.4
	がん共済	1,201,152	1.6	1,218,070	1.4
	定期医療共済	243,515	△ 5.6	222,701	△ 8.5
	介護共済	600,364	8.5	654,089	8.9
	生活障害共済	145,590	47.4	186,701	28.2
	特定重度疾病共済	150,111	—	237,423	58.2
長期 共 済	年金共済	3,846,527	5.5	3,826,284	△ 0.5
	計	21,929,914	1.4	22,022,211	0.4
	建物更生共済	9,663,980	△ 2.5	9,372,353	△ 3.0
財 産 形 成 貯 蓄	財産形成貯蓄共済	10,955	△ 0.2	10,809	△ 1.3
	長期共済合計	31,604,849	0.2	31,405,373	△ 0.6

②保障共済金額

(単位:億円、%)

生命 総 合 共 済	共済種類	令和2年度末	増加率	令和3年度末	増加率
				令和3年度末	
生命 総 合 共 済	終身共済	687,293	△ 4.4	651,750	△ 5.2
	定期生命共済	10,656	25.0	12,616	18.4
	養老生命共済	230,146	△ 11.6	204,661	△ 11.1
	こども共済	75,777	△ 5.4	71,600	△ 5.5
	医療共済	22,680	△ 8.4	20,017	△ 11.7
	がん共済	2,372	△ 3.5	2,280	△ 3.9
	定期医療共済	4,948	△ 6.4	4,494	△ 9.2
	介護共済	11,344	17.7	13,253	16.8
	生活障害共済	6,261	70.8	8,546	36.5
	特定重度疾病共済	2,999	—	4,205	40.2
長期 共 済	年金共済	定期特約 共済金額	2,164	△ 9.9	定期特約 共済金額
	計	971,607	△ 5.9	911,021	△ 6.2
	建物更生共済	1,415,833	△ 0.4	1,403,483	△ 0.9
財 産 形 成 貯 蓄	財産形成貯蓄共済	118	0.8	116	△ 2.1
	長期共済合計	2,387,559	△ 2.7	2,314,621	△ 3.1
	年金共済	年金年額	23,422	6.9	年金年額

- (注) 1. 平成5年度以前に契約された終身共済、養老生命共済、年金共済については、生命総合共済の終身共済、養老生命共済、年金共済に合算しています。
2. 終身共済(養老生命共済)の保障共済金額は、終身共済金額(満期共済金額)と定期特約、三大疾病前払特約、生存特約、家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計です。
3. 定期生命共済の保障共済金額には、三大疾病前払特約および生存特約の共済金額を含みます。
4. こども共済は、内書き表示です。なお、共済金割増支払特則付こども共済の保障金額は、共済金額の5倍相当額としています。
5. 医療共済の保障共済金額は、死亡給付金額(入院共済金額の100倍)、定期特約と家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計です。なお、平成22年度以降に契約された医療共済には死亡給付金額はありません。
6. がん共済の保障共済金額は、がん死亡共済金額(がん入院共済金額の100倍)です。なお、平成24年度以降に契約されたがん共済にはがん死亡共済金額はありません。
7. 定期医療共済の保障共済金額は、死亡給付金額です。
8. 介護共済の保障金額は、一時払介護共済の死亡給付金額です。なお、介護共済には死亡給付金額はありません。
9. 生活障害共済の保障共済金額欄は、一時金型生活障害共済を表示しています。
10. 特定重度疾病共済の保障共済金額欄は、特定重度疾病共済金額を表示しています。
11. 生命総合共済の計欄および長期共済合計欄には、生活障害共済の一時金型生活障害共済金額、特定重度疾病共済の特定重度疾病共済金額および年金共済の年金額を含みません。

2 新契約〈平均共済金額〉

共済種類	令和2年度	令和3年度
終身共済	730	699
定期生命共済	1,238	1,144
養老生命共済	355	350
子ども共済	238	235
医療共済	16	11
がん共済	—	—
定期医療共済	—	—
介護共済	348	350
生活障害共済	562	575
特定重度疾病共済	200	176
生命総合共済	307	213
年金共済(年金年額)	75	67
建物更生共済	1,510	1,514

(注)子ども共済は、内書き表示です。

3 新契約率(長期共済)

区分	令和2年度	令和3年度
件数	7.63	8.41
保障金額	7.89	6.79

(注)新契約率は、本年度新契約÷(期首契約+過年度新契約)です。

4 保有契約〈平均共済金額〉

共済種類	令和2年度末	令和3年度末
終身共済	939	884
定期生命共済	1,109	1,080
養老生命共済	623	595
子ども共済	425	403
医療共済	48	42
がん共済	19	18
定期医療共済	203	201
介護共済	279	285
生活障害共済	463	488
特定重度疾病共済	199	177
生命総合共済	536	499
年金共済(年金年額)	60	60
建物更生共済	1,465	1,497

(注)子ども共済は、内書き表示です。

5 解約・失効率(長期共済)

(単位:%)

区分	令和2年度	令和3年度
件数	2.10	2.40
保障金額	2.91	3.11

(注) 解約・失効率は、(解除+失効+減額(保障金額のみ)-復活)÷(期首契約+過年度新契約+月払新契約)です。

6 月払契約の新契約平均共済掛金

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度
月払契約の新契約平均共済掛金	6,004	5,721

(注) 生命総合共済の終身共済、定期生命共済、養老生命共済(こども共済を含みます)、医療共済、がん共済、介護共済、生活障害共済、特定重度疾病共済の各共済(年金共済を除きます。)および建物更生共済の掛金より算出しています。

7 生命総合共済〈死亡率〉

(単位:‰)

区分	令和2年度	令和3年度
死亡率	4.13	4.79

(注) 1. 死亡率は、(事故消滅契約金額)÷(経過契約金額)です。
 2. 年金共済を除きます。(令和3年度の年金共済の死亡率は、1.94です。)
 3. 生活障害共済を除きます。(令和3年度の生活障害共済の死亡率は、1.65です。)
 4. 特定重度疾病共済を除きます。(令和3年度の特定重度疾病共済の死亡率は、0.34です。)

8 建物更生共済〈罹災損害率〉

(単位:%)

区分	令和2年度	令和3年度
罹災損害率	0.17	0.13

(注) 罹災損害率は、(事故消滅契約金額)÷(経過契約金額)です。

9 短期共済〈損害率〉

(単位:%)

共済種類	令和2年度	令和3年度
火災共済	41.96	40.49
自動車共済	65.18	65.41
傷害共済	80.44	78.32

(注) 損害率は、(支払共済金)÷(経過共済掛金)です。

10 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

(単位:億円、%)

項目	令和2年度末	令和3年度末
支払余力(ソルベンシー・マージン)総額(A)	123,455	126,161
リスクの合計額(B)	19,336	18,590
支払余力(ソルベンシー・マージン)比率 = $\frac{(A)}{(B) \times \frac{1}{2}} \times 100$	1,276.9	1,357.3

(注)JA共済では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。

■ 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率の明細

(単位:億円)

項目	令和2年度末	令和3年度末	増減幅
支払余力(ソルベンシー・マージン)総額(A) (=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧)	123,455	126,161	2,706
① 純資産の部の合計(剰余金の処分として支出する金額、その他有価証券評価差額金を除く。)	30,421	31,153	732
② 価格変動準備金	12,027	12,900	873
③ 異常危険準備金	31,768	33,131	1,363
④ 一般貸倒引当金	24	21	△ 3
⑤ その他有価証券評価差額金(税効果控除前)の90%(負債の場合は100%)	18,769	16,603	△ 2,165
⑥ 土地の含み損益の85%(負債の場合は100%)	1,221	1,273	52
⑦ 上記に準ずるもの額 (=a)+(b)+(c)+(d)-(e))	29,790	31,645	1,854
(a) 共済掛金積立金等余剰部分	22,575	22,231	△ 344
(b) 契約者割戻準備金未割当部分	109	104	△ 4
(c) 税効果相当額	7,105	7,309	203
(d) 負債性資本調達手段等	—	2,000	2,000
(e) 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額(-)	—	—	—
⑧ 繰延税金資産の不算入額及び控除項目(-)	567	567	—
リスクの合計額(B) (= [(R ₁) ² + (R ₃ +R ₄) ²] ^{1/2} + R ₂ + R ₅)	19,336	18,590	△ 746
R ₁ 一般共済リスク相当額	1,763	1,784	21
R ₂ 大災害リスク相当額	7,560	6,668	△ 892
R ₃ 予定利率リスク相当額	1,308	1,187	△ 120
R ₄ 財産運用リスク相当額	9,919	10,198	279
R ₅ 経営管理リスク相当額	411	396	△ 14
支払余力(ソルベンシー・マージン)比率 = $\frac{(A)}{(B) \times \frac{1}{2}} \times 100$	1,276.9%	1,357.3%	80.4%

11 実質純資産額

(単位:億円、%)

項目	令和2年度末	令和3年度末
実質純資産額	181,351	167,187
対総資産比率	31.2	28.7

12 基礎利益

(単位:億円)

項目	令和2年度	令和3年度
基礎利益	5,426	4,356
費差損益	901	877
利差損益	945	290
危険差損益	3,578	3,187

13 再保険実施状況

(1) 再保険を引き受けた保険会社の数

(単位:社)

項目	令和2年度	令和3年度
再保険を引き受けた保険会社の数	120	120

(2) 支払再保険料の上位を占める5社の割合

(単位:%)

項目	令和2年度	令和3年度
支払再保険料の上位を占める5社の割合	53.0	53.9

(3) 格付区分ごとの支払再保険料の割合

(単位:%)

格付区分	令和2年度	令和3年度
A以上	92.6	93.4
BBB以上	0.0	0.0
その他(格付けなし等)	7.4	6.6
合 計	100.0	100.0

(注)格付区分の方法

- S&P社の格付けを使用しています。
- S&P社の格付けがない場合はAMBEST社の格付けを使用しています。この場合、A-以上は「A以上」、B+以上は「BBB以上」、B+未満は「その他(格付けなし等)」に区分しています。
- 「その他(格付けなし等)」は、キャットボンド発行のために設立された特別目的会社を含んでおります。格付は保持していないものの、再保険金回収が確実となるスキームを組んでいることから格付がないことによる信用上の問題は生じません。

(4) 未収再保険金

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
未収再保険金	857	790

(注)自賠責共済にかかる未収再保険金を除いています。

財務諸表

業績

経営諸指標

財務諸表

運用資産諸表

その他諸表

JA共済連および
子会社の状況(連結)JA共済連都道府県
本部・全国本部の概要

1 貸借対照表

(単位:百万円、%)

科 目	令和2年度末	令和3年度末		
		増減額	前年度比	
資 産 の 部	預金	891,716	610,211	△ 281,505 68.4
	系統預金	874,650	593,443	△ 281,207 67.8
	系統外預金	17,065	16,767	△ 298 98.3
	金銭の信託	230,522	240,905	10,383 104.5
	金銭債権	20,132	14,092	△ 6,040 70.0
	有価証券	54,045,340	54,305,987	260,646 100.5
	国債	39,121,509	38,436,871	△ 684,637 98.2
	地方債	2,819,168	2,466,467	△ 352,700 87.5
	政府保証債	831,145	840,102	8,956 101.1
	短期社債	205,981	299,974	93,992 145.6
	社債	2,062,924	1,785,626	△ 277,297 86.6
	外国証券	4,566,905	5,470,861	903,955 119.8
	株式	1,476,454	1,526,973	50,519 103.4
	その他の有価証券	2,961,250	3,479,108	517,858 117.5
	貸付金	665,330	566,154	△ 99,176 85.1
	共済契約貸付	84,707	81,577	△ 3,130 96.3
	一般貸付	432,884	386,005	△ 46,879 89.2
	その他の貸付	147,738	98,571	△ 49,166 66.7
	運用不動産	295,417	291,893	△ 3,523 98.8
	有形固定資産	292,601	289,171	△ 3,430 98.8
	無形固定資産	2,815	2,722	△ 93 96.7
	未収共済掛金	218,468	253,168	34,699 115.9
	未収再保険勘定	12,811	11,861	△ 949 92.6
	その他資産	162,996	258,851	95,855 158.8
	金融派生商品	7,568	10,905	3,336 144.1
	金融商品等差入担保金	—	599	599 —
	前払費用	1,279	1,367	88 106.9
	未収収益	105,685	102,195	△ 3,489 96.7
	その他の資産	48,462	143,783	95,320 296.7
資 本 の 部	業務用固定資産	140,244	150,077	9,832 107.0
	有形固定資産	78,856	77,142	△ 1,714 97.8
	建物	31,946	31,834	△ 111 99.7
	土地	36,302	36,335	33 100.1
	リース資産	4,326	3,885	△ 440 89.8
	建設仮勘定	82	18	△ 64 21.9
	その他の有形固定資産	6,198	5,068	△ 1,130 81.8
	無形固定資産	61,387	72,934	11,547 118.8
	資本貸付金	200,000	200,000	— 100.0
	外部出資	108,884	109,984	1,099 101.0
資 本 の 部	系統出資	34,617	34,609	△ 7 100.0
	系統外出資	10,346	12,812	2,465 123.8
	子会社等出資	63,920	62,562	△ 1,357 97.9
	繰延税金資産	1,048,013	1,182,686	134,672 112.9
	貸倒引当金	△ 2,829	△ 2,474	354 87.5
	外部出資等損失引当金	△ 708	△ 713	△ 4 100.7
資産の部合計		58,036,342	58,192,687	156,345 100.3

（参考）JA共済

事業実績の概要

(単位:百万円、%)

科 目	令和2年度末	令和3年度末		前年度比
		増減額		
負 債 の 部	共済契約準備金	51,996,597	51,794,398	△ 202,198
	支払備金	975,780	973,965	△ 1,814
	責任準備金	50,459,326	50,271,061	△ 188,265
	契約者割戻準備金	561,490	549,372	△ 12,118
	未払再保険勘定	12,782	11,239	△ 1,542
	代理店勘定	139	516	376
	共済資金	6,535	6,467	△ 68
	その他負債	195,816	568,834	373,018
	借入金	—	200,000	200,000
	未払法人税等	74,811	81,410	6,598
	金融派生商品	65,020	135,473	70,453
	前受収益	588	492	△ 96
	未払費用	1,320	2,218	898
	リース債務	3,656	3,543	△ 112
	資産除去債務	1,733	1,920	186
	その他の負債	48,685	143,775	95,090
	諸引当金	42,527	41,569	△ 958
	賞与引当金	2,764	2,922	157
	退職給付引当金	39,502	38,337	△ 1,165
	役員退職慰労引当金	259	310	50
純 資 産 の 部	価格変動準備金	1,202,747	1,290,080	87,333
	負債の部合計	53,457,146	53,713,106	255,960
	出資金	756,537	756,537	—
	利益剰余金	2,314,394	2,388,527	74,133
	利益準備金	430,379	451,064	20,685
	その他利益剰余金	1,884,014	1,937,462	53,447
	特別危険積立金	136,007	138,349	2,342
	災害救援積立金	27,304	28,986	1,682
	共済契約特別積立金	1,324,756	1,373,248	48,492
	交通事故対策基金	67,779	67,194	△ 584
	経営基盤整備積立金	27,894	38,145	10,251
	地域・農業活性化積立金	70,869	67,218	△ 3,650
	当期末処分剰余金	229,403	224,319	△ 5,083
	(うち当期剰余金)	103,427	102,937	△ 489
会員資本合計	会員資本合計	3,070,931	3,145,064	74,133
	その他有価証券評価差額金	1,508,265	1,334,516	△ 173,748
	評価・換算差額等合計	1,508,265	1,334,516	△ 173,748
	純資産の部合計	4,579,196	4,479,581	△ 99,615
	負債及び純資産の部合計	58,036,342	58,192,687	156,345

2 損益計算書

(単位:百万円、%)

科 目	令和2年度	令和3年度	増減額	
			増減額	前年度比
経常収益	5,987,857	5,992,749	4,891	100.1
直接事業収益	4,632,691	4,652,645	19,954	100.4
受入共済掛金	4,620,393	4,639,646	19,252	100.4
再保険金	2,359	2,770	410	117.4
再保険払戻金	12	13	1	114.0
その他の直接事業収益	9,926	10,214	288	102.9
共済契約準備金戻入額	259,093	246,665	△ 12,428	95.2
責任準備金戻入額	196,110	187,677	△ 8,432	95.7
契約者割戻準備金戻入額	62,983	58,987	△ 3,995	93.7
財産運用収益	1,086,576	1,079,779	△ 6,797	99.4
利息及び配当金収入	890,202	780,782	△ 109,419	87.7
預金利息	8	8	△ 0	96.9
有価証券利息配当金	856,071	749,019	△ 107,051	87.5
貸付金利息	8,467	6,854	△ 1,612	81.0
不動産賃貸料	22,898	22,189	△ 708	96.9
その他の利息及び配当金	2,756	2,710	△ 46	98.3
金銭の信託運用益	—	16,582	16,582	—
有価証券売却益	101,751	116,059	14,308	114.1
その他の運用収益	94,617	166,353	71,735	175.8
特別勘定資産運用益	5	1	△ 4	22.3
その他経常収益	9,494	13,657	4,163	143.8
受取出資配当金	1,565	1,348	△ 217	86.1
受取特別配当金	7	6	△ 0	95.9
その他の経常収益	7,922	12,303	4,380	155.3
経常費用	5,821,309	5,822,414	1,105	100.0
直接事業費用	5,290,666	5,319,350	28,684	100.5
支払払戻金	47,498	52,159	4,660	109.8
支払返戻金	1,191,539	1,259,025	67,485	105.7
支払共済金	3,910,683	3,870,956	△ 39,727	99.0
支払割戻金	62,622	58,766	△ 3,855	93.8
再保険料	65,272	65,335	62	100.1
その他の直接事業費用	13,049	13,108	58	100.4
共済契約準備金繰入額	99,125	13,798	△ 85,327	13.9
支払備金繰入額	89,512	4,171	△ 85,340	4.7
割戻金据置利息繰入額	9,613	9,627	13	100.1
財産運用費用	169,445	184,115	14,670	108.7
金銭の信託運用費	13,288	—	△ 13,288	—
有価証券売却損	41,076	5,473	△ 35,603	13.3
有価証券評価損	0	0	0	76,652.7
金融派生商品費用	99,744	163,747	64,003	164.2
貸付事務費	0	0	△ 0	0.1
不動産管理費	5,281	5,417	136	102.6
不動産償却費	4,879	4,766	△ 112	97.7
その他の運用費用	5,175	4,710	△ 465	91.0
価格変動準備金繰入額	39,026	87,333	48,306	223.8
事業普及費	24,233	22,188	△ 2,045	91.6
事業管理費	113,450	116,672	3,221	102.8
人件費	60,919	62,390	1,471	102.4
業務費	25,640	25,984	343	101.3
諸税負担金	14,046	14,052	5	100.0
施設費	12,386	13,696	1,310	110.6
雑費	458	548	90	119.7
その他経常費用	85,360	78,955	△ 6,404	92.5
寄付金	3	3	△ 0	94.4
交通事故対策事業費	1,397	1,354	△ 42	96.9
経営基盤整備事業費	72,105	61,854	△ 10,251	85.8
地域・農業活性化事業費	7,251	11,698	4,446	161.3
その他の経常費用	4,602	4,045	△ 557	87.9
経常利益	166,548	170,334	3,786	102.3

(単位:百万円、%)

科 目	令和2年度		令和3年度	
			増減額	前年度比
特別利益	2,928	2,061	△ 866	70.4
固定資産処分益	586	1,068	482	182.3
異常危険準備金限度超過取崩額	2,342	587	△ 1,754	25.1
その他の特別利益	—	405	405	—
特別損失	5,039	2,073	△ 2,965	41.2
固定資産処分損	2,169	500	△ 1,668	23.1
減損損失	175	7	△ 167	4.5
災害救援金	2,695	1,013	△ 1,682	37.6
その他の特別損失	—	552	552	—
税引前当期剰余	164,436	170,322	5,885	103.6
法人税等合計	27,548	30,141	2,592	109.4
法人税、住民税及び事業税	95,468	97,939	2,471	102.6
法人税等調整額	△ 67,919	△ 67,798	121	99.8
契約者割戻準備金繰入額	33,460	37,242	3,782	111.3
当期剰余金	103,427	102,937	△ 489	99.5
当期首繰越剰余金	42,525	45,461	2,935	106.9
災害救援積立金取崩額	2,695	1,013	△ 1,682	37.6
交通事故対策基金取崩額	1,397	1,354	△ 42	96.9
経営基盤整備積立金取崩額	72,105	61,854	△ 10,251	85.8
地域・農業活性化積立金取崩額	7,251	11,698	4,446	161.3
当期末処分剰余金	229,403	224,319	△ 5,083	97.8

3 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	229,403	224,319
剰余金処分額	183,941	176,936
利益準備金	20,685	20,587
任意積立金	134,451	126,629
特別危険積立金	2,342	587
災害救援積立金	2,695	1,013
共済契約特別積立金	48,492	50,732
交通事故対策基金	769	743
経営基盤整備積立金	72,105	61,854
地域・農業活性化積立金	8,047	11,698
出資配当金	(年2.00%) 15,130	(年2.00%) 15,130
事業分量配当金	13,673	14,589
次期繰越剰余金	45,461	47,382

4 注記表

	令和2年度	令和3年度
I. 繼続組合の前提に関する注記	該当事項はありません。	該当事項はありません。
II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 有価証券（「有価証券」のほか「金銭債権」及び「外部出資」中の有価証券を含む。）の評価基準及び評価方法は、以下のとおりであります。 ① 売買目的有価証券 時価（売却原価の算定は移動平均法）により評価しております。 ② 満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価（定額法）により評価しております。 ③ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価により評価しております。 なお、子会社株式とは、「農業協同組合法施行規則」第6条第2項に規定する子法人等が発行する株式のことであり、関連会社株式とは、「農業協同組合法施行規則」第6条第3項に規定する関連法人等が発行する株式のことであります。 ④ 責任準備金対応債券 移動平均法による償却原価（定額法）により評価しております。 なお、「責任準備金対応債券」とは、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号 平成12年11月16日）に準じた一定の要件を満たす円貨建債券を分類したものであります。 ⑤ その他有価証券 ア 時価のあるもの 国内株式については期末前1か月の市場価格の平均に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）、それ以外の有価証券については期末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）により評価しております。 イ 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価により評価しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(1)の有価証券と同様の方法によっております。 また、評価は信託の契約単位ごとに行い、その評価額の合計額を貸借対照表に計上しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 時価により評価しております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法 運用不動産及び業務用固定資産の減価償却の方法は、以下のとおりであります。</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法により償却しております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。</p>	<p>1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 有価証券（「有価証券」のほか「金銭債権」及び「外部出資」中の有価証券を含む。）の評価基準及び評価方法は、以下のとおりであります。 ① 売買目的有価証券 時価（売却原価の算定は移動平均法）により評価しております。 ② 満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価（定額法）により評価しております。 ③ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価により評価しております。 なお、子会社株式とは、「農業協同組合法施行規則」第6条第2項に規定する子法人等が発行する株式のことであり、関連会社株式とは、「農業協同組合法施行規則」第6条第3項に規定する関連法人等が発行する株式のことであります。 ④ 責任準備金対応債券 移動平均法による償却原価（定額法）により評価しております。 なお、「責任準備金対応債券」とは、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号 平成12年11月16日）に準じた一定の要件を満たす円貨建債券を分類したものであります。 ⑤ その他有価証券 ア 市場価格のない株式等以外のもの 有価証券の評価は期末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）により評価しております。 イ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価により評価しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(1)の有価証券と同様の方法によっております。 また、評価は信託の契約単位ごとに行い、その評価額の合計額を貸借対照表に計上しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 時価により評価しております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法 運用不動産及び業務用固定資産の減価償却の方法は、以下のとおりであります。</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法により償却しております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。</p>

	令和2年度	令和3年度
II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建の資産及び負債は、期末日の為替相場により円換算しております。但し、海外子会社株式については、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、債権の貸倒れ等による損失に備えるため、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、以下のとおり計上しております。 ① 破産・会社更生・特別清算・民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下、「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記Ⅲ. 1. に記載されている直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。 ② 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 ③ すべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が検証しており、その査定結果に基づいて引当金の計上を行っております。</p> <p>(2) 外部出資等損失引当金 外部出資等損失引当金は、外部出資先への出資に係る損失に備えるため、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、職員賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の年度から費用処理しております。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に定める支給見込額を計上しております。</p> <p>(6) 価格変動準備金 価格変動準備金は、「農業協同組合法」第11条の34の規定に基づく準備金であり、「農業協同組合法施行規則」第36条の規定に基づいて算出した所要額を計上しております。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜経理方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却しております。</p> <p>6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 決算書類に記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建の資産及び負債は、期末日の為替相場により円換算しております。但し、海外子会社株式については、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、債権の貸倒れ等による損失に備えるため、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、以下のとおり計上しております。 ① 破産・会社更生・特別清算・民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下、「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記Ⅲ. 1. に記載されている直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。 ② 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 ③ すべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が検証しており、その査定結果に基づいて引当金の計上を行っております。</p> <p>(2) 外部出資等損失引当金 外部出資等損失引当金は、外部出資先への出資に係る損失に備えるため、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、職員賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の年度から費用処理しております。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に定める支給見込額を計上しております。</p> <p>(6) 価格変動準備金 価格変動準備金は、「農業協同組合法」第11条の34の規定に基づく準備金であり、「農業協同組合法施行規則」第36条の規定に基づいて算出した所要額を計上しております。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜経理方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却しております。</p> <p>6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 決算書類に記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	令和2年度	令和3年度
<p>7. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 受入共済掛金</p> <p>受入共済掛金は、収納があり、共済契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。</p> <p>なお、収納した共済掛金のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、「農業協同組合法」第11条の32及び「農業協同組合法施行規則」第31条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。</p> <p>(2) 支払共済金、支払返戻金、支払戻戻金、支払割戻戻金(以下、「支払共済金等」という)</p> <p>支払共済金等は、共済約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。</p> <p>なお、「農業協同組合法」第11条の33及び「農業協同組合法施行規則」第33条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、または支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる共済金等について、支払準備金に積み立てております。</p> <p>(3) 責任準備金の積立方法</p> <p>責任準備金は、期末時点において、共済契約上の責任が開始している契約について、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、「農業協同組合法」第11条の32の規定に基づき、共済掛金及び責任準備金の算出方法書(「農業協同組合法」第11条の17第1項及び第2項)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。</p> <p>責任準備金のうち共済掛金積立金については、「農業協同組合法施行規則」第31条第4項の規定に基づき、平準純共済掛金式により計算しております。</p> <p>なお、期末時点における責任準備金には、生命総合共済・建物更生共済の一部の契約を対象に、「農業協同組合法施行規則」第31条第5項の規定により、追加して積み立てた責任準備金が含まれております。</p> <p>この規定に基づき、当期に一部の生命総合共済を対象に積み立てた額は202,668百万円であり、このうち、当期より新たに積立対象とした共済契約に係る必要財源は、前期末までに積み立てた異常危険準備金138,938百万円を取り崩して充当しております。</p> <p>また、責任準備金のうち異常危険準備金については、「農業協同組合法」第11条の32及び「農業協同組合法施行規則」第31条第1項第3号の規定に基づき、共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。</p> <p>(4) 責任準備金対応債券</p> <p>責任準備金対応債券に関する事項は、以下のとおりであります。</p> <p>① 生命総合共済及び建物更生共済の当期末の保有契約から発生すると予測される支出額(共済金・事業費等)のデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度を表す指標)と、当該保有契約から発生すると予測される共済掛金のうち予め定められた一定割合の収入額及び責任準備金対応債券とのデュレーションが、定められた範囲となるように責任準備金対応債券を管理しております。</p> <p>② 責任準備金対応債券のデュレーション及び資金配分に係る運用方針を理事会において定めており、収支分析の結果に基づき運用方針の見直しを行っております。</p> <p>③ 責任準備金対応債券に係る小区分の設定に当たっては、将来における一定期間の共済収支に基づくデュレーションを勘査した方法を採用しております。この方法に用いた将来の共済収支の期間は40年、保有契約から将来40年内に発生すると予測される支出額のデュレーションは12.2年、保有契約から将来40年内に発生すると予測される共済掛金のデュレーションは9.0年、責任準備金対応債券のデュレーションは12.8年であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 令和2年3月31日)を当年度から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。</p>	<p>7. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 受入共済掛金</p> <p>受入共済掛金は、収納があり、共済契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。</p> <p>なお、収納した共済掛金のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、「農業協同組合法」第11条の32及び「農業協同組合法施行規則」第31条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。</p> <p>(2) 支払共済金、支払返戻金、支払戻戻金、支払割戻戻金(以下、「支払共済金等」という)</p> <p>支払共済金等は、共済約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。</p> <p>なお、「農業協同組合法」第11条の33及び「農業協同組合法施行規則」第33条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、または支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる共済金等について、支払準備金に積み立てております。</p> <p>(3) 責任準備金の積立方法</p> <p>責任準備金は、期末時点において、共済契約上の責任が開始している契約について、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、「農業協同組合法」第11条の32の規定に基づき、共済掛金及び責任準備金の算出方法書(「農業協同組合法」第11条の17第1項及び第2項)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。</p> <p>責任準備金のうち共済掛金積立金については、「農業協同組合法施行規則」第31条第4項の規定に基づき、平準純共済掛金式により計算しております。</p> <p>なお、期末時点における責任準備金には、生命総合共済・建物更生共済の一部の契約を対象に、「農業協同組合法施行規則」第31条第5項の規定により、追加して積み立てた責任準備金が含まれております。</p> <p>この規定に基づき、当期に一部の生命総合共済を対象に積み立てた額は117,787百万円であり、このうち、当期より新たに積立対象とした共済契約に係る必要財源は、前期末までに積み立てた異常危険準備金63,533百万円を取り崩して充当しております。</p> <p>また、責任準備金のうち異常危険準備金については、「農業協同組合法」第11条の32及び「農業協同組合法施行規則」第31条第1項第3号の規定に基づき、共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。</p> <p>(4) 責任準備金対応債券</p> <p>責任準備金対応債券に関する事項は、以下のとおりであります。</p> <p>① 生命総合共済及び建物更生共済の当期末の保有契約から発生すると予測される支出額(共済金・事業費等)のデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度を表す指標)と、当該保有契約から発生すると予測される共済掛金のうち予め定められた一定割合の収入額及び責任準備金対応債券とのデュレーションが、定められた範囲となるように責任準備金対応債券を管理しております。</p> <p>② 責任準備金対応債券のデュレーション及び資金配分に係る運用方針を理事会において定めており、収支分析の結果に基づき運用方針の見直しを行っております。</p> <p>③ 責任準備金対応債券に係る小区分の設定に当たっては、将来における一定期間の共済収支に基づくデュレーションを勘査した方法を採用しております。この方法に用いた将来の共済収支の期間は40年、保有契約から将来40年内に発生すると予測される支出額のデュレーションは11.9年、保有契約から将来40年内に発生すると予測される共済掛金のデュレーションは8.9年、責任準備金対応債券のデュレーションは12.6年であります。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日、以下「時価算定期会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定期会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。これにより、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものは、期末日前1か月平均に基づいた市場価格等により評価しておりましたが、当会計期間末より期末日の市場価格により評価しております。</p>	

	令和2年度	令和3年度											
III. 貸借対照表に関する注記													
1. 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額													
破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31百万円であります。													
2. 運用不動産及び業務用固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額													
運用不動産及び業務用固定資産の減価償却累計額、国庫補助金又は保険差益の受領等により取得価額から控除している圧縮記帳額は以下のとおりであります。 (単位:百万円)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>減価償却累計額</th> <th>圧縮記帳額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用不動産</td> <td>120,650</td> <td>0(うち当期分: -)</td> </tr> <tr> <td>業務用固定資産</td> <td>82,944</td> <td>366(うち当期分: -)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>203,595</td> <td>366(うち当期分: -)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	減価償却累計額	圧縮記帳額	運用不動産	120,650	0(うち当期分: -)	業務用固定資産	82,944	366(うち当期分: -)	合計	203,595	366(うち当期分: -)	
種類	減価償却累計額	圧縮記帳額											
運用不動産	120,650	0(うち当期分: -)											
業務用固定資産	82,944	366(うち当期分: -)											
合計	203,595	366(うち当期分: -)											
3. リース契約により使用する重要な固定資産													
貸借対照表に計上した業務用固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機及びその周辺機器等があります。													
オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。													
なお、未経過リース料は以下のとおりであります。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>1年内</th> <th>45百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年超</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>248</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	45百万円	1年超	202	合計	248							
1年内	45百万円												
1年超	202												
合計	248												
4. 本会が貸手となっているリース契約													
オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。													
なお、未経過リース料は以下のとおりであります。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>1年内</th> <th>9,374百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年超</td> <td>27,425</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>36,799</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	9,374百万円	1年超	27,425	合計	36,799							
1年内	9,374百万円												
1年超	27,425												
合計	36,799												
5. 担保に供している資産													
担保に供している資産の種類等は、以下のとおりであります。													
(単位:百万円)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>担保に供している資産</th> <th>担保に係る債務</th> </tr> <tr> <th></th> <th>期末帳簿価額</th> <th>担保の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有価証券</td> <td>642,515</td> <td>買権 諸当なし 一</td> </tr> </tbody> </table>	種類	担保に供している資産	担保に係る債務		期末帳簿価額	担保の種類	有価証券	642,515	買権 諸当なし 一				
種類	担保に供している資産	担保に係る債務											
	期末帳簿価額	担保の種類											
有価証券	642,515	買権 諸当なし 一											
6. 貸付有価証券													
消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は、5,067,714百万円であります。													
7. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務													
子会社等に対する金銭債権の総額は4,300百万円であります。金銭債務の総額は5,804百万円であります。													
8. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務													
理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権・金銭債務はありません。													
9. 「農業協同組合法施行規則」第200条第1号に規定する額													
「農業協同組合法施行規則」第200条第1号に規定する額はありません。													
10. 特別法上の準備金等													
自動車損害賠償責任共済の責任準備金は、「自動車損害賠償保険法」第28条の3の規定に基づき「自動車損害賠償保険法第28条の3第1項に規定する準備金の積立て等に関する命令」に定める額を計上しております。													
11. リスク管理債権の状況													
貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は10,673百万円であります。なお、内訳については以下のとおりであります。													
(1) 貸付金のうち、破綻先債権はありません。													
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本もしくは利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(以下、「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、「法人税法施行令」第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。													
(2) 貸付金のうち、延滞債権額はありません。													
なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。													
12. 債権のうち、破産更生債権及びこれに準ずる債権													
債権のうち、「破産更生債権及びこれに準ずる債権」、「危険債権」、「三ヶ月以上延滞債権」並びに「貸付条件緩和債権」の合計額は10,673百万円であります。なお、内訳については以下のとおりであります。													
(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれに準ずる債権はありません。													
なお、「破産更生債権及びこれに準ずる債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で「破産更生債権及びこれに準ずる債権」に該当しない債権であります。													
(2) 債権のうち、危険債権額はありません。													
なお、「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で「破産更生債権及びこれに準ずる債権」に該当しない債権であります。													

	令和2年度	令和3年度																																																																														
III. 貸借対照表に関する注記	<p>(3) 貸付金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>(4) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は10,673百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>12. 特別勘定の資産及び負債 「農業協同組合法」第11条の37に規定する特別勘定(確定拠出年金共済)の資産の額は60百万円であります。 なお、負債の額も同額であります。</p> <p>13. 再保険契約に係る責任準備金 「農業協同組合法施行規則」第32条に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金の額は3,618百万円であります。</p> <p>14. 資本貸付金 農林中央金庫に対する永久劣後ローンであります。</p>	<p>(3) 債権のうち、三ヶ月以上延滞債権額はありません。 なお、「三ヶ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸付金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」に該当しないものであります。</p> <p>(4) 債権のうち、貸付条件緩和債権額は10,673百万円であります。 なお、「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三ヶ月以上延滞債権」に該当しないものであります。</p> <p>(表示方法の変更) 「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第85号 令和2年12月23日)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、農業協同組合法施行規則の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。</p> <p>12. 特別勘定の資産及び負債 「農業協同組合法」第11条の37に規定する特別勘定(確定拠出年金共済)の資産の額は63百万円であります。 なお、負債の額も同額であります。</p> <p>13. 再保険契約に係る責任準備金 「農業協同組合法施行規則」第32条に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金の額は3,740百万円であります。</p> <p>14. 資本貸付金 農林中央金庫に対する永久劣後ローンであります。</p> <p>15. 借入金 円建劣後ローンであります。</p>																																																																														
IV. 損益計算書に関する注記	<p>1. 子会社等との取引高 子会社等との取引高は、以下のとおりであります。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収益総額</th> <th>費用総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業取引</td> <td>4,428</td> <td>27,321</td> </tr> <tr> <td>事業取引以外</td> <td>1,482</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,910</td> <td>27,321</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 減損損失 当期における固定資産の減損損失に関する事項は、以下のとおりであります。</p> <p>(1) 資産のグルーピング方法 共済事業の用に供している不動産等については、共済事業全体で1つの資産グループとしております。 また、共済事業の用に供していない賃貸用不動産及び遊休資産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">場所</th> <th rowspan="2">件数(件)</th> <th colspan="3">減損損失(百万円)</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>建物等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸用不動産</td> <td>新潟県</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>163</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>長野県他</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>7</td> <td>4</td> <td>170</td> <td>175</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸用不動産については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休資産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または固定資産評価額に一定の倍率を乗じて計算した評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。</p>	区分	収益総額	費用総額	事業取引	4,428	27,321	事業取引以外	1,482	—	合計	5,910	27,321	用途	場所	件数(件)	減損損失(百万円)			土地	建物等	計	賃貸用不動産	新潟県	1	3	163	166	遊休資産等	長野県他	6	1	6	8	合計		7	4	170	175	<p>1. 子会社等との取引高 子会社等との取引高は、以下のとおりであります。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収益総額</th> <th>費用総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業取引</td> <td>4,949</td> <td>30,207</td> </tr> <tr> <td>事業取引以外</td> <td>5,356</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,306</td> <td>30,214</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 減損損失 当期における固定資産の減損損失に関する事項は、以下のとおりであります。</p> <p>(1) 資産のグルーピング方法 共済事業の用に供している不動産等については、共済事業全体で1つの資産グループとしております。 また、共済事業の用に供していない賃貸用不動産及び遊休資産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">場所</th> <th rowspan="2">件数(件)</th> <th colspan="3">減損損失(百万円)</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>建物等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸用不動産</td> <td>該当なし</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>長野県他</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>5</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸用不動産については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休資産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または固定資産評価額に一定の倍率を乗じて計算した評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。</p>	区分	収益総額	費用総額	事業取引	4,949	30,207	事業取引以外	5,356	7	合計	10,306	30,214	用途	場所	件数(件)	減損損失(百万円)			土地	建物等	計	賃貸用不動産	該当なし	—	—	—	—	遊休資産等	長野県他	5	2	5	7	合計		5	2	5	7
区分	収益総額	費用総額																																																																														
事業取引	4,428	27,321																																																																														
事業取引以外	1,482	—																																																																														
合計	5,910	27,321																																																																														
用途	場所	件数(件)	減損損失(百万円)																																																																													
			土地	建物等	計																																																																											
賃貸用不動産	新潟県	1	3	163	166																																																																											
遊休資産等	長野県他	6	1	6	8																																																																											
合計		7	4	170	175																																																																											
区分	収益総額	費用総額																																																																														
事業取引	4,949	30,207																																																																														
事業取引以外	5,356	7																																																																														
合計	10,306	30,214																																																																														
用途	場所	件数(件)	減損損失(百万円)																																																																													
			土地	建物等	計																																																																											
賃貸用不動産	該当なし	—	—	—	—																																																																											
遊休資産等	長野県他	5	2	5	7																																																																											
合計		5	2	5	7																																																																											

	令和2年度	令和3年度																																	
V. 金融商品に関する注記	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>　　本公司は、生命・損害両分野の共済事業を行っており、長期の予定期率固定型仕組みを主力としていることから、責任準備金が長期の固定金利資金として負債の大部分を占めています。</p> <p>　　この負債特性を考慮し、共済金や返戻金等の支払を将来にわたって確実に実行するため、円貨建の確定利付資産（公社債、貸付金等）を主体とした運用を行うなか、収益性向上に向けた株式運用等にも取り組んでいます。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>　　本公司が保有する金融資産は、主として国債、地方債、政府保証債及び社債を中心とした円貨建債券であり、その大部分を責任準備金対応債券として保有しております。そのほか主に、国内の貸付金、株式及び投資信託への投資を行っています。これらは、与信先の信用リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されております。なお、資産と負債を経済価値ベースで評価した場合には、金利の変動による資産・負債の感応度の違いにより生じる金利リスクを有しております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>　　本公司は、「リスク管理基本方針」のもと、「資産運用リスク管理方針」及び「資産運用リスク管理規程」を設け、各リスクに関する管理諸規程を定め、リスクの管理を行っております。</p> <p>　　また、各リスクの状況については、資産運用リスク管理部門が、定期的に理事会等に報告を行っております。</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>　　本公司は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸付金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部信用格付、保証や担保の設定及び問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、投融資執行部門のほか信用評価・審査部門及び資産運用リスク管理部門により行われております。</p> <p>　　有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用状況や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。</p> <p>　　また、特定の企業または企業グループに対する与信集中の回避を目的とした与信限度額設定による管理を行っております。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>　　投融資執行部門は、理事会で決定した資金運用計画に基づき、部署ごとに運用方針、運用基準及び手続要領等を設定して、購入前の事前審査、購入後の継続的なモニタリングを実施しております。また、資産運用リスク管理部門は、リスク管理方法や手続等を定めた要領に基づき、想定以上の損失の発生を未然に防止するため、評価損益の一元的な管理や限度枠の設定等を行い、ポートフォリオ全体の管理を行っております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>　　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>　　金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価</p> <p>　　当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めず（3）に記載しております。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">貸借対照表計上額</th> <th style="text-align: center;">時価</th> <th style="text-align: center;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">891,716</td> <td style="text-align: right;">891,716</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>貸付金 貸倒引当金（△）</td> <td style="text-align: right;">665,330 △ 1,798</td> <td style="text-align: right;">663,532</td> <td style="text-align: right;">681,125</td> <td style="text-align: right;">17,593</td> </tr> <tr> <td>有価証券 売買目的有価証券 満期保有目的の債券 責任準備金対応債券 その他有価証券</td> <td style="text-align: right;">60 3,362,273 35,694,339 14,872,594</td> <td style="text-align: right;">60 4,470,333 40,773,265 14,872,594</td> <td style="text-align: right;">1,108,060 5,078,926 -</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">55,484,515</td> <td style="text-align: right;">61,689,095</td> <td style="text-align: right;">6,204,580</td> </tr> </tbody> </table> <p>（*）貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。</p>	種類	貸借対照表計上額	時価	差額	預金	891,716	891,716	-	貸付金 貸倒引当金（△）	665,330 △ 1,798	663,532	681,125	17,593	有価証券 売買目的有価証券 満期保有目的の債券 責任準備金対応債券 その他有価証券	60 3,362,273 35,694,339 14,872,594	60 4,470,333 40,773,265 14,872,594	1,108,060 5,078,926 -	合計	55,484,515	61,689,095	6,204,580	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>　　本公司は、生命・損害両分野の共済事業を行っており、長期の予定期率固定型仕組みを主力としていることから、責任準備金が長期の固定金利資金として負債の大部分を占めています。</p> <p>　　この負債特性を考慮し、共済金や返戻金等の支払を将来にわたって確実に実行するため、円貨建の確定利付資産（公社債等）を主体とした運用を行うなか、収益性向上に向けた外国証券運用等にも取り組んでいます。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>　　本公司が保有する金融資産は、主として国債、地方債、政府保証債及び社債を中心とした円貨建債券であり、その大部分を責任準備金対応債券として保有しております。そのほか主に、国内の貸付金、株式及び投資信託への投資を行っています。これらは、与信先の信用リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されております。なお、資産と負債を経済価値ベースで評価した場合には、金利の変動による資産・負債の感応度の違いにより生じる金利リスクを有しております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>　　本公司は、「リスク管理基本方針」のもと、「資産運用リスク管理方針」及び「資産運用リスク管理規程」を設け、各リスクに関する管理諸規程を定め、リスクの管理を行っております。</p> <p>　　また、各リスクの状況については、資産運用リスク管理部門が、定期的に理事会等に報告を行っております。</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>　　本公司は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸付金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部信用格付、保証や担保の設定及び問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、投融資執行部門のほか信用評価・審査部門及び資産運用リスク管理部門により行われております。</p> <p>　　有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用状況や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。</p> <p>　　また、特定の企業または企業グループに対する与信集中の回避を目的とした与信限度額設定による管理を行っております。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>　　投融資執行部門は、理事会で決定した資金運用計画に基づき、部署ごとに運用方針、運用基準及び手続要領等を設定して、購入前の事前審査、購入後の継続的なモニタリングを実施しております。また、資産運用リスク管理部門は、リスク管理方法や手続等を定めた要領に基づき、想定以上の損失の発生を未然に防止するため、評価損益の一元的な管理や限度枠の設定等を行い、ポートフォリオ全体の管理を行っております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>　　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>　　金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価</p> <p>　　当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めず（3）に記載しております。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">貸借対照表計上額</th> <th style="text-align: center;">時価</th> <th style="text-align: center;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有価証券 売買目的有価証券 満期保有目的の債券 責任準備金対応債券 その他有価証券</td> <td style="text-align: right;">63 3,360,448 34,840,153 15,981,662 566,154 △ 1,483</td> <td style="text-align: right;">63 4,297,157 38,645,665 15,981,662 564,670 576,250</td> <td style="text-align: right;">- 936,709 3,805,512 - 11,580</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">54,746,997</td> <td style="text-align: right;">59,500,799</td> <td style="text-align: right;">4,753,801</td> </tr> </tbody> </table> <p>（*）貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。</p>	種類	貸借対照表計上額	時価	差額	有価証券 売買目的有価証券 満期保有目的の債券 責任準備金対応債券 その他有価証券	63 3,360,448 34,840,153 15,981,662 566,154 △ 1,483	63 4,297,157 38,645,665 15,981,662 564,670 576,250	- 936,709 3,805,512 - 11,580	合計	54,746,997	59,500,799	4,753,801
種類	貸借対照表計上額	時価	差額																																
預金	891,716	891,716	-																																
貸付金 貸倒引当金（△）	665,330 △ 1,798	663,532	681,125	17,593																															
有価証券 売買目的有価証券 満期保有目的の債券 責任準備金対応債券 その他有価証券	60 3,362,273 35,694,339 14,872,594	60 4,470,333 40,773,265 14,872,594	1,108,060 5,078,926 -																																
合計	55,484,515	61,689,095	6,204,580																																
種類	貸借対照表計上額	時価	差額																																
有価証券 売買目的有価証券 満期保有目的の債券 責任準備金対応債券 その他有価証券	63 3,360,448 34,840,153 15,981,662 566,154 △ 1,483	63 4,297,157 38,645,665 15,981,662 564,670 576,250	- 936,709 3,805,512 - 11,580																																
合計	54,746,997	59,500,799	4,753,801																																

V. 金融商品に関する注記

(2) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 預金

預金は、約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

② 貸付金

貸付金のうち、一般貸付、公共団体貸付及び外国政府等貸付については、内部信用格付、期間及び担保・保証に基づき、契約別に信用リスク等を考慮した将来キャッシュ・フローを見積もり、LIBOR・スワップレートを基に算出した割引率を用いた割引現在価値法により、時価を算定しております。なお、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先となる貸付金については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて個別貸倒引当金を算定しており、時価は債権額から個別貸倒引当金を控除した金額に近似しているものと想定されることから、当該価額をもって時価としております。

農村還元等貸付については、金額の重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としております。

また、共済契約貸付については当該貸付を担保の範囲内に限り、返済期間を1年以内としているものの解約返戻金の一定の範囲内であれば延長が可能である契約もしくは返済期限の定めのない契約であります。また、投資信託については、取引所の価格または取引金融機関から提示された基準価格によっております。

③ 有価証券

これらの時価について、株式は期末前1か月の市場価格の平均に基づく時価によっており、債券は取引所の価格、日本証券業協会の発表する「公社債店頭売買参考統計値平均値」または取引金融機関もしくは情報提供会社から提示された価格によっております。また、投資信託については、取引所の価格または取引金融機関から提示された基準価格によっております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	108,884
その他の有価証券(*2)	116,073
合計	224,958

(*1)外部出資のうち、市場価格のある株式はありません。また、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(*2)その他の有価証券のうち、組合財産が非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されている出資証券については、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 預金、貸付金及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預金	891,716	—	—	—	—	—
貸付金(△)	125,385	123,542	89,166	88,271	131,403	22,181
有価証券	2,030,619	3,193,989	3,468,594	3,557,816	5,546,834	30,166,500
満期保有目的の債券	—	—	—	—	13,666	3,320,234
責任準備金刈込債券	1,524,047	2,400,054	2,542,707	2,383,175	3,959,893	22,637,763
その他有価証券のうち満期があるもの	506,572	793,935	925,887	1,174,640	1,573,275	4,208,502
合計	3,047,721	3,317,532	3,557,760	3,646,087	5,678,238	30,188,682

(*)貸付金のうち、農村還元等貸付及び共済契約貸付84,708百万円は含めておりません。

令和3年度

(2) 市場価格のない株式等及び組合等への出資

市場価格のない株式等及び組合等への出資の貸借対照表計上額は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(*1)	89,522
組合等への出資(*2)	34,137
合計	123,660

(*1)市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*2)組合等への出資は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第27項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 貸付金及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
有価証券	1,556,782	3,657,939	3,955,934	3,235,564	7,315,022	28,570,456
満期保有目的の債券	—	—	—	13,666	—	3,320,234
責任準備金刈込債券	1,118,283	2,596,191	2,719,910	2,032,046	5,179,261	20,973,274
その他有価証券のうち満期があるもの	438,499	1,061,748	1,236,024	1,189,852	2,135,761	4,276,947
貸付金(△)	86,335	90,163	94,279	113,466	89,523	10,257
合計	1,643,117	3,748,103	4,050,214	3,349,030	7,404,545	28,580,713

(*)貸付金のうち、農村還元等貸付及び共済契約貸付81,578百万円は含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

	令和2年度	令和3年度		
V. 金融商品に関する注記				
(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品		レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に 係るインプットを使用して算定した時価		
		時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。		
		(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品 (単位：百万円)		
区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 (*)				
国債	3,375,814	—	—	3,375,814
地方債	—	378,378	—	378,378
政府保証債	—	120,557	—	120,557
短期社債	—	299,974	—	299,974
社債	—	1,453,716	—	1,453,716
外国証券	1,450,084	1,134,482	55,014	2,639,582
株式	1,526,973	—	—	1,526,973
その他の有価証券	—	—	—	—
合計	6,352,873	3,387,109	55,014	9,794,997
(*) 投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日) 第26項の経過措置を適用しており、注記を省略しております。なお、令和4年3月31日における貸借対照表計上額は、6,186,727百万円であります。				
(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品		(単位：百万円)		
区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	4,088,937	—	—	4,088,937
地方債	—	156,139	—	156,139
政府保証債	—	52,081	—	52,081
社債	—	—	—	—
責任準備金対応債券				
国債	35,413,482	—	—	35,413,482
地方債	—	2,131,456	—	2,131,456
政府保証債	—	732,684	—	732,684
社債	—	368,042	—	368,042
貸付金	—	—	576,250	576,250
合計	39,502,419	3,440,403	576,250	43,519,074
(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明				
① 有価証券				
有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。				
公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。				
相場価格が入手できない場合には、プロポーター等から入手する評価額をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。				
② 貸付金				
貸付金のうち、一般貸付、公共団体貸付及び外国政府等貸付については、内部信用格付、期間及び担保・保証に基づき、契約別に信用リスク等を考慮した将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利等を基に算出した割引率を用いた割引現在価値法により、時価を算定しております。なお、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先となる貸付金については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて個別貸倒引当金を算定しており、時価は債権額から個別貸倒引当金を控除した金額に近似しているものと想定されることから、当該価額をもって時価としております。				
農村還元等貸付については、金額の重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としております。				
また、共済契約貸付については当該貸付を担保の範囲内に限り、返済期間を1年以内としているものの解約返戻金の一定の範囲内であれば延長が可能である契約もしくは返済期限の定めのない契約であります。返済の見込まれる期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。				
いずれの時価においても観察できないインプットを使用しており、レベル3の時価に分類しています。				

	令和2年度	令和3年度																																																																																																												
V. 金融商品に関する注記		<p>(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報</p> <p>① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 　　本会自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。</p> <p>② 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>有価証券 その他有価証券 外国証券</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期首残高</td><td>32,993</td><td>32,993</td></tr> <tr> <td>当期の損益</td><td>△772</td><td>△772</td></tr> <tr> <td>評価・換算差額等に計上 (*)1</td><td>△772</td><td>△772</td></tr> <tr> <td>購入、売却、発行及び決済</td><td>3,000</td><td>3,000</td></tr> <tr> <td>レベル3の時価への振替 (*)2</td><td>19,794</td><td>19,794</td></tr> <tr> <td>レベル3の時価からの振替 (*)3</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>55,014</td><td>55,014</td></tr> <tr> <td>当期の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産及び金融負債の評価損益</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>(*)1 貸借対照表の評価・換算差額等のその他有価証券評価差額金に含まれています。</p> <p>(*)2 レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、外国証券についての市場の活動の減少により観察可能な市場データが不足していることによるものです。当該振替は会計期間の末日に行っていました。</p> <p>(*)3 レベル3の時価からレベル1又はレベル2の時価への振替はありません。</p> <p>(3) 時価の評価プロセスの説明 　　本会は決算担当部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しています。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しています。検証結果は毎期決算担当部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されています。 　　時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いています。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しています。</p> <p>(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明 　　本会自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。</p>		有価証券 その他有価証券 外国証券	合計	期首残高	32,993	32,993	当期の損益	△772	△772	評価・換算差額等に計上 (*)1	△772	△772	購入、売却、発行及び決済	3,000	3,000	レベル3の時価への振替 (*)2	19,794	19,794	レベル3の時価からの振替 (*)3	—	—	期末残高	55,014	55,014	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—																																																																																	
	有価証券 その他有価証券 外国証券	合計																																																																																																												
期首残高	32,993	32,993																																																																																																												
当期の損益	△772	△772																																																																																																												
評価・換算差額等に計上 (*)1	△772	△772																																																																																																												
購入、売却、発行及び決済	3,000	3,000																																																																																																												
レベル3の時価への振替 (*)2	19,794	19,794																																																																																																												
レベル3の時価からの振替 (*)3	—	—																																																																																																												
期末残高	55,014	55,014																																																																																																												
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—																																																																																																												
VI. 有価証券に関する注記	<p>1. 時価のある有価証券 　　時価のある有価証券の時価額及び評価差額に関する事項は、以下のとおりであります。</p> <p>(1) 売買目的の有価証券</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>貸借対照表計上額</th><th>当期の損益に含まれた評価差額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資信託</td><td>60</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価額</th><th>評価差額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>国 債</td><td>3,200,113</td><td>4,254,434</td><td>1,054,320</td></tr> <tr> <td>地 方 債</td><td>121,580</td><td>161,789</td><td>40,208</td></tr> <tr> <td>政 府 保 証 債</td><td>40,578</td><td>54,109</td><td>13,530</td></tr> <tr> <td>小 計</td><td>3,362,273</td><td>4,470,333</td><td>1,108,060</td></tr> <tr> <td>時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>国 債</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>地 方 債</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>政 府 保 証 債</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>小 計</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>3,362,273</td><td>4,470,333</td><td>1,108,060</td></tr> </tbody> </table>	種類	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	投資信託	60	0	種類	貸借対照表計上額	時価額	評価差額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの				国 債	3,200,113	4,254,434	1,054,320	地 方 債	121,580	161,789	40,208	政 府 保 証 債	40,578	54,109	13,530	小 計	3,362,273	4,470,333	1,108,060	時価が貸借対照表計上額を超えないもの				国 債	—	—	—	地 方 債	—	—	—	政 府 保 証 債	—	—	—	小 計	—	—	—	合 計	3,362,273	4,470,333	1,108,060	<p>1. 市場価格のない株式等以外のもの 　　保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 売買目的の有価証券</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>貸借対照表計上額</th><th>当期の損益に含まれた評価差額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資信託</td><td>63</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価額</th><th>評価差額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>国 債</td><td>3,198,289</td><td>4,088,937</td><td>890,648</td></tr> <tr> <td>地 方 債</td><td>121,575</td><td>156,139</td><td>34,563</td></tr> <tr> <td>政 府 保 証 債</td><td>40,583</td><td>52,081</td><td>11,497</td></tr> <tr> <td>小 計</td><td>3,360,448</td><td>4,297,157</td><td>936,709</td></tr> <tr> <td>時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>国 債</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>地 方 債</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>政 府 保 証 債</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>小 計</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>3,360,448</td><td>4,297,157</td><td>936,709</td></tr> </tbody> </table>	種類	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	投資信託	63	1	種類	貸借対照表計上額	時価額	評価差額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの				国 債	3,198,289	4,088,937	890,648	地 方 債	121,575	156,139	34,563	政 府 保 証 債	40,583	52,081	11,497	小 計	3,360,448	4,297,157	936,709	時価が貸借対照表計上額を超えないもの				国 債	—	—	—	地 方 債	—	—	—	政 府 保 証 債	—	—	—	小 計	—	—	—	合 計	3,360,448	4,297,157	936,709
種類	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額																																																																																																												
投資信託	60	0																																																																																																												
種類	貸借対照表計上額	時価額	評価差額																																																																																																											
時価が貸借対照表計上額を超えるもの																																																																																																														
国 債	3,200,113	4,254,434	1,054,320																																																																																																											
地 方 債	121,580	161,789	40,208																																																																																																											
政 府 保 証 債	40,578	54,109	13,530																																																																																																											
小 計	3,362,273	4,470,333	1,108,060																																																																																																											
時価が貸借対照表計上額を超えないもの																																																																																																														
国 債	—	—	—																																																																																																											
地 方 債	—	—	—																																																																																																											
政 府 保 証 債	—	—	—																																																																																																											
小 計	—	—	—																																																																																																											
合 計	3,362,273	4,470,333	1,108,060																																																																																																											
種類	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額																																																																																																												
投資信託	63	1																																																																																																												
種類	貸借対照表計上額	時価額	評価差額																																																																																																											
時価が貸借対照表計上額を超えるもの																																																																																																														
国 債	3,198,289	4,088,937	890,648																																																																																																											
地 方 債	121,575	156,139	34,563																																																																																																											
政 府 保 証 債	40,583	52,081	11,497																																																																																																											
小 計	3,360,448	4,297,157	936,709																																																																																																											
時価が貸借対照表計上額を超えないもの																																																																																																														
国 債	—	—	—																																																																																																											
地 方 債	—	—	—																																																																																																											
政 府 保 証 債	—	—	—																																																																																																											
小 計	—	—	—																																																																																																											
合 計	3,360,448	4,297,157	936,709																																																																																																											

	令和2年度				令和3年度			
	(3) 貸借対照表上額				(3) 貸借対照表上額			
VII. 有価証券に関する注記								
(3) 業務用有価証券	(単位:百万円)	(3) 業務用有価証券	(単位:百万円)					
種類	貸借対照表上額	時価額	評価差額	種類	貸借対照表上額	時価額	評価差額	
国債	30,073,728	34,930,313	4,856,585	国債	27,137,939	31,003,498	3,865,558	
地方債	1,877,112	2,100,768	223,655	地方債	1,522,778	1,701,164	178,386	
時価が貸借対照表上額を超えるもの	580,539	661,151	80,612	政府保証債	546,331	611,161	64,829	
社債	405,377	448,183	42,806	社債	331,910	368,042	36,131	
小計	32,936,756	38,140,417	5,203,660	小計	29,538,961	33,683,866	4,144,905	
国債	2,302,833	2,189,577	-113,256	国債	4,724,827	4,409,983	-314,843	
地方債	36,7981	362,838	△5,143	地方債	443,735	430,291	-△13,443	
政府保証債	86,766	80,432	△6,334	政府保証債	132,628	121,523	-△11,105	
社債	-	-	-	社債	-	-	-	
小計	2,757,582	2,632,847	△24,734	小計	5,301,191	4,961,798	△339,393	
合計	35,694,339	40,773,265	5,078,926	合計	34,840,153	38,645,665	3,805,512	
(4) その他有価証券	(単位:百万円)	(4) その他有価証券	(単位:百万円)					
種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表上額	評価差額	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表上額	評価差額	
金銭債権	19,076	20,132	1,056	金銭債権	13,452	14,092	639	
国債	2,390,342	2,566,486	176,144	国債	1,151,551	1,247,748	96,197	
地方債	437,220	444,068	6,848	地方債	347,838	352,337	4,499	
政府保証債	102,174	110,735	8,560	政府保証債	87,555	94,413	6,857	
短期社債	7,999	8,000	0	短期社債	17,999	17,999	0	
社債	1,306,528	1,373,538	67,009	社債	1,038,668	1,086,776	48,107	
外國証券	3,285,988	3,936,017	650,028	外國証券	2,236,431	3,045,272	808,840	
株式	640,452	1,432,360	791,908	株式	609,834	1,424,172	814,338	
その他の有価証券	1,455,253	1,922,647	467,393	その他の有価証券	1,274,428	1,713,188	438,760	
小計	9,645,037	11,813,986	2,168,949	小計	6,777,761	8,996,002	2,218,240	
金銭債権	-	-	-	金銭債権	-	-	-	
国債	1,021,011	978,347	△42,663	国債	2,253,519	2,128,066	△25,453	
地方債	8,931	8,425	△506	地方債	26,956	26,041	△914	
政府保証債	13,610	12,525	△1,084	政府保証債	28,163	26,144	△2,018	
短期社債	197,997	197,981	△15	短期社債	281,994	281,974	△20	
社債	286,467	284,009	△2,457	社債	372,761	366,939	△5,822	
外國証券	655,118	630,888	△24,229	外國証券	2,574,205	2,425,589	△148,616	
株式	47,237	44,093	△3,143	株式	115,521	102,801	△12,720	
その他の有価証券	975,267	922,468	△52,798	その他の有価証券	1,781,748	1,642,196	△139,551	
小計	3,205,641	3,078,740	△126,900	小計	7,434,870	6,999,752	△435,118	
合計	12,850,678	14,892,727	2,042,048	合計	14,212,632	15,995,754	1,783,122	
なお、上記の評価差額の合計額2,042,048百万円に下記5.(4)の評価差額43,398百万円を加えた2,085,447百万円から、繰延税金負債577,182百万円を差し引いた額1,508,265百万円をその他有価証券評価差額金に計上しております。								
2. 当期中に売却した有価証券								
当期中に売却した満期保有目的の債券、責任準備金対応債券及びその他有価証券に関する事項は、以下のとおりであります。								
(1) 満期保有目的の債券	(2) 貸借対照表上額	(3) その他有価証券	(4) 貸借対照表上額	(5) 貸借対照表上額	(6) その他有価証券	(7) その他有価証券	(8) その他有価証券	(9) その他有価証券
当期中に売却した有価証券はありません。	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)
種類	売却額	売却益	売却損の合計額	種類	売却額	売却益	売却損の合計額	種類
国債	648,709	5,820	-	国債	1,024,475	7,255	-	国債
合計	648,709	5,820	-	合計	1,024,475	7,255	-	合計
(3) その他有価証券	(4) その他有価証券	(5) その他有価証券	(6) その他有価証券	(7) その他有価証券	(8) その他有価証券	(9) その他有価証券	(10) その他有価証券	(11) その他有価証券
金銭債権	138,085	1,342	3,255	金銭債権	285,266	5,320	1,048	金銭債権
国債	50,792	39	8	国債	71,198	56	10	国債
地方債	5,703	3	-	地方債	156,737	157	-	地方債
外國証券	397,990	50,855	8,183	外國証券	437,798	79,247	2,679	外國証券
株式	136,766	35,794	29,464	株式	39,136	4,532	1,735	株式
その他の有価証券	89,322	7,895	164	その他の有価証券	79,697	19,491	-	その他の有価証券
合計	818,661	95,930	41,076	合計	1,069,835	108,804	5,473	合計
3. 保有目的が変更となった有価証券	(1) 売買目的の有価証券	(2) 満期保有目的の債券	(3) 貸借対照表上額	(4) 貸借対照表上額	(5) 貸借対照表上額	(6) その他有価証券	(7) その他有価証券	(8) その他有価証券
当期中に保有目的が変更となった有価証券はありません。	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)
種類	貸借対照表上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表上額	当期の損益に含まれた評価差額
金銭債権	6,817	-	6,817	-	6,779	-	6,779	-
(2) 満期保有目的の債券	(3) 貸借対照表上額はありません。	(4) その他有価証券	(5) 貸借対照表上額はありません。	(6) その他有価証券	(7) その他有価証券	(8) その他有価証券	(9) その他有価証券	(10) その他有価証券
金銭の信託	(1) 売買目的の有価証券	(2) 満期保有目的の債券	(3) 貸借対照表上額はありません。	(4) その他有価証券	(5) 貸借対照表上額はありません。	(6) その他有価証券	(7) その他有価証券	(8) その他有価証券
金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、以下のとおりであります。	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)
種類	評価差額	うち評価益	うち評価損	種類	評価差額	うち評価益	うち評価損	種類
金銭債権	43,398	43,398	-	金銭債権	61,702	61,702	-	金銭債権
合計	43,398	43,398	-	合計	61,702	61,702	-	合計

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する事項
退職給付に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 採用している退職給付制度の概要
就業規則に基づき、退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を採用しております。
- (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

イ. 期首における退職給付債務	156,832
ロ. 勤務費用	5,189
ハ. 利息費用	407
二. 数理計算上の差異の当期発生額	370
ホ. 退職給付の支払額	△ 7,187
ヘ. 過去勤務費用の当期発生額	△ 1,389
ト. 期末における退職給付債務 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	154,223

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (単位:百万円)

イ. 期首における年金資産	99,623
ロ. 期待運用収益	1,285
ハ. 数理計算上の差異の当期発生額	137
二. 事業主からの拠出額	6,121
ホ. 退職給付の支払額	△ 5,176
ヘ. 期末における年金資産 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	101,990

(4) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 (単位:百万円)

イ. 積立型制度の退職給付債務	126,678
ロ. 年金資産	△ 101,990
(イ+ロ)	24,687
ハ. 非積立型制度の退職給付債務	27,545
二. 未認識数理計算上の差異	△ 13,974
ホ. 未認識過去勤務費用	1,244
ヘ. 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	39,502
ト. 退職給付引当金	39,502
チ. 前払年金費用	—
リ. 貸借対照表に計上された負債と資産の純額	39,502

(5) 退職給付に関連する損益 (単位:百万円)

イ. 勤務費用	5,189
ロ. 利息費用	407
ハ. 期待運用収益	△ 1,285
二. 数理計算上の差異の当期の費用処理額	2,845
ホ. 過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 400
ヘ. その他	△ 14
ト. 確定給付制度にかかる退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	6,741

(6) 年金資産の主な内訳

一般勘定	100%
------	------

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、年金資産の過去の運用実績等を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

イ. 割引率	0.26%
ロ. 長期期待運用収益率	1.29%

2. 旧農林共済組合に対する特例業務負担金

法定福利費(人件費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金715百万円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は7,988百万円であります。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 緯延税金資産及び緯延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 緯延税金資産の総額は1,634,100百万円であり、緯延税金負債の総額は577,946百万円であります。緯延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、8,140百万円であります。

(2) 緯延税金資産の発生原因別の主な内訳は、共済契約準備金(自動車損害賠償責任共済の責任準備金を除く)1,223,439百万円、価格変動準備金335,806百万円、自動車損害賠償責任共済の責任準備金22,672百万円、退職給付引当金11,029百万円であります。

(3) 緯延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券の評価差額によるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異

当期における法定実効税率は27.92%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率(16.75%)との間の主要な差異は、契約者割戻準備金繰入額△5.68%であります。

令和3年度

1. 退職給付に関する事項

退職給付に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要
就業規則に基づき、退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

イ. 期首における退職給付債務	154,223
ロ. 勤務費用	5,033
ハ. 利息費用	400
二. 数理計算上の差異の当期発生額	878
ホ. 退職給付の支払額	△ 6,940
ヘ. 過去勤務費用の当期発生額	—
ト. 期末における退職給付債務 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	153,595

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (単位:百万円)

イ. 期首における年金資産	101,990
ロ. 期待運用収益	1,315
ハ. 数理計算上の差異の当期発生額	115
二. 事業主からの拠出額	6,302
ホ. 退職給付の支払額	△ 5,356
ヘ. 期末における年金資産 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	104,367

(4) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 (単位:百万円)

イ. 積立型制度の退職給付債務	127,013
ロ. 年金資産	△ 104,367
(イ+ロ)	22,646
ハ. 非積立型制度の退職給付債務	26,582
二. 未認識数理計算上の差異	△ 12,049
ホ. 未認識過去勤務費用	1,157
ヘ. 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	38,337
ト. 退職給付引当金	38,337
チ. 前払年金費用	—
リ. 貸借対照表に計上された負債と資産の純額	38,337

(5) 退職給付に関連する損益 (単位:百万円)

イ. 勤務費用	5,033
ロ. 利息費用	400
ハ. 期待運用収益	△ 1,315
二. 数理計算上の差異の当期の費用処理額	2,688
ホ. 過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 87
ヘ. その他	△ 17
ト. 確定給付制度にかかる退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	6,702

(6) 年金資産の主な内訳

一般勘定	100%
------	------

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、年金資産の過去の運用実績等を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

イ. 割引率	0.26%
ロ. 長期期待運用収益率	1.29%

2. 旧農林共済組合に対する特例業務負担金

法定福利費(人件費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金714百万円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は7,397百万円であります。

1. 緯延税金資産及び緯延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 緯延税金資産の総額は1,702,841百万円であり、緯延税金負債の総額は511,106百万円であります。緯延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、9,049百万円であります。

(2) 緯延税金資産の発生原因別の主な内訳は、共済契約準備金(自動車損害賠償責任共済の責任準備金を除く)1,262,946百万円、価格変動準備金360,190百万円、自動車損害賠償責任共済の責任準備金24,658百万円、退職給付引当金10,703百万円であります。

(3) 緯延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券の評価差額によるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異

当期における法定実効税率は27.92%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率(17.70%)との間の主要な差異は、契約者割戻準備金繰入額△6.11%であります。

	令和2年度	令和3年度
IX. 重要な後発事象に関する注記	該当事項はありません。	該当事項はありません。
X. その他の注記	該当事項はありません。	該当事項はありません。

業績

経営諸指標

財務諸表

運用資産諸表

その他諸表

JA共済連および
子会社の状況(連結)JA共済連 都道府県
本部・全国本部の概要(参考)JA共済
事業実績の概要

5 勘定科目解説

■資産の部

○現金/預金

JA共済連は集めた資金を有価証券や貸付金などで運用していますが、共済金・年金・給付金などの支払いにあてる資金として、一部を現金や預金として保有しています。

○金銭の信託

信託銀行に金銭を信託する勘定のことで、信託銀行に委託された資金の運用は、JA共済連などの指示に基づき、信託銀行がその執行と管理にあたります。なお、信託内で保有する有価証券などについては、JA共済連が直接保有する有価証券などとは帳簿価額を分離して管理しています。

○金銭債権

「有価証券」に該当しない証券などを計上します。譲渡性預金証書や金銭債権信託受益権証書などがあります。

○有価証券

有価証券のうち、「国債」「地方債」「金融債」「政府保証債」「短期社債」「社債」を「公社債」といいます。「外国証券」は米国債など、海外の国・企業などが発行する外国債券や、海外の企業などが発行する外国株式など、海外の国・企業が発行する有価証券の総称です。「株式」は国内企業が発行する株式です。「その他の有価証券」は証券投資信託受益権や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。

○貸付金

JA共済連の貸付金は、「共済契約貸付」と「一般貸付」、「その他の貸付」があります。「共済契約貸付」には、共済契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「共済証書貸付」と、共済掛金の払い込みが一時的に困難になり、払込猶予期間内に払い込まれない場合に、解約返戻金の範囲内で共済掛金とその利息の立て替えを行う「共済振替貸付」があります。「一般貸付」は、国内外の企業に対する貸付金です。「その他の貸付」には、国内外の政府・政府関係機関や公共団体などに対する貸付金などがあります。

○運用不動産

財産運用のために取得する動産および不動産のことです。土地、建物、構築物などの有形固定資産と、電話加入権、借地権などの無形固定資産があります。

○未収共済掛金

JAでは、共済契約者から集金した共済掛金をJA共済連に送金しますが、事業年度末時点でJAから入金(着金)されていない場合に計上します。

○未収再保険勘定

再保険契約に基づいて授受される再保険金などの再保険会社に対する債権(未収金額)の総額です。

○共済資金

直接事業損益(共済掛金、払戻金、返戻金、共済金、割戻金など)にかかる前払金額と前受金額の差額を計上します。前払金額が前受金額を超過する場合は、資産の部に計上し、前受金額が前払金額を超過する場合は負債の部に計上します。

○その他資産

他のいずれの科目にも属さない資産です。(債権金額が確定しているにもかかわらずその代金の回収が行われていないものを計上する未収金、貸付金にかかる未収利息や不動産の未収賃貸料などを計上する未収収益、供託金や土地・建物を賃借する場合の保証金などを計上する預託金などです。)

○業務用固定資産

JA共済連が業務用に保有している建物、機械、車両などの固定資産です。

○資本貸付金

農林中央金庫に対する永久劣後ローンを計上します。

○外部出資

法人・団体に対する出資額を計上します。

○繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

○貸倒引当金

貸付金やその他の債権が相手先の破産などにより回収不能となる危険に備え、取立不能見込額をあらかじめ準備する目的で、引当計上します。表示上は資産の控除項目として資産の部に計上します。

○外部出資等損失引当金

外部出資先の破綻などに備え、回収不能見込額をあらかじめ準備する目的で引当計上します。表示上は資産の控除項目として資産の部に計上します。

■負債の部

○共済契約準備金

将来の共済金などの支払いに備えて積み立てが義務づけられているもので、支払備金、責任準備金、契約者割戻準備金があります。

*支払備金

期末時点で支払事由が発生している共済金などのうち、事務手続きなどの理由により期末時点でその支払いがなされていないものについて、積み立てる準備金です。

*責任準備金

将来の共済金の支払いに備えるため共済者(JA共済連)が積み立ておかなければならぬ準備金であり、共済掛金積立金、未経過共済掛金および異常危険準備金により構成されています。

・共済掛金積立金

将来の満期共済金などの支払いに備えて、共済契約者から払い込まれた共済掛金の一部を毎年積み立てているものです。

・異常危険準備金

巨大災害や市場の暴落などにより、毎年いただいている共済掛金だけでは共済金の支払いが困難な場合であっても万全な共済金の支払いを行うため、法令に基づいて積み立てる準備金のことです。

*契約者割戻準備金

共済契約者に対する割戻金を支払うために積み立てる準備金です。

○未払再保険勘定

再保険契約に基づいて授受される再保険料などの再保険会社に対する債務(未払金額)の総額です。

○代理店勘定

代理店への債務額を計上します。共済の募集・集金等を行う代理社に支払う手数料などがあります。

○共済資金

資産の部の「共済資金」をご参照ください。

○その他負債

他のいずれの科目にも属さない負債です。(法人税、住民税および事業税の未払い額、借入金、金融派生商品取引により生じる債務などです。)

*金融商品等受入担保金

国際スワップデリバティブ協会制度の担保契約書に基づき受け入れる担保金等を計上します。

○諸引当金

退職給付引当金は、退職給付について見込まれる総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率や予想される残存勤務期間に基づき割り引いて計算した額から年金資産の額を差し引いた額に、未認識過去勤務費用と未認識数理計算上の差異を加減した額を計上します。役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支払いに備え、支給見込額のうち、期末において発生していると認められる額を計上します。

○価格変動準備金

株式などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に積み立てる準備金です。

■純資産の部

○出資金

会員より払い込まれた出資金のこと、株式会社の資本金に相当するものです。

○利益剰余金

経済活動の結果から生じた資本の増加部分であり、利益を源泉としたものです。利益準備金・任意積立金・当期末処分剰余金などがあります。

*利益準備金

出資総額の2倍に相当する金額に達するまでは、剰余金の5分の1以上を積み立てなければならないと法令・定款で規定されているものです。

*任意積立金

剰余金処分として積み立てる積立金のうち、法的に強制されないものです。

*当期末処分剰余金

決算により確定した当期の未処分の剰余金で、総代会で承認された剰余金処分にしたがって処理されます。

○その他有価証券評価差額金

JA共済連の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」について、時価で評価し、その評価損益を、税効果分を除いて貸借対照表に計上します。

■経常収益

事業本来の活動により、毎年継続的に発生する収益です。JA共済連の場合、直接事業収益、共済契約準備金戻入額、財産運用収益、その他経常収益に区分されています。

○直接事業収益

共済掛金などによる収益です。受入共済掛金のほか、再保険金、再保険戻金なども含まれます。

○共済契約準備金戻入額

「経常費用」の部の「共済契約準備金戻入額」をご参照ください。

○財産運用収益

財産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。

○その他経常収益

主なものは、受取出資配当金、受取特別配当金などです。

■経常費用

事業本来の活動により、毎年継続的に発生する費用です。JA共済連の場合、直接事業費用、共済契約準備金戻入額、財産運用費用、価格変動準備金戻入額、事業普及費、事業管理費、その他経常費用に区分されています。

○直接事業費用

共済契約上の支払いを計上します。支払共済金や支払返戻金などに加えて再保険契約による支払保険料(再保険料)も計上します。

○共済契約準備金戻入額

責任準備金および支払準備金については、毎期年度末(3月末)に、前年度計上額を一旦全額戻し入れし、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法(洗替方式)により積み立てられます。繰入額が戻入額を上回る場合には繰入額、戻入額が繰入額を上回る場合には、戻入額として表示されます。

○財産運用費用

財産運用にかかる費用で、有価証券売却損や有価証券評価損などが含まれます。

○価格変動準備金戻入額

当年度に新たに積み増すこととなった価格変動準備金の金額を計上します。

○事業普及費

事業推進・保全にかかる費用のことで、新契約獲得のための宣伝広告費や、共済金支払いのための調査にかかる査定費などが含まれます。

○事業管理費

事業を運営し管理するために要した費用のことで、人件費や、業務用固定資産にかかる施設費などが含まれます。

○その他経常費用

主なものは、交通事故対策事業費、経営基盤整備事業費、地域・農業活性化事業費です。

■特別損益

○特別利益

臨時・突発的に発生する利益を計上します。主に、固定資産処分益などを計上します。

○固定資産処分益

不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を超える場合に、その差額を計上します。

*異常危険準備金限度超過取崩額

異常危険準備金のうち、法定限度を超過して取り崩した金額を特別利益に計上します。

○特別損失

臨時・突発的に発生する損失で、JA共済連の通常の事業活動以外で発生する固定資産処分損、減損損失、災害救援金などを計上します。

○税引前当期剰余

経常利益(経常損失)に特別利益を加え、特別損失を差し引いた剰余金です。

○法人税等合計

「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」の合計です。

*法人税、住民税及び事業税

当年度の所得にかかる法人税、住民税および事業税の合計金額です。

*法人税等調整額

税効果会計の適用に伴い生じる繰延税金資産と繰延税金負債の差額(その他有価証券にかかるものを除く)を期首と期末で比較し、法人税などの負担が増加する場合はプラスで、減少する場合はマイナス(△)で表示します。

○契約者割戻準備金戻入額

契約者割戻準備金への繰入額を計上します。

○当期剰余金

税引前当期剰余から法人税等合計および契約者割戻準備金戻入額を控除した金額で、JA共済連のすべての活動によって生じた剰余金を意味します。

6 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

7 農業協同組合法に基づく会計監査人の監査

計算書類等については、農業協同組合法第三十七条の二第三項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

8 財務諸表等の適正性にかかる確認

令和3年度の財務諸表等の適正性にかかる確認書は、次のとおりです。

業績

経営諸指標

財務諸表

運用資産諸表

その他諸表

JA共済連および
子会社の状況(連結)JA共済連
本部・全国本部の概要(参考)JA共済
事業実績の概要

確 認 書

令和4年7月28日

全国共済農業協同組合連合会

代表理事理事長 柳井 二三夫

1. 私は、本会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかる貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結注記表（以下、「財務諸表等」という。）について、全ての重要な点において適正に表示していることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表等が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
 - (1) 財務諸表等の作成にあたって、業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については適切に報告を受けております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

以 上

運用資産諸表

1 資産運用に関する指標(一般勘定)

(1) 運用資産明細

運用資産の構成

(単位:百万円、%)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現金・預金	891,715	1.6	610,210	1.1
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
金銭の信託	230,522	0.4	240,905	0.4
金銭債権	20,132	0.0	14,092	0.0
有価証券	54,045,280	96.3	54,305,924	96.9
公社債	45,040,730	80.2	43,829,043	78.2
株式	1,476,454	2.6	1,526,973	2.7
外国証券	4,566,905	8.1	5,470,861	9.8
外債	2,142,988	3.8	2,639,582	4.7
外国株式等	2,423,917	4.3	2,831,279	5.1
その他の有価証券	2,961,189	5.3	3,479,045	6.2
貸付金	665,330	1.2	566,154	1.0
運用不動産	295,417	0.5	291,893	0.5
合計	56,148,400	100.0	56,029,181	100.0

運用資産の増減

(単位:百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
現金・預金		27,969		△ 281,505
コールローン		—		—
買現先勘定		—		—
債券貸借取引支払保証金		—		—
金銭の信託		△ 3,234		10,383
金銭債権		△ 6,144		△ 6,040
有価証券		1,175,776		260,643
公社債		△ 751,681		△ 1,211,686
株式		445,352		50,519
外国証券		779,465		903,955
外債		43,196		496,593
外国株式等		736,269		407,362
その他の有価証券		702,641		517,855
貸付金		△ 83,037		△ 99,176
運用不動産		△ 8,058		△ 3,523
合計		1,103,271		△ 119,218

(2) 運用資産種類別平均残高・運用利回り

(単位:百万円、%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	平均残高	運用利回り	平均残高	運用利回り
現金・預金	876,859	0.00	817,161	0.00
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
金銭の信託	256,898	△ 5.18	181,389	9.14
金銭債権	22,312	2.42	16,237	2.43
有価証券	51,918,721	1.75	51,929,420	1.66
公社債	45,036,352	1.59	44,016,652	1.61
株式	647,326	5.44	707,352	5.00
外国証券	3,871,701	2.39	4,297,087	3.33
外債	2,090,394	0.63	2,325,400	1.10
外国株式等	1,781,306	4.45	1,971,686	5.97
その他の有価証券	2,363,340	2.83	2,908,327	△ 0.91
貸付金	710,607	1.19	626,330	1.09
運用不動産	301,396	3.63	295,294	3.66
合計	54,086,795	1.70	53,865,832	1.66

(注)運用利回りは、分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中の財産運用収益-財産運用費用として算出した利回りです。

(3) 財産運用収益明細

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
利息及び配当金収入	890,202	780,782
金銭の信託運用益	—	16,582
金銭債権収益	—	—
有価証券売却益	101,751	116,059
有価証券評価益	—	—
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の運用収益	94,617	166,353
為替差益	92,732	164,156
貸倒引当金戻入額	287	316
その他	1,597	1,880
合計	1,086,570	1,079,778

利息及び配当金収入明細

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
預金利息	8	8
有価証券利息配当金	856,071	749,019
公社債利息	708,875	686,493
株式配当金	29,147	32,839
外国証券等利息配当金	118,047	29,686
貸付金利息	8,467	6,854
不動産賃貸料	22,898	22,189
その他の利息及び配当金	2,756	2,710
合計	890,202	780,782

有価証券売却益明細

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
公社債	7,206	12,788
株式	35,794	4,532
外国証券	50,855	79,247
その他の有価証券	7,895	19,491
合計	101,751	116,059

(4) 財産運用費用明細

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
金銭の信託運用費	13,288	—
金銭債権運用費	—	—
有価証券売却損	41,076	5,473
有価証券評価損	0	0
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	99,744	163,747
貸付事務費	0	0
貸倒損失	—	—
うち貸付金償却の額	—	—
不動産管理費	5,281	5,417
不動産償却費	4,879	4,766
その他の運用費用	5,175	4,710
支払利息	507	670
為替差損	—	—
その他	4,668	4,039
貸倒引当金繰入額	—	—
合計	169,445	184,115

有価証券売却損明細

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
公社債	3,263	1,058
株式	29,464	1,735
外国証券	8,183	2,679
その他の有価証券	164	—
合計	41,076	5,473

有価証券評価損明細

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
公社債	—	—
株式	—	—
外国証券	—	—
その他の有価証券	0	0
合計	0	0

(5) 有価証券明細

(単位:百万円、%)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
公社債	45,040,730	83.3	43,829,043	80.7
国債	39,121,509	72.4	38,436,871	70.8
地方債	2,819,168	5.2	2,466,467	4.5
金融債	—	—	—	—
政府保証債	831,145	1.5	840,102	1.5
短期社債	205,981	0.4	299,974	0.6
社債	2,062,924	3.8	1,785,626	3.3
うち公社・公団債	1,282,954	2.4	1,066,244	2.0
株式	1,476,454	2.7	1,526,973	2.8
外国証券	4,566,905	8.5	5,470,861	10.1
外債	2,142,988	4.0	2,639,582	4.9
外国株式等	2,423,917	4.5	2,831,279	5.2
その他の有価証券	2,961,189	5.5	3,479,045	6.4
合計	54,045,280	100.0	54,305,924	100.0

(6) 有価証券残存期間別内訳

(単位:百万円)

区分	令和2年度末							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合計
国債	1,172,212	2,253,825	2,462,994	1,956,933	3,378,243	27,897,300	—	39,121,509
地方債	291,670	112,947	333,179	701,461	478,681	901,228	—	2,819,168
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	84,363	18,358	72,726	144,913	510,783	—	831,145
短期社債	205,981	—	—	—	—	—	—	205,981
社債	230,729	432,245	261,720	324,758	463,702	349,767	—	2,062,924
株式	—	—	—	—	—	—	1,476,454	1,476,454
外国証券	88,161	129,669	245,719	386,968	1,069,063	817,380	1,829,943	4,566,905
外債	88,161	127,872	245,719	386,968	1,069,063	225,204	—	2,142,988
外国株式等	—	1,797	—	—	—	592,176	1,829,943	2,423,917
その他の有価証券	43,018	186,369	171,654	188,024	118,273	45,018	2,208,832	2,961,189
合計	2,031,773	3,199,420	3,493,627	3,630,872	5,652,876	30,521,479	5,515,230	54,045,280

(単位:百万円)

区分	令和3年度末							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合計
国債	1,003,629	2,523,558	2,366,970	1,725,745	4,664,938	26,152,030	—	38,436,871
地方債	32,498	222,832	668,408	370,972	320,379	851,377	—	2,466,467
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	24,520	77,788	22,681	127,869	106,313	480,928	—	840,102
短期社債	299,974	—	—	—	—	—	—	299,974
社債	181,131	341,527	344,926	327,067	334,057	256,916	—	1,785,626
株式	—	—	—	—	—	—	1,526,973	1,526,973
外国証券	12,998	221,353	300,524	675,588	1,163,365	899,839	2,197,192	5,470,861
外債	12,998	218,436	300,524	675,588	1,163,365	268,669	—	2,639,582
外国株式等	—	2,917	—	—	—	631,169	2,197,192	2,831,279
その他の有価証券	2,817	276,029	282,835	50,808	684,812	66,469	2,115,273	3,479,045
合計	1,557,569	3,663,089	3,986,345	3,278,051	7,273,866	28,707,561	5,839,439	54,305,924

(7) 地方債地域別内訳

(単位:百万円、%)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
北海道・東北	114,701	4.1	79,686	3.2
関東・甲信越	894,717	31.7	841,883	34.1
東海・北陸	375,712	13.3	356,289	14.4
近畿	788,532	28.0	617,221	25.0
中国・四国	79,654	2.8	67,286	2.7
九州	290,926	10.3	261,772	10.6
その他	274,923	9.8	242,326	9.8
合計	2,819,168	100.0	2,466,467	100.0

(注)「その他」は、共同発行市場公募地方債です。

(8) 公社債および外債期末残高利回り

(単位:%)

区分	令和2年度	令和3年度
公社債	1.62	1.61
外国証券(外債)	1.12	1.14
円建外債	0.91	0.72
外貨建外債	1.19	1.24

(9) 株式業種別内訳

(単位:百万円)

区分	令和2年度末	令和3年度末
製造業	食料品	28,076
	織維製品	26,244
	パルプ・紙	8,092
	化学	169,040
	医薬品	66,903
	石油・石炭製品	20,228
	ゴム製品	45,962
	ガラス・土石業	28,681
	鉄鋼	—
	非鉄金属	22,199
	金属製品	—
	機械	103,887
	電気機器	265,089
	輸送用機器	102,271
	精密機械	94,014
非製造業	その他製品	23,097
	計	1,003,789
		986,170
非製造業	水産・農林業	—
	鉱業	—
	建設業	35,148
	電気・ガス業	—
	運輸業	35,810
	情報・通信業	104,829
	卸売業	73,979
	小売業	77,001
	金融・保険業	87,986
	不動産業	19,772
	サービス業	38,135
	計	472,664
合計		1,476,454
		1,526,973

(10) 貸付金明細

(単位:百万円、%)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
共済契約貸付	84,707	12.7	81,577	14.4
うち共済証書貸付	70,244	10.6	66,844	11.8
うち共済掛金振替貸付	14,463	2.2	14,732	2.6
農村還元等貸付	1	0.0	0	0.0
一般貸付	432,884	65.1	386,005	68.2
うち国内法人	432,884	65.1	386,005	68.2
公共団体貸付	99,736	15.0	90,571	16.0
外国政府等貸付	48,000	7.2	8,000	1.4
合計	665,330	100.0	566,154	100.0

(注)農村還元等貸付とは、JAに対する貸し付けで、農業生産力の増進または農業経営の安定を図るための施設の建設や改良などを行うための資金などにあてられます。

(11) 貸付金残存期間別内訳

(単位:百万円)

区分	令和2年度末							合計
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	
固定金利	117,404	99,471	73,908	77,824	160,797	41,433	－	570,839
変動金利	－	9,782	－	－	－	－	－	9,782
合計	117,404	109,253	73,908	77,824	160,797	41,433	－	580,621

(単位:百万円)

区分	令和3年度末							合計
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	
固定金利	78,435	65,416	80,369	105,016	116,598	28,957	－	474,794
変動金利	－	9,782	－	－	－	－	－	9,782
合計	78,435	75,198	80,369	105,016	116,598	28,957	－	484,576

(注)共済契約貸付、農村還元等貸付を除きます。

(12) 貸付金企業規模別内訳(国内法人貸付)

(単位:件、百万円、%)

区分	令和2年度末			令和3年度末		
		構成比			構成比	
大企業	貸付先数	45	86.5	40	88.9	
	金額	412,565	95.3	372,674	96.5	
中堅企業	貸付先数	—	—	—	—	
	金額	—	—	—	—	
中小企業	貸付先数	7	13.5	5	11.1	
	金額	20,319	4.7	13,331	3.5	
合計	貸付先数	52	100.0	45	100.0	
	金額	432,884	100.0	386,005	100.0	

(注) 区分

企業規模	業種	①右の②～④を除く全業種	②小売業・飲食業	③サービス業	④卸売業
大企業	常用する従業員 300人超 かつ	資本金10億円以上	常用する従業員 50人超 かつ	資本金10億円以上	常用する従業員 100人超 かつ
		資本金3億円超 10億円未満		資本金5千万円超 10億円未満	
中堅企業				資本金5千万円超 10億円未満	資本金1億円超 10億円未満
中小企業		資本金3億円以下または 常用する従業員300人以下	資本金5千万円以下または 常用する従業員50人以下	資本金5千万円以下または 常用する従業員100人以下	資本金1億円以下または 常用する従業員100人以下

(13) 貸付金業種別内訳(国内法人貸付)

(単位:百万円、%)

区分	令和2年度末			令和3年度末		
	金額	構成比		金額	構成比	
製造業	食料品	—	—	—	—	—
	繊維製品	—	—	—	—	—
	パルプ・紙	3,500	0.8	3,500	0.9	
	化学	13,001	3.0	13,001	3.4	
	医薬品	—	—	—	—	—
	石油・石炭製品	3,080	0.7	2,520	0.7	
	ゴム製品	—	—	—	—	—
	ガラス・土石業	—	—	—	—	—
	鉄鋼	3,500	0.8	3,500	0.9	
	非鉄金属	2,300	0.5	500	0.1	
	金属製品	—	—	—	—	—
	機械	—	—	—	—	—
	電気機器	5,000	1.2	5,000	1.3	
	輸送用機器	1,020	0.2	1,000	0.3	
非製造業	精密機械	—	—	—	—	—
	その他製品	—	—	—	—	—
	計	31,401	7.3	29,021	7.5	
	水産・農林業	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—
	建設業	1,436	0.3	1,561	0.4	
	電気・ガス業	54,611	12.6	54,471	14.1	
	運輸業	1,214	0.3	1,214	0.3	
	情報・通信業	5,000	1.2	5,000	1.3	
	卸売業	85,000	19.6	65,000	16.8	
合計	小売業	—	—	—	—	—
	金融・保険業	190,062	43.9	167,947	43.5	
	不動産業	64,160	14.8	61,790	16.0	
	サービス業	—	—	—	—	—
	計	401,483	92.7	356,984	92.5	
	合計	432,884	100.0	386,005	100.0	

(14) 貸付金使途別内訳(国内法人貸付)

(単位:百万円、%)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
設備資金	33,652	7.8	33,492	8.7
運転資金	399,232	92.2	352,512	91.3
合計	432,884	100.0	386,005	100.0

(15) 貸付金地域別内訳(国内法人貸付)

(単位:百万円、%)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
北海道・東北	13,162	3.0	13,047	3.4
関東・甲信越	392,559	90.7	345,975	89.6
東海・北陸	6,000	1.4	6,000	1.6
近畿	5,531	1.3	5,490	1.4
中国・四国	15,000	3.5	15,000	3.9
九州	632	0.1	492	0.1
合計	432,884	100.0	386,005	100.0

(注) 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

(16) 貸付金担保別内訳(国内法人貸付)

(単位:百万円、%)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
担保貸付	162	0.0	47	0.0
不動産担保	—	—	—	—
有価証券担保	—	—	—	—
債権担保	162	0.0	47	0.0
保証貸付	10,673	2.5	10,673	2.8
無担保貸付	422,049	97.5	375,285	97.2
合計	432,884	100.0	386,005	100.0
劣後特約付	98,000	22.6	98,000	25.4

(17) 債権の状況

(単位:百万円)

区分	令和2年度末	令和3年度末
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	10,673	10,673
計	10,673	10,673
正常債権	657,037	557,234
合計	667,710	567,907

(注) 1. ①「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
 ②「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権(①に掲げる債権を除きます。)です。
 ③「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸付金(①および②に掲げる債権を除きます。)です。
 ④「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金(①から③までに掲げる債権を除きます。)です。

⑤「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、①から④までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

2. 上表の当該債権の対象は、貸付金、貸付有価証券(使用貸借または貯蔵貸借契約によるものに限ります。)、未収利息、仮払金です。

なお、運用資産以外の債権として、このほかに資本貸付金および資本貸付金にかかる未収収益200,007百万円(全額正常債権)があります。

3. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」について、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

業績

経営諸指標

財務諸表

運用資産諸表

その他諸表

JA 共済連および
子会社の状況(連結)JA 共済連 都道府県
本部・全国本部の概要JA 共済連
(参考)事業実績の概要

(18) 運用不動産明細表

(単位:百万円、件、%)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	うち減損損失	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
令和2年度	建物	87,734	1,428	1,738	160	4,747	82,677	115,841
	構築物	1,526	34	25	3	129	1,406	4,809
	その他動産	—	—	—	—	—	—	—
	土地	211,301	—	2,801	3	—	208,499	
	建設仮勘定	94	347	423	—	—	18	—
	無形固定資産	2,818	—	0	0	2	2,815	88
	合計	303,476	1,810	4,989	166	4,879	295,417	120,738
令和3年度	件数	76	—	7			69	
	建物	82,677	2,171	941	—	4,642	79,265	116,503
	構築物	1,406	8	15	—	121	1,277	4,594
	その他動産	—	—	—	—	—	—	—
	土地	208,499	972	929	—	—	208,542	
	建設仮勘定	18	1,078	1,010	—	—	86	—
	無形固定資産	2,815	—	90	—	2	2,722	59
	合計	295,417	4,230	2,987	—	4,766	291,893	121,157
	件数	69	—	6			63	

(注)無形固定資産とは、借地権、電話加入権、水道施設利用権などです。

(19) 運用不動産処分益および処分損明細

(単位:百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損
土地	92	1,203	1,049	55
建物等	425	587	15	236
無形固定資産	—	0	—	0
合計	517	1,791	1,064	292

(20) 公共関係投融資の状況(新規取得・貸付額)

(単位:百万円、%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
公共債	1,151,588	100.0	974,592	100.0
国債	1,124,051	97.6	948,387	97.3
地方債	20,870	1.8	14,430	1.5
政府保証債	6,666	0.6	11,774	1.2
公共団体貸付	—	—	—	—
合計	1,151,588	100.0	974,592	100.0

(21) 海外投融資明細

(単位:百万円、%)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
外貨建資産	3,454,006	74.8	4,279,835	78.1
債券	1,606,438	34.8	2,140,543	39.0
株式	—	—	—	—
預金・その他	1,847,568	40.0	2,139,292	39.0
円貨額が確定した外貨建資産	—	—	—	—
債券	—	—	—	—
預金・その他	—	—	—	—
円貨建資産	1,163,229	25.2	1,201,732	21.9
外国政府等貸付	48,000	1.0	8,000	0.1
債券・その他	1,115,229	24.2	1,193,732	21.8
合計	4,617,235	100.0	5,481,567	100.0

(22) 海外投融資運用利回り

(単位:%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	海外投融資運用利回り			
		2.38		3.32

(23) 外貨建資産通貨別内訳

(単位:百万円、%)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
米ドル	1,931,505	54.4	2,760,125	63.0
ユーロ	1,618,516	45.6	1,617,876	37.0
その他	—	—	—	—
合計	3,550,022	100.0	4,378,001	100.0

(注)国内投融資の外貨建資産を含みます。

(24) 海外投融資地域別内訳

(単位:百万円、%)

区分			ヨーロッパ	北米	中南米	中東	アフリカ	アジア	オセアニア	国際機関	合計	
令和2年度末	有価証券	金額 (構成比)	2,010,251 (44.0)	1,571,958 (34.4)	832,527 (18.2)	— (—)	— (—)	— (—)	80,194 (1.8)	71,973 (1.6)	4,566,905 (100.0)	
		債券	金額 (構成比)	1,494,364 (69.7)	467,926 (21.8)	28,528 (1.3)	— (—)	— (—)	— (—)	80,194 (3.7)	71,973 (3.4)	2,142,988 (100.0)
		外国株式等	金額 (構成比)	515,886 (21.3)	1,104,031 (45.5)	803,999 (33.2)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2,423,917 (100.0)
		貸付金	金額 (構成比)	48,000 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	48,000 (100.0)

(単位:百万円、%)

区分			ヨーロッパ	北米	中南米	中東	アフリカ	アジア	オセアニア	国際機関	合計	
令和3年度末	有価証券	金額 (構成比)	1,944,017 (35.5)	2,320,130 (42.4)	1,040,959 (19.0)	— (—)	— (—)	— (—)	80,705 (1.5)	85,048 (1.6)	5,470,861 (100.0)	
		債券	金額 (構成比)	1,408,514 (53.4)	1,027,049 (38.9)	38,264 (1.4)	— (—)	— (—)	— (—)	80,705 (3.1)	85,048 (3.2)	2,639,582 (100.0)
		外国株式等	金額 (構成比)	535,503 (18.9)	1,293,081 (45.7)	1,002,694 (35.4)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2,831,279 (100.0)
		貸付金	金額 (構成比)	8,000 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	8,000 (100.0)

2 運用資産の時価情報(一般勘定)

(1) 有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区分	令和2年度末			令和3年度末		
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	
売買目的有価証券	—	—		—	—	

②有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区分	令和2年度末					令和3年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
責任準備金対応債券	35,694,339	40,773,265	5,078,926	5,203,660	124,734	34,840,153	38,645,665	3,805,512	4,144,905	339,393
満期保有目的の債券	3,362,273	4,470,333	1,108,060	1,108,060	—	3,360,448	4,297,157	936,709	936,709	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	12,850,678	14,892,727	2,042,048	2,168,949	126,900	14,212,632	15,995,754	1,783,122	2,218,240	435,118
公社債	5,772,283	5,984,117	211,833	258,562	46,728	5,607,009	5,628,441	21,431	155,661	134,229
株式	687,690	1,476,454	788,764	791,908	3,143	725,356	1,526,973	801,617	814,338	12,720
外国証券	3,941,107	4,566,905	625,798	650,028	24,229	4,810,637	5,470,861	660,224	808,840	148,616
外債	2,083,455	2,142,988	59,532	79,950	20,417	2,745,040	2,639,582	△ 105,458	12,961	118,419
外国株式等	1,857,651	2,423,917	566,266	570,078	3,812	2,065,596	2,831,279	765,682	795,879	30,196
その他の有価証券	2,430,520	2,845,115	414,595	467,393	52,798	3,056,176	3,355,385	299,208	438,760	139,551
譲渡性預金証書等	19,076	20,132	1,056	1,056	—	13,452	14,092	639	639	—
合 計	51,907,291	60,136,326	8,229,035	8,480,671	251,635	52,413,234	58,938,577	6,525,343	7,299,854	774,511
公社債	44,828,896	51,227,717	6,398,820	6,570,284	171,463	43,807,611	48,571,264	4,763,653	5,237,275	473,622
株式	687,690	1,476,454	788,764	791,908	3,143	725,356	1,526,973	801,617	814,338	12,720
外国証券	3,941,107	4,566,905	625,798	650,028	24,229	4,810,637	5,470,861	660,224	808,840	148,616
外債	2,083,455	2,142,988	59,532	79,950	20,417	2,745,040	2,639,582	△ 105,458	12,961	118,419
外国株式等	1,857,651	2,423,917	566,266	570,078	3,812	2,065,596	2,831,279	765,682	795,879	30,196
その他の有価証券	2,430,520	2,845,115	414,595	467,393	52,798	3,056,176	3,355,385	299,208	438,760	139,551
譲渡性預金証書等	19,076	20,132	1,056	1,056	—	13,452	14,092	639	639	—

(注)有価証券のほか、譲渡性預金証書、コマーシャルペーパーなどの金銭債権を含みます。

<時価のない有価証券>

(単位:百万円)

区分	令和2年度末	令和3年度末
	帳簿価額	帳簿価額
責任準備金対応債券	—	—
満期保有目的の債券	—	—
子会社・関連会社株式	—	—
その他有価証券	116,073	123,660
公社債	—	—
株式	—	—
外国証券	—	—
外債	—	—
外国株式等	—	—
その他の有価証券	116,073	123,660
譲渡性預金証書等	—	—
合計	116,073	123,660

(注)有価証券のほか、譲渡性預金証書、コマーシャルペーパーなどの金銭債権を含みます。

(2) 金銭の信託の時価情報

① 金銭の信託

(単位:百万円)

区分	令和2年度末			令和3年度末		
	貸借対照表 計上額	時価額	差損益	貸借対照表 計上額	時価額	差損益
金銭の信託	230,522	230,522	-	240,905	240,905	-

② 売買目的有価証券の金銭の信託

(単位:百万円)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	6,817	-	6,779	-

③ 満期保有目的の債券・責任準備金対応債券・その他有価証券の金銭の信託

(単位:百万円)

区分	令和2年度末			令和3年度末		
	帳簿価額	時価	差損益	帳簿価額	時価	差損益
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券	180,307	223,705	43,398	172,424	234,126	61,702

(3) デリバティブ取引について

① 取引の内容

- JA共済連が利用対象としているデリバティブ取引は、次のとおりです。
- ・金利関連：金利スワップ取引、金利スワップション取引等
 - ・通貨関連：為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引等
 - ・株式関連：株価指数先物取引、株式オプション取引等
 - ・債券関連：債券先物取引、債券オプション取引等

② 取組方針

資産運用の効率化を図る観点から、リスクヘッジなど現物資産運用を補完する目的でデリバティブ取引を活用しており、収益の獲得を目的とする投機的な取引は行わないこととしています。

③ リスクの内容

JA共済連が利用対象としているデリバティブ取引については、市場リスク(金利・株価・為替などの変動リスク)および信用リスク(取引相手先の倒産などにより契約不履行に陥るリスク)があります。ただし、市場リスクについては、デリバティブ取引がリスクヘッジなど現物資産運用を補完することを目的としていることから、限定的であると考えています。

また、信用リスクについては、国内外の証券取引所を通じた取引または信用度の高い取引先を相手としていることから、契約が履行されないリスクは小さいものと考えています。

なお、このようにリスクヘッジの目的でデリバティブ取引を行う場合、デリバティブ取引のみの情報をみるのではなく、ヘッジ対象となっている資産の時価情報とあわせてみる必要があります。

④ リスク管理体制

デリバティブ取引の目的および種類ごとに取引限度額等を規定するとともに、その取引については、運用事務管理部門(バックオフィス)が取引内容について外部証憑との照合により確認するなど、投融資執行部門(フロントオフィス)に対する牽制が働く体制としています。

また、投融資執行部門においてリスク管理を行うとともに、資産運用リスク管理部門(ミドルオフィス)がデリバティブ取引と有価証券をあわせた全体のリスクの状況を定期的に把握し、理事会および経営管理委員会に報告しています。

(4) デリバティブ取引の時価情報

① 差損益の内訳

(単位:百万円)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	差損益	差損益	差損益	差損益
金利関連	-		70	
通貨関連	△ 57,451		△ 124,638	
株式関連	-		-	
債券関連	-		-	
その他	-		-	
合 計	△ 57,451		△ 124,568	

(注)差損益は、損益計算書に計上しています。

②金利関連

(単位:百万円)

区分	種類	令和2年度末				令和3年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	円建金利スワップ 固定金利受取／ 変動金利支払	-	-	-	-	13,000	13,000	70	70

(注) 1. 「契約額等」欄には、想定元本を記載しています。

2. 「差損益」欄には、時価を記載しております。

③通貨関連

(単位:百万円)

区分	令和2年度末			令和3年度末				
	契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益		
為替予約取引	米ドル／円	売 建	691,447	729,628	△ 38,181	1,251,294	1,341,295	△ 90,000
	買 建	130,522	138,091	7,568	128,495	138,057	9,562	
	ユーロ／円	売 建	1,022,101	1,048,940	△ 26,839	1,122,519	1,167,982	△ 45,462
	買 建	-	-	-	30,204	31,466	1,262	
合 計				△ 57,451			△ 124,638	

④株式関連(令和2年度および令和3年度において期末残高はありません。)

⑤債券関連(令和2年度および令和3年度において期末残高はありません。)

⑥その他(該当するものはありません。)

3 確定拠出年金共済にかかる特別勘定資産の運用概況

確定拠出年金共済については、一般勘定とは別に、特別勘定を設けて運用を行っています。

バランス型ポートフォリオを構築し、ローリスク型の運用を基本として中長期の資産配分の目安をベースに市場動向にきめ細かに対応することで、資産の着実な成長と中長期的な観点に立った収益の獲得をめざしています。運用にあたっては、主として、JA共済連の運用方針に基づき、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社により設定される適格機関投資家専用私募投資信託を用いています。

国内株式は、企業業績が回復したものの、変異型コロナウイルス拡大やロシア・ウクライナ情勢悪化を受け、もみ合いで推移しました。海外株式は、良好な企業業績を背景に上昇基調で推移しました。海外金利は、堅調な景気動向や利上げ観測の高まりを背景にもみ合い後上昇しました。国内金利は、日銀の金融緩和政策により横ばい推移後、米国金利上昇を受け年度末にかけて上昇しました。為替(対ドル)は、日米金利差拡大を背景に円安基調で推移しました。為替(対ユーロ)は、もみ合い推移後、量的緩和縮小のスケジュールが前倒しされたことを受け年度末に円安となりました。

このような運用環境のなか、結果として当年度の年間收益率は1.12%となりました。

(当年度末の資産残高は、前年度末の60百万円に対し2百万円増加の63百万円となっています。)

(注)確定拠出年金共済特別勘定の收益率について

確定拠出年金共済特別勘定の「收益率」は、お預かりした共済掛金のうち、特別勘定で運用している間に生ずる費用(共済契約関係費、資産運用関係費)を控除した部分の伸び率を示したもので、共済掛金全体に対するものではありません。

その他諸表

1 外部出資明細

(単位:百万円)

出資先		令和3年度			
		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統	農林中央金庫 全国農業協同組合連合会 系統(120団体)計	4,029 481 34,617	— — —	— — 7	4,029 481 34,609
系統外	日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株) JA三井リース(株) 全共連第1回劣後ローン流動化(株) 系統外(133社・55団体)計	77 1,046 — 10,346	— — 2,712 2,745	— — 30 280	77 1,046 2,681 12,812
子会社等	JA共済ビジネスサポート(株) (株)中央コンピュータシステム JA共済損害調査(株) 共栄火災海上保険(株) 系統債権管理回収機構(株) アグリビジネス投資育成(株) 農林中金全共連アセットマネジメント(株) 子会社等(39社)計	98 185 70 56,797 148 613 1,767 63,920	— — — — — — 0	— — — — — — 1,357	98 185 70 56,797 148 613 917 62,562
	合計(172社・175団体)	108,884	2,745	1,645	109,984

(注)当期末残高が50百万円以上の出資先のうち主たる出資先を表示しています。

2 業務用固定資産明細

(単位:百万円)

種類	令和3年度								期末簿価(A)-(B)	
	取得原価						減価償却			
	前期首残高	当期首残高	当期増加額	当期減少額	うち減損損失	当期末残高(A)	当期償却額	累計額(B)		
有形固定資産	建物	85,994	87,861	1,928	624	5	89,165	1,771	57,330	31,834
	構築物	3,307	3,252	17	11	—	3,258	50	2,803	455
	機械装置	147	141	—	—	—	141	0	138	3
	車両運搬具	438	461	38	48	—	451	52	338	112
	器具備品	29,865	28,653	1,279	3,453	—	26,479	2,297	21,983	4,496
	土地	36,475	36,302	35	2	2	36,335			36,335
	リース資産	2,930	5,046	—	—	—	5,046	440	1,161	3,885
	建設仮勘定	1,691	82	2,508	2,573	—	18			18
	計	160,850	161,801	5,808	6,713	7	160,897	4,613	83,754	77,142
無形固定資産	ソフトウェア	10,326	12,062	7,678	4,464	—	15,276	4,464		15,276
	ソフトウェア仮勘定	49,174	49,231	16,008	7,678	—	57,560			57,560
	その他無形固定資産	89	93	6	3	—	96	2		96
	計	59,590	61,387	23,693	12,146	—	72,934	4,467		72,934
合計		220,441	223,189	29,502	18,859	7	233,831	9,080	83,754	150,077

(注)業務用固定資産とは、JA共済連が事業を行ううえで必要な動産および不動産のことをいいます。

業績

経営諸指標

財務諸表

その他諸表

JA共済連および
子会社の状況(連結)JA共済連
本部・全国本部の概要JA共済連
事業実績の概要
(参考)

3 出資金および積立金明細(剰余金処分前)

(単位:百万円)

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
令和2年度	出資金	756,537	—	756,537
	資本準備金	—	—	—
	利益剰余金	2,235,966	321,936	2,314,394
	利益準備金	414,080	16,298	430,379
	その他利益剰余金	1,821,886	305,638	243,509
	特別危険積立金	131,287	4,720	136,007
	災害救援積立金	29,164	835	27,304
	共済契約特別積立金	1,285,785	38,970	1,324,756
	交通事故対策基金	68,394	781	67,779
	経営基盤整備積立金	32,822	67,177	27,894
	地域・農業活性化積立金	71,845	6,275	70,869
	特別積立金	—	—	—
	当期末処分剰余金	202,585	186,877	160,059
	処分未済持分	—	—	—
令和3年度	出資金	756,537	—	756,537
	資本準備金	—	—	—
	利益剰余金	2,314,394	333,995	259,861
	利益準備金	430,379	20,685	451,064
	その他利益剰余金	1,884,014	313,309	259,861
	特別危険積立金	136,007	2,342	138,349
	災害救援積立金	27,304	2,695	1,013
	共済契約特別積立金	1,324,756	48,492	1,373,248
	交通事故対策基金	67,779	769	1,354
	経営基盤整備積立金	27,894	72,105	61,854
	地域・農業活性化積立金	70,869	8,047	11,698
	特別積立金	—	—	—
	当期末処分剰余金	229,403	178,858	183,941
	処分未済持分	—	—	—

4 責任準備金の積立方式および積立率

(1) 責任準備金の積立方式・積立率

項目	令和2年度末	令和3年度末
積立方式	平準純共済掛金式	平準純共済掛金式
積立率(異常危険準備金を除く)	100.0%	100.0%

(注) 積立率の計算式 (実際に積み立てている共済掛金積立金+未経過共済掛金)÷(平準純共済掛金式による共済掛金積立金+未経過共済掛金)×100%

(2) 責任準備金の残高(契約年度別)

契約年度	責任準備金残高		予定利率
	令和2年度末	令和3年度末	
~1980年度	—	—	—
1981年度～1985年度	458,860	427,215	1.75%～5.50%
1986年度～1990年度	2,652,647	2,562,736	1.75%～6.00%
1991年度～1995年度	6,667,657	6,273,061	1.75%～5.50%
1996年度～2000年度	3,042,017	3,011,909	1.75%～3.75%
2001年度～2005年度	2,249,708	2,117,358	1.00%～2.25%
2006年度～2010年度	4,740,305	4,550,968	1.00%～1.75%
2011年度	2,423,762	1,989,567	1.00%～1.75%
2012年度	3,348,727	3,276,099	1.00%～1.75%
2013年度	2,017,237	1,979,899	1.00%～1.75%
2014年度	2,061,281	2,037,968	1.00%～1.75%
2015年度	2,337,688	2,336,693	0.40%～1.75%
2016年度	3,610,747	2,295,121	0.40%～1.75%
2017年度	2,148,795	2,146,789	0.40%～1.00%
2018年度	2,927,355	2,918,968	0.40%～1.00%
2019年度	1,998,703	2,214,300	0.30%～0.80%
2020年度	1,919,935	2,156,041	0.30%～0.80%
2021年度	—	1,852,171	0.30%～0.80%
合計	44,605,433	44,146,872	

(注) 1. 責任準備金残高には、一般勘定の共済掛金積立金(退職年金共済、国民年金基金共済および確定拠出年金共済の共済掛金積立金を除く)を記載しています。

なお、退職年金共済、国民年金基金共済および確定拠出年金共済(一般勘定)の共済掛金積立金の合計は、令和2年度末542,082百万円、令和3年度末541,889百万円となっています。

2. 予定利率については、各契約年度ごとの共済掛金積立金にかかる主な予定利率を記載しています。

5 共済契約準備金明細

(単位:百万円)

種類	令和2年度末	増減額	令和3年度末	増減額
			令和3年度末	
生命総合共済	529,293	28,456	526,794	△ 2,499
その他生命共済	—	△ 6	4	4
団体定期生命共済	2,140	515	2,043	△ 96
定額定期生命共済	9	7	8	△ 0
団体共済	—	—	—	—
退職年金共済	—	—	—	—
団体生存共済	—	—	—	—
国民年金基金共済	—	—	—	—
確定拠出年金共済	—	—	—	—
最高損害責任共済	建物更生共済	360,526	63,037	364,060
	農機具更新共済	—	—	—
自動車共済	64,871	△ 5,315	63,673	△ 1,197
その他損害共済	火災共済	589	106	347
	団体建物火災共済	908	364	542
	傷害共済	1,110	△ 154	1,108
	農機具損害共済	—	—	—
	賠償責任共済	158	24	84
	自動車損害賠償責任共済	15,441	△ 1,865	14,792
	建物短期再共済	729	△ 158	504
支払準備金	合計	975,780	85,010	973,965
				△ 1,814

(単位:百万円)

種類		令和2年度末	増減額	令和3年度末	増減額
責任準備金	生命総合共済	35,988,271 (651,325)	658,136	36,752,824 (737,598)	764,553
	その他生命共済	8,765 (165)	215	8,765 (174)	△ 0
	団体定期生命共済	6,267 (6,141)	410	6,785 (6,657)	518
	定額定期生命共済	17 (7)	△ 1	16 (6)	△ 1
	退職年金共済	551,753 (9,681)	366	552,046 (10,229)	292
	団体生存共済	— (—)	—	— (—)	—
	国民年金基金共済	1 (0)	0	1 (0)	0
	確定拠出年金共済	85 (0)	△ 3	85 (0)	0
	建物更生共済	13,140,003 (2,104,048)	△ 877,537	12,177,735 (2,141,987)	△ 962,267
	農機具更新共済	— (—)	—	— (—)	—
	自動車共済	454,904 (305,252)	18,385	462,058 (315,672)	7,153
	その他損害共済	33,927 (15,876)	△ 991	33,173 (15,684)	△ 753
	団体建物火災共済	28,172 (25,000)	△ 332	29,010 (25,325)	837
	傷害共済	18,072 (12,726)	△ 1,011	17,567 (12,275)	△ 504
	農機具損害共済	— (—)	—	— (—)	—
	賠償責任共済	844 (566)	△ 49	733 (475)	△ 110
	自動車損害賠償責任共済	176,774 (—)	2,586	177,902 (—)	1,127
	建物短期再共済	51,464 (46,081)	1,373	52,352 (47,105)	887
合計		50,459,326 (3,176,872)	△ 198,452	50,271,061 (3,313,191)	△ 188,265

(注)責任準備金欄の()内は、異常危険準備金を表示しています。

(単位:百万円)

種類		令和2年度末	増減額	令和3年度末	増減額
契約者割戻準備金	生命総合共済	421,351	3,572	419,285	△ 2,065
	その他生命共済	0	△ 1	0	△ 0
	団体定期生命共済	5,676	△ 837	7,582	1,906
	定額定期生命共済	—	—	—	—
	退職年金共済	913	△ 262	911	△ 2
	団体生存共済	—	—	—	—
	国民年金基金共済	—	—	—	—
	確定拠出年金共済	—	—	—	—
	建物更生共済	133,548	△ 22,381	121,592	△ 11,955
	農機具更新共済	—	—	—	—
	自動車共済	—	—	—	—
	その他損害共済	—	—	—	—
	団体建物火災共済	—	—	—	—
	傷害共済	—	—	—	—
	農機具損害共済	—	—	—	—
	賠償責任共済	—	—	—	—
	自動車損害賠償責任共済	—	—	—	—
	建物短期再共済	—	—	—	—
合計		561,490	△ 19,910	549,372	△ 12,118

6 引当金明細表

(単位:百万円)

項目		令和2年度末	当期増減額	令和3年度末	当期増減額
貸 倒 引 当 金	(一般貸倒引当金)	2,829	△ 365	2,474	△ 354
	(個別貸倒引当金)	2,456	△ 299	2,127	△ 328
		372	△ 65	347	△ 25
外部出資等損失引当金		708	47	713	4
諸 引 當 金	賞 与 引 当 金	2,764	109	2,922	157
	退 職 給 付 引 当 金	39,502	△ 1,376	38,337	△ 1,165
	役員退職慰労引当金	259	△ 25	310	50
	小 計	42,527	△ 1,291	41,569	△ 958
価 格 変 動 準 備 金		1,202,747	39,026	1,290,080	87,333
合 計		1,248,811	37,416	1,334,837	86,025

(注) 1. 個別貸倒引当金は、取立不能見込額(令和3年度末:31百万円、令和2年度末:31百万円)を減額した後の金額です。

2. 貸倒引当金および外部出資等損失引当金は、貸借対照表の資産の部に控除項目として表示しています。

7 特定の海外債権残高

令和2年度および令和3年度において該当するものはありません。

(注) 特定の海外債権とは、発展途上国や国内情勢が不安定な国等、特定の海外向け債権をいいます。

8 事業費明細表

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
事 業 普 及 費	24,233	22,188
事 業 管 理 費	113,450	116,672
合 計	137,684	138,860

9 部門別直接事業収益・直接事業費用明細(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:百万円)

種類	生命総合 共済部門	その他生命 共済部門	団体 共済部門	長期損害 共済部門	自動車 共済部門	その他損害 共済部門	自賠責 共済部門	建物短期 再共済部門	部門外 勘定	合計
直接事業収益	2,868,429	26,246	32,368	1,359,885	276,925	24,975	47,495	16,314	5	4,652,645
受入共済掛金	2,868,403	26,246	32,368	1,359,081	269,345	24,960	47,363	11,877	—	4,639,646
再保険金	13	—	—	143	149	1	—	2,462	—	2,770
再保険払戻金	2	—	—	—	—	—	—	10	—	13
その他の直接事業収益	9	—	—	661	7,430	13	132	1,963	5	10,214
直接事業費用	2,576,293	21,129	39,043	2,414,331	191,691	16,426	44,788	15,636	8	5,319,350
支払払戻金	22,072	8	0	22,503	5,744	467	1,332	30	—	52,159
支払返戻金	652,848	376	5,091	600,708	—	—	—	—	—	1,259,025
支払共済金	1,870,091	15,338	32,918	1,709,700	180,248	14,883	41,815	5,959	—	3,870,956
支払割戻金	30,210	5,405	911	22,239	—	—	—	—	—	58,766
再保険料	55	—	—	58,624	584	1,041	—	5,029	—	65,335
その他の直接事業費用	1,015	0	122	555	5,114	33	1,640	4,616	8	13,108

(注) 1. 生命総合共済部門は生命総合共済の額、その他生命共済部門は財産形成貯蓄共済、団体定期生命共済および定額定期生命共済の合計額、団体共済部門は退職年金共済、団体生存共済、国民年金基金共済および確定拠出年金共済の合計額、長期損害共済部門は建物更生共済および農機具更新共済の合計額、自動車共済部門は自動車共済の額、その他損害共済部門は火災共済、

団体建物火災共済、傷害共済、農機具損害共済および賠償責任共済の合計額、自賠責共済部門は自動車損害賠償責任共済の額、建物短期再共済部門は建物短期再共済の額をそれぞれ記載しています。

2. 再保険の取組状況については、P.28をご覧ください。

JJA共済連および子会社の状況(連結)

1 直近事業年度における事業の概況

JA共済連および子会社、子法人等は、共済事業および保険事業、共済事業と保険事業に付随するソフトウェア開発や資金運用関連等の事業を営んでいます。JA共済連の令和3年度の連結財務諸表における連結対象としては、連結子会社・子法人等が1社(国内会社)、持分法適用関連法人等が1社(国内会社)であり、当連結会計年度の経常収益は6兆2,515億円、経常費用は6兆673億円、経常利益は1,841億円となりました。また、総資産額は58兆7,250億円となりました。

2 主要な業務の状況を示す指標(連結)

科 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	(単位:億円) 令和3年度
経常収益	60,315	69,035	64,408	62,488	62,515
経常利益	2,241	1,572	1,455	1,765	1,841
当期剰余金	1,177	895	821	1,085	1,096
純資産額(純資産の部合計)	39,086	39,901	37,080	46,465	45,456
総資産額(資産の部合計)	587,740	586,751	577,357	585,851	587,250

3 連結貸借対照表

科 目	令和2年度末	令和3年度末	増減額	前年度比
資産の部				
現金	5	4	△ 1	74.4
預金	918,596	644,658	△ 273,938	70.2
金銭の信託	230,522	240,905	10,383	104.5
金銭債権	20,132	14,092	△ 6,040	70.0
有価証券	54,516,592	54,754,486	237,893	100.4
貸付金	668,684	568,919	△ 99,764	85.1
運用不動産	302,919	298,954	△ 3,965	98.7
有形固定資産	300,104	296,232	△ 3,871	98.7
無形固定資産	2,815	2,722	△ 93	96.7
業務用固定資産	181,133	190,150	9,017	105.0
有形固定資産	119,595	117,065	△ 2,529	97.9
建物	45,497	44,895	△ 601	98.7
土地	62,088	61,843	△ 245	99.6
その他の有形固定資産	12,009	10,326	△ 1,683	86.0
無形固定資産	61,538	73,085	11,547	118.8
資本貸付金	200,000	200,000	—	100.0
外部出資	57,484	57,666	181	100.3
その他資産	424,720	551,550	126,830	129.9
繰延税金資産	1,067,992	1,206,932	138,940	113.0
貸倒引当金	△ 2,909	△ 2,550	358	87.7
外部出資等損失引当金	△ 708	△ 713	△ 4	100.7
資産の部合計	58,585,166	58,725,057	139,890	100.2
負債の部				
共済契約準備金	52,436,413	52,218,192	△ 218,221	99.6
諸引当金	3,160	3,378	218	106.9
退職給付に係る負債	58,882	55,160	△ 3,722	93.7
その他負債	229,934	604,519	374,584	262.9
価格変動準備金	1,207,005	1,295,033	88,027	107.3
再評価に係る繰延税金負債	3,189	3,104	△ 84	97.3
負債の部合計	53,938,585	54,179,388	240,802	100.4
純資産の部				
出資金	756,537	756,537	—	100.0
利益剰余金	2,321,929	2,402,789	80,859	103.5
会員資本合計	3,078,467	3,159,326	80,859	102.6
その他有価証券評価差額金	1,545,089	1,362,477	△ 182,611	88.2
退職給付に係る調整累計額	△ 10,004	△ 8,723	1,280	87.2
評価・換算差額等合計	1,535,084	1,353,753	△ 181,331	88.2
非支配株主持分	33,028	32,589	△ 439	98.7
純資産の部合計	4,646,580	4,545,668	△ 100,911	97.8
負債及び純資産の部合計	58,585,166	58,725,057	139,890	100.2

4 連結損益計算書

(単位:百万円、%)

科目	令和2年度	令和3年度	増減額	前年度比
経常収益	6,248,817	6,251,568	2,751	100.0
直接事業収益	4,864,055	4,882,559	18,504	100.4
共済契約準備金戻入額	274,949	262,460	△ 12,489	95.5
財産運用収益	1,100,936	1,094,347	△ 6,589	99.4
利息及び配当金収入	898,496	788,620	△ 109,875	87.8
金銭の信託運用益	—	16,582	16,582	—
有価証券売却益	102,517	117,423	14,905	114.5
有価証券償還益	42	—	△ 42	—
その他の運用収益	99,880	171,721	71,840	171.9
その他経常収益	8,875	12,201	3,325	137.5
経常費用	6,072,256	6,067,375	△ 4,880	99.9
直接事業費用	5,512,043	5,534,542	22,499	100.4
共済契約準備金繰入額	98,587	13,570	△ 85,016	13.8
財産運用費用	170,343	184,671	14,328	108.4
金銭の信託運用費	13,288	—	△ 13,288	—
有価証券売却損	41,202	5,670	△ 35,531	13.8
有価証券評価損	466	66	△ 399	14.3
有価証券償還損	135	145	10	107.6
その他の運用費用	115,250	178,788	63,538	155.1
価格変動準備金繰入額	39,712	88,027	48,315	221.7
事業普及費	24,232	22,187	△ 2,045	91.6
事業管理費	141,900	145,367	3,467	102.4
その他経常費用	85,436	79,007	△ 6,428	92.5
経常利益	176,560	184,193	7,632	104.3
特別利益	2,960	2,207	△ 753	74.5
特別損失	5,540	2,794	△ 2,746	50.4
税金等調整前当期剩余	173,980	183,606	9,625	105.5
法人税等合計	30,032	33,939	3,907	113.0
法人税、住民税及び事業税	98,041	101,902	3,860	103.9
法人税等調整額	△ 68,009	△ 67,962	46	99.9
契約者割戻準備金繰入額	33,460	37,242	3,782	111.3
当期利益	110,488	112,423	1,935	101.8
非支配株主に帰属する当期利益	1,928	2,759	831	143.1
当期剩余金	108,559	109,663	1,104	101.0

5 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科目	令和2年度	令和3年度
利益剰余金期首残高	2,238,370	2,321,929
利益剰余金增加高	108,559	109,663
当期剰余金	108,559	109,663
利益剰余金減少高	25,000	28,804
配当金	25,000	28,804
利益剰余金期末残高	2,321,929	2,402,789

6 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期剰余	173,980	183,606
運用不動産減価償却費	5,057	4,937
業務用固定資産減価償却費	18,498	10,700
減損損失	565	571
支払備金の増減額(△は減少)	84,471	△ 2,043
責任準備金の増減額(△は減少)	△ 214,211	△ 203,884
契約者割戻金据置利息繰入額	9,613	9,627
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 373	△ 358
外部出資等損失引当金の増減額(△は減少)	47	4
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 4,855	△ 4,910
その他引当金の増減額(△は減少)	△ 1	218
価格変動準備金の増減額(△は減少)	39,712	88,027
利息及び配当金等収入	△ 898,496	△ 788,620
有価証券関係損益(△は益)	△ 154,334	△ 280,976
支払利息	509	1,425
運用不動産関係損益(△は益)	1,361	△ 6
業務用固定資産関係損益(△は益)	1,576	1,628
持分法による投資損益(△は益)	△ 519	△ 1,119
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 18,732	△ 30,016
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	△ 2,794	280
事業分量配当金の支払額	△ 9,869	△ 13,673
その他	112,198	144,943
小 計	△ 856,596	△ 879,637
利息及び配当金等の受取額	927,019	812,186
利息の支払額	△ 544	△ 646
契約者割戻金の支払額	△ 62,623	△ 58,767
法人税等の支払額	△ 75,257	△ 94,256
その他	3,886	4,137
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 64,115	△ 216,984
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	32	7
金銭の信託の増加による支出	—	△ 27,007
金銭の信託の減少による収入	68,380	51,510
金銭債権の売却・償還による収入	5,665	5,623
有価証券の取得による支出	△ 2,724,254	△ 3,263,186
有価証券の売却・償還による収入	2,837,925	3,103,489
貸付けによる支出	△ 62,915	△ 52,934
貸付金の回収による収入	146,375	152,619
外部出資による支出	△ 105	△ 2,745
外部出資の売却等による収入	41	4,299
その他	△ 38,100	△ 96,630
2① 小 計	233,045	△ 124,955
(1+2①)	168,930	△ 341,940
運用不動産の取得による支出	△ 1,546	△ 4,078
運用不動産の売却による収入	2,826	2,512
業務用固定資産の取得による支出	△ 19,019	△ 21,311
業務用固定資産の売却による収入	428	282
その他	△ 37	△ 55
投資活動によるキャッシュ・フロー	215,698	△ 147,605
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	—	200,000
リース債務の返済による支出	△ 1,426	△ 112
出資配当金の支払額	△ 15,130	△ 15,130
非支配株主への配当金支払額	△ 98	△ 105
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,655	184,651
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)		
現金及び現金同等物の期首残高	134,927	△ 179,939
現金及び現金同等物の期末残高	988,319	1,123,246
現金及び現金同等物の期末残高	1,123,246	943,307

(注) 1. 2①は、財産運用活動によるキャッシュ・フローです。

2. (1+2①)は、事業活動によるキャッシュ・フローと財産運用活動によるキャッシュ・フローの合計です。

7 連結注記表

	令和2年度	令和3年度
I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記	<p>1. 連結の範囲に関する事項 連結される子会社及び子法人等数 1社 連結される子会社及び子法人等は、共栄火災海上保険株式会社です。 主要な非連結の子会社及び子法人等は、株式会社中央コンピュータシステム、J A 共済損害調査株式会社、全共連アメリカ投資顧問株式会社、全共連イギリス投資顧問株式会社です。 非連結の子会社及び子法人等については、総資産、経常収益、当期損益及び剰余金の観点からみて、いずれも小規模であり、当組織集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いています。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社 持分法適用の関連法人等数 1社 持分法適用の関連法人等は、農林中金全共連アセツトマネジメント株式会社です。 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（株式会社中央コンピュータシステム、J A 共済損害調査株式会社ほか）及び関連法人等（系統債権管理回収機構株式会社ほか）については、それぞれ連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p> <p>3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日と一致しています。</p> <p>4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計年度中に確定した剰余金処分に基づいて作成しています。</p> <p>5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の短期投資を計上しています。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 連結される子会社及び子法人等数 1社 連結される子会社及び子法人等は、共栄火災海上保険株式会社です。 主要な非連結の子会社及び子法人等は、株式会社中央コンピュータシステム、J A 共済損害調査株式会社、全共連アメリカ投資顧問株式会社、全共連イギリス投資顧問株式会社です。 非連結の子会社及び子法人等については、総資産、経常収益、当期損益及び剰余金の観点からみて、いずれも小規模であり、当組織集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いています。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社 持分法適用の関連法人等数 1社 持分法適用の関連法人等は、農林中金全共連アセツトマネジメント株式会社です。 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（株式会社中央コンピュータシステム、J A 共済損害調査株式会社ほか）及び関連法人等（系統債権管理回収機構株式会社ほか）については、それぞれ連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p> <p>3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日と一致しています。</p> <p>4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計年度中に確定した剰余金処分に基づいて作成しています。</p> <p>5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の短期投資を計上しています。</p>
II. 繼続組合の前提に関する注記	該当事項はありません。	該当事項はありません。
III. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 有価証券（「有価証券」のほか「金銭債権」と「外部出資」中の有価証券を含みます。）の評価基準及び評価方法は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 売買目的の有価証券 時価（売却原価の算定は移動平均法）により評価しています。 ② 満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価（定額法）により評価しています。 ③ 子会社株式及び関連会社株式 本会の子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価により評価しています。 なお、本会の子会社株式とは、「農業協同組合法施行規則」第6条第2項に規定する子法人等が発行する株式のことであり、本会の関連会社株式とは、「農業協同組合法施行規則」第6条第3項に規定する関連法人等が発行する株式のことです。 ④ 責任準備金対応債券 移動平均法による償却原価（定額法）により評価しています。 なお、「責任準備金対応債券」とは、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号 平成12年11月16日）に準じた一定の要件を満たす円貨建債券を分類したものです。 ⑤ その他有価証券 ア 時価のあるもの 国内株式については当連結会計年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）、それ以外の有価証券については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）により評価しています。 イ 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価により評価しています。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。 	<p>1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 有価証券（「有価証券」のほか「金銭債権」と「外部出資」中の有価証券を含みます。）の評価基準及び評価方法は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 売買目的の有価証券 時価（売却原価の算定は移動平均法）により評価しています。 ② 満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価（定額法）により評価しています。 ③ 子会社株式及び関連会社株式 本会の子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価により評価しています。 なお、本会の子会社株式とは、「農業協同組合法施行規則」第6条第2項に規定する子法人等が発行する株式のことであり、本会の関連会社株式とは、「農業協同組合法施行規則」第6条第3項に規定する関連法人等が発行する株式のことです。 ④ 責任準備金対応債券 移動平均法による償却原価（定額法）により評価しています。 なお、「責任準備金対応債券」とは、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号 平成12年11月16日）に準じた一定の要件を満たす円貨建債券を分類したものです。 ⑤ その他有価証券 ア 市場価格のない株式等以外のもの 有価証券の評価は当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）により評価しています。 イ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価により評価しています。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

	令和2年度	令和3年度
III. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>(2) 金銭の信託 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(1)の有価証券と同様の方法によっています。 また、評価は信託の契約単位ごとに行い、その評価額の合計額を連結貸借対照表に計上しています。</p> <p>(3) デリバティブ取引 時価により評価しています。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法 運用不動産及び業務用固定資産の減価償却の方法は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法により償却しています。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しています。 なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しています。</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。</p> <p>4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、債権の貸倒れ等による損失に備えるため、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、以下のとおり計上しています。 ① 破産・会社更生・特別清算・民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」といいます。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下、「実質破綻先」といいます。）に対する債権については、下記Ⅳ. 1. に記載されている直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。 また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」といいます。）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 ② 上記以外の債権については、過去の一定期間ににおける貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。 ③ すべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が検証しており、その査定結果に基づいて引当金の計上を行っています。</p> <p>(2) 外部出資等損失引当金 外部出資等損失引当金は、外部出資先への出資に係る損失に備えるため、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、必要と認められる額を計上しています。</p> <p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、職員賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>(5) 値格変動準備金 本会の値格変動準備金は、「農業協同組合法」第11条の34の規定に基づく準備金であり、「農業協同組合法施行規則」第36条の規定に基づいて算出した所要額を計上しています。 連結子会社の値格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。</p> <p>5. 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。 退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。</p>	<p>(2) 金銭の信託 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(1)の有価証券と同様の方法によっています。 また、評価は信託の契約単位ごとに行い、その評価額の合計額を連結貸借対照表に計上しています。</p> <p>(3) デリバティブ取引 時価により評価しています。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法 運用不動産及び業務用固定資産の減価償却の方法は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法により償却しています。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しています。 なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しています。</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。</p> <p>4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、債権の貸倒れ等による損失に備えるため、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、以下のとおり計上しています。 ① 破産・会社更生・特別清算・民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」といいます。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下、「実質破綻先」といいます。）に対する債権については、下記Ⅳ. 1. に記載されている直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。 また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」といいます。）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 ② 上記以外の債権については、過去の一定期間ににおける貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。 ③ すべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が検証しており、その査定結果に基づいて引当金の計上を行っています。</p> <p>(2) 外部出資等損失引当金 外部出資等損失引当金は、外部出資先への出資に係る損失に備えるため、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、必要と認められる額を計上しています。</p> <p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、職員賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>(5) 値格変動準備金 本会の値格変動準備金は、「農業協同組合法」第11条の34の規定に基づく準備金であり、「農業協同組合法施行規則」第36条の規定に基づいて算出した所要額を計上しています。 連結子会社の値格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。</p> <p>5. 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。 退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。</p>

III. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	令和2年度	令和3年度
(1) 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法について は、本会は給付算定式基準、連結子会社は期間定額基 準によっています。	(1) 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当 連結会計年度までの期間に帰属させる方法について は、本会は給付算定式基準、連結子会社は期間定額基 準によっています。	(1) 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当 連結会計年度までの期間に帰属させる方法について は、本会は給付算定式基準、連結子会社は期間定額基 準によっています。
(2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発 生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の 年数(10～13年)による定額法により按分した額を、 本会はそれぞれ発生の連結会計年度から、連結子会社 は翌連結会計年度から費用処理しています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費 用処理しています。	(2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発 生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の 年数(10～13年)による定額法により按分した額を、 本会はそれぞれ発生の連結会計年度から、連結子会社 は翌連結会計年度から費用処理しています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費 用処理しています。	(2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発 生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の 年数(10～13年)による定額法により按分した額を、 本会はそれぞれ発生の連結会計年度から、連結子会社 は翌連結会計年度から費用処理しています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費 用処理しています。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜経理方式 によっています。 但し、連結子会社の損害調査費、営業費及び一般管 理費等の費用は税込経理方式によっています。 なお、資産に係る控除対象外消費税率は、その他の 資産に計上し、5年間で均等償却しています。	6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜経理方式 によっています。 但し、連結子会社の損害調査費、営業費及び一般管 理費等の費用は税込経理方式によっています。 なお、資産に係る控除対象外消費税率は、その他の 資産に計上し、5年間で均等償却しています。	6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜経理方式 によっています。 但し、連結子会社の損害調査費、営業費及び一般管 理費等の費用は税込経理方式によっています。 なお、資産に係る控除対象外消費税率は、その他の 資産に計上し、5年間で均等償却しています。
7. 連結決算書類に記載した金額の端数処理の方法 連結決算書類に記載した金額は、百万円未満を切り 捨てて表示しています。	7. 連結決算書類に記載した金額の端数処理の方法 連結決算書類に記載した金額は、百万円未満を切り 捨てて表示しています。	7. 連結決算書類に記載した金額の端数処理の方法 連結決算書類に記載した金額は、百万円未満を切り 捨てて表示しています。
8. その他連結決算書類の作成のための基本となる重要な 事項	8. その他連結決算書類の作成のための基本となる重要な 事項	8. その他連結決算書類の作成のための基本となる重要な 事項
(1) 受入共済掛金 受入共済掛金は、収納があり、共済契約上の責任が 開始しているものについて、当該収納した金額により 計上しています。 なお、収納した共済掛金のうち、当連結会計年度末 時点において未経過となっている期間に応する部分 については、本会は「農業協同組合法」第11条の32 及び「農業協同組合法施行規則」第31条第1項第2号 の規定に基づき、責任準備金に積み立てています。 連結子会社の受入共済掛金の保険契約に関する会計 処理については、保険業法等の定めによっています。	(1) 受入共済掛金 受入共済掛金は、収納があり、共済契約上の責任が 開始しているものについて、当該収納した金額により 計上しています。 なお、収納した共済掛金のうち、当連結会計年度末 時点において未経過となっている期間に応する部分 については、本会は「農業協同組合法」第11条の32 及び「農業協同組合法施行規則」第31条第1項第2号 の規定に基づき、責任準備金に積み立てています。 連結子会社の受入共済掛金の保険契約に関する会計 処理については、保険業法等の定めによっています。	(1) 受入共済掛金 受入共済掛金は、収納があり、共済契約上の責任が 開始しているものについて、当該収納した金額により 計上しています。 なお、収納した共済掛金のうち、当連結会計年度末 時点において未経過となっている期間に応する部分 については、本会は「農業協同組合法」第11条の32 及び「農業協同組合法施行規則」第31条第1項第2号 の規定に基づき、責任準備金に積み立てています。
(2) 支払共済金、支払戻戻金、支払戻戻金、支払戻戻金(以下 「支払共済金等」といいます) 支払共済金等は、共済契約に基づく支払事由が発生 し、当該契約に基づいて算定された金額を支払った契 約について、当該金額により計上しています。 なお、本会は「農業協同組合法」第11条の33及び「農 業協同組合法施行規則」第33条の規定に基づき、当連 結会計年度末時点において支払義務が発生している が支払いが行われていない、または支払事由の報告を 受けていないが支払事由が既に発生したと認められ る共済金等について、支払準備金に積み立てています。 連結子会社の支払準備金の保険契約に関する会計処 理については、保険業法等の定めによっています。	(2) 支払共済金、支払戻戻金、支払戻戻金、支払戻戻金(以 下「支払共済金等」といいます) 支払共済金等は、共済契約に基づく支払事由が発生 し、当該契約に基づいて算定された金額を支払った契 約について、当該金額により計上しています。 なお、本会は「農業協同組合法」第11条の33及び「農 業協同組合法施行規則」第33条の規定に基づき、当連 結会計年度末時点において支払義務が発生している が支払いが行われていない、または支払事由の報告を 受けていないが支払事由が既に発生したと認められ る共済金等について、支払準備金に積み立てています。 連結子会社の支払準備金の保険契約に関する会計処 理については、保険業法等の定めによっています。	(2) 支払共済金、支払戻戻金、支払戻戻金、支払戻戻金(以 下「支払共済金等」といいます) 支払共済金等は、共済契約に基づく支払事由が発生 し、当該契約に基づいて算定された金額を支払った契 約について、当該金額により計上しています。 なお、本会は「農業協同組合法」第11条の33及び「農 業協同組合法施行規則」第33条の規定に基づき、当連 結会計年度末時点において支払義務が発生している が支払いが行われていない、または支払事由の報告を 受けていないが支払事由が既に発生したと認められ る共済金等について、支払準備金に積み立てています。 連結子会社の支払準備金の保険契約に関する会計処 理については、保険業法等の定めによっています。
(3) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、当連結会計年度末時点において、共 済契約上の責任が開始している契約について、共済契 約に基づく将来における債務の履行に備えるため、本 会は「農業協同組合法」第11条の3の規定に基づき、 共済掛金及び責任準備金の算出方法書(「農業協同組 合法」第11条の17第1項及び第2項)に記載された方 法に従って計算し、積み立てています。 責任準備金のうち共済掛金積立金については、「農 業協同組合法施行規則」第31条第4項の規定に基づ き、平準純共済掛金式により計算しています。	(3) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、当連結会計年度末時点において、共 済契約上の責任が開始している契約について、共済契 約に基づく将来における債務の履行に備えるため、本 会は「農業協同組合法」第11条の3の規定に基づき、 共済掛金及び責任準備金の算出方法書(「農業協同組 合法」第11条の17第1項及び第2項)に記載された方 法に従って計算し、積み立てています。 責任準備金のうち共済掛金積立金については、「農 業協同組合法施行規則」第31条第4項の規定に基づ き、平準純共済掛金式により計算しています。	(3) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、当連結会計年度末時点において、共 済契約上の責任が開始している契約について、共済契 約に基づく将来における債務の履行に備えるため、本 会は「農業協同組合法」第11条の3の規定に基づき、 共済掛金及び責任準備金の算出方法書(「農業協同組 合法」第11条の17第1項及び第2項)に記載された方 法に従って計算し、積み立てています。
(4) 責任準備金の対応債券 本会の責任準備金対応債券に関する事項は、以下の とおりです。	(4) 責任準備金の対応債券 本会の責任準備金対応債券に関する事項は、以下の とおりです。	(4) 責任準備金の対応債券 本会の責任準備金対応債券に関する事項は、以下の とおりです。
① 生命総合共済及び建物更生共済の当連結会計年度 末の保有契約から発生すると予測される支出額(共済 金・事業費等)のデュレーション(金利変動に対する 時価変動の程度を表す指標)と、当該保有契約から発 生すると予測される共済掛金のうち予め定められた 一定割合の収入額及び責任準備金対応債券とのデュ レーションが、定められた範囲となるように責任準備 金対応債券を管理しています。	① 生命総合共済及び建物更生共済の当連結会計年度 末の保有契約から発生すると予測される支出額(共済 金・事業費等)のデュレーション(金利変動に対する 時価変動の程度を表す指標)と、当該保有契約から発 生すると予測される共済掛金のうち予め定められた 一定割合の収入額及び責任準備金対応債券とのデュ レーションが、定められた範囲となるように責任準備 金対応債券を管理しています。	① 生命総合共済及び建物更生共済の当連結会計年度 末の保有契約から発生すると予測される支出額(共済 金・事業費等)のデュレーション(金利変動に対する 時価変動の程度を表す指標)と、当該保有契約から発 生すると予測される共済掛金のうち予め定められた 一定割合の収入額及び責任準備金対応債券とのデュ レーションが、定められた範囲となるように責任準備 金対応債券を管理しています。
② 責任準備金対応債券のデュレーション及び資金配 分に係る運用方針を理事会において定めており、収支 分析の結果に基づき運用方針の見直しを行っていま す。	② 責任準備金対応債券のデュレーション及び資金配 分に係る運用方針を理事会において定めており、収支 分析の結果に基づき運用方針の見直しを行っていま す。	② 責任準備金対応債券のデュレーション及び資金配 分に係る運用方針を理事会において定めており、収支 分析の結果に基づき運用方針の見直しを行っていま す。

	令和2年度	令和3年度																																																																								
III. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>③ 責任準備金対応債券に係る小区分の設定に当たっては、将来における一定期間の共済収支に基づくデュレーションを勘査した方法を採用しています。この方法に用いた将来の共済収支の期間は40年、保有契約から将来40年以内に発生すると予測される支出額のデュレーションは12.2年、保有契約から将来40年以内に発生すると予測される共済掛金のデュレーションは9.0年、責任準備金対応債券のデュレーションは12.8年です。</p> <p>(追加情報) 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 令和2年3月31日)を当連結会計年度から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しています。</p>	<p>③ 責任準備金対応債券に係る小区分の設定に当たっては、将来における一定期間の共済収支に基づくデュレーションを勘査した方法を採用しています。この方法に用いた将来の共済収支の期間は40年、保有契約から将来40年以内に発生すると予測される支出額のデュレーションは11.9年、保有契約から将来40年以内に発生すると予測される共済掛金のデュレーションは8.9年、責任準備金対応債券のデュレーションは12.6年です。</p> <p>(会計方針の変更) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日、以下「時価算定期会計基準」といいます。)等を当連結会計期間の期首から適用し、時価算定期会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これにより、その他の有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものは、当連結会計年度末日前1か月平均に基づいた市場価格等により評価していましたが、当連結会計期間末より当連結会計年度末日の市場価格により評価しています。</p>																																																																								
IV. 連結貸借対照表に関する注記	<p>1. 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は117百万円です。</p> <p>2. 運用不動産及び業務用固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額 運用不動産及び業務用固定資産の減価償却累計額、国庫補助金又は保険差益の受領等により取得価額から控除している圧縮記帳額は以下のとおりです。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>減価償却累計額</th> <th>圧縮記帳額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用不動産</td> <td>129,205</td> <td>337 (うち当連結会計年度分: -)</td> </tr> <tr> <td>業務用固定資産</td> <td>133,711</td> <td>1,596 (うち当連結会計年度分: -)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>262,916</td> <td>1,933 (うち当連結会計年度分: -)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. リース契約により使用する重要な固定資産 連結貸借対照表に計上した業務用固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機及びその周辺機器等があります。 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。 なお、未経過リース料は以下のとおりです。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1年内</th> <th>45百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年超</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>248</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 本会及び連結子会社が貸手となっているリース契約 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。 なお、未経過リース料は以下のとおりです。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1年内</th> <th>9,374百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年超</td> <td>27,425</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>36,799</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 担保に供している資産 担保に供している資産の種類等は、以下のとおりです。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>担保に供している資産</th> <th>担保に係る債務</th> </tr> <tr> <th>期末帳簿価額</th> <th>担保の種類</th> <th>内容</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有価証券</td> <td>642,978</td> <td>賃権</td> <td>該当なし</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 貸付有価証券 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表計上額は、5,067,714百万円です。</p> <p>7. 「農業協同組合法施行規則」第200条第1号に規定する額 本会の「農業協同組合法施行規則」第200条第1号に規定する額はありません。</p> <p>8. 特別法上の準備金等 自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任保険の責任準備金は、「自動車損害賠償保障法」第28条の3の規定に基づき「自動車損害賠償保障法」第28条の3第1項に規定する準備金の積立て等に関する命令」に定める額を計上しています。</p>	種類	減価償却累計額	圧縮記帳額	運用不動産	129,205	337 (うち当連結会計年度分: -)	業務用固定資産	133,711	1,596 (うち当連結会計年度分: -)	合計	262,916	1,933 (うち当連結会計年度分: -)	1年内	45百万円	1年超	202	合計	248	1年内	9,374百万円	1年超	27,425	合計	36,799	種類	担保に供している資産	担保に係る債務	期末帳簿価額	担保の種類	内容	期末残高	有価証券	642,978	賃権	該当なし	-	<p>1. 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は54百万円です。</p> <p>2. 運用不動産及び業務用固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額 運用不動産及び業務用固定資産の減価償却累計額、国庫補助金又は保険差益の受領等により取得価額から控除している圧縮記帳額は以下のとおりです。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>減価償却累計額</th> <th>圧縮記帳額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用不動産</td> <td>129,586</td> <td>337 (うち当連結会計年度分: -)</td> </tr> <tr> <td>業務用固定資産</td> <td>134,794</td> <td>1,595 (うち当連結会計年度分: -)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>264,380</td> <td>1,933 (うち当連結会計年度分: -)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. リース契約により使用する重要な固定資産 連結貸借対照表に計上した業務用固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機及びその周辺機器等があります。 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。 なお、未経過リース料は以下のとおりです。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1年内</th> <th>124百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年超</td> <td>1,105</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,230</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 本会及び連結子会社が貸手となっているリース契約 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。 なお、未経過リース料は以下のとおりです。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1年内</th> <th>8,788百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年超</td> <td>22,419</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>31,207</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 担保に供している資産 担保に供している資産の種類等は、以下のとおりです。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>担保に供している資産</th> <th>担保に係る債務</th> </tr> <tr> <th>期末帳簿価額</th> <th>担保の種類</th> <th>内容</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有価証券</td> <td>654,603</td> <td>賃権</td> <td>該当なし</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 貸付有価証券 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表計上額は、5,796,696百万円です。</p> <p>7. 「農業協同組合法施行規則」第200条第1号に規定する額 本会の「農業協同組合法施行規則」第200条第1号に規定する額はありません。</p> <p>8. 特別法上の準備金等 自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任保険の責任準備金は、「自動車損害賠償保障法」第28条の3の規定に基づき「自動車損害賠償保障法」第28条の3第1項に規定する準備金の積立て等に関する命令」に定める額を計上しています。</p>	種類	減価償却累計額	圧縮記帳額	運用不動産	129,586	337 (うち当連結会計年度分: -)	業務用固定資産	134,794	1,595 (うち当連結会計年度分: -)	合計	264,380	1,933 (うち当連結会計年度分: -)	1年内	124百万円	1年超	1,105	合計	1,230	1年内	8,788百万円	1年超	22,419	合計	31,207	種類	担保に供している資産	担保に係る債務	期末帳簿価額	担保の種類	内容	期末残高	有価証券	654,603	賃権	該当なし	-
種類	減価償却累計額	圧縮記帳額																																																																								
運用不動産	129,205	337 (うち当連結会計年度分: -)																																																																								
業務用固定資産	133,711	1,596 (うち当連結会計年度分: -)																																																																								
合計	262,916	1,933 (うち当連結会計年度分: -)																																																																								
1年内	45百万円																																																																									
1年超	202																																																																									
合計	248																																																																									
1年内	9,374百万円																																																																									
1年超	27,425																																																																									
合計	36,799																																																																									
種類	担保に供している資産	担保に係る債務																																																																								
期末帳簿価額	担保の種類	内容	期末残高																																																																							
有価証券	642,978	賃権	該当なし	-																																																																						
種類	減価償却累計額	圧縮記帳額																																																																								
運用不動産	129,586	337 (うち当連結会計年度分: -)																																																																								
業務用固定資産	134,794	1,595 (うち当連結会計年度分: -)																																																																								
合計	264,380	1,933 (うち当連結会計年度分: -)																																																																								
1年内	124百万円																																																																									
1年超	1,105																																																																									
合計	1,230																																																																									
1年内	8,788百万円																																																																									
1年超	22,419																																																																									
合計	31,207																																																																									
種類	担保に供している資産	担保に係る債務																																																																								
期末帳簿価額	担保の種類	内容	期末残高																																																																							
有価証券	654,603	賃権	該当なし	-																																																																						

		令和2年度	令和3年度																									
<p>IV. 連結貸借対照表に関する注記</p> <p>9. リスク管理債権の状況 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は10,673百万円です。なお、内訳については以下のとおりです。</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額はありません。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本もしくは利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(以下、「未収利息不計上貸付金」といいます。)のうち、「法人税法施行令」第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。</p> <p>(2) 貸付金のうち、延滞債権額はありません。 なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。</p> <p>(3) 貸付金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸付金です。</p> <p>(4) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は10,673百万円です。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。</p> <p>10. 特別勘定の資産及び負債 本会の「農業協同組合法」第11条の37に規定する特別勘定(確定拠出年金共済)の資産の額は60百万円です。 なお、負債の額も同額です。</p> <p>11. 再保険契約に係る責任準備金及び支払備金 「農業協同組合法施行規則」第32条に規定する再保険に付した部分に相当する本会の責任準備金の額は3,618百万円です。 「保険業法施行規則」第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する連結子会社の責任準備金の額は16,574百万円です。また、同規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する連結子会社の支払準備金の額は8,012百万円です。</p> <p>12. 資本貸付金 農林中央金庫に対する永久劣後ローンです。</p>	<p>9. リスク管理債権の状況 債権のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」並びに「貸付条件緩和債権」の合計額は10,673百万円です。なお、内訳については以下のとおりです。</p> <p>(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。 なお、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。</p> <p>(2) 債権のうち、危険債権額はありません。 なお、「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。</p> <p>(3) 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。 なお、「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」に該当しないものです。</p> <p>(4) 債権のうち、貸付条件緩和債権額は10,673百万円です。 なお、「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」に該当しないものです。</p>																											
<p>(表示方法の変更) 「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第85号 令和2年12月23日)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、農業協同組合法施行規則の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しています。</p> <p>10. 特別勘定の資産及び負債 本会の「農業協同組合法」第11条の37に規定する特別勘定(確定拠出年金共済)の資産の額は63百万円です。 なお、負債の額も同額です。</p> <p>11. 再保険契約に係る責任準備金及び支払備金 「農業協同組合法施行規則」第32条に規定する再保険に付した部分に相当する本会の責任準備金の額は3,740百万円です。 「保険業法施行規則」第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する連結子会社の責任準備金の額は15,590百万円です。また、同規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する連結子会社の支払準備金の額は3,274百万円です。</p> <p>12. 資本貸付金 農林中央金庫に対する永久劣後ローンです。</p> <p>13. 借入金 円建劣後ローンの連結貸借対照表計上額は、200,000百万円です。</p>	<p>1. 減損損失 当連結会計年度における固定資産の減損損失に関する事項は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 資産のグループ化方法 共済・保険事業の用に供している不動産等については、それぞれの事業全体で1つの資産グループとしています。また、共済・保険事業の用に供していない賃貸用不動産及び遊休資産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしています。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table border="1" data-bbox="603 1751 1016 1864"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用 途</th> <th rowspan="2">場所</th> <th rowspan="2">件数(件)</th> <th colspan="3">減損損失(百万円)</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>建物等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸用不動産</td> <td>北海道他</td> <td>4</td> <td>112</td> <td>329</td> <td>441</td> </tr> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>大阪府他</td> <td>13</td> <td>92</td> <td>31</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>17</td> <td>204</td> <td>361</td> <td>565</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸用不動産については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休資産等については正味売却価額を適用しています。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3~6.9%で割り引いて算定しています。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または固定資産評価額に一定の倍率を乗じて計算した評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しています。</p> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸用不動産については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休資産等については正味売却価額を適用しています。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3~6.9%で割り引いて算定しています。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または固定資産評価額に一定の倍率を乗じて計算した評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しています。</p>	用 途	場所	件数(件)	減損損失(百万円)			土地	建物等	計	賃貸用不動産	北海道他	4	112	329	441	遊休資産等	大阪府他	13	92	31	123	合 計		17	204	361	565
用 途	場所				件数(件)	減損損失(百万円)																						
		土地	建物等	計																								
賃貸用不動産	北海道他	4	112	329	441																							
遊休資産等	大阪府他	13	92	31	123																							
合 計		17	204	361	565																							

		令和2年度		令和3年度																																														
VII. 金融商品に関する注記																																																		
1. 金融商品の状況に関する事項	(1) 金融商品に対する取組方針	1. 金融商品の状況に関する事項	(1) 金融商品に対する取組方針	1. 金融商品の状況に関する事項	(1) 金融商品に対する取組方針																																													
本会は、生命・損害両分野の共済事業を行っており、長期の予定利率固定型仕組みを主力としていることから、責任準備金が長期の固定金利資金として負債の大部分を占めています。	この負債特性を考慮し、共済金や返戻金等の支払を将来にわたって確実に実行するため、円貨建の確定利益付資産（公社債、貸付金等）を主体とした運用を行なうか、収益性向上に向けた株式運用等にも取り組んでいます。	本会は、生命・損害両分野の共済事業を行っており、長期の予定利率固定型仕組みを主力としていることから、責任準備金が長期の固定金利資金として負債の大部分を占めています。	この負債特性を考慮し、共済金や返戻金等の支払を将来にわたって確実に実行するため、円貨建の確定利益付資産（公社債等）を主体とした運用を行なうか、収益性向上に向けた外国証券運用等にも取り組んでいます。	本会は、生命・損害両分野の共済事業を行っており、長期の予定利率固定型仕組みを主力としていることから、責任準備金が長期の固定金利資金として負債の大部分を占めています。	この負債特性を考慮し、共済金や返戻金等の支払を将来にわたって確実に実行するため、円貨建の確定利益付資産（公社債等）を主体とした運用を行なうか、収益性向上に向けた外国証券運用等にも取り組んでいます。																																													
また、連結子会社では外国証券や株式等に分散投資を行っていくことで、安定した収益を確保していく方針です。	また、連結子会社では外国証券や株式等に分散投資を行っていくことで、安定した収益を確保していく方針です。	また、連結子会社では外国証券や株式等に分散投資を行っていくことで、安定した収益を確保していく方針です。	また、連結子会社では外国証券や株式等に分散投資を行っていくことで、安定した収益を確保していく方針です。	また、連結子会社では外国証券や株式等に分散投資を行っていくことで、安定した収益を確保していく方針です。	また、連結子会社では外国証券や株式等に分散投資を行っていくことで、安定した収益を確保していく方針です。																																													
2. 金融商品の内容及びそのリスク	(2) 金融商品の内容及びそのリスク	2. 金融商品の内容及びそのリスク	(2) 金融商品の内容及びそのリスク	2. 金融商品の内容及びそのリスク	(2) 金融商品の内容及びそのリスク																																													
本会が保有する金融資産は、主として国債、地方債、政府保証債及び社債を中心とした円貨建債券であり、その大部分を責任準備金対応債券として保有しています。そのほかに、国内の貸付金、株式及び投資信託への投資を行っています。これらは、与信先の信用リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されています。なお、資産と負債を経済価値ベースで評価した場合には、金利の変動による資産・負債の感応度の違いにより生じる金利リスクを有しています。	本会が保有する金融資産は、主として国債、地方債、政府保証債及び社債を中心とした円貨建債券であり、その大部分を責任準備金対応債券として保有しています。そのほかに、国内の貸付金、株式及び投資信託への投資を行っています。これらは、与信先の信用リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されています。なお、資産と負債を経済価値ベースで評価した場合には、金利の変動による資産・負債の感応度の違いにより生じる金利リスクを有しています。	本会が保有する金融資産は、主として国債、地方債、政府保証債及び社債を中心とした円貨建債券であり、その大部分を責任準備金対応債券として保有しています。そのほかに、国内の貸付金、株式及び投資信託への投資を行っています。これらは、与信先の信用リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されています。なお、資産と負債を経済価値ベースで評価した場合には、金利の変動による資産・負債の感応度の違いにより生じる金利リスクを有しています。	本会が保有する金融資産は、主として国債、地方債、政府保証債及び社債を中心とした円貨建債券であり、その大部分を責任準備金対応債券として保有しています。そのほかに、国内の貸付金、株式及び投資信託への投資を行っています。これらは、与信先の信用リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されています。なお、資産と負債を経済価値ベースで評価した場合には、金利の変動による資産・負債の感応度の違いにより生じる金利リスクを有しています。	本会が保有する金融資産は、主として国債、地方債、政府保証債及び社債を中心とした円貨建債券であり、その大部分を責任準備金対応債券として保有しています。そのほかに、国内の貸付金、株式及び投資信託への投資を行っています。これらは、与信先の信用リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されています。なお、資産と負債を経済価値ベースで評価した場合には、金利の変動による資産・負債の感応度の違いにより生じる金利リスクを有しています。	本会が保有する金融資産は、主として国債、地方債、政府保証債及び社債を中心とした円貨建債券であり、その大部分を責任準備金対応債券として保有しています。そのほかに、国内の貸付金、株式及び投資信託への投資を行っています。これらは、与信先の信用リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されています。なお、資産と負債を経済価値ベースで評価した場合には、金利の変動による資産・負債の感応度の違いにより生じる金利リスクを有しています。																																													
3. 金融商品に係るリスク管理体制	(3) 金融商品に係るリスク管理体制	3. 金融商品に係るリスク管理体制	(3) 金融商品に係るリスク管理体制	3. 金融商品に係るリスク管理体制	(3) 金融商品に係るリスク管理体制																																													
本会は、「リスク管理基本方針」のもと、「資産運用リスク管理方針」及び「資産運用リスク管理規程」を設け、各リスクに関する管理諸規程を定め、リスクの管理を行っています。	本会は、「リスク管理基本方針」のもと、「資産運用リスク管理方針」及び「資産運用リスク管理規程」を設け、各リスクに関する管理諸規程を定め、リスクの管理を行っています。	本会は、「リスク管理基本方針」のもと、「資産運用リスク管理方針」及び「資産運用リスク管理規程」を設け、各リスクに関する管理諸規程を定め、リスクの管理を行っています。	本会は、「リスク管理基本方針」のもと、「資産運用リスク管理方針」及び「資産運用リスク管理規程」を設け、各リスクに関する管理諸規程を定め、リスクの管理を行っています。	本会は、「リスク管理基本方針」のもと、「資産運用リスク管理方針」及び「資産運用リスク管理規程」を設け、各リスクに関する管理諸規程を定め、リスクの管理を行っています。	本会は、「リスク管理基本方針」のもと、「資産運用リスク管理方針」及び「資産運用リスク管理規程」を設け、各リスクに関する管理諸規程を定め、リスクの管理を行っています。																																													
① 信用リスクの管理	① 信用リスクの管理	① 信用リスクの管理	① 信用リスクの管理	① 信用リスクの管理	① 信用リスクの管理																																													
本会は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸付金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部信用格付、保証や担保の設定及び問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、投融資執行部門のほか信用評価・審査部門及び資産運用リスク管理部門により行われています。	本会は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸付金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部信用格付、保証や担保の設定及び問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、投融資執行部門のほか信用評価・審査部門及び資産運用リスク管理部門により行われています。	本会は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸付金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部信用格付、保証や担保の設定及び問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、投融資執行部門のほか信用評価・審査部門及び資産運用リスク管理部門により行われています。	本会は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸付金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部信用格付、保証や担保の設定及び問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、投融資執行部門のほか信用評価・審査部門及び資産運用リスク管理部門により行われています。	本会は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸付金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部信用格付、保証や担保の設定及び問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、投融資執行部門のほか信用評価・審査部門及び資産運用リスク管理部門により行われています。	本会は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸付金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部信用格付、保証や担保の設定及び問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、投融資執行部門のほか信用評価・審査部門及び資産運用リスク管理部門により行われています。																																													
② 市場リスクの管理	② 市場リスクの管理	② 市場リスクの管理	② 市場リスクの管理	② 市場リスクの管理	② 市場リスクの管理																																													
投融資執行部門は、理事会で決定した資金運用計画に基づき、部署ごとに運用方針、運用基準及び手続要領等を設定して、購入前の事前審査、購入後の継続的なモニタリングを実施しています。また、資産運用リスク管理部門は、リスク管理方法や手続等を定めた要領に基づき、想定以上の損失の発生を未然に防止するため、評価損益の一元的な管理や限度枠の設定等を行い、ポートフォリオ全体の管理を行っています。	投融資執行部門は、理事会で決定した資金運用計画に基づき、部署ごとに運用方針、運用基準及び手続要領等を設定して、購入前の事前審査、購入後の継続的なモニタリングを実施しています。また、資産運用リスク管理部門は、リスク管理方法や手続等を定めた要領に基づき、想定以上の損失の発生を未然に防止するため、評価損益の一元的な管理や限度枠の設定等を行い、ポートフォリオ全体の管理を行っています。	投融資執行部門は、理事会で決定した資金運用計画に基づき、部署ごとに運用方針、運用基準及び手続要領等を設定して、購入前の事前審査、購入後の継続的なモニタリングを実施しています。また、資産運用リスク管理部門は、リスク管理方法や手続等を定めた要領に基づき、想定以上の損失の発生を未然に防止するため、評価損益の一元的な管理や限度枠の設定等を行い、ポートフォリオ全体の管理を行っています。	投融資執行部門は、理事会で決定した資金運用計画に基づき、部署ごとに運用方針、運用基準及び手続要領等を設定して、購入前の事前審査、購入後の継続的なモニタリングを実施しています。また、資産運用リスク管理部門は、リスク管理方法や手続等を定めた要領に基づき、想定以上の損失の発生を未然に防止するため、評価損益の一元的な管理や限度枠の設定等を行い、ポートフォリオ全体の管理を行っています。	投融資執行部門は、理事会で決定した資金運用計画に基づき、部署ごとに運用方針、運用基準及び手続要領等を設定して、購入前の事前審査、購入後の継続的なモニタリングを実施しています。また、資産運用リスク管理部門は、リスク管理方法や手続等を定めた要領に基づき、想定以上の損失の発生を未然に防止するため、評価損益の一元的な管理や限度枠の設定等を行い、ポートフォリオ全体の管理を行っています。	投融資執行部門は、理事会で決定した資金運用計画に基づき、部署ごとに運用方針、運用基準及び手続要領等を設定して、購入前の事前審査、購入後の継続的なモニタリングを実施しています。また、資産運用リスク管理部門は、リスク管理方法や手続等を定めた要領に基づき、想定以上の損失の発生を未然に防止するため、評価損益の一元的な管理や限度枠の設定等を行い、ポートフォリオ全体の管理を行っています。																																													
4. 金融商品の時価等に関する事項	(4) 金融商品の時価等に関する事項	4. 金融商品の時価等に関する事項	(4) 金融商品の時価等に関する事項	4. 金融商品の時価等に関する事項	(4) 金融商品の時価等に関する事項																																													
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明																																													
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。																																													
2. 金融商品の時価等に関する事項	(1) 金融商品の時価等に関する事項	2. 金融商品の時価等に関する事項	(1) 金融商品の時価等に関する事項	2. 金融商品の時価等に関する事項	(1) 金融商品の時価等に関する事項																																													
本会の連結貸借対照表上額及び時価	本会の連結貸借対照表上額及び時価	本会の連結貸借対照表上額及び時価	本会の連結貸借対照表上額及び時価	本会の連結貸借対照表上額及び時価	本会の連結貸借対照表上額及び時価																																													
当連結会計年度末における連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。	当連結会計年度末における連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。	当連結会計年度末における連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。	当連結会計年度末における連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。	当連結会計年度末における連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。	当連結会計年度末における連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。																																													
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めず(3)に記載しています。	なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めず(3)に記載しています。	なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めず(3)に記載しています。	なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めず(3)に記載しています。	なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めず(3)に記載しています。	なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めず(3)に記載しています。																																													
(単位：百万円)	(単位：百万円)	(単位：百万円)	(単位：百万円)	(単位：百万円)	(単位：百万円)																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>連結貸借対照表上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預金</td> <td>918,237</td> <td>918,237</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸付金 貸倒引当金(△)</td> <td>668,684 △ 1,799</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金控除後</td> <td>666,884</td> <td>684,494</td> <td>17,610</td> </tr> <tr> <td>有価証券 売買目的有価証券 満期保有目的の債券 責任準備金対応債券 その他有価証券</td> <td>60 3,362,273 35,694,339 15,335,756</td> <td>60 4,470,333 40,773,265 15,335,756</td> <td>- 1,108,060 5,078,926 -</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>55,977,550</td> <td>62,182,148</td> <td>6,204,597</td> </tr> </tbody> </table>	種類	連結貸借対照表上額	時価	差額	預金	918,237	918,237	-	貸付金 貸倒引当金(△)	668,684 △ 1,799			貸倒引当金控除後	666,884	684,494	17,610	有価証券 売買目的有価証券 満期保有目的の債券 責任準備金対応債券 その他有価証券	60 3,362,273 35,694,339 15,335,756	60 4,470,333 40,773,265 15,335,756	- 1,108,060 5,078,926 -	合計	55,977,550	62,182,148	6,204,597	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>連結貸借対照表上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有価証券 売買目的有価証券 満期保有目的の債券 責任準備金対応債券 その他有価証券</td> <td>63 3,360,448 34,840,153 16,420,897</td> <td>63 4,297,157 38,645,665 16,420,897</td> <td>- 936,709 3,805,512 -</td> </tr> <tr> <td>貸付金 貸倒引当金(△)</td> <td>568,919 △ 1,484</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金控除後</td> <td>567,434</td> <td>579,023</td> <td>11,589</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>55,188,997</td> <td>59,942,807</td> <td>4,753,810</td> </tr> </tbody> </table>	種類	連結貸借対照表上額	時価	差額	有価証券 売買目的有価証券 満期保有目的の債券 責任準備金対応債券 その他有価証券	63 3,360,448 34,840,153 16,420,897	63 4,297,157 38,645,665 16,420,897	- 936,709 3,805,512 -	貸付金 貸倒引当金(△)	568,919 △ 1,484			貸倒引当金控除後	567,434	579,023	11,589	合計	55,188,997	59,942,807	4,753,810	(*) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。				
種類	連結貸借対照表上額	時価	差額																																															
預金	918,237	918,237	-																																															
貸付金 貸倒引当金(△)	668,684 △ 1,799																																																	
貸倒引当金控除後	666,884	684,494	17,610																																															
有価証券 売買目的有価証券 満期保有目的の債券 責任準備金対応債券 その他有価証券	60 3,362,273 35,694,339 15,335,756	60 4,470,333 40,773,265 15,335,756	- 1,108,060 5,078,926 -																																															
合計	55,977,550	62,182,148	6,204,597																																															
種類	連結貸借対照表上額	時価	差額																																															
有価証券 売買目的有価証券 満期保有目的の債券 責任準備金対応債券 その他有価証券	63 3,360,448 34,840,153 16,420,897	63 4,297,157 38,645,665 16,420,897	- 936,709 3,805,512 -																																															
貸付金 貸倒引当金(△)	568,919 △ 1,484																																																	
貸倒引当金控除後	567,434	579,023	11,589																																															
合計	55,188,997	59,942,807	4,753,810																																															

VI. 金融商品に関する注記

(2) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 預金

預金は、約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としています。

② 貸付金

貸付金のうち、一般貸付、公共団体貸付及び外国政府等貸付については、内部信用格付、期間及び担保・保証に基づき、契約別に信用リスク等を考慮した将来キャッシュ・フローを見積もり、LIBOR・スワップレートを基に算出した割引率を用いた割引現在価値法により、時価を算定しています。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

また、連結子会社の貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

なお、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する貸付金については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保及び保証による回収見込額等に基づいて個別貸倒引当金を算定しており、時価は債権額から個別貸倒引当金を控除した金額に近似しているものと想定されることから、当該価額をもって時価としています。

農村還元等貸付については、金額の重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としています。

また、共済契約貸付については、当該貸付を担保の範囲内に限り、返済期間を1年以内としているものの解約返戻金の一定の範囲内であれば延長が可能である契約もしくは返済期限の定めのない契約ですが、返済の見込まれる期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されたため、帳簿価額を時価としています。

③ 有価証券

これらの時価について、株式は当連結会計年度末前1か月の市場価格の平均に基づく時価によっており、債券は取引所の価格、日本証券業協会の発表する「公社債店頭売買参考統計値平均値」または取引金融機関もしくは情報提供会社から提示された価格によっています。また、投資信託については、取引所の価格または取引金融機関から提示された基準価格によっています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
外部出資(*1)	57,484
株式(*2)	6,870
その他の有価証券(*3)	117,292
合計	181,647

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式はありません。また、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 株式のうち、非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*3) その他の有価証券のうち、組合財産が非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されている出資証券については、時価開示の対象とはしていません。

(4) 預金、貸付金及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預金	918,237	—	—	—	—	—
貸付金(*)	126,325	125,444	89,385	88,407	131,520	22,219
有価証券	2,069,557	3,287,025	3,524,610	3,598,722	5,586,186	30,224,325
満期保有目的の債券	—	—	—	—	13,666	3,320,234
責任準備金対応債券	1,524,047	2,400,054	2,542,707	2,383,175	3,959,893	22,637,763
その他有価証券のうち満期があるもの	545,510	886,970	981,903	1,215,546	1,612,627	4,266,328
合計	3,114,120	3,412,469	3,613,995	3,687,129	5,717,707	30,246,545

(*) 貸付金のうち、農村還元等貸付及び共済契約貸付・約款貸付ならびに償還予定額が見込めない破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、84,708百万円は含めていません。

令和2年度

令和3年度

(2) 市場価格のない株式等及び組合等への出資

市場価格のない株式等及び組合等への出資の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(*1)	97,388
組合等への出資(*2)	35,230
合計	132,618

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合等への出資は主に匿名組合、投資事業組合等です。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第27項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(3) 貸付金及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
有価証券	1,602,175	3,735,911	4,007,553	3,272,247	7,352,412	28,641,611
満期保有目的の債券	—	—	—	—	13,666	—
責任準備金対応債券	1,118,283	2,596,191	2,719,910	2,032,046	5,179,261	20,973,274
その他有価証券のうち満期があるもの	483,892	1,139,720	1,287,643	1,226,535	2,173,151	4,348,102
貸付金(*)	87,677	91,338	94,401	113,531	89,576	10,264
合計	1,689,852	3,827,249	4,101,955	3,385,779	7,441,989	28,651,875

(*) 貸付金のうち、農村還元等貸付及び共済契約貸付・約款貸付ならびに償還予定額が見込めない破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、81,578百万円は含めていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

	令和2年度		令和3年度	
VII. 金融商品に関する注記				
レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価				
レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価				
レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価				
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。				
(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品 (単位：百万円)				
区分				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券(+)その他有価証券				
国債	3,556,365	—	—	3,556,365
地方債	—	379,897	—	379,897
金融債	—	497	—	497
政府保証債	—	124,042	—	124,042
短期社債	—	299,974	—	299,974
社債	—	1,520,156	—	1,520,156
外国証券	1,450,918	1,193,696	57,198	2,701,813
株式	1,618,607	—	—	1,618,607
その他の有価証券	2,498	—	—	2,498
合計	6,628,390	3,518,265	57,198	10,203,854
(*)投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第26項の経過措置を適用しており、注記を省略しています。なお、令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額は、6,217,410百万円です。				
(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品 (単位：百万円)				
区分				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	4,088,937	—	—	4,088,937
地方債	—	156,139	—	156,139
政府保証債	—	52,081	—	52,081
社債	—	—	—	—
責任準備金対応債券				
国債	35,413,482	—	—	35,413,482
地方債	—	2,131,456	—	2,131,456
政府保証債	—	732,684	—	732,684
社債	—	368,042	—	368,042
貸付金	—	—	579,023	579,023
合計	39,502,419	3,440,403	579,023	43,521,846
(注1) 時価の算定に用いた評価手法及びインプットの説明				
① 有価証券				
有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。				
公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。				
相場価格が入手できない場合には、ブローカー等から入手する評価額をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しています。				
② 貸付金				
貸付金のうち、一般貸付、公共団体貸付及び外国政府等貸付については、内部信用格付、期間及び担保・保証に基づき、契約別に信用リスク等を考慮した将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利等を基に算出した割引率を用いた割引現在価値法により、時価を算定しています。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。				
また、連結子会社の貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間に市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。				

	令和2年度	令和3年度																											
VII. 金融商品に関する注記		<p>なお、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する貸付金については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保及び保証による回収見込額等に基づいて個別貸倒引当金を算定しており、時価は債権額から個別貸倒引当金を控除した金額に近似しているものと想定されることから、当該価額をもって時価としています。</p> <p>農村還元等貸付については、金額の重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としています。</p> <p>また、共済契約貸付については、当該貸付を担保の範囲内に限り、返済期間を1年以内としているものの解約返戻金の一定の範囲内であれば延長が可能である契約もしくは返済期限の定めのない契約ですが、返済の見込まれる期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としています。</p> <p>いずれの時価においても観察できないインプットを使用しており、レベル3の時価に分類しています。</p> <p>(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報</p> <p>① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報</p> <p>本会自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しています。</p> <p>なお、連結子会社は該当事項がありません。</p> <p>② 期首残高から期末残高への調整表、当連結会計年度中の損益に認識した評価損益 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>有価証券 その他有価証券 外国証券</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期首残高</td><td>35,496</td><td>35,496</td></tr> <tr> <td>当連結会計年度中の損益</td><td>△ 792</td><td>△ 792</td></tr> <tr> <td>損益に計上(*1) 評価・換算差額等に計上(*2)</td><td>0 △ 792</td><td>0 △ 792</td></tr> <tr> <td>購入、売却、発行及び決済</td><td>2,700</td><td>2,700</td></tr> <tr> <td>レベル3の時価への振替(*3)</td><td>19,794</td><td>19,794</td></tr> <tr> <td>レベル3の時価からの振替(*4)</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>57,198</td><td>57,198</td></tr> <tr> <td>当連結会計年度中の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>(*1) 連結損益計算書の財産運用収益及び財産運用費用に含まれています。</p> <p>(*2) 連結貸借対照表の評価・換算差額等のその他有価証券評価差額金に含まれています。</p> <p>(*3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、外国証券についての市場の活動の減少により観察可能な市場データが不足していることによるものです。当該振替は当連結会計年度の末日に行っています。</p> <p>(*4) レベル3の時価からレベル1又はレベル2の時価への振替はありません。</p> <p>(3) 時価の評価プロセスの説明</p> <p>本会は決算担当部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しています。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しています。検証結果は毎期決算担当部門にて報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されています。</p> <p>時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いています。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しています。</p> <p>連結子会社は時価の算定に関する方針及び手続を定め、これに沿って時価を算定しています。当該時価については、時価を算定した部署から独立した部署において、算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しています。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しています。</p> <p>(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明</p> <p>本会自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しています。</p> <p>なお、連結子会社は該当事項がありません。</p>		有価証券 その他有価証券 外国証券	合計	期首残高	35,496	35,496	当連結会計年度中の損益	△ 792	△ 792	損益に計上(*1) 評価・換算差額等に計上(*2)	0 △ 792	0 △ 792	購入、売却、発行及び決済	2,700	2,700	レベル3の時価への振替(*3)	19,794	19,794	レベル3の時価からの振替(*4)	—	—	期末残高	57,198	57,198	当連結会計年度中の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—
	有価証券 その他有価証券 外国証券	合計																											
期首残高	35,496	35,496																											
当連結会計年度中の損益	△ 792	△ 792																											
損益に計上(*1) 評価・換算差額等に計上(*2)	0 △ 792	0 △ 792																											
購入、売却、発行及び決済	2,700	2,700																											
レベル3の時価への振替(*3)	19,794	19,794																											
レベル3の時価からの振替(*4)	—	—																											
期末残高	57,198	57,198																											
当連結会計年度中の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—																											

		令和2年度		令和3年度					
VII. 有価証券に関する注記									
1. 時価のある有価証券 時価のある有価証券の時価額及び評価差額に関する事項は、以下のとおりです。									
(1) 売買目的有価証券		(単位:百万円)		(1) 売買目的有価証券	(単位:百万円)				
種類	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	種類	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額				
投資信託	60	0	投資信託	63	1				
(2) 満期保有目的の債券		(単位:百万円)	(2) 満期保有目的の債券		(単位:百万円)				
種類	連結貸借対照表計上額	時価額	評価差額	種類	連結貸借対照表計上額	時価額	評価差額		
時価が連結貸借対照表計上額を超えるものの 国債	3,200,113	4,254,434	1,054,320	時価が連結貸借対照表計上額を超えるものの 国債	3,198,289	4,088,937	890,648		
地方債	121,580	161,789	40,208	地方債	121,575	156,139	34,563		
政府保証債	40,578	54,109	13,530	政府保証債	40,583	52,081	11,497		
小計	3,362,273	4,470,333	1,108,060	小計	3,360,448	4,297,157	936,709		
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの 国債	—	—	—	国債	—	—	—		
地方債	—	—	—	地方債	—	—	—		
政府保証債	—	—	—	政府保証債	—	—	—		
小計	—	—	—	小計	—	—	—		
合計	3,362,273	4,470,333	1,108,060	合計	3,360,448	4,297,157	936,709		
(3) 責任準備金対応債券		(単位:百万円)	(3) 責任準備金対応債券		(単位:百万円)				
種類	連結貸借対照表計上額	時価額	評価差額	種類	連結貸借対照表計上額	時価額	評価差額		
時価が連結貸借対照表計上額を超えるものの 国債	30,073,728	34,930,313	4,856,585	時価が連結貸借対照表計上額を超えるものの 国債	27,137,939	31,003,498	3,865,558		
地方債	1,877,112	2,100,768	223,655	地方債	1,522,778	1,701,164	178,386		
政府保証債	580,539	661,151	80,612	政府保証債	546,331	611,161	64,829		
社債	405,377	448,183	42,806	社債	331,910	368,042	36,131		
小計	32,936,756	38,140,417	5,203,660	小計	29,538,961	33,683,866	4,144,905		
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの 国債	2,302,833	2,189,577	△ 113,256	国債	4,724,827	4,409,983	△ 314,843		
地方債	367,981	362,838	△ 5,143	地方債	443,735	430,291	△ 13,443		
政府保証債	86,766	80,432	△ 6,334	政府保証債	132,628	121,523	△ 11,105		
社債	—	—	—	社債	—	—	—		
小計	2,757,582	2,632,847	△ 124,734	小計	5,301,191	4,961,798	△ 339,393		
合計	35,694,339	40,773,265	5,078,926	合計	34,840,153	38,645,665	3,805,512		
(4) その他有価証券		(単位:百万円)	(4) その他有価証券		(単位:百万円)				
種類	取得原価または償却原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	種類	取得原価または償却原価	連結貸借対照表計上額	評価差額		
金銭債権	19,076	20,132	1,056	金銭債権	13,452	14,092	639		
国債	2,569,704	2,754,725	185,021	国債	1,301,800	1,404,284	102,484		
地方債	438,819	445,699	6,879	地方債	349,337	353,856	4,518		
金融債	500	500	0	金融債	—	—	—		
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの 政府保証債	105,597	114,254	8,656	政府保証債	90,977	97,898	6,921		
短期社債	7,999	8,000	0	短期社債	17,999	17,999	0		
社債	1,359,428	1,427,672	68,244	社債	1,082,694	1,131,766	49,072		
外国証券	3,342,842	3,996,995	654,153	外国証券	2,271,371	3,082,716	811,344		
株式	686,049	1,530,695	844,645	株式	653,506	1,511,023	857,517		
その他の有価証券	1,463,524	1,933,783	470,258	その他の有価証券	1,283,280	1,724,968	441,687		
小計	9,993,543	12,232,459	2,238,916	小計	7,064,420	9,338,607	2,274,186		
金銭債権	—	—	—	金銭債権	—	—	—		
国債	1,031,873	989,149	△ 42,724	国債	2,278,356	2,152,080	△ 126,276		
地方債	8,931	8,425	△ 506	地方債	26,956	26,041	△ 914		
金融債	—	—	—	金融債	500	497	△ 2		
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの 政府保証債	13,610	12,525	△ 1,084	政府保証債	28,163	26,144	△ 2,018		
短期社債	197,997	197,981	△ 15	短期社債	281,994	281,974	△ 20		
社債	300,113	297,608	△ 2,504	社債	394,398	388,389	△ 6,008		
外国証券	673,427	648,419	△ 25,008	外国証券	2,622,922	2,471,865	△ 151,057		
株式	49,841	46,395	△ 3,446	株式	120,608	107,584	△ 13,023		
その他の有価証券	975,767	922,924	△ 52,842	その他の有価証券	1,782,476	1,642,858	△ 139,618		
小計	3,251,562	3,123,429	△ 128,133	小計	7,536,376	7,097,435	△ 438,941		
合計	13,245,105	15,355,889	2,110,783	合計	14,600,797	16,436,042	1,835,245		
2. 当連結会計年度中に売却した有価証券									
当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券、責任準備金対応債券及びその他有価証券に関する事項は、以下のとおりです。									
(1) 満期保有目的の債券				(1) 満期保有目的の債券					
当連結会計年度中に売却した有価証券はありません。				当連結会計年度中に売却した有価証券はありません。					
(2) 責任準備金対応債券			(2) 責任準備金対応債券						
(単位:百万円)			(単位:百万円)						
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額		
国債	648,709	5,820	—	国債	1,024,475	7,255	—		
合計	648,709	5,820	—	合計	1,024,475	7,255	—		

VII. 有価証券に関する注記

(3) その他有価証券 (単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
国債	147,736	1,345	3,262
地方債	50,792	39	8
金融債	2,802	2	—
社債	8,544	15	7
外國証券	399,754	50,856	8,248
株式	138,242	36,542	29,510
その他の有価証券	89,322	7,895	164
合計	837,194	96,696	41,202

3. 保有目的が変更となった有価証券

当連結会計年度中に保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当連結会計年度中に減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて568百万円減損処理を行っています。なお、その他有価証券で時価のあるものについては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き減損処理を行っています。

5. 金銭の信託

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、以下のとおりです。

(1) 売買目的有価証券 (単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
6,817	—

(2) 満期保有目的の債券

連結貸借対照表計上額はありません。

(3) 責任準備金対応債券

連結貸借対照表計上額はありません。

(4) その他有価証券 (単位:百万円)

取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち評価益	うち評価損
180,307	223,705	43,398	43,398	—

(3) その他有価証券

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
国債	292,722	5,334	1,048
地方債	71,198	56	10
金融債	1,996	0	3
社債	158,445	163	0
外國証券	439,049	79,253	2,762
株式	41,178	5,866	1,844
その他の有価証券	79,796	19,493	—
合計	1,084,388	110,167	5,670

3. 保有目的が変更となった有価証券

当連結会計年度中に保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当連結会計年度中に減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて56百万円減損処理を行っています。なお、その他有価証券で時価のあるものについては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き減損処理を行っています。

5. 金銭の信託

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、以下のとおりです。

(1) 売買目的有価証券 (単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
6,779	—

(2) 満期保有目的の債券

連結貸借対照表計上額はありません。

(3) 責任準備金対応債券

連結貸借対照表計上額はありません。

(4) その他有価証券 (単位:百万円)

取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち評価益	うち評価損
172,424	234,126	61,702	61,702	—

VIII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する事項

退職給付に関する事項は、以下のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

就業規則に基づき、退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (単位:百万円)

イ. 期首における退職給付債務	177,807
ロ. 勤務費用	5,989
八. 利息費用	508
二. 数理計算上の差異の当期発生額	657
ホ. 退職給付の支払額	△ 9,021
ヘ. 過去勤務費用の当期発生額	△ 1,389
ト. 期末における退職給付債務 (イ+ロ+八+二+ホ+ヘ)	174,552

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (単位:百万円)

イ. 期首における年金資産	113,278
ロ. 期待運用収益	1,503
八. 数理計算上の差異の当期発生額	41
二. 事業主からの拠出額	7,126
ホ. 退職給付の支払額	△ 6,279
ヘ. 期末における年金資産 (イ+ロ+八+二+ホ+ヘ)	115,670

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表 (単位:百万円)

イ. 構立型制度の退職給付債務	138,452
ロ. 年金資産	△ 115,670
(イ+ロ)	22,782
八. 非構立型制度の退職給付債務	36,100
二. 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	58,882
(イ+ロ+八)	60,787
ホ. 退職給付に係る負債	△ 1,904
ヘ. 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	58,882

(5) 退職給付に関連する損益 (単位:百万円)

イ. 勤務費用	5,989
ロ. 利息費用	508
八. 期待運用収益	△ 1,503
二. 数理計算上の差異の当期の費用処理額	3,225
ホ. 過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 400
ヘ. その他	△ 14
ト. 確定給付制度にかかる退職給付費用 (イ+ロ+八+二+ホ+ヘ)	7,805

(6) 退職給付に係る調整額 (単位:百万円)

イ. 過去勤務費用	△ 988
ロ. 数理計算上の差異	△ 2,610
ハ. 合計 (イ+ロ)	△ 3,598

1. 退職給付に関する事項

退職給付に関する事項は、以下のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

就業規則に基づき、退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (単位:百万円)

イ. 期首における退職給付債務	174,552
ロ. 勤務費用	5,804
八. 利息費用	493
二. 数理計算上の差異の当期発生額	1,294
ホ. 退職給付の支払額	△ 8,882
ヘ. 過去勤務費用の当期発生額	—
ト. 期末における退職給付債務 (イ+ロ+八+二+ホ+ヘ)	173,263

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (単位:百万円)

イ. 期首における年金資産	115,670
ロ. 期待運用収益	1,534
八. 数理計算上の差異の当期発生額	47
二. 事業主からの拠出額	7,282
ホ. 退職給付の支払額	△ 6,432
ヘ. 期末における年金資産 (イ+ロ+八+二+ホ+ヘ)	118,103

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表 (単位:百万円)

イ. 構立型制度の退職給付債務	138,207
ロ. 年金資産	△ 118,103
(イ+ロ)	20,104
八. 非構立型制度の退職給付債務	35,056
二. 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	55,160
(イ+ロ+八)	57,702
ホ. 退職給付に係る負債	△ 2,542
ヘ. 退職給付に係る資産	55,160

(5) 退職給付に関連する損益 (単位:百万円)

イ. 勤務費用	5,804
ロ. 利息費用	493
八. 期待運用収益	△ 1,534
二. 数理計算上の差異の当期の費用処理額	3,088
ホ. 過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 87
ヘ. その他	△ 17
ト. 確定給付制度にかかる退職給付費用 (イ+ロ+八+二+ホ+ヘ)	7,747

(6) 退職給付に係る調整額 (単位:百万円)

イ. 過去勤務費用	87
ロ. 数理計算上の差異	△ 1,841
ハ. 合計 (イ+ロ)	△ 1,754

	令和2年度	令和3年度																																				
VIII. 退職給付に関する注記	<p>(7) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr><td>イ. 未認識過去勤務費用</td><td>1,244</td></tr> <tr><td>ロ. 未認識数理計算上の差異</td><td>△ 15,525</td></tr> <tr><td>ハ. 合計 (イ+ロ)</td><td>△ 14,280</td></tr> </table> <p>(8) 年金資産の主な内訳</p> <table border="1"> <tr><td>イ. 一般勘定</td><td>99.5%</td></tr> <tr><td>ロ. 債券</td><td>0.5%</td></tr> <tr><td>ハ. その他</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>三. 合計 (イ+ロ+ハ)</td><td>100.0%</td></tr> </table> <p>(9) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、年金資産の過去の運用実績等を考慮しています。</p> <p>(10) 数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <table border="1"> <tr><td>イ. 割引率</td><td>0.26%~0.50%</td></tr> <tr><td>ロ. 長期期待運用収益率</td><td>1.29%~1.60%</td></tr> </table> <p>2. 旧農林共済組合に対する特例業務負担金 法定福利費(事業管理費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため本会が拠出した特例業務負担金715百万円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は7,988百万円です。</p>	イ. 未認識過去勤務費用	1,244	ロ. 未認識数理計算上の差異	△ 15,525	ハ. 合計 (イ+ロ)	△ 14,280	イ. 一般勘定	99.5%	ロ. 債券	0.5%	ハ. その他	0.0%	三. 合計 (イ+ロ+ハ)	100.0%	イ. 割引率	0.26%~0.50%	ロ. 長期期待運用収益率	1.29%~1.60%	<p>(7) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr><td>イ. 未認識過去勤務費用</td><td>1,157</td></tr> <tr><td>ロ. 未認識数理計算上の差異</td><td>△ 13,683</td></tr> <tr><td>ハ. 合計 (イ+ロ)</td><td>△ 12,525</td></tr> </table> <p>(8) 年金資産の主な内訳</p> <table border="1"> <tr><td>イ. 一般勘定</td><td>99.5%</td></tr> <tr><td>ロ. 債券</td><td>0.5%</td></tr> <tr><td>ハ. その他</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>三. 合計 (イ+ロ+ハ)</td><td>100.0%</td></tr> </table> <p>(9) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、年金資産の過去の運用実績等を考慮しています。</p> <p>(10) 数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <table border="1"> <tr><td>イ. 割引率</td><td>0.26%~0.50%</td></tr> <tr><td>ロ. 長期期待運用収益率</td><td>1.29%~1.60%</td></tr> </table> <p>2. 旧農林共済組合に対する特例業務負担金 法定福利費(事業管理費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため本会が拠出した特例業務負担金714百万円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は7,397百万円です。</p>	イ. 未認識過去勤務費用	1,157	ロ. 未認識数理計算上の差異	△ 13,683	ハ. 合計 (イ+ロ)	△ 12,525	イ. 一般勘定	99.5%	ロ. 債券	0.5%	ハ. その他	0.0%	三. 合計 (イ+ロ+ハ)	100.0%	イ. 割引率	0.26%~0.50%	ロ. 長期期待運用収益率	1.29%~1.60%
イ. 未認識過去勤務費用	1,244																																					
ロ. 未認識数理計算上の差異	△ 15,525																																					
ハ. 合計 (イ+ロ)	△ 14,280																																					
イ. 一般勘定	99.5%																																					
ロ. 債券	0.5%																																					
ハ. その他	0.0%																																					
三. 合計 (イ+ロ+ハ)	100.0%																																					
イ. 割引率	0.26%~0.50%																																					
ロ. 長期期待運用収益率	1.29%~1.60%																																					
イ. 未認識過去勤務費用	1,157																																					
ロ. 未認識数理計算上の差異	△ 13,683																																					
ハ. 合計 (イ+ロ)	△ 12,525																																					
イ. 一般勘定	99.5%																																					
ロ. 債券	0.5%																																					
ハ. その他	0.0%																																					
三. 合計 (イ+ロ+ハ)	100.0%																																					
イ. 割引率	0.26%~0.50%																																					
ロ. 長期期待運用収益率	1.29%~1.60%																																					
IX. 税効果会計に関する注記	<p>1. 緯延税金資産及び緯延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (1) 緯延税金資産の総額は1,675,534百万円であり、緯延税金負債の総額は596,599百万円です。緯延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は10,943百万円です。</p> <p>(2) 緯延税金資産の発生原因別の主な内訳は、共済契約準備金(自動車損害賠償責任共済・保険の責任準備金を除きます)1,246,221百万円、価格変動準備金336,999百万円、退職給付に係る負債16,445百万円、自動車損害賠償責任共済・保険の責任準備金28,357百万円です。</p> <p>(3) 緯延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券の評価差額によるものです。</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異 本会の当連結会計年度における法定実効税率は27.92%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率(17.26%)との間の主要な差異は、契約者割戻準備金総入額△5.37%です。</p>	<p>1. 緯延税金資産及び緯延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (1) 緯延税金資産の総額は1,745,229百万円であり、緯延税金負債の総額は526,584百万円です。緯延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は11,712百万円です。</p> <p>(2) 緯延税金資産の発生原因別の主な内訳は、共済契約準備金(自動車損害賠償責任共済・保険の責任準備金を除きます)1,286,649百万円、価格変動準備金361,577百万円、退職給付に係る負債15,405百万円、自動車損害賠償責任共済・保険の責任準備金30,893百万円です。</p> <p>(3) 緯延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券の評価差額によるものです。</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異 本会の当連結会計年度における法定実効税率は27.92%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率(18.49%)との間の主要な差異は、契約者割戻準備金総入額△5.66%です。</p>																																				
X. 重要な後発事象に関する注記	該当事項はありません。	該当事項はありません。																																				
XI. その他の注記	該当事項はありません。	該当事項はありません。																																				

8 債権の状況(連結)

(単位:百万円)

区分	令和2年度末	令和3年度末
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	10,673	10,673
計	10,673	10,673
正常債権	660,400	560,006
合 計	671,073	570,679

(注) 1. ①「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
 ②「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権(①に掲げる債権を除きます。)です。
 ③「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(①および②に掲げる債権を除きます。)です。
 ④「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金(①から③までに掲げる債権を除きます。)です。

- ⑤「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、①から④までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。
2. 上表の当該債権の対象は、貸付金、貸付有価証券(使用貸借または貯貸借契約によるものに限ります。)、未収利息、仮払金です。
 なお、運用資産以外の債権として、このほかに資本貸付金および資本貸付金にかかる未収収益200,007百万円(全額正常債権)があります。
3. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」について、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

9 子会社である保険会社のソルベンシー・マージン比率

共栄火災海上保険株式会社

(単位:百万円)

項目	令和2年度末	令和3年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	227,896	231,594
資本金又は基金等	81,012	87,329
価格変動準備金	4,258	4,953
危険準備金	8	12
異常危険準備金	72,040	76,604
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	62,569	52,462
土地の含み損益	4,446	4,453
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	2,462	2,462
その他	6,023	8,241
(B) リスクの合計額 = $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$	39,524	39,265
一般保険リスク(R ₁)	14,684	15,132
第三分野保険の保険リスク(R ₂)	—	—
予定利率リスク(R ₃)	1,172	1,054
資産運用リスク(R ₄)	28,060	26,767
経営管理リスク(R ₅)	994	991
巨大災害リスク(R ₆)	5,815	6,603
(C) ソルベンシー・マージン比率 = $\frac{(A)}{(B) \times \frac{1}{2}} \times 100$	1,153.1%	1,179.6%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

10 セグメント情報

JA共済連および連結される子会社は共済・保険事業を営んでおり、記載すべき他のセグメント情報はありません。

JA共済連 都道府県本部・全国本部の概要

1 都道府県本部・全国本部の概要

地区別	都道府県本部	長期共済[新契約高]			長期共済[保有契約高]			総合JA数	正組合員戸数	准組合員戸数	正・准組合員合計戸数
		件数	満期共済金額	保障共済金額	件数	満期共済金額	保障共済金額				
東北 北海道 地区	北海道本部	47	451	4,026	836	15,559	65,728	100	41,980	273,879	315,859
	青森県本部	20	92	1,193	291	3,575	21,877	10	57,130	27,148	84,278
	岩手県本部	41	204	1,897	491	5,736	33,231	7	74,093	55,365	129,458
	宮城県本部	45	274	3,627	576	7,022	46,724	10	86,747	59,521	146,268
	秋田県本部	27	160	1,370	417	5,235	25,593	13	75,306	45,468	120,774
	山形県本部	46	273	2,462	559	6,358	35,474	15	75,220	42,426	117,646
	福島県本部	97	553	5,700	961	10,418	64,409	5	115,715	85,868	201,583
関東 甲信越 地区	茨城県本部	48	401	2,482	677	9,396	45,915	17	120,440	60,854	181,294
	栃木県本部	45	310	2,161	610	8,130	41,104	10	82,611	57,881	140,492
	群馬県本部	57	579	2,892	690	9,334	37,679	15	64,965	89,667	154,632
	埼玉県本部	79	1,301	6,516	989	18,421	86,857	15	116,956	194,291	311,247
	千葉県本部	58	731	6,023	745	11,940	71,111	17	120,589	117,811	238,400
	東京都本部	35	665	5,756	536	11,548	66,383	14	33,488	145,869	179,357
	神奈川県本部	66	1,126	8,732	946	19,142	109,985	12	50,935	277,737	328,672
東北 海陸区	山梨県本部	29	246	1,831	355	5,152	27,365	8	52,914	31,100	84,014
	長野県本部	91	678	5,263	1,278	16,272	86,475	14	136,524	103,037	239,561
	新潟県本部	88	621	4,212	1,148	15,478	73,778	19	128,125	112,230	240,355
	富山县本部	27	281	1,693	459	7,172	31,800	15	65,535	45,285	110,820
	石川県本部	49	363	2,633	549	7,527	36,316	16	48,618	48,214	96,832
	福井県本部	25	224	1,715	388	6,306	30,321	2	45,610	58,761	104,371
	岐阜県本部	86	845	4,858	943	12,092	62,159	7	116,856	154,220	271,076
近畿 地区	静岡県本部	131	1,097	10,505	1,539	20,666	136,099	10	112,432	253,265	365,697
	愛知県本部	144	1,742	13,340	1,860	27,739	160,043	20	143,310	401,746	545,056
	三重県本部	65	607	3,218	763	10,483	51,607	7	83,299	86,902	170,201
	滋賀県本部	42	492	2,377	493	7,544	35,784	9	45,638	81,849	127,487
	京都府本部	47	538	4,180	447	6,801	33,088	5	64,674	55,808	120,482
	大阪府本部	50	652	6,414	716	13,069	75,148	14	45,864	233,030	278,894
	兵庫県本部	109	1,339	5,545	1,376	22,469	88,343	14	145,944	242,362	388,306
中四 国地区	奈良県本部	27	487	1,743	333	6,280	22,988	1	41,286	55,093	96,379
	和歌山県本部	38	461	2,292	468	6,963	32,926	8	48,053	107,394	155,447
	鳥取県本部	19	89	945	257	2,997	16,430	3	36,820	30,940	67,760
	島根県本部	43	229	1,680	532	5,172	30,457	1	48,390	113,390	161,780
	岡山県本部	68	665	3,210	757	10,180	48,273	2	101,307	62,755	164,062
	広島県本部	78	783	3,845	870	11,758	57,215	13	105,337	185,307	290,644
	山口県本部	60	514	2,590	707	8,590	40,359	1	60,768	117,896	178,664
九州 地区	徳島県本部	14	141	1,013	242	3,735	21,046	13	50,275	28,429	78,704
	香川県本部	36	453	1,723	438	6,731	28,648	1	51,759	62,064	113,823
	愛媛県本部	48	461	2,120	688	8,327	37,691	11	67,196	137,221	204,417
	高知県本部	26	159	1,773	389	3,991	27,425	3	44,126	55,939	100,065
	福岡県本部	70	759	5,508	949	12,539	73,883	20	92,566	191,349	283,915
	佐賀県本部	29	233	1,323	404	4,581	24,740	4	39,593	60,683	100,276
	長崎県本部	35	151	1,699	429	4,629	30,100	7	42,055	72,635	114,690
全国 本部	熊本県本部	51	246	2,754	657	6,705	41,640	13	73,684	62,425	136,109
	大分県本部	20	109	911	324	3,825	20,648	3	54,769	54,293	109,062
	宮崎県本部	33	167	1,885	477	4,802	29,967	13	41,425	79,894	121,319
	鹿児島県本部	42	217	2,075	650	6,570	37,357	13	70,631	97,206	167,837
	沖縄県本部	9	82	595	161	2,370	12,290	1	40,750	91,773	132,523
全国本部		1	11	11	10	116	116	-	-	-	-
合 計		2,467	23,287	162,343	31,405	441,468	2,314,621	551	3,462,308	5,108,280	8,570,588

(注) 1. 総合JA数は、令和4年7月1日現在のJA全中調査によるものです。

2. 正・准組合員戸数は、「令和2事業年度総合農協統計表」(農林水産省)によるものです。

業
績

経営諸指標

財務諸表

運用資産諸表

その他諸表

JA共済連および
子会社の状況(連結)JA共済連都道府県
本部・全国本部の概要(参考)JA共済連
事業実績の概要

2 都道府県本部・全国本部の所在地一覧 (令和4年7月28日現在)

地区別	都道府県本部	郵便番号	所 在 地	電 話
東 北 地 区	北海道本部	060-0004	札幌市中央区北四条西1丁目1番地	(JA北農ビル) 011-232-6307
	青森県本部	030-0847	青森市東大野2丁目1番地15	(農協会館) 017-729-8701
	岩手県本部	020-0022	盛岡市大通1丁目2番1号	(産業会館) 019-626-8758
	宮城県本部	980-0011	仙台市青葉区上杉1丁目2番16号	(JAビル宮城) 022-264-8511
	秋田県本部	010-0976	秋田市八橋南2丁目10番16号	(秋田県JAビル) 018-864-2345
	山形県本部	990-0042	山形市七日町3丁目1番16号	(山形県JAビル) 023-634-8200
	福島県本部	960-0297	福島市飯坂町平野字三枚長1番地1	(JA福島ビル) 024-554-3355
関 東 甲 信 越 地 区	茨城県本部	310-8668	水戸市梅香1丁目5番18号	(茨城県JA会館新館) 029-232-2209
	栃木県本部	320-0027	宇都宮市塙田4丁目2番15号	(JA共済連栃木ビル) 028-616-1111
	群馬県本部	379-2147	前橋市亀里町1310番地	(群馬県農協ビル) 027-220-2450
	埼玉県本部	330-8559	さいたま市大宮区土手町1丁目2番地	(JA共済埼玉ビル) 048-649-3211
	千葉県本部	260-0031	千葉市中央区新千葉3丁目2番6号	(農業会館) 050-5556-5530
	東京都本部	190-0023	立川市柴崎町3丁目5番19号	(JA東京第3ビル) 042-528-3300
	神奈川県本部	231-0002	横浜市中区海岸通1丁目2番地の2	(JAグループ神奈川ビル) 045-680-3006
東 北 海 陸 地 区	山梨県本部	400-8530	甲府市飯田1丁目1番20号	(JA会館) 055-223-3570
	長野県本部	380-0826	長野市大字南長野北石堂町1177番地3	(JA長野県ビル) 026-236-2325
	新潟県本部	951-8116	新潟市中央区東中通一番町86番地54	(JA共済新潟ビル) 025-230-2310
	富山县本部	930-8544	富山市新緑曲輪2番21号	(農業会館) 076-445-2406
	石川県本部	920-0383	金沢市古府1丁目220番地	(農業会館) 076-240-5511
	福井県本部	910-8688	福井市大手3丁目2番18号	(農業会館) 0776-27-8270
	岐阜県本部	500-8367	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	(JA会館) 058-276-5511
近 地 畿 区	静岡県本部	422-8622	静岡市駿河区曲金3丁目8番1号	(静岡県農業会館) 054-284-9784
	愛知県本部	460-0003	名古屋市中区錦3丁目3番8号	(JAあいちビル) 052-951-3645
	三重県本部	514-0004	津市栄町1丁目960番地	(JA三重ビル) 059-229-9127
	滋賀県本部	520-0044	大津市京町4丁目3番38号	(JAビル滋賀) 077-521-1700
	京都府本部	601-8585	京都市南区東九条西山王町1番地	(京都JAビル) 075-681-5041
	大阪府本部	550-0002	大阪市西区江戸堀3丁目6番38号	(JA共済連大阪ビル) 06-6479-5664
	兵庫県本部	650-0024	神戸市中央区海岸通1番地	(農業会館) 078-333-6155
中 四 地 国 国 区	奈良県本部	630-8131	奈良市大森町57番地の3	(農協会館) 0742-27-4133
	和歌山县本部	640-8331	和歌山市美園町5丁目1番地の1	(和歌山県JAビル) 073-488-5604
	鳥取県本部	680-0833	鳥取市末広温泉町723番地	(鳥取県JA会館) 0857-21-2650
	島根県本部	690-0887	松江市殿町19番地1	(島根JAビル) 0852-31-3580
	岡山県本部	700-0826	岡山市北区磨屋町9番18-301号	(農業会館) 086-234-6827
	広島県本部	730-8676	広島市中区大手町4丁目7番3号	(JAビル) 082-544-3832
	山口県本部	754-8535	山口市小郡下郷2139番地	(JAビル) 083-973-3221
九 地 区	徳島県本部	770-0011	徳島市北佐古一番町5番12号	(徳島県JA会館) 088-634-2555
	香川県本部	760-0023	高松市寿町1丁目3番6号	(香川県JAビル) 087-825-0300
	愛媛県本部	790-8555	松山市南堀端町2番地3	(JA愛媛) 089-948-5516
	高知県本部	781-9511	高知市北御座2番27号	(JA高知ビル) 088-802-8020
	福岡県本部	810-0001	福岡市中央区天神4丁目10番12号	(JA福岡県会館) 092-711-3700
	佐賀県本部	840-0803	佐賀市栄町3番32号	(佐賀県JA会館) 0952-25-5251
	長崎県本部	850-0862	長崎市出島町1番20号	(JA会館) 050-3531-2222
九 地 区	熊本県本部	860-0842	熊本市中央区南千反畠町2番3号	(JA熊本県会館) 096-328-1200
	大分県本部	870-0044	大分市舞鶴町1丁目4番15号	(農業会館) 097-538-6427
	宮崎県本部	880-0032	宮崎市霧島1丁目1番地1	(JAビル) 0985-31-2202
	鹿児島県本部	890-0064	鹿児島市鴨池新町15番地	(JA鹿児島県会館) 099-258-5511
	沖縄県本部	900-0025	那覇市壺川2丁目9番地1	(JA会館) 098-831-5303
	全國本部	102-8630	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	(JA共済ビル) 03-5215-9100
	川崎センター	212-8561	神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2	044-543-3500
九 地 区	大阪センター	532-0003	大阪府大阪市淀川区宮原4丁目6番3号	06-6395-5600
	石岡センター	315-0035	茨城県石岡市南台4丁目10番1号	0299-26-9000
	幕張研修センター	261-0014	千葉県千葉市美浜区若葉3丁目2番8号	050-5541-1000
	豊洲センター	135-8155	東京都江東区豊洲6丁目4番34号	03-6381-2100

〈参考〉JA共済事業実績の概要

1 長期共済〈新契約高〉

(単位:件、保障共済金額は億円、共済掛金は百万円)

共済種類	令和2年度			令和3年度		
	契約件数	保障共済金額	共済掛金	契約件数	保障共済金額	共済掛金
生命総合共済	終身共済	308,134	22,521	910,182	306,401	21,458
	定期生命共済	27,618	3,421	947	30,028	3,440
	養老生命共済	122,741	4,367	87,140	99,532	3,488
	こども共済	98,821	2,354	76,076	79,776	1,877
	医療共済	270,313	458 (-)	11,522	740,563	875 (1,089)
	がん共済	59,266	—	1,501	61,978	—
	介護共済	67,479	1,977 (2,348)	198,275	73,713	2,188 (2,581)
	生活障害共済	57,910	3,072 (2,766)	2,073	56,465	3,093 (2,334)
	特定重度疾病共済	151,116	3,028	3,123	104,402	1,842
	年金共済	348,164	— (2,627)	149,415	129,080	— (866)
計		1,412,741	32,747	1,364,181	1,602,162	31,452
建物更生共済		1,065,935	161,152	466,733	863,498	130,879
財産形成貯蓄共済		2,082	13	106	1,900	11
長期共済合計		2,480,758	193,912	1,831,021	2,467,560	162,343
						1,728,253

- (注) 1. 共済掛金は、初回払込掛金を基本に算出しており、JAが契約者から収納した共済掛金を表示しています。
2. 終身共済(養老生命共済)の保障共済金額欄は、終身共済金額(満期共済金額)と定期特約・三大疾病前払特約・生存特約・家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計です。
3. 定期生命共済の保障共済金額欄には、三大疾病前払特約および生存特約の共済金額を含みます。
4. こども共済は、内書き表示です。なお、共済金割増支払特則付こども共済の保障金額は、共済金額の5倍相当額としています。
5. 医療共済の保障共済金額欄は、上段に定期特約と家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計を表示し、下段の()内に治療共済金額を表示しています。
6. がん共済の保障共済金額欄は、がん死亡共済金額(がん入院共済金額の100倍)です。なお、平成24年度以降に契約されたがん共済にはがん死亡共済金額はありません。

7. 介護共済の保障共済金額欄は、上段に一時払介護共済の死亡給付金額、下段の()内に介護共済金額を表示しています。なお、介護共済には死亡給付金額はありません。
8. 生活障害共済の保障共済金額欄は、上段に一時金型生活障害共済金額、下段の()内に定期年金型生活障害年金原資(年金年額×共済期間×1/2)を表示しています。
9. 特定重度疾病共済の保障共済金額欄は、特定重度疾病共済金額を表示しています。
10. 年金共済の保障共済金額欄は、上段に定期特約共済金額、下段の()内に年金年額を表示し、契約件数欄および年金年額には、年金開始された契約の件数・年金年額を含みません。
11. 「生命総合共済の計」および「長期共済合計」の保障共済金額欄には、医療共済の治療共済金額、介護共済の介護共済金額、生活障害共済の一時金型生活障害共済金額と定期年金型生活障害年金原資(年金年額×共済期間×1/2)、特定重度疾病共済の特定重度疾病共済金額および年金共済の年金年額を含みません。

2 短期共済〈新契約高〉

(単位:件、百万円)

共済種類	令和2年度		令和3年度	
	契約件数	共済掛金	契約件数	共済掛金
火災共済	1,242,568	14,934	1,216,056	14,655
自動車共済	8,175,031	347,956	8,130,636	344,271
傷害共済	5,013,285	10,536	5,310,696	10,186
団体定期生命共済	178,113	22,198	180,233	23,782
自賠責共済	3,261,114	63,040	3,220,106	58,571
その他短期共済	457,273	7,613	416,907	7,320
短期共済合計	18,327,384	466,279	18,474,634	458,788

- (注) 1. 共済掛金は、初回払込掛金を基本に算出しており、JAが契約者から収納した共済掛金を表示しています。
2. 「その他短期共済」とは、団体建物火災共済、定額定期生命共済、賠償責任共済の合計です。
3. 契約件数の集約単位は、次のとおりです。
・火災共済、団体建物火災共済.....符号(目的)件数

- ・自動車共済、傷害共済(福祉事業就業中・福祉事業利用者)、賠償責任共済.....証書件数
・傷害共済(福祉事業就業中・福祉事業利用者以外)、団体定期生命共済、定額定期生命共済.....被共済者数
・自賠責共済.....契約台数

3 長期共済(保有契約高)

(単位:件、保障共済金額は億円、共済掛金は百万円)

共済種類	令和2年度			令和3年度		
	契約件数	保障共済金額	共済掛金	契約件数	保障共済金額	共済掛金
生命総合共済	終身共済	7,315,109	687,293	1,357,196	7,372,409	651,750
	定期生命共済	96,021	10,656	7,808	116,771	12,616
	養老生命共済	3,694,082	230,146	394,306	3,438,148	204,661
	こども共済	1,781,822	75,777		1,772,731	71,600
	医療共済	4,637,443	22,680 (-)	277,327	4,749,615	20,017 (1,274)
	がん共済	1,201,152	2,372	42,940	1,218,070	2,280
	定期医療共済	243,515	4,948	13,307	222,701	4,494
	介護共済	600,364	11,344 (16,756)	208,423	654,089	13,253 (18,661)
	生活障害共済	145,590	6,261 (6,659)	5,914	186,701	8,546 (7,783)
	特定重度疾病共済	150,111	2,999	4,327	237,423	4,205
	年金共済	3,846,527	2,164 (23,422)	606,856	3,826,284	1,945 (23,191)
	計	21,929,914	971,607	2,918,408	22,022,211	911,021
建物更生共済	建物更生共済	9,663,980	1,415,833	1,601,336	9,372,353	1,403,483
	財産形成貯蓄共済	10,955	118	2,555	10,809	116
	長期共済合計	31,604,849	2,387,559	4,522,300	31,405,373	2,314,621
長期共済合計						
31,604,849						

- (注) 1. 共済掛金は、JAが契約者から収納した共済掛金を表示しています。
 2. 平成5年度以前に契約された終身共済、養老生命共済、年金共済については、生命総合共済の終身共済、養老生命共済、年金共済に合算しています。
 3. 終身共済(養老生命共済)の保障共済金額欄は、終身共済金額(満期共済金額)と定期特約、三大疾病前払特約、生存特約、家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計です。
 4. 定期生命共済の保障共済金額欄には、三大疾病前払特約および生存特約の共済金額を含みます。
 5. こども共済は、内書き表示です。なお、共済金割増支払特則付こども共済の保障金額は、共済金額の5倍相当額としています。
 6. 医療共済の保障共済金額欄は、上段に死亡給付金額(入院共済金額の100倍)、定期特約と家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計を表示し、下段の()内に治療共済金額を表示しています。なお、平成22年度以降に契約された医療共済には死亡給付金額はありません。
 7. がん共済の保障共済金額欄は、がん死亡共済金額(がん入院共済金額の100倍)です。なお、平成24年度以降に契約されたがん共済にはがん死亡共済金額はありません。

8. 定期医療共済の保障共済金額欄は、死亡給付金額です。
9. 介護共済の保障共済金額欄は、上段に一時払介護共済の死亡給付金額、下段の()内に介護共済金額を表示しています。なお、介護共済には死亡給付金額はありません。
10. 生活障害共済の保障共済金額欄は、上段に一時金型生活障害共済金額、下段の()内に定期年金型生活障害年金原資(年金年額×共済期間×1/2)を表示しています。
11. 特定重度疾病共済の保障共済金額欄は、特定重度疾病共済金額を表示しています。
12. 年金共済の保障共済金額欄は、上段に定期特約共済金額、下段の()内に年金年額を表示しています。
13. 「生命総合共済の計」および「長期共済合計」の保障共済金額欄には、医療共済の治療共済金額、介護共済の介護共済金額、生活障害共済の一時金型生活障害共済金額と定期年金型生活障害年金原資(年金年額×共済期間×1/2)、特定重度疾病共済の特定重度疾病共済金額および年金共済の年金年額を含みません。

共済用語の解説

■共済約款

共済契約について、「ご契約から共済金などのお支払い・消滅までの取り決めなど」を記載したものです。

■共済証書

ご加入いただいた共済金額、共済期間、付加された特約などのご契約内容を具体的に記載したものです。

■共済掛金

共済契約の保障に対して共済契約者からお払い込みいただくお金のことをいいます。

■共済金

共済事故が発生したときなどに、JA・JA共済連がお支払いするお金のことをいいます。

■共済事故

共済金などが支払われる出来事として共済約款に定められているもので、共済契約のお申し込みの際にその発生が不確定でなければなりません。被共済者の死亡、第1級後遺障害の状態、建物の火災などがその例です。

■共済契約者

JA・JA共済連と共済契約を締結し、共済契約上の権利(例えば、契約内容変更などの請求権)を有し、義務(例えば、共済掛金支払義務)を負う方のことをいいます。

■被共済者

生命共済の加入にあたって、その方の生死などが保障の対象とされる方をいいます。損害共済においては、例えば共済金を受け取る方のことをいいます。

■共済金受取人

共済契約者が指定した方で共済金を受け取ることができると方のことをいいます。

■生存保障

疾病等、生存中の所得喪失への不安に対する保障をいいます。医療共済、がん共済、介護共済、生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済などがこれにあたります。

■死亡保障

生命に万一のことがあったときのための保障をいいます。終身共済、定期生命共済などがこれにあたります。

■後遺障害の状態

疾病または傷害が治癒した後に残存する精神的または身体的なき損状態であって、将来回復見込みのないものをいいます。

■自然災害

自然災害は「風災」、「ひょう災」、「雪災」、「水災」および「地震等」の5災害とし、具体的には次のものをいいます。

- 風災とは、台風等をいい、これらによる洪水、高潮、高波、土砂崩れを除きます。
- ひょう災とは、降ひょうによる災害をいいます。
- 雪災とは、豪雪の場合におけるその雪の重み、落下などによる事故またはなだれをいい、融雪水の漏入もしくは凍結または融雪洪水を除きます。
- 水災とは、台風等による洪水、融雪洪水、高潮、高波、土砂崩れ、落石等をいいます。
- 地震等とは、地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波などをいいます。

■割増・割引等級

自動車共済における共済事故の有無や件数等を、継続されるご契約の共済掛金に反映させる割増・割引等級制度で用いられる指標をいいます。

■主契約

共済契約のもっとも基本となる契約部分で、特約を付加する対象となっている主たる部分のことです。

■特則・特約

主契約に付加することにより、保障内容を充実させる、または利便性を向上させるなど、上乗せとなる契約部分のことです。なお、単独では契約することはできません。

■診査

生命共済契約のお申し込みの際にJAの指定する医師(診査医)により診察・問診などを受けることをいいます。

■告知事項

共済金の支払事由等の発生の可能性に関する重要な事項のうち、告知書または共済契約申込書で質問した事項をいいます。

■契約日

生命総合共済・建物更生共済においては、ご契約上の保障(責任)を開始する日をいい、共済期間などの計算の基準日となります。短期共済においては、共済契約のお申し込みがなされた日をいい、保障(責任)を開始する日は別に定める「始期日」となります。

■契約応当日

ご契約後の共済期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことをいいます。

■共済年度

契約日から起算して、最初の1か年を第1共済年度といい、以降順次、第2共済年度、第3共済年度といいます。

■払込期月

共済掛金をお払い込みいただく月のことをいいます。

■払込猶予期間

共済掛金のお払い込みについて、猶予される期間のことをいいます。

■失効

共済掛金の払込猶予期間を過ぎても共済掛金のお払い込みがない場合等に、共済契約の効力が失われることをいいます。

■復活

共済契約が失効した日以後3年以内に所定の手続きにより、共済契約の効力をもとの状態に戻すことをいいます。

■満期

ご契約いただいた保障期間が満了することをいいます。満期が到来したときに被共済者が生存(共済の対象が耐存)していた場合には、満期共済金受取人に満期共済金をお支払いします。

■免責

共済事故が発生していても、一定の事由により、共済者であるJA・JA共済連が共済金のお支払いを免れることをいいます。

■返れい金

共済契約が解約された場合などに、共済契約者にお支払いするお金のことをいいます。ご契約から短期間で解約されますと、返れい金はまったくないか、あってもわずかな金額となります。

■割戻金

毎年の決算において剩余が生じた場合に、共済契約者に公平に分配してお支払い(還元)するお金のことをいいます。

■共済証書貸付

共済契約者が一時的に資金が必要になった場合、一定額をお貸しする制度です。

農業協同組合法施行規則に基づく索引

農業協同組合法施行規則 第204条第1項第2号(単体決算関係)

イ 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
(1)業務の運営の組織	82
(2)理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	80
(3)会計監査人の氏名又は名称	128
(4)事務所の名称及び所在地	81・171
□ 組合の主要な業務の内容	78
ハ 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	18
(2)直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	18
(i) 経常収益	
(ii) 経常利益又は経常損失	
(iii) 当期剰余金又は当期損失金	
(iv) 出資金及び出資口数	
(v) 純資産額	
(vi) 総資産額及び特別勘定として経理された資産	
(vii) 責任準備金残高	
(viii) 貸付金残高	
(ix) 有価証券残高	
(x) 共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)	
(xi) 法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額	
(xii) 職員数	
(xiii) 保有契約高	
(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第五に掲げる事項	
（別表第五）	

◎主要な業務の状況を示す指標

一 共済種類別新契約高及び保有契約高又は、 元受共済掛金	94・95・96・97・172・173
二 共済契約種類別保障機能別保有契約高	98
三 共済種類別支払共済金の額	99
◎共済契約に関する指標	
一 共済種類別保有契約増加率	105
二 新契約平均共済金額及び保有契約平均共済金額	106
三 解約失効率	107
四 月払契約の新契約平均共済掛金	107

五 契約者割戻しの状況	103
六 再保険を引き受けた保険会社の数	109
七 上位5社に対する支払再保険料の割合	109
八 格付業者による格付に基づく区分ごとの 支払再保険料の割合	109
九 未収再保険金の額	109
◎経理に関する指標	
一 責任準備金の積立方式及び積立率	149
二 共済種類別契約者割戻準備金明細	150
三 引当金明細	151
四 国別特定海外債権残高	151
五 利益準備金及び任意積立金明細	148
六 運用不動産処分益及び運用不動産処分損	140
七 事業普及費及び事業管理費明細	151
◎財産運用に関する指標	
一 主要資産の平均残高	130
二 主要資産の構成及び増減	130
三 主要資産の運用利回り	130
四 財産運用収益明細	131
五 財産運用費用明細	131
六 利息及び配当金収入等明細	131
七 有価証券種類別残高	132
八 有価証券種類別残存期間別残高	133
九 業種別保有株式の額	135
十 國内企業向け企業規模別残高	137
十一 共済契約貸付及び業種別の貸付金残高並びに 当該貸付金残高の合計に対する割合	136・137
十二 使途別の貸付金残高	138
十三 担保種類別貸付金残高	138
十四 運用不動産残高	140
十五 海外投融資残高	141
十六 海外投融資の地域別構成	142
十七 海外投融資運用利回り	141
◎その他の指標	
一 業務用固定資産残高	147
二 特別勘定資産残高	146

二 契約年度別責任準備金残高及び予定利率	149
ホ 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項	
(1)リスク管理の体制	68
(2)法令遵守の体制	65
(3)次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
(i)指定共済事業等紛争解決機関が存在する場合	
当該組合が手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称	
(ii)指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合	75
当該組合の苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	
ヘ 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	110・112・113
(2)組合の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(i)から(iv)までに掲げるものの合計額	139
(i)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(ii)危険債権	
(iii)三月以上延滞債権	
(iv)貸付条件緩和債権	
(v)正常債権	
(3)共済金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	108
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	143
(i)有価証券	
(ii)金銭の信託	
(iii)デリバティブ取引	
(iv)金融等デリバティブ取引	
(v)有価証券関連デリバティブ取引	
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	151
(6)貸付金償却の額	131
(8)会計監査人による監査を受けている旨	128
ト 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容	該当せず

農業協同組合法施行規則
第205条第2号(連結決算関係)

イ 組合及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

(1)組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	84
(2)組合の子会社等に関する次に掲げる事項	85
(i)名称	
(ii)主たる営業所又は事務所の所在地	
(iii)資本金又は出資金	
(iv)事業の内容	
(v)設立年月日	
(vi)組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
(vii)組合の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	

ロ 組合及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	153
(2)直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	153
(i)経常収益	
(ii)経常利益又は経常損失	
(iii)当期利益又は当期損失	
(iv)純資産額	
(v)総資産額	

ハ 組合及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	153・154
(2)組合及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(i)から(iv)までに掲げるものの合計額	168
(i)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(ii)危険債権	
(iii)三月以上延滞債権	
(iv)貸付条件緩和債権	
(v)正常債権	
(3)組合の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	169
(4)当該組合及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	169

ニ 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容



<https://www.ja-kyosai.or.jp/>

